

平成19年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

3月12日（月）

○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	14
2番 関 口 雅 敬 君	14
14番 渡 辺 強 君	22
3番 村 田 正 弘 君	33
8番 大 澤 タキ江 君	37
7番 新 井 利 朗 君	47
9番 梅 村 務 君	54
4番 大 島 瑠美子 君	66
○延会について	70
○次会日程の報告	70
○延 会	70



3月13日（火）

○開 議	75
○議案等の説明のため出席した者の紹介	75
○議事日程の報告	75
○町長提出議案の報告及び一括上程	75
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	75
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度長瀬町一般 会計補正予算（第4号））	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	77

・議案第2号 長瀬町行政組織条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	8 0
・議案第3号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	8 7
・議案第6号 長瀬町若者定住促進宅地分譲条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	9 5
・議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第8号 長瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第9号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第10号 秩父広域市町村圏組合の規約変更について	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	1 0 2
・議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第12号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	1 1 0
・議案第13号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	1 1 3
・議案第14号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	1 1 4
・議案第15号 平成18年長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	1 1 6
・議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算	
○延会について	1 5 0
○次会日程の報告	1 5 0
○延 会	1 5 0



3月14日（水）

○開 議	1 5 3
------	-------

○議案等の説明のため出席した者の紹介	1 5 3
○議事日程の報告	1 5 3
○議案第 1 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 5 3
・議案第 1 7 号 平成 1 9 年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第 1 8 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 0
・議案第 1 8 号 平成 1 9 年度長瀬町老人保健特別会計予算	
○議案第 1 9 号の説明、質疑、討論、採決	1 6 2
・議案第 1 9 号 平成 1 9 年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第 2 0 号の説明、質疑、討論、採決	1 7 0
・議案第 2 0 号 第 4 次長瀬町総合振興計画（案）について	
○議案第 2 1 号の説明、採決	1 8 6
・議案第 2 1 号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第 2 2 号の説明、採決	1 8 7
・議案第 2 2 号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
・発議案第 1 号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
○発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
・発議案第 2 号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
・発議案第 3 号 蓬来島とその周辺地域の良好な環境管理の継続を求める意見書	
○発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
・発議案第 4 号 給食費未納の解消に関する決議	
○常任委員会所管事務調査の委員長報告の件	1 9 3
○町長あいさつ	1 9 4
○閉 会	1 9 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第8号

平成19年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年3月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成19年3月12日（月）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

2 番	関	口	雅	敬	君	3 番	村	田	正	弘	君
4 番	大	島	瑠	美	子	5 番	齊	藤		實	君
6 番	野	原	武	夫	君	7 番	新	井	利	朗	君
8 番	大	澤	夕	キ	江	9 番	梅	村		務	君
10 番	西	山	津	智	男	11 番	野	口		清	君
12 番	岩	田	義	和	君	13 番	染	野	光	谷	君
14 番	渡	辺		強	君						

不応招議員（なし）

平成19年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成19年3月12日（月曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

2番 関 口 雅 敬 君

14番 渡 辺 強 君

3番 村 田 正 弘 君

8番 大 澤 タキ江 君

7番 新 井 利 朗 君

9番 梅 村 務 君

4番 大 島 瑠美子 君

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南	昭	書記	石	川	正	木
------	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（西山津智男君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（西山津智男君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成18年11月から平成19年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

平成18年12月10日に、小鹿野町飯田集会所で「飯田鉄砲まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

平成19年1月6日に、秩父消防本部で「秩父広域消防出初式」が開催され、副議長大島瑠美子君、広域市町村圏組合議会議員、齊藤實君、梅村務君ともども出席いたしました。

1月15日に、秩父市の秩父宮記念市民会館で「JAちちぶ新年祝賀会」が開催され、出席いたしました。

1月17日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月24日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同視察研修」が開催され、寄居町の「環境整備センター」、江南町の「循環器・呼吸器病センター」などを副議長大島瑠美子君、議会事務局長南昭君ともども視察いたしました。

3月1日に、さいたま市の埼玉自治会館で「埼玉県町村議会議長会の定期総会並びに自治功労者表彰式」が開催され、出席いたしました。

なお、この表彰式において、在職15年以上で功労のあった議員として、11番、野口清君が全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受賞されましたので、ご報告いたします。

3月4日に、秩父市の吉田元気村で「ちちぶバイオマス元気村発電所竣工式」が開催され、副議長大島瑠美子君に出席していただきました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 本定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。本日、3月定例議会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平成19年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は、観測史上初めてと言われるほどの記録的な暖冬で、当町でも積雪が観測されず、気温も平年に比べかなり高かったようであります。気象庁の3カ月予報などによりますと、春も暖かく、夏も暑くなるのではないかと予想しているようであります。改めて、地球規模での環境対策を講じ、温暖化防止に努めなければならないと実感をしているところであります。

冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園や梅園につきましても、ことしは暖冬の影響もあり、開花は早まり、大勢の観光客やハイカーの方々が訪れたようであります。春先の渇水が心配されますが、これから一雨ごとに暖くなり、桜を初めとする花の季節を迎え、本格的な春の訪れを迎えることと思います。

さて、経済を取り巻く状況は、緩やかな景気の拡大が続いているとの報道の中、地方を取り巻く環境は依然不透明感が否めません。現実には、物価や個人消費の先行き感が不透明であり、我々国民にとっては景気の回復感が実感できない状況であります。

こうした社会経済情勢の中、私は、住民に一番身近に接する町の代表者として、住民の皆様のご理解をいただけるよう、簡素な行政運営を進める中にも、安心、安全に暮らしていけるまちづくりを進めるべく日々努めているところであります。厳しい財政運営の中で町づくりを進めていくには、町民の自主的な行動のもと、町民・地域と行政がよきパートナーとして連携をし、それぞれの知恵と責任において町民との協働の町づくりを進めることが大事なことではないかと感じております。

さて、ここで12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

初めに、総務関係でございますが、行財政改革につきましては、昨年策定いたしました行政改革実施計画などにに基づき、職員一丸となって、計画年度にとらわれず、前倒しで取り組んでおるところであります。実施項目の一つに掲げてございます簡素で効率的な組織・機構の見直しであります。社会情勢の変化などによる多様化・高度化する行政課題を的確に把握し、効率的で質の高い行政サービスを行うべく、今議会に「行政組織条例」を提案させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、健康福祉関係について申し上げます。去る3月1日、「第9回福祉スポーツレクリエーション大会」が中央公民館で開催されました。これは、町内在住の心身障害者やその家族が、スポーツやレクリエーションを通じて心身のリフレッシュを図り、親睦を深めてもらうため開催しているものであります。当日は、民生委員さんやボランティア連絡協議会の皆さんを初め大勢の関係者の方々にご協力をいただき、盛大に開催することができました。参加された方々は、障害者の方でも気軽に参加できる競技種目に一日楽しんでいただけたものと思います。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

続いて、観光関係について申し上げます。昨年はおくれましたロウバイも、ことしは順調過ぎるぐらいに咲き、1月においては昨年の2倍以上のお客様に、また全体でも、前々年と同程度、前年と比べては1.3倍程度のお客様においでいただいたと聞いておりますが、そのロウバイも終わり、宝登山では梅も見ごろとなってまいりました。また、3月4日には、秩父路に春を告げる「長瀬火祭り」が宝登山山ろくで盛大に行われました。当日は、秩父各地の郷土獅子舞の奉納や秩父屋台ばやしなどが行われ、大勢の見物客でにぎわいました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。教育をめぐるさまざまな問題が連日のように論議され、また報道されている昨今でございます。中でも、「学力低下」を招いた背景から、「ゆとり教育」の見直しという言葉がよく聞かれるようになってまいりました。授業時間確保のため、夏休みなどの長期休業の縮減策などが改善策として取り上げられておりますが、今後教育委員会で検討していく課題であります。また、給食費の未納問題も全国的な問題として取り上げられました。これらについても、引き続き教育委員会を中心に問題解決に向けた取り組みを行ってまいりたいと思います。

さて、事業の実施報告ですが、毎年恒例の成人式を1月7日に行い、新たに125名が成人の仲間入りをいたしました。議員の皆様にはご参加をいただき、ありがとうございました。

次に、2月24日、平成18年度長瀬町スポーツ賞授与式を行い、功労賞1名、本年度各種大会で優秀な成績をおさめた個人11名、団体8団体が受賞し、それぞれ功績をたたえました。

以上、今定例会までの主な事業などの報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、予算の専決処分1件、条例の制定案5件、条例の一部改正案3件、一部事務組合理約の変更案2件、補正予算案4件、新年度予算案4件、総合振興計画案1件、人事案件2件の合わせて22議案であります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも町政進展のため重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（西山津智男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

11番 野 口 清 君

12番 岩 田 義 和 君

13番 染 野 光 谷 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（西山津智男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から14日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間とすることに決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（西山津智男君） 日程第3、町長の施政方針。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 平成19年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日ごろ町政にご尽力をいただいていることに対しまして敬意を表しますとともに、感謝申し上げる次第であります。

平成19年度の予算案を初め諸議案のご審議をお願いするに先立ち、町政運営の基本方針と主要な施策につきまして申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

当町の財政は、「三位一体改革」の影響などにより安定した歳入確保が難しい状況にあり、歳出面では、扶助費を初め維持管理経費などの義務的経費や補助費、施設の老朽化による施設改修経費が増大し、町債残高も増加傾向にあるなど厳しい状況にあります。また、これまで財源不足を補ってきた基金残高も残りわずかとなり、直面する財政危機の克服が緊急の課題となっております。こうした中であって、多様に刻々と変化する住民要望にこたえ、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上に努めていかなければなりません。

平成19年度の当初予算の編成に当たりましては、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されるため、町民サービスの質を高めて一層の充実を図るよう、職員一人一人が前例にとらわれることのない新しい発想による歳入確保のための取り組みやコスト削減、「事務事業総点検」による継続的な見直しと徹底、「行

政改革大綱・実施計画」を予算編成に反映させるとともに、平成18年度に策定中でありました「第4次長瀬町総合振興計画」を念頭に置き、施策・事業を精査、選別した主体的な見直しを行いました。

それでは、平成19年度における主要な施策につきまして申し上げます。

初めに、「住民と行政の協働」につきましてご説明いたします。

厳しい財政事情の中で、行政改革大綱及び実施計画に基づき、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を目指して、職員一人一人が常に行政改革の意識を持ち、さらに徹底した行財政改革に職員一丸となり取り組んでまいります。特に住民サービスの向上を図るため、月2回、金曜日の夜間と毎月最終日曜日の窓口業務の開庁を引き続き実施してまいります。さらに、情報化の推進として、町のホームページなどを活用し、行政情報の提供を充実してまいります。

「まちづくり推進体制の整備」につきましては、まちづくりを推進していく中で、まちづくりの主役である町民の皆様から幅広く町政へのご提言などをいただき、町政に反映させるため、「町への提案制度」を充実させてまいります。また、男女共同参画社会の実現を図るため、各種委員の公募制を引き続き実施するとともに、女性の登用の推進を一層図ってまいります。

「コミュニティの育成」につきましては、コミュニティづくり運動を通じて、町民の皆様が心豊かで触れ合いのある住みよい地域社会を構築していくため、引き続き「長瀬町コミュニティ協議会」の活動を支援してまいります。また、地域住民相互のコミュニティ活動の推進の一助とするため、各行政区が行う環境整備にかかわる事業に対し助成する「地域振興対策事業補助金」制度を引き続き実施してまいります。さらに、町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する「共催・後援事業補助金制度」を引き続き実施してまいります。

次に、「快適な環境と暮らし」につきまして申し上げます。

初めに、「交通体系の整備」につきましては、豊かな自然環境を生かした長期的な視野に立ち、町民の皆様のご生活環境の向上や交通の安全性の向上を図るとともに、個性豊かで質の高いまちづくりを進めるため、国道や県道の整備促進を県に要望してまいります。また、在来の道路網のあり方を尊重し、整合性のとれた道路網づくりを計画的に実施し、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、町道の改良などを実施してまいります。

「交通安全対策」につきましては、交通弱者である歩行者や自転車利用者の安全を確保するとともに、交通事故を防止するため、通行に危険な箇所や交通事故が多発する地点に道路照明灯、カーブミラー、ガードレールなどを設置し、地域住民の安全を確保する必要があります。このため、警察や関係機関と一緒に道路診断を実施し、地域住民が生活の場として利用している生活道路の危険箇所の改善を進めてまいります。また、警察や交通関係団体などの協力を得て、交通安全の啓蒙活動として街頭指導やキャンペーンを実施し、子供から高齢者まで幅広い階層を対象に「交通安全教室」を開催するなど、町民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、町ぐるみで交通事故防止運動を推進してまいります。

「防犯対策」につきましては、犯罪を未然に防ぐ地域づくりを推進するため、警察及び関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、町民一人一人の防犯意識の高揚や自主防犯組織の育成・支援に努め、地域の総合的な防犯体制の強化を図ってまいります。交通指導員による児童生徒の下校時の交通安全指導にあわせて防犯パトロール活動も行なってまいります。

「住環境の整備」につきましては、定住人口の充実を図るため、「長瀬町若者定住促進宅地分譲条例」を制定し、当町が造成した宅地をみずから居住するための住宅を必要とする方に対し分譲し、定住促進を

図るとともに、住宅に困っている低所得者などが快適な環境の中で安全で安心して暮らせるように、既設の町営住宅の適正な維持管理を行ってまいります。

「危機管理対策の推進」につきましては、当町は、自然環境に恵まれている一方で、未改修の水路が多く、侵食が進んでいるため、災害対策といたしまして、引き続き荒川や砂防指定地の護岸工事や流路整備の改修を県に要望してまいります。

町民の皆様の安全な暮らしを守るため、引き続き消防防災活動の充実に努め、特に火災発生時に有効な消火活動が行えるよう、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図ってまいります。

台風や地震などの自然災害に備え、非常食や毛布の備蓄を行うとともに、地域防災体制を進めるため、町民の皆様に対し、防災知識の啓蒙や自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。また、現状に即した地域防災計画の見直しや有事などに備えるための危機管理運用マニュアルについて検討してまいります。

「自然環境の保全・景観形成」につきましては、町民の皆様を初め観光客の方々にも花を楽しんでいただくように、公共的な場所への花の提供や運動協力団体への花や植栽に必要な資材などの支給を行ってまいります。さらに、県内のすぐれた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図るための県立自然公園条例に基づく許認可進達事務を埼玉県の委託を受けて行ってまいります。

「環境衛生の推進」につきましては、ごみの発生や不法投棄、不適正処理による環境悪化の防止を図るとともに、行政区との連携で行っております「ごみゼロ運動」や「空き缶回収機による回収事業」「不法投棄パトロールによる撤去作業」なども引き続き実施してまいります。また、回収団体に報償金を交付する有価物回収事業や生ごみ処理機、ごみステーションボックスの購入助成などを引き続き行うとともに、秩父広域市町村圏組合でのペットボトルの回収などにより、ごみの減量化、資源化を図ってまいります。

下水道区域外の地域の生活環境の向上と水質保全のため、単独浄化槽からの転換や新設に対して補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

次に、「産業の振興」について申し上げます。

まず、「農業の振興」につきましては、生産体制の強化や構造の改善、観光農業の振興などにより特色のある農業を推進します。また、地産地消の推進や集落営農活動の促進など農業の活性化を図ってまいります。

「林業の振興」につきましては、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、基盤となります林道の維持管理を実施いたします。

「商工業の振興」につきましては、町内の商工業者の経営安定や育成指導などに当たる商工会へ助成を行ってまいります。また、商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を国民生活金融公庫から借り入れた場合、町が引き続き利子補給を行い、商工業の健全な発展を支援してまいります。

「消費者の保護」につきましては、関係機関との連携により、消費生活相談などの相談業務の充実や消費者としての権利意識の向上を図ります。また、くらしの会などの消費者団体の育成に努め、消費生活に関しての自主的活動を支援いたします。

「魅力ある観光地づくり」につきましては、観光地長瀬のイメージアップを図り、観光地としての魅力をさらに高めるための観光公衆トイレの設置を初め、訪れる観光客が安心してハイキングを楽しむことができるよう、道標の整備や遊歩道の維持管理に努めてまいります。また、観光関連団体との協調によるイベントの開催や観光キャンペーンへの参加などにより、観光地長瀬のさらなる周知に努めてまいります。

さらに、テレビ・ラジオ等のマスメディアを利用し、的確な観光情報の提供に努めてまいります。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」につきまして申し上げます。

まず、「高齢者の福祉」につきましては、全国的に高齢化が深刻化する中、当町の高齢化率も全国平均を上回っており、高齢化の進行や障害の重度化・重複化により、一層介護保険制度の充実を図る必要があります。このため、「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住みなれた地域の中で安心して生き生きと暮らしていくことができるよう、高齢者や要介護者の要望に即したサービスの提供を行うなど各種高齢者対策を推進してまいります。

昨年度設置しました「地域包括支援センター」ではありますが、地域にあるさまざまな社会資源を使って高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、総合的なケアマネジメントを行い、適切・有効なサービスが提供できるよう相談・指導などを行ってまいります。主な事業として、介護予防対象者の選定や介護予防プランの作成、地域のケアマネジャーの支援、介護保険だけでなく総合的な相談・支援を行っており、対象者や相談者が急増しているため、こころはさらに支援センター機能を充実させ、いつでも気軽に相談できる体制づくりを図ってまいります。

「障害者の福祉」につきましては、すべての障害者が適切なサービスを受け、安心して生活ができるよう支援いたします。特に昨年4月から障害者自立支援法が施行され、10月から本格実施となりました。この自立支援法は、これまでの身体障害者・知的障害者に精神障害者も加え、3障害を一括してサポートする制度として、障害者が利用しやすいよう、障害者の立場に立ったサービス提供や情報提供を行っております。また、精神障害者の社会復帰や自立支援を促進するため、精神障害者やその家族の相談援助活動も充実させ、精神的負担の軽減を図ってまいります。

「児童福祉」につきましては、少子化対策の一環として、昨年度児童手当法が大幅に改正され、支給対象が小学校6年生まで拡大されましたが、さらに本年4月から、第1子、第2子についても月額5,000円を1万円とすることや本年度も保育料は据え置くなど、子育てに係る経済的な負担軽減を図ってまいります。また、第一小学校内に設置している放課後児童クラブの充実など、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成を図ってまいります。

また、多発している児童虐待などにつきましては、早期発見・早期対応を図るため、福祉・教育・学校などの関係機関との連携を強め、「要保護児童対策地域協議会」を立ち上げるなど、児童福祉対策をさらに推進いたします。

「健やかな健康づくり」につきましては、みずからの健康はみずから守るという健康管理意識の高揚を図り、健康相談・健康教育事業や各種がん検診、基本健康診査や介護予防健診などを実施してまいります。また、高齢者に対するインフルエンザの予防接種や人間ドックの一部助成、気軽にできるウォーキングの普及など、健康の保持増進・生活習慣病の予防を引き続き図ってまいります。

また、高齢者の介護予防対策といたしまして、気軽にどこでもできる「元氣もりもり体操」をさらに推進し、介護保険認定で非該当となった方や虚弱高齢者、一般の高齢者を対象に、転倒予防の筋力アップや栄養改善などを取り入れた介護予防事業を行い、元氣高齢者の育成を図ってまいります。

「地域保健福祉の充実」につきましては、本格化する高齢社会に備え、だれもが心豊かに安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、地域ぐるみで福祉活動への参加が必要であると考えております。このため、地域福祉の担い手である社会福祉協議会と町が連携するとともに、今後団塊世代の退職者が見込まれるため、その方々の協力を得て、老人クラブやボランティア活動団体などに積極的に参加していた

だき、地域のネットワークづくりを促進し、地域における相互扶助意識の高揚を図ってまいります。

また、シルバー人材センターで実施している「福祉有償運送事業」を推進し、在宅の移動制約者の日常生活の利便を図っていくなど、高齢者や障害者が住みなれたところで健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域に根差した地域保健福祉活動を推進いたします。

「保険制度の適正な運営」につきましては、各種医療及び介護保険の推進にあわせ、福祉三医療の適正な事業執行に努めます。

国民健康保険につきましては、制度改正に伴い、平成20年度から健康診断や健康指導が義務化されますとともに、老人保健につきましては、各都道府県を単位とする広域連合が設置され、後期高齢者医療につきましては平成20年度から広域連合で実施されることになるなど、医療制度が大幅に改正されました。平成19年度におきましては、平成20年度からの本稼働に向けての諸準備の年であり、新たな組織体制により対応してまいります。

なお、引き続き、健康指導の際の疾病内容分析結果をもとに対応策を検討し、疾病にかからないよう、その予防に努めてまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」につきまして申し上げます。

子供たちが安心して学ぶことができる教育環境を整備し、一人一人の個性を伸ばす教育の実践ができる学校づくりを目指します。

まず、「安心して学べる教育施設整備」につきましては、長瀬中学校体育館の老朽化に伴う改修工事を行います。災害時における町民の避難場所としての機能も充足させる必要があることから、単に学校施設整備という観点だけでなく、地域住民の安全確保にも資するものであります。

また、教育施設の耐震診断を順次実施しているところですが、平成19年度は長瀬第一小学校、長瀬第二小学校の校舎2棟の診断を行い、今後診断結果により耐震化を推進してまいりたいと考えております。

学校給食センターにつきましては、施設の老朽化に伴う屋根の改修工事を実施いたします。

「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」につきましては、子供の成長過程に即した教育支援策を考慮し、幼稚園教育におきましては、保護者負担の軽減を図り、就園しやすい教育支援として、私立幼稚園への「就園奨励費の助成」を引き続き行います。

国際化の進展に伴い、幼稚園児から小中学校の児童生徒を対象に「国際理解教育」を実施いたします。幼稚園・保育園におきましては、園で実施する外国人を指導者として実施する「国際理解教育事業」に対して助成を行い、小中学校におきましては、外国語青年語学指導助手による英語の授業を行い、英語教育の充実を図ってまいります。

さらに、不登校児童生徒や児童虐待など問題を抱える子供たちへのきめ細かな教育支援策として、新規事業で「さわやか相談員」「親と子の相談員」「問題を抱える子供等の自立支援協力員」を配置するなどの人的支援を充実してまいります。その他、理科が得意な人材の登用による「理科支援員」を配置し、小学校理科教育の活性化と充実並びに小学校教員の理科指導力の向上を図ってまいります。

「小中学校における情報教育の推進」につきましては、教育活動上の効果に資するのみでなく、学校運営の改善や学校・家庭・地域の密接な連携が促進できることから、今後も環境整備を初め情報科教育の推進を行ってまいります。特に本年度は中学校のコンピューターの整備を行います。

「青少年育成活動の推進」につきましては、不登校や引きこもり、問題行動や非行防止に対応するため、「青少年健全育成長瀬町民会議」を核に、青少年育成推進員、青少年相談員などの活動費の助成を初め、

青少年関係団体と連携し、青少年の健全育成推進に努めてまいります。

また、学校や登下校時における子供たちの安全を守るための「学校パトロール活動事業」につきましては、今年度も県の「防犯のまちづくり支援事業」の補助を受け、パトロール活動の充実を図るとともに、大勢の町民ボランティアの皆様のご協力をいただき、さらに、学校、家庭、地域、関係機関の連携した活動ができるよう、定期的な情報交換会を兼ねた研修会を行うなどの機会を設け、推進体制の構築化に向け取り組んでまいりたいと思います。

「生涯学習の推進」につきましては、生涯にわたり一人一人が自己実現できるよう、生涯学習を推進してまいります。活動拠点施設としての中央公民館を中心に、町民のニーズに対応した講座や教室の開催により、町民の学習活動を支援してまいります。

「人権の尊重」につきましては、人権問題に対する理解と認識を深めるため、町民の皆様を対象に講演会を開催するなど啓発を行ってまいります。学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じた指導計画に基づく学習を通じ、正しい理解と認識を深め、差別やいじめを許さない、負けない児童生徒の育成に努めてまいります。

「生涯スポーツの振興」につきましては、町民の健康づくり、体力増進に資するため、町体育協会、町スポーツ少年団と連携を図りながら、子供から高齢者まで身近で気軽に参加できるスポーツの普及を図るとともに、各種スポーツ教室を実施してまいります。また、体育施設の整備におきましては、中学校体育館、中学校屋外照明の修繕などを実施いたします。

「歴史と文化の伝承」につきましては、先人の残した貴重な文化遺産を保存し、後世に受け継いでいくのは私たちの責務であります。このため、国指定重要文化財の「旧新井家住宅」を初め、町内に存在する文化財の保存、活用にも努めてまいります。特に旧新井家住宅と併設の郷土資料館につきましては、民間活力の協力を得て、養蚕農家の特色を生かした事業などの実施により、観光客の誘客並びに施設の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、「花の里づくり事業」の実施地と隣接という立地条件にあることから、誘客並びに活性化の面で相乗効果が得られるよう、今後も検討してまいります。

以上のような施策を盛り込み、平成19年度の当初予算案の編成を行いました結果、その規模は、一般会計27億9,679万3,000円、対前年度伸び率1.6%の減、国民健康保険特別会計9億2,009万7,000円、対前年度伸び率5.8%の増、老人保健特別会計7億7,084万6,000円、対前年度伸び率0.6%の増、介護保険特別会計5億775万7,000円、対前年度伸び率0.9%の増となりました。一般会計と三つの特別会計を合わせますと49億9,549万3,000円で、対前年度伸び率0.3%の増となりました。

以上、平成19年度の予算編成と町政運営の基本的な考え方、主要施策の概要につきましてご説明申し上げます。

何分にも極めて厳しい財政状況下にありますので、今後もより一層の行財政の簡素、効率化を進め、公共サービスと住民負担のバランスを再検討し、税収の確保、受益者負担の適正化など財源の確保に努める必要があります。事業実施に当たりましては、さらに精査、検討を重ねながら、限られた財源の適正かつ効果的・効率的な予算執行に努め、住民生活の向上を図ってまいりたいと考えます。

今後とも、町民の皆様との対話により、職員と一丸となって町政発展のため全力で取り組む次第であります。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、

後ほど事務局に配付いたさせます。



◎町政に対する一般質問

○議長（西山津智男君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

では最初に、2番、関口雅敬君の質問を許します。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

初めに、提案制度について町長にお伺いいたします。現在町が実施している、町民が主役、そして開かれた町政を進めるために、庁舎等に設置してある提案箱や町ホームページの「交流広場」に寄せられる要望、質問事項などについては、町政に民意を反映させるためのものだと認識していますが、改めてその目的と実績、回答方法、施策への反映状況をお伺いいたします。

2番目、町民体育祭りの再開について町長にお伺いいたします。高齢化が進行する現在、また年齢に関係なく、さまざまな生活習慣病などの増加による医療費の増加が財政に占める割合が大きくなっている中、体力に見合った運動が必要ではないでしょうか。ある自治体が5年間、運動を奨励したり、生活習慣の指導をしたりして住民に啓発活動を行った結果、医療費が削減できたというテレビ放送がありました。そんな啓蒙活動の大きな機会が町民体育祭りと考えますが、復活させる意思があるのかお伺いをいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の最初の質問にお答えいたします。

まず最初に、町への提案制度の目的ですが、町政の効率的、効果的な運営に役立てるため、町民の皆さんに日ごろから思っている提言や要望などを伺い、まちづくりに反映させていくため、平成17年6月にスタートさせたものであります。

次に、実績ですが、平成18年度の現在までの町への提案制度としていただきました件数は、11人の方から19件の提案、要望をいただいております。内訳は、郵送によるもの4件、電子メールによるもの4件、提案箱への投稿3件、直接持参1件であります。

次に、内容ですが、施設改善や事務の見直し、町の将来像に対する提案、例えば老人ホームの誘致や梅の里づくりなどであります。そのほか、町内部だけで処理できない内容ですが、観光地の電力線地中化推進などのご提案があります。また、「一人一人が余りごみを捨てないようにする」と題しまして、小学校4年生のお子さんからの提案もいただいております。ご提案、ご質問に対しましては、速やかに対応、回答することを心がけておりまして、ほとんどのものにつきましては数日おくれても1週間程度で文書や電子メールで回答をさせていただいております。

町民の意見をどのように施策に取り入れたかとのことでございますが、町内部で対応できる内容につきましては対応させていただいております。具体的には公民館への車いすの設置などがございます。また、まちづくり全般のご提案などにつきましては、総合振興計画の見直しなどの際に盛り込んでまいりました。

そのほか、町内部で処理できないご提案もありまして、これらは機会あるごとに関係機関に要望などを行ってまいりたいと考えております。

なお、提案の内容について広く周知する必要があるものに対しましては、提案者の承諾を得て「広報なごころ」でその内容を公表しておりまして、平成18年1月号の広報に掲載させていただきました。平成18年度につきましては、平成19年5月以降の広報紙に掲載させていただく予定であります。

続いて、町のホームページの「交流広場」の目的、要望などありますが、ホームページの来訪者に対してコミュニケーションの場を提供することを目的とした掲示板であります。「交流広場」は、時間や場所を越えて、同じテーマについてホームページ上で話し合える場であります。同じ趣味や興味を持つ人同士が気軽に出会い、情報交換や交流が自由にできるところであります。

実績といたしましては、昨年の2月からの1年間を見ますと27件の投稿がありました。回答方法につきましては、目的にありますように、同じ趣味や興味を持つ人々が「交流広場」を通じて返信しております。町に関係する場合は、その投稿内容に関係する担当課で回答いたしております。

施策への反映状況ということですが、同じ趣味や興味に関する情報交換や交流が目的ですので、施策にかかわるような投稿は多くはありませんが、突然の心停止に対応するためのAED、自動体外式除細動器についての投稿が2件あり、平成19年度に小中学校、中央公民館への設置を予定しているところでございます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今、提案箱については1週間程度で回答しているということで、町民と協働していく方法は、この意見を聞いていただくということは大変大事なことで私も思い、なお一層回答をしていただきたいと思います。

ついでに、今町長言ったように、投稿者に許可をいただいて出せるものという話ですけども、こういう投稿してくる方がどういう投稿をしたかというのは、例えば氏名を公表しなければだれが言ったかというのもないと思うのです。ですから、出てきた内容をなるべく公表していただいて、町民がみんな同じ意識を持って考えていって、そこからまた意見が出てくるのだと思うのです。ぜひそういうことで、内容を公表していただいて、役場の中でも担当する課だけでなく、広く説明やら内容を広めていただきたいと思います。お願いをしておきます。

それと、「交流広場」の話ですが、今町長が言ったAED、これは講習会をやってほしいとかというのが「交流広場」に載っていました。先日、新聞でも、観光地にそのものが置いてあって、それが置いてあったがために人命救助ができたという、こういういい内容のものが町民の方から出ているのです。私も興味を持ってこの「交流広場」、外からうちへ帰ってくるとこれをまず第1に私は見えています。

その中で、今町長にちょっと質問をいたします。「交流広場」の中で、例えば公園が欲しいとか、若いお母さん方がどこで子供を遊ばせたらいいのかとか、それがかなり、五つぐらいやりとりがある内容があるのです。例えばこういう公園が欲しいだとか遊ばせる場が欲しいだというのは、もう町に対してこれは投げかけているのだと思うのです。ですから、先ほど、これから議案で出てくる、よそからの子供を住宅を建ててやるのだというサービス、そういう中でも、この町内に住んでいる子供を持っている人もこういうことを希望しているのがあるのです、実際に。ですから、こういうことに関して、即答はできないでしょう、公園つくりますよとか、そういうのはできないと思うのですけれども、こういうところでも役場の方からのコメントなりなんなりが載ってくると、やりとりしている人以外にその「交流広場」を見ている

人がいるのです。私も参事の方には事前にそういうお話をさせてもらっています。多分、「交流広場」に投稿する人以外に、本当に気が小さい方、意見が言えない方がそれを見ていて、役場がどういう対処してくるかを見ていて、ああ、役場がこういうことでこういうふうに回答してくるのだなということで安心することがあるのです。

ですから、先ほど、町長、今このAEDの話から私取り上げましたけれども、「交流広場」にいろいろな、私から見ても町民がこういうことを希望しているのだなというのがちょこちょこ出てきているのです。その回答の仕方についてもお願いしてありますけれども、なるべく早く回答ができるものについては回答してくださいということで、担当のところではなるべく早く回答しますという言葉を書いているのですけれども、町長、今のこういうAEDの問題だとか、公園が欲しいだとか子供を遊ばせる場が欲しいのだという、この意見だけではなくいろんな意見が出ているのですけれども、こういう提案にどういう答えをしていけるかお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

詳細については担当の課長から申し上げますが、例えば子供の遊び場が欲しいとかということがあります。今度ご審議いただきます、若者の定住促進という条例の提案をさせていただきます。これは、19年度から、町の所有している土地等々を上手に使う、それから下水道から土地を受け入れた土地等もありまして、いろんな大勢の方から土地を提供してもいいよというお話があります。そういうことで、子供さんのいる町をつくりたいというのが基本的な私の考え方で、19年度からそれが実施できるか、皆さんにご議決を賜ればこれを始めたいと思います。来年度、20年度から、その地域に対する、19年度からいろいろ計画を立てて予定をして、子供の遊び場というのが付随したものに、同じところにつくるかどうかというのは人の数だとか子供の数によって変わってくると思いますが、そういうものをやっていきたいと。小さな、いわゆるミニ公園方式ですか、お年寄りとお子さんたちが一緒に、フェンスを当然つくりますが、そういう中で遊べるような、いわゆる保護された遊び場という言葉は適切かどうかわかりませんが、そういうようなことを考えています。そして、これはぜひ20年度の初めから、このものについては長瀬町の一番子供さんの多いところから順次つくっていきたいと思っています。

これは私の個人的な今の考えなのですが、農地であれば、例えば雑種地であってもその土地をお貸しいただく、200坪から300坪ぐらいの土地をお貸しいただいて、それを課税対象から外す、減免措置を講じて、そこにブランコや、それからお年寄りが中で憩えるような日影をつくったり、1年じゅう花が咲くような木を、例えばロウバイから梅、こういうのをめぐりに植える、これは私の個人的な考えですが、そういうようなことを一つか二つずつつくって町じゅうに広げていくようなことをやって、うちをつくるだけでなく、そういうものを付随したものをぜひ20年度からやっていきたいというふうに考えていますので、これはまた皆さんにご提案申し上げますが、そういうことを念頭に置いて若者の定住促進というのを条例として今議会にご提案を申し上げております。

詳細につきましては、担当の課から申し上げます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 「交流広場」について、担当しております企画財政課の方からちょっとお答えさせていただきます。

「交流広場」は、情報交換や交流ということもありまして、氏名やメールアドレスなどを必ず記入する

ようには求めておりません。そういうこともありまして、「交流広場」の上でのやりとりを期待して投稿していただいているのだと思いますけれども、気軽に質問できたり意見を言えたりすることもありまして、中にはだれが回答してよいかわからないようなものもありますし、回答が必要でないようなものもあるように思えます。また、「交流広場」を使わなくても、電話なりで役場担当窓口への照会をしてもらってもよいようなものもあるように思えるものもございます。しかし、役場にかかわるものにつきましては、今後極力早く回答できるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今、企財課長のお話も、電話なりでいいのではないかというような内容も私も確かにあります。例えば引っ越してきて、その方がごみをどうやって捨てたらいいのかという、これは具体的に申しますけれども、このことは多分、企財課長、今電話でいいのではないかということだと思うのです。ですが、今この世の中、ITが進んで、インターネットで若者がいろいろやって生活してきている中で、非常に便利な発信、あるいは電話よりもこの方が早いと思っている若い人、若い人かどうかわかりませんが、そういうごみの問題なんかも、簡単にぽつぽつとできて、答えがぽつと返ってくるというのが「交流広場」のいい点だと思うのです。ですから、電話でやりとりもいいのですけれども、役場でも「交流広場」というものがあるのだから、せっかく名前を言わないで、自分が所在できないで、余り無責任なことが書いてあるのを私は見たことがないのです。この町内、「交流広場」を使う方は非常にマナーがよくて、中傷だとかそういうのがなく、いろいろやりとりできる、これはすばらしいなと。これは、町長の提案箱制度も、町民の意見を聞くのもいいことだけれども、この「交流広場」もすごくいいなと思って、私は楽しみにこれを見させてもらっているのです。

そういう中で、企財課長が言うように、電話でなくても、やっぱり答えられるものは早く答えていただくということで、多分企財課長もそれを理解できていると思うので、町長に公園の話で、町長、私が思っているのと同じ構想を持っているのです。私も前にもこの議会でもお話ししたかと思うのですけれども、例えば公園が欲しい、遊び場が欲しいというお母さん方に、町長、子供が多い場からという話で、私から町長にお願いなのだけれども、子供が多い場といっても、そういう子供を公園デビューさせるお母さん方、年寄りの方は行動範囲がどのぐらい広いか、ちょっとはつきりここでは申し上げられませんが、子供守りをさせる、子供を遊ばせるというのは別に近くでなくてもいいのです。

私が以前、1期目に挑戦するときいろんなアンケートを調べたら、町内の若い人からの公園が欲しいという話の中で、第1位が川本にある農林公園なのです。それはなぜだったか、何も規制がなく、ただ広い場所で子供を遊ばせられるのがいいのだということで、上位に来るのがそういう遊具施設があるのだとか何とかではないのです。遊ばせられればいい、だから町長が言うように、250坪、300坪、町長権限で免税、減免措置をしていただいて、休耕地やら年寄りでもう畑が耕せないというところを借りて、町長が公園にしてやって、そこは何の規制もなく、何してはだめだ、これしてはだめだ、遊具を置くとか置かないとかではなくて、そういうところを結構希望している人がいるのです。

私が以前から言っているのが、ドラえもん公園が欲しいのだと。町長、「ドラえもん」をテレビで見たことはありますか。ないですか。では、ぜひ今度「ドラえもん」を見てください。今、来週から熊谷の映画館でも「ドラえもん」をやりますから、映画でも見てもらおうとその公園がよくわかります。本当にヒューム管が一つ置いてある程度でいいのです、広場で、あとは何も要らないです。ブランコが欲しいだの、

遊具、私なんかはぎったんばっこんと言うのだけれども、そういういろんなものは要らないのです。何もない広場でただ子供を遊ばせられる、それは役場で、町でこれからやっていくといろんな責任問題だ何だのと言ってくることもあるかもしれませんが、そういうのはやっぱり自己責任でやらせるように、そういう広場をやると子供を公園デビューさせて仲良くなっていく。いきなり、健康福祉課なんかでよくやっている子供の講座みたいながありますよね。ああいうのは、仲のいい人はいいのです。だけれども、そこへ行って入り込めない人がいるから、とりあえずそういうどこか公園デビューさせて、顔見知りになってからそういう場に行けばうまくやっていけるのだと思うのです。

町長がこれから、先ほども言う子供を定住促進という話はすばらしい、子供を多くさせるのは私も大賛成なので、特に意見を聞く、提案箱あるいは「交流広場」でそういういろんな意見が出てくるのを受け取って考えていただく、本当にいいことなので、この「交流広場」は本当に名前なしでやれる。提案箱だと、名前を言うと、住所、名前まで全部やらないと受け付けてくれないということなので、多分二の足を踏んでいる方がいると思うのです。言いたいだけでも言えないと。私みたいに気の小さい人間だと言えないのです、本当に。ですから、この「交流広場」をもっと利用して、いろんな意見を聞いて、それを見ている人がいますから、町長、ぜひ意見を聞いてこれからのまちづくりにやっていただきたいと思います。もう一回、町長、ここで答えておいてください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

非常に貴重なご提案だというふうに思いまして、私たちの感覚と多少若い人の違いというのがあからさまになった気がいたしまして、これはやっぱり若い人の意見を聞いていかなければいけないなというふうに思いました。

「交流広場」の広場の問題もそう、それで、私、たまたまホンダが寄居に来るといふ、この前の議会でもしか申し上げたと思いますが、そういう中で、まず下請の問題もさることながら、そこに携わる人たちが2,200人スタートということだそうでありますから、各地に散らばるわけです。そういうときに、ホンダの職員も含めた人たちがその定住地として長瀬町という超有名ブランドをご利用いただければ、私たちも人口増にもつながる、子供の増加にもつながる、学校教育の活性化にもつながるということを考えているわけでありまして、それから先に手をつけ、それから2010年に操業が始まる、その後に企業の下請といふのは必要になってくるだろうという専門家のご提案もいただいておりますので、そういうふうに行きたいと思っております。

今、「交流広場」の問題等々も、ご提案を私たちも真摯に受けとめた上で、それから若い人たちのご意見を承って、その場所が例えば人口の多いところでなくてもいいということであれば、それは場所を皆さんから手を挙げていただく、土地をお貸しいただくということを皆さんがお認めいただければ、そんなに難しくなく仕事が始まると思うのです。200万とか300万とかのお金だけで準備はできると。例えば、では1年に二つつくっても、例えば300掛ける2ということになれば600万という程度のことなら、町の財政的なことから考えてもどうか手が打てるのではないかというふうに思っておりますので、その辺は皆さんからのご意見を承った上で話を進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

それから、私のような気の小さいというお話がありましたが、そのことについてはちょっと私も、ああ、そうなのかなという思いがあります。

〔「じゃ、次の質問にいきましょう」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） では、2番目の質問に対して、町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の2番目のご質問、体育祭り関係についてお答えをいたします。

この体育祭りは、平成11年度に実施をして、それ以来、いろんな事情によりまして現在まで行われていないわけでありまして。その後、再開につきましては、正式な形では会議は行われておりませんが、非公式でありますけれども、区長さんなどにお聞きしておりますが、選手集めが大変だという意見が圧倒的に多くて、なかなか区ごとの対抗といいますか、体育祭りについては厳しいかなという思いを持っております。また、プログラムなどにつきましても、形を変えて開催したらどうかというご意見も伺っております。すけれども、なかなか具体的な意見が私たちの手元に来ていないというのが実情であります。

よその市町村のことをお聞きしていると、現在では小学校区、小学校の学区の単位で開催しているところがあるようですが、これも非常に運営については難しいというようなご意見があります。そして、いわゆる大人の人たちが積極的に参加できるような体制をとっていかないと、この運動会というのは長く続かないのではないかなという思いを私は持っております。いずれにしても、今までの形での体育祭といいますか、そういうものについては非常に難しいなということを考えているところであります。

町民の健康づくり、そのことにつきましては、私たちは健康福祉課を中心に、毎月ヘルシーウォーキングだとか町内の8カ所で地区別の筋力トレーニング教室、元気モリモリ体操とか、そういうようなことをやって大勢の方がおいでをいただいております。教育委員会でも、体育協会を中心に、健康の増進と生涯スポーツ、レクリエーションの推進を図るために各種スポーツ、レクリエーション事業が実施されておまして、今後は各種団体のご協力をいただき、大勢の方が参加できる事業展開を図っていくのも一つの方法ではないかというふうに考えております。町民大会の開催につきましては、いろんな面から検討が必要だというふうに思っております。

平成11年度に行われた以降というのは、私が就任した平成13年のときに区長さんにご意見を承りました。それで、賛否を問うたということではありませんが、区長さんに、では今年度、体育祭りを希望する方という質問を投げかけましたら、岩田の斉藤さんという当時の区長が1人だけやりましようと言っただけで、あとはかの区長さん全部できないというお答えをいただきまして、それから中止になっておまして、とりあえず国体の終わるまでは国体に全力投球したいのということでありましたが、その後も具体的なことについての盛り上がりというのがいまい欠けているような感じがいたします。しかし、スポーツを通じて体力増強、そういうことにつきましては大きなテーマだと私たちも考えておりますので、またいろんなご提言やご意見を承りながら今後進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 私がいろんなところでこの町民体育祭、町長は国体が終了するまで休むと言ったけれども、復活はどうかのとか、いろんな意見があるのです。町長が言うように、区長会での中止の意見が多かったというのも私も承知をしております。この町民体育祭は、この町にとって本当に大きなイベントだったと思うのです。だから、余り区長さんにそういう、区長さんになった人はそういうことは避けたいというのはもう当然あるのは私も承知してこの意見を出しているのです。

特にいろんなところで聞くと、例えば町民体育祭は、教育委員会が持っている体育協会やら、そういう専門的なところが中心な体育祭でなくて、健康福祉課がやっていた健康フェア、そういうのとコラボレーションした形でやったらいいとか、いろんな意見はあるのです。今回、東京都で石原都知事が東京マラソンをやりましたよね。例えばそういう形で、長瀬の桜が咲いたときにそういう、マラソンは、体育協会は

私が、町長も体育協会の副会長をやっているときに、青年の家から子供のマラソン大会、テレビでやったやつに何とか長瀬も出そうということでみんなが努力していたのだけれども、実現はできなかったのです。そういうことからして、例えばそういう場所を得るのにもそういうコラボレーションの中で一体化になってやったらいいのではないかなという意見もあるのです。

だから、本当に競争的なものではなくて、散歩やらそういう形にするなり、健康福祉のフェア、本当になくなってしまっただけ残念だねというのは本当に聞くのです。それから、子供を持っているお母さん方もそういうのにやりたかった、幼稚園や保育園に行っている親からすると、せっかく幼稚園や保育園でいろいろ長いことやっているのだから、どこか1回、そういう町のイベントにやったらいいのではないですかという意見もあるのです。今度は、子供を持っている小学生ぐらいの親だって、子供と親が参加するようなのに何かあったらいいのではないですかと、やっぱり聞いてくるといろんなところで出てくるのです。今度、私たちもそろそろ一步、何組になるかわかりませんが、入っていく中で、そろそろ運動もしたいとまずいのではないかと。それには、そういうイベントがあるには、事前に準備していくから、そういう散歩やら何だかで体力を鍛える、それがついては国保だとかそういう方に行くのではないですかという、もう本当に町民の方から、町長、考えているのです。ただ運動がしたいとか集まりたいとかではなくて、そういうところまでみんな考えているから、町で特に元気が出るようなこういうイベント、町長から全部の課を挙げて、体育協会やらそういうのにおんぶしたのではなくて、いかがでしょうか、今言ったような話の中でイベント。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今ご提案いただきましたことは、私たちの考えていることは多少違う、年の差ののかなというふうに思いまして、町としては区長会というのを中心にして今まで体育祭をやっていた、その延長上のことを今考えてお答えを申し上げます。

今ご提案の話というのは、全く次元が違うということを考えてもいいのではないかなというご提案だと思います。そのことにつきましては、また新しい発想というのが必要だと、課長さんたちも子供がもうある程度成人をしているような状況になっておりまして、また1ランク若い人たちの意見ということだというふうにご提案だと思いますので、これは19年度の一つのテーマとしてとらえさせていただくということでお約束をさせてもらって、新年度になったら、では具体的にどういうふうにやったらそういうものができらうか。例えば桜マラソンとかそういうようなことで、南桜通り、北桜通りを通した、例えば3,000メートルの運動会ができるとか、例えばそういうものでもきっかけができるというようなことでもいいということであれば、これはグラウンドを使わなくてもいいということになれば、また一つの考え方としては、また警察との今度はずなかりとかそういうものを考えていかなければいけない。簡単にきょうのあしたということにはならないと思いますし、区長さんたちにもご相談をかけないでやるということについても問題がなくはないのではないかなというように思っていますので、新年度になって、またこのことについては全庁的な考え方というのを集約していきたいと。ご提案は非常に私たちの発想を超えたものだというふうに思って、若い人の発想ということになるのでしょうか、そういうような話を承りましたので、これは非常にありがたいご提案でありますから、検討させていただきます。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今言うように、私は町民体育祭って本当に体を使ってすごく大事だと。そういう子供からいろいろな層が出てくれば、お年寄りの方も孫と一緒に参加できるのではないかと、そういつて

だんだん膨らんでいくのだと思うのです。1年や2年でこれは本当にぼんとやるのではなくて、四、五年の先まで考えて、だんだん、だんだん大きくしていったって、5年ぐらいででき上がるような、そういうイベントを考えていただきたいと。それと同時に、運動会を1日それをどんとやるのではなくて、長瀬祭りも一緒に絡めたような、いろんなイベントのつくり方でできると思うのです。

だから、町民体育祭、区長さんに相談すれば本当に大変だからよそうという意見になるし、町の職員の方も本当に積極的にやれるかといったら、事業がふえていくことは大変かもしれないけれども、町として本当に町民が一つの場に集まって元気を出す、それを見て、ああ、私も元気を出そうという方が一人でもいれば、この長瀬町、今後のことを考えればそういうことが必要だと思うのです。最後にもう一回、町長の見解を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新しいご提案だというふうに受けとめまして、とにかく体を使う、動かすということが健康増進に大いに役立つということは、私たちもそのことについてはそれを否定するものではありません。ですから、健康福祉の方でいろんな、先ほど申し上げましたような事業を行ってやっているわけでありまして、そのたびに、この間もちょうど社会福祉協議会へちょっと行きましたら、隣でにぎやかな声が聞こえるので、行ってみましたら、女の人が30人集まって元気モリモリ体操というのですか、保健師の指導でやっておりまして、これをやるようになって元気になった、歩くのがおっくうでなくなったというようなお話を承ってよかったなというふうに思いました。時々あそこへ行くのですが、そういうときに時々会うのです。そういうことを考えますと、やっぱり体を動かすことの大切さというのは若い者からお年寄りまで否定できないというふうに思っております。

ですから、先ほど私たちがお答えの中で最初に申し上げたのは、いわゆる体育祭という一つの枠の中にはまったお答えだったというふうに思っております、それを外した考え方というのは、例えば体協だとか教育委員会だとか、そういうようなことの、いわゆる町の一部の組織ではあっても、それが全体を掌握するようなことになるのには何年か時間はかかると思うのです。しかし、始めなければ何もできないわけですから、このことについても検討を本当に真剣にやって、例えば20年度あたりの桜の咲くころ、さっきも言った桜祭り何とかというようなことができれば、桜の満開の下で駆け足をするとかというようなことについては、ある意味では一つのまちおこしにもつながるというような思いも今しておりますので、これから新年度に早速その検討をするチームをつくってみたいというふうに考えています。町の職員も当然入れさせてもらいますけれども、体協だとか社協だとか、そういういろんな部署から来て、区長さんにも当然代表として入っていただくというようなことをやってみたいと考えています。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

14番、渡辺強君の質問を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 14番の一般質問を行います。

初めに、1として、長瀬第二小学校区に学童保育所開設について。現在、長瀬第一小学校区には、子育て中の保護者が安心して働けるようにと、民間のたけのこ学童クラブと公設の長瀬学童クラブの2カ所が開設しています。長瀬第二小学校の児童の保護者などから、第二小学校区にも早く学童保育所を開設してほしいとの声が聞かれています。このことについて、どうしていくのかお伺いいたします。

また、現在開設している2カ所の学童クラブの入所者と来年度の申込者の状況についてどのように把握しているのかをお伺いいたします。

2番目の質問をします。お年寄りや障害者などへの増税に対する町の対応と改善について。庶民大増税、医療、介護保険料の引き上げなど、町民、お年寄り、障害者などから苦情、不満、改善を求める声がたくさん聞かれます。町としては、このような声に対してどのような負担軽減をする改善策などを考えているのか、また町民にはどのように対応をしていくのかお伺いいたします。

最後の3番目の質問です。学校給食費の滞納問題とその改善策について。学校給食費の滞納問題が、マスコミで最近大きく報道されました。長瀬町でも前々から改善策などが話し合われてきました。その後、現在長瀬町はどのように対処され、どのような状況なのか、また今後の改善策についてお伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

長瀬第二小学校区にも学童保育を開設してほしいという声があるが、今後の予定はというご質問であると思います。今、学童保育所、当町の放課後児童クラブが長瀬第一小学校につくられているのはご承知のとおり、あとたけのこ学童クラブがたけのこ保育園で行われているのもご存じだと思います。この放課後児童クラブは長瀬町放課後児童クラブ室設置条例によりまして、たけのこ学童クラブは長瀬町放課後児童健全育成事業実施要綱によって設置されているものであります。ともに、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童などの健全な育成を図るということを目的として設置されているものであります。

渡辺議員のご指摘のとおり、第二小学校区に現在のところ放課後児童クラブはありません。第二小学校から放課後児童クラブには現在1名、たけのこ学童クラブには4名の児童が利用されておると聞いております。また、平成16年度に策定した長瀬町次世代育成支援行動計画でも、少子化の進行、核家族化の進行、女性の社会進出、都市化や過疎化の進行などが顕著になっていくと指摘をされておりますが、このような状況ですから、今後第二小学校児童の放課後児童クラブの利用者がふえていくということは予測されるわけであります。

私たちがこのことを考えるのには、どういうふうな希望があるかということ調べてみました。現在開設されている2カ所の放課後児童クラブの利用者と来年度の申し込みの状況ですが、第一小学校の放課後児童クラブは、3月5日現在で18年度の登録者数は36名、このうち第二小学校からの利用者は1名、来年度の申し込みは、現状は継続予定者は31名で新規の申し込み予定者が10名、合わせて41名となっております。

して、このうち第二小学校からの申し込みは4名になっています。また、たけのこ児童クラブが学童クラブにお聞きしましたところ、18年度の登録者数は47名、このうち第二小学校からの利用者は4名、また来年度の申し込み状況は、継続予定者が47名で新規の申込者が17名の合わせて64名となっており、このうち第二小学校からの申込者が8名ということだそうでございます。

子育てをしやすい環境を整えていくということは最も重要な施策の一つであると考えておりますので、今後とも子供を取り巻く環境が快適かつ安全で安心できる環境になるよう努めてまいりたいと考えております。第二小学校についても、皆さんのご意見を承りながら前向きに検討していくと、19年度はちょっと難しいかなとは思いますが、その先あたりを見越して準備を進めたいというふうに考えております。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 再質問したいと思います。

ご存じのように、今町長が答弁したように、たけのこ学童クラブには今現在は47名ですが、来年度は65名と毎年ふえているのです。公設というのは、長瀬第一小に空き教室でやっているのが、町長が答弁したように31名が10名ふえると。それで、二小から来ている方は、たけのこ場合は要するに4名から8名になるということで、あと空き教室でやっている長瀬学童クラブもまたふえると思うのです。

そういう中で、今公設でやっている、役場が経営しているというか、それでもみんな、二小の学区の人たち、1年生や3年生までの間の子供を送り迎えしているのです。学校が終わったら、その時間に迎えに行き。それで、私は思うのに、こういう子供たちがふえる中で送迎の問題というのが、やはり交通事故の問題がありますから、本当に心配なのです。公設であれ民間であれ、長瀬の子供たちなので、交通安全のことを考えましても、ぜひ、とりあえず来年度はできないという町長ですから、前向きで考えるという答弁ですから、では今、送迎について対処の仕方を、やはりきちんと送り迎えのことをどう考えていくかについて再質問したいと思います。これは単なる、民間であれ公設であれ、長瀬の子供の交通安全問題や防犯防止の中からはぜひ責任を持って町で対処していただきたいのですけれども、そのことについて。

あと、町長は、以前も今もそうでしょうけれども、二小学校区の小学生の、入学する人が少なく、学校の要するに1学級が本当に40人以内になってしまうという心配をしています。将来的には統合だなんと言っているわけですが。しかし、私はそんなに簡単に統合してやられていけば、またお金の問題やら学校の整備事業とかでお金がかかります。今、長瀬はお金がないという財政の問題があります。これはどこの市町村も、今の自民党や公明党の政権では教育や福祉は削られているのです。ですから、そういうためにはぜひ二小に学童保育所をつくるということをお願いしたいのです。

それで、町長は、ちょっと重複しますが、要するに樋口地区という、長瀬第二小学校区に人口をふやさなくてはならないというふうに言いました。要するに、子供の数だけではなくて、住民が福祉や教育の方に、うちを建てて住み着くということで進んでいます。たけのこ保育園の卒園児の親は、あのたけのこ保育園のそばに既に2軒か3軒つくって、親が学童に預け、そして保育園に預けて、子供を2人や3人を育てているのです。そういたしますと、長瀬の二小学校区に人口をふやすこと、子供たちが、あんないい施設がありますから、二小の学区にやっぱり住み着くようにしていただきたい、そういう観点からぜひ町長の考えを再度質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げましたように、若者の定住促進というのが、議会の皆さんのご承認をいただければ19年度から始まります。それに合わせて、若い人、特に子供さんをお持ちの方の長瀬町へ

の定住を図りたいというのが大きなテーマの一つの条例であります。

ですから、私たちは、第二小学校のことについて今前向きにというお話を申し上げましたが、前向きというのにもいろんな進みぐあいというのがあると思いますが、どこにどういうふうにしたら第二小学校の校舎を利用した放課後児童クラブができるだろうかということを今検討しています。たまたま一小の場合が、我々の計画より国の方の助成が1年間おくれました。しかし、それはそれでかえってよかったというふうに思っておりまして、二小についてもこれからいろんなことについて準備をしていきたいということでありまして、特別新しいところに建物を建ててというのは、財政的な問題がそれでクリアできる状況にはありませんから、学校の空き教室、空き教室はないというのが学校の基本的な考え方です。一小も、空き教室がないといってずっと引っ張られました。しかし、今度はそういうことは言わせない、こっちから命令と言うと言葉は悪いですが、空き教室を提供してほしいというようなお願いをして、話が簡単に進むように、学校に圧力をかけるというか、そういうことではなくて、空き教室ができるわけですから、これはつくっていただくということを前提にして、私たちはこの議会が終わった後、検討に入ります。

そういうことについては、定住の人口増ということも大きなテーマでもありますし、二小から一小に子供を送るという大きな問題もあります。ですから、学校が放課後の居なりでやるということは、渡辺議員のご提案のことは私たちも全く同じ考えを持っておりますので、19年度はちょっと無理だと、計画の年だというふうに考えさせていただいて、1年間は一小、それからたけのこの方にやっていただくということをお許しいただき、その次の年には、19年度にいろんなことについて国や県とも相談を申し上げたり、お金のことについても検討していきたいというふうに考えております。前向きといっても、検討しますではなくて、やりたいということを前提にして話を進めてまいります。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 町長、私が言うのは、19年度というのはもうすぐですね、4月から。ですから、今、ただ、検討するというのはいいい答えなのですが、具体的に動いてほしいのは、一つは送迎の問題なのです、二小の学区の人たち。

結局、今、子供の通学や子供の問題で交通事故で一挙に4人ぐらい、要するに暴走みたいにした、子供が交通事故に遭って死んだという例があります。近々あるのです。ですから、送迎の問題についてはぜひ町として、公設なのは施設長が浅見健康福祉課長なので、たけのこの送迎の問題を含めて考えていただきたいのですが、これについて、単なる前向きというのは、いいようで悪いようなというのはあいまいなのです。だから、その保証をしていただきたい。

あともう一つは、今まで私は学童保育所にかかわってきまして、民家の里見誠さんやいろんな人たちの空き家を改造して学童をやってきました。相当大変な思いをして、やっとなつくりということで空き教室やたけのこの学童ができたわけですから、この問題について何も、必ず空き教室でないことがいいということではないので、実際にお金をかけないで、民間の空き家を利用するとかいろいろなことだと思うので、そのことについてぜひ、今子供の遊び場の話も2番議員から出ましたように、やっぱり子供が今安全に育つような環境ではないのです、交通事故だけではなくて。今、本当にそういう問題について真剣に考えていただきたい。

ですから、19年度はそれの問題について動きを町長はすると言っていますけれども、具体的にはいつごろどのような手順でやるかについて、最後の質問というか、そのことにしていきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） どちらに聞いたらいいですか。

〔「町長でいいですよ。町長が一番責任あるのですから、この問題については」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、すぐ、では二小にいる生徒を一小に送るのに町でという対応についてはちょっと時間をいただきたいと思います。これはやっぱり、交通問題というのは非常に切実な問題でありますし、大きな責任ということもありますから、簡単に、はい、わかりましたということは申し上げられない、まことに残念ですが、ちょっと時間を下さい。

二小学区につきましては、先ほどから何回も申し上げましたように、19年度に入れば早速具体的な計画を立てます。そして、いつからできるかということについても県や国との交渉を始めたいというふうを考えております。ただ、国あたりの厚生労働省あたりの考え方だって、待機児童がどのくらいいるかというのを一番先に考えるわけです。一小の学童クラブについても、その問題があって、1年間補助金がつきませんよということでおくれたわけであります。そういうことですので、二小についても新しくいろんなことについて検討を始め、国や県とも折衝していきたい、そしてなるべく早い時期に、お金があれば自分の町の予算でやるというのが一番早くていいわけですが、なかなかそういう状況にならないのはまことに残念ですけれども、そういう状況も踏まえて、全力でそのことについては、私たちも基本的には考えているわけありますから、ご質問を契機に今の言葉を発表させていただきました。そういう状況ですので、ご理解をいただきたい。

検討中というのは一番いいというお話もいただきましたが、真剣に検討いたします。具体的な形ができるような、そういう検討の仕方をやっていきたいと思えます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 問題は、この学童クラブの問題も一緒、たけのこ学童クラブもそうですけれども、人とお金がかかりかかると。特にたけのこ学童の場合は、やはり保護者が、どっちに行け、こっちに行けということは、長瀬学童クラブに行け、たけのこ学童クラブに入所しなさいという指導はするだろうけれども、指導しても親はやっぱり選ぶ権利がありますから。問題は、子育てや少子化対策というのは、何も民間であれ公設であれ、この長瀬町の子供たちが生まれて育つような環境をつくらなくてはならない。それには、子育て支援センターとかいろんな立場から、子供はここに住み着いてもらわなくてはならないです。そのためにはいろんな立場からつくっていかなくてははいけない。

そこで、ぜひお願いなのは、人もお金も補助金も一緒に都合して援助していただきたいと申しまして、次の質問に入りたいと思えます。

2番目の質問ですけれども、これは……

○議長（西山津智男君） 渡辺君、何ですか。どういふことでしょうか。

○14番（渡辺 強君） では、回答をお願いします。済みません。

○議長（西山津智男君） 渡辺議員の2番目の質問について、町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

ちょっと答弁が長くなると思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

平成19年度から、公的年金控除が引き下げられるとともに高齢者控除が廃止されて、高齢者に対する増税がなされましたが、これは高齢者を一律に優遇するのではなく、担税力、税に対する力に応じて負担を求めるもので、税負担を平等にしようとするものだというふうに理解をしております。これには、3年間にわたっての緩和措置や標準的な年金受給者は課税されない仕組みになっております。また、平成19年度から定率減税が廃止され、増税感を持たれると思いますが、景気回復に伴い、もとの戻ったものというふうに承知をしております。しかしながら、実質増税感を持たれることは事実だというふうに思います。税の賦課徴収については、法律に基づいて行うことが必要でありますから、町独自の税負担の軽減策については考えておりませんが、町民の皆様の税務行政に対するご理解が得られるように努力してまいりたいと思います。

また、国民健康保険の医療費に充てるべき国民健康保険税については、昭和62年6月に改正された後、18年もの間据え置かれておりましたが、医療費の増加により大変厳しい運営状況にあったために、国民健康保険税率の改正を平成16年度に検討いたしました。改正に当たっては、町国保運営協議会からの答申を受けまして、所得割、資産割、均等割、平等割の税率について、平成17年度分の国民健康保険税から適用させていただいておりますが、今後は年に1度、国民健康保険税率の見直しを行い、健全な財政運営に努めるようにとの意見をいただいているところであります。

平成17年度における埼玉県国保連合会の国民健康保険事業状況調査結果によりますと、長瀬町の保険税1人当たりの調定額は6万2,184円で、埼玉県町村平均の8万237円と比較しますと1万8,053円、市町村平均額は8万6,429円であり、2万4,245円もの低い額と現在なっております。なお、順位では、県内市町村中、低い方から5番目に位置しております。1人当たりの医療諸費用額は、一般及び退職を合わせた額で見ますと27万267円となりまして、町村平均の22万6,878円と比較しますと4万3,389円上回っておりまして、市町村平均の21万7,779円と比べ5万2,488円も高い医療費となっております。

このような状況の中で、国保事業の運営に際し、毎年一般会計から多額の法定外の繰り入れによりしのいでおるところではありますが、財政窮迫の折でもありまして、より一層国保事業の健全な運営に努めていく必要があると考えています。対応策といたしましては、当町は1人当たりの医療費が高額でありますので、今後さらに保健事業を充実させるとともに、保健、医療の連携によりまして一層の健康増進に努めてまいりたいというふうに考えています。

介護保険料につきましては、高齢化の進行に伴い、被保険者や介護認定者の増加、介護サービスの支給件数の伸び、特に居宅サービスは6年平均、平成12年6月と平成18年4月との比較で869.91%の大幅な伸びになっております。介護給付に要する経費は、国、県、保険者、被保険者の負担割合が法定されておりますので、介護サービスの利用がふえれば保険料引き上げにもつながるということになりますので、日ごろから健康維持に努め、要介護や要支援にならないようにする必要があるというふうに考えています。

なお、埼玉県内市町村と比較いたしますと、当町の保険料は基準額で年額4万8,000円でありまして、低い方から27位で、最も低い志木市の3万4,100円との格差は6,700円、最も高い鳩ヶ谷市での5万1,000円との格差は1万200円というふうになっています。町では、健康増進のため、元気モリモリ教室やヘルシーウォーキングなどの事業を実施しておりまして、ぜひ皆さんの、大勢の町民の方にご参加をいただければというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 早口でしゃべってなかなか聞き取れなかったのですが、数字的にはまた後で

お聞かせ願いたいと思います。

私は、1月に町民アンケートといって、2,800世帯を目標に町民アンケートを実施しまして、町民に配りまして、これが大体、その中でアンケートが返ってきたのが2月11日現在で111件です。その中で特に考えさせられたのは、無記名で、名前を言った人も何人か返ってきた人もいますけれども、一番感じたのは、やはり60代、70代の人のアンケートの返納してきた人が多いのです。特に一番、このアンケートを私まとめた中で、「あなたは長瀬町についてどう思いますか」ということで、「満足している」のが111人のうちたったの7.2%で、「不満である」が51.4%、「特に町で力を入れてほしいのは何ですか」というのは、「高齢者対策」が45.9%、2番目に「医療保険」に42.3%だと。これは、議会前にこれをコピーして皆さんに配りましたけれども、こういう結果でございます。

それで、3番目として「税制改正による町民税や税金の負担増はどう思いますか」ということで、「生活が大変」が41.4%、「将来が全く不安だ」というのが52.3%、この二つを合わせて93.7%が、本当に今度の住民負担税が多いということで、税負担が高齢者の間に、年金暮らしの中で、少ない年金がどんどん少なくされ、また税負担だけが毎年上がって、この間の町民の中からも、町長も恐らく聞かれたと思うけれども、こんなに税金上がってやっていけないというので、役場の窓口でうんとどなってきたという町民がいまして、私も、町会議員の連中にみんなに電話して文句言うという電話がありまして、私は、その人はやはり不満をどこにぶつけていいかわからない、だから町長や議員に不満の声がかかるのです。私は言ったのです。国の政治で決めたことですから、国の政治を変えなければ我々のこの暮らしはよくなりませんという、年寄りに答えました。

そこで、私は、こういう言葉が、特に高齢者と行ったのは、今長瀬町は老後の不安というのがなぜあるかといいますと、私も含めて、年金は削られ、子供の数が少ない、その中で高齢世帯が毎年ふえて、そしてひとり暮らしも毎年ふえているのです。そういうひとり暮らしの高齢者たちがこれからどうするかというと、相互扶助して頑張らなければやはり大変なのではないかと。これは、ただ言っているばかりではなくて、行動に移さなくてはならないのではないかと考えています。

この質問の中で、やっぱり町長がいろいろ考えていただきたいのは、無慈悲な国民健康保険証の取り上げをやめ、高過ぎる保険料の引き下げをということで、今、国民健康保険証を、これもコピーして皆さんに配りましたから。保険証を没収して、保険税が納められないということで保険証を発行されない国民がふえているのです。長瀬町でも、そういうのが必ず相談に来るのではないかと思います。

そこで、町長、質問なのですけれども、国民健康保険証の取り上げを中止するようにということと、高過ぎる保険料を下げてほしいということで行動に移していただきたいのです。ことしの4月から、12月議会で埼玉県後期高齢者医療広域連合が設立されて、4月より年金から75歳以上を別枠にして保険料を徴収し、それで年金から天引きされます。これでは、先ほど答弁の中で高齢者、重度障害者への負担増、医者にかからない、抑制で健康が損なわれて大変なことになるのではないかと心配はしておりますので、この問題について町長としてはどのような行動をしていくのかお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、渡辺議員からいろいろなご意見がありました。私たちも、地方の責任ある立場から申し上げますと、今、小泉内閣の5年半の政治が終わり、安倍内閣になりましたが、その6年間以上の年月をやっぱり我々は検証してみると、地域間格差の拡大というのが顕著であります。

やっぱり、国の政治、それから県の政治、地方の政治にかかわる人間としては、これは容認できないこ

とでありまして、国家の存立というのは基本的に何を中心に考えるかという、そういう国会議員たちの認識が足りないというふうに私は思っています。いいところがよくなっても、悪いところがどんどん落ちていけば国は崩壊するというふうに私は常々申し上げているわけでありまして、その弱いところをしっかりと国が守っていくということが大切な国の政治の大きなテーマでなければいけない、その弱いところは切り捨ててもいいやということを考えているのが今の国政のあり方だというふうに思っております。これは非常に危機的な状況でありまして、アメリカの政策をそのまま受け入れているような私は感がしているわけでありまして、これは危機的な状況であります。これを直していかなければいけない、それは弱い地方をしっかりと守る、これも国土の85%を占めておところがどんどん落ち込んでいるわけでありますから、いいところだけに住んでいる人間が政治をやっているということについての大きな認識不足が、それと経験不足があるのではないかというふうに思っています。

ですから、保険の問題もそうですが、いわゆる減税の廃止も大きな負担になって、結果的には我々のところにはね返ってきております。それから、後期高齢者の医療費の問題も、年金から天引きをするということもあります。そういうような状況を勘案しますと、これをしっかりと国の方でもう一度検証し直す必要があるのではないかと私は考えています。このことについては、私たちが中央に対する発信、それがことし多くの選挙があります。これを私たちは大きなテーマととらえたい、そして私たちの意見が反映できるような、そういう人たちを選んで、例えば県議会、参議院、知事にも送り出し、町議会にもそういう人たちに出ていただいて検討し、それを中央に発信する努力をしていかなければいけないというふうに思っています。ですから、渡辺さんのおっしゃることもよくわかりますし、私たちも基本的には考えはそんなに変わっていないというふうに思っておりますので、これからこのことについては力を合わせて中央にいろんなことについて発信をしていく必要があると、それを聞かないというのは弱者いじめだというふうに私は思っていますので、この辺も、私たちの発信をそのままとらえてくれるかどうかというのはかなり難しいと思いますが、しかし、これをあきらめないでやっぱりやっていかないと地域を守ることができないというふうに私は常々考えています。

ですから、地域間格差の拡大というのは私は問題でありますし、ヨーロッパ型の社会を目指すという大きなテーマをこれからも我々は考えていかないと、アメリカのように1%の超高額所得者が60%以上の国の資産を持っているということになりますと、これは日本としてはその二の舞をやりたいくないというのが、これを国会の人たちが考えていただけないというのはまことに残念だというふうに思っています。そういうことから考えても、地方発中央行きという発信をしっかりとやっていかなければいけないというふうに常々考えているところであります。これから皆さんのお力をおかりして、そういうことはやっていきたいと。中央に反発する人間はとやかくと、こういう話がありますが、そうではない、正論が通らない世の中こそ私は危機だというふうに思っておりますので、お力添えをいただきたいと思います。一緒にやっていきたいと思います。

〔「そういうような答弁は、私。答え、済みません」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） いえ、答えてください。課長がしゃべる……。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えをさせていただきますが、まず国保の保険証、これは資格証明書の発行というふうなお話があったのですが、現在長瀬町では資格証明書の

発行は行っておりません。短期の受給者証は交付しておりまして、なるべく町の方においでいただいて、納税等の指導を行いたいというふうなことで、短期の受給者証の発行は行っております。

資格証明書を発行いたしますと、一時的にはありますけれども、かかった医療費の総額を一たん被保険者の方に払っていただくというようなこともありまして、場合によってはお医者さんにかかれないとかかからないとかというふうなことがあっても困りますので、その辺のところは慎重にしていかなければならないかというふうなことがあっても困りますので、この辺のところは慎重にやっていきたいというふうに考えております。

それから、保険料の引き下げの関係なのですが、確かに保険料、税等を支払うのは大変だとは思いますが、先ほど町長の方からお答えいたしましたように、埼玉県で高い方から2番目、非常に高い医療費を町の保険の方で払っております。税については低い方から5番目ぐらいにありまして、その不足分については財源化医療費の繰り入れということで、毎年何千万ものお金を一般会計から繰り入れしてしのいでいる状況でありますので、その辺のところはご理解をいただきたいとは思いますが、やはり町だけで取り組める問題でもありませんので、これは昨年の11月30日ですが、国保制度改善強化全国大会というのがありまして、これの主催は国民健康保険中央会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、全国知事会などなどの主催で行ったわけですが、その中で、国の関係機関、厚生労働省、それから総務省、財務省に対しまして、国保、いわゆる国民健康保険の、これを社会保険を含めて一本化してほしいと。国保自体は、非常に担税力の弱い方、所得の少ない方等が多い中で、非常に一般会計からの繰り入れというものも全国的にも非常に額が多くて、これを見ますと平成16年度1兆1,000億円の繰り入れを法定内、法定外の繰り入れを行っているのですが、それでも3,000億円を超える赤字になっているというふうなことで、国保の制度自体を見直していかないとなかなか解決できない問題だと思います。この全国大会の後に、各国会議員さんにも手分けをいたしまして陳情を行ってきたところです。

また、後期高齢者医療制度の関係についてもありましたけれども、実務的な面でありますとか財政的な面で十分な支援策を講じていただきたいということで、これも国の方にはお願いをしてあるところです。そうした中で、できるだけ努力はしていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 時間もあとそうないので、ぜひお願いしたいのは、町長は町村会に時々出かけて、いろいろ町の問題点や広域の問題で話されると思いますけれども、今長瀬では資格証明書を発行していないというのですが、この新聞の報道ですと、やっぱり全国的には資格証明書を発行しているというのがふえていて。それで、国保税も払えない人が毎年ふえていて。長瀬でも問題になるのは、町県民税も含め、固定資産税も含めて、国保税を納められない人がふえて滞納もふえているのです。その問題についても、やはりどういうふうに改善していくかというのが大問題だと思うのです。

私は今年金ももらっているけれども、本当に少ないのです。50まで、大倉年金になるときにやめたのですが、要するに国保で税を納めて保険証にかかっていますけれども、全く収入がないのに、自分がこうなのだから、もっと資産割や平等割で、大した利益も上げない土地に対してそれなりの国保税をかけられ、納めなくてはならない。ですから、この問題については、やはり町長、全国町村会に行っている

ろ頑張ってもらいたいし、またそういう連帯をして、国民とともに、要するに介護も含めて、老人問題等も含めて、健康問題も含めてぜひ頑張っていただきたいということでお願いいたします。

では、最後の質問の答えをお願いします。

○議長（西山津智男君） 渡辺議員の3番目の質問、教育長。

○教育長（村田六郎君） 渡辺議員さんのご質問にお答え申し上げます。

学校給食費の滞納問題についてでございますが、この点につきましては、随時過年度分、それから現年度分の未納者に文書等で催告を行っております。また、給食のなくなる夏休み、冬休み、春休み等の期間を利用しまして、訪問による納入催告、また納入指導を行っております。

現在の滞納状況でございますが、2月1日現在の未納額は総額で269万5,163円でございます。その内訳は、現年度分が44万2,400円、過年度分が225万2,763円となっております。特に現年度分につきましては、翌年度へ繰り越さないよう、会計年度内で徴収を強化してまいりたいと考えております。

また、現在及び今後の改善策というご質問でございますが、ご案内のように事務職員は所長1人でございます。そこで、昨年度より、給食費徴収事務に対応するため、隣接の公民館から職員1名を週1日センターの事務に充て、未納解消事務の取り組みを、間接的にはありますが、強化したところでございます。そして、今年度は週2日にふやして行っております。

具体的な徴収業務といたしましては、毎月の引き落としのできなかった家庭に対して、児童生徒を通じ、催告書を出しております。これは学校を通じてお願いしていますので、担任の先生に確認していただいてから、児童生徒を通じ、保護者に渡しております。特に未納額が多額になっている家庭には、夜間とか土曜、日曜日のように、保護者に会える時間帯を使いまして訪問を行っております。また、夏休み、冬休み、春休み等の長期休業中を中心に、滞納家庭について戸別的に訪問を行ってお願いをしているところでございます。

ちなみに、去る2月10日にも家庭訪問を実施しましたが、なかなかお会いできない家庭も多いわけでございまして、そういう場合には、訪問したということと、それからセンターへの電話連絡をお願いしたいという書状を置いて帰らざるを得ないような状況もございます。その中には、いつ幾日にどういうふうな予定で返済するかという、そういう予定なんかを書いてもらうような書面も置いてくるわけでございますが、返信用の封筒を入れてお願いしているのですけれども、なかなか返ってこないというのもあります。今後とも、滞納家庭の保護者への啓蒙を初め、継続的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

なお、保護者の責任感や規範意識の不足も十分考えられます状況から、校長会を通して、学校での保護者へあらゆる機会を利用しまして滞納の解消に向けた啓発をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） これは、数が滞納金額が269万5,163円と、これはそれなりに努力しているとは思いますが、現在過年度分が225万と、そういうふうに言われても、実態はどうかということに、これは具体的に。

再質問ですが、まず、相当のペースで、読売新聞や毎日新聞やいろんな形で、全国では学校給食費の滞納金額が22億円だと。すごい金額ですよ。そういう中で何が問題点かというのは、私は言いたいのは、要するに親の負担意識が悪いのだということで言われています。しかし、では長瀬ではどうかといいますと、保護者のモラルで払えないのか、また母子家庭などで、要するに父子家庭などで払いたくても

払えないという人がいるというふうに、この毎日新聞と読売新聞では、意識低下が60%で、保護者の責任感が希薄だということで挙げて、保護者が経済的に払えないというのが33%と。

そこで、私が思うのは、では長瀬では、一小、二小、長瀬中学、どういう状況かについて把握しているのか、モラルで払えない人が何人で、それで生活に困って払えないのが何%なのか、それを答えられれば答えていただきたい。

あともう一つは、私はこの問題を通告しまして、ある人から、町の段階で、要するに未納はゼロだという町があるということで聞きましたら、北埼玉郡北川辺町という町があるのです、北川辺町という。それで、その中で電話して聞きました。教育委員会が言うには、北川辺町では、給食センターの所長は一銭も、そういう問題について、要するに集めて歩かない、学校に全部任せていると。それで、そのやり方については、校長と教頭が、教育委員会も役場職員も含めて一生懸命集めて歩いてゼロなのですと。私も、給食センターというのは午前中忙しいですから、余り長くしゃべれなかったのですけれども、それで名前も言ってきましたけれども、所長が北川辺町の岡田さんという所長さんです。私たちの町はゼロですと。

そういう問題があるので、ぜひ、今までほかの議員、2番議員も言っていましたように、給食費の滞納問題というのがある中でたくさん意見が出ましたけれども、今のやり方では長瀬はだめだということできんぞん言われてきたのです。私も言いました。教育委員会と学校とPTAが本気になって集めれば未納を解消できるのではないかと思うということを言ったら、検討しますだけで返ってきて、亡くなった持田さんが、前の所長が言っていたのは、私1人で問題を抱えれば、だれが所長やっても大変ですよと、もう電話は来るし、いろんな業者との問題とか、要するに食品の納めの問題とかあってできないですけれども、本当に中央公民館から1人来るといっても大変だと言っていました。やはり肝心なのは、そういったゼロの町村もあるので、そういうところでもっと学んでもらって、だれがやっても給食センターの所長ができるというふうにしていきたいと思います。その問題についてどう考えているのか報告願いたいと思います。そのことでぜひお答え願いたいと思います。教育長さん、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 1点目は、町内の滞納者の家庭についてどういう状況かというご質問かと思いますが、正確には把握できていないのが実態でございます。

ただ、現在滞納で一番古いのが11年度からございます。その辺の家庭の場合ですと、11年度が4だったのですか、12年度が7になっているかと思いますが、12年度のご家庭なんかを見ますと、その後に離婚をされて、それでお父さんの方もお母さんの方も別々に、この地にもういなくなってしまっていて追い切れていないという家庭もございますし、またお母さんが子供さんを抱えてやっていらして、その方も入院をされてしまっていて、なかなか返済ができないで、そんな家庭もございます。

それから、現年度分あたりにつきましては、訪問してみますと、今は払えないけれども、もうちょっと待ってくれと。昨年の例なんかを見てみますと、3月にまとめてというのが結構あるのです。それでは本当は困るのですけれども、まとめて払うから勘弁してくれというふうな形で3月に納入していただいている例もあります。そんなようなわけでした、決して経済的に楽だというふうには思いませんが、何とか工面して払っていただけるのではないかと家庭が多いのも実情でございます。

それから、体制の件ですが、現在所長が1人というか、公民館の方から1名参りまして、週2日ですか、2人体制でやっているわけございまして、昨年度よりは毎年度の催告の方は十分行っていると思います。過去においては、3カ月、4カ月まとめて催告するような、そんなようなシステムもあったようでござい

まして、その辺がこういった過年度の滞納につながってきているのではないかというふうに思います。そんなわけで、今年度については過去よりはよくなってきているのではないかと思います。

それから、今後のことでございますが、職員の体制もございますけれども、教育委員会の職員にも時間を割いて各家庭訪問等もお願いするような形をとりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 教育長、問題は、やはりほかの、この全国の新聞に載るのはこういうふうにかかれているのです。経済的な問題のある人が33%、保護者の責任感や規範意識が欠けているが60%、長瀬ではそういうことをちゃんと発表できなくてはならないと思うのです。やはり、大手新聞はこういう報道をして、では長瀬町は狭い小さな町なのに、こういうことを把握していないというのはおかしいと思います。

あともう一つは、毎回これはいろんな議員も話したように、今、所長だけに任せる、教育委員会もタッチしているだろうけれども、こういうやり方では恐らく私はだめだと思っているのです。また二の舞を踏みます。それにはやっぱり、なぜほかの町はゼロのところがあるかというのは、学校も協力しているのです、教頭、校長も含めて。やっぱり、今の学校の先生にやれ、やれと言うのではなくて、やはりそういう、給食というのは子供の健康のもので大事な給食なのですから、それを単なる所長任せではまずいのです。それには、言いつらいことですが、学校がタッチしなくてはだめだし、教育委員会もタッチしなくてはならない。依然あいまいな形で終わっている。

それで、私は教育長にもこの前言ったように、吉田の中学校ではどうなったかということ、やはりゼロなのです。未納はないと言いました。今吉田ではない、秩父市ですけども、今度。秩父市吉田町では、5年前ぐらいの話ですけども、要するに学校の教頭と校長が、担任の先生とあわせて子供を傷つけないような形で徴収していると聞きました。これもやはり、ほかの、こんな近場の秩父市吉田にこういうことができたという、名前は言ってほしくないと言われましたので、言いませんけれども、できればやればできるということもお願いしたいのです。

私は、今の教育の現場を見ますと、いろんな、だから担任の先生に押しつけることは厳しいと思うのです。子供に傷をつけない、今私が言いたいのは、ここに読売新聞にも書いているように、生活保護世帯に準ずる所得層に国や自治体が生活保護費や就学援助に含める形で給食費を補助する制度がある。そして、そのためには子供が、結局、給食費を納められない母子家庭という、要するに就学援助の家庭については配慮する必要と書いてあるのです、読売新聞には。そういう問題について、時間がないですから、どういふふうに応えられますか。私が今言った点で、こんな小さな町でどういう状況かちゃんと把握できないというのはおかしいと思います。町民も納得しません。

○議長（西山津智男君） 教育長。

手短かにお願いします。

○教育長（村田六郎君） 済みません。経済状況等、把握が十分でないのはもってのほかだというご意見で、この点につきましては早急に調査をいたしまして、数字的なものもはっきりさせたいと思っております。

それから、先ほどのご質問の中で回答が一つ落ちてしまったのですが、滞納はゼロというような町村ではどういうことかということなのでございますが、こういう市町村では一般的には学校で徴収しているのです。給食も学校単位でやっているというような、そういうところが多いわけですので、どうしても金融機関からの引き落としという体制をとっているところでは、多少なりともこういった滞納が出てし

まっているのが実情ではないかと、そういうふうに思います。

それから、経済的に大変な家庭ということでございますが、これには生活保護とか要保護とか、そういった形の援助方法もありますので、そういったことに対応していただければありがたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 以上で、14番、渡辺強君の質問は時間を終了いたしました。

○議長（西山津智男君） 次に、3番、村田正弘君の質問を許します。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 3番、村田です。

一つ、保健センターと社会福祉協議会の施設の使用状況について健康福祉課長にお尋ねします。子育て支援の一環として、町ではおひさま教室とかふれあいパーク等が健康福祉課で実施されているようです。社会福祉協議会では、ボランティアの人の活動による子育てサロンが行われている。やっていることは似たようなことをやっている。このやっている人から言われたのですけれども、社会福祉協議会の場で活動するところは2階だと、それから町でやるのは保健センターの1階だということです。やっている場所が、1階は階段がないですから入りやすいのですけれども、2階は階段が狭くて、先ほど14番議員の渡辺さんが調査の中にあつたのにもこんなのが書いてありましたけれども、そんなことなので、日程調整等をやれば同じフロアでも使えるのではないですかと、一番簡単な質問です。

それから2番目は、私はずっとやってきたのですが、行政改革実施計画に基づく事業の進捗状況ということについて参事兼総務課長にまたお尋ねをいたします。平成18年12月1日の議会、12月議会から約3カ月が経過しているわけですが、その間、行政改革の実施に当たり不都合がありましたか。あつたとすれば、それをどのように対処したのでしょうか。

それから、実施の効果がどれほどあつたのか、金額であらわせるものはその額をあわせて発表というか、報告してくださいという質問です。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 村田議員さんのご質問にお答えいたします。

保健センターで子育て支援事業の一環として実施しているひよこクラブ、おひさま教室やふれあいパーク事業と社会福祉協議会で実施している子育てサロン事業を同じフロアで実施できないかとのご質問でございますが、ひよこクラブは対象年齢がゼロ歳から1歳6カ月児まで、またおひさま教室の対象児は1歳7カ月から3歳までとしておりまして、遊びを通して子供たちの発達状況を確認し、発達におくれのある子供や心配のある子供の早期発見、早期対応や母親の育児支援を図ることを目的としており、スタッフも保健師、保育士、言語聴覚士など専門家で構成されております。このため、両事業は、自由に遊ばせている中で子供たちの発達状況を確認し、問題のある児童に対しては早期に対応するなど、療育の視点で実施しているものでございます。ふれあいパークにつきましては、保護者や子供たちの交流の場、友達づくりの場として保健センターを開放しているもので、親子で自由に遊んでいただいております。

また、社会福祉協議会で実施している子育てサロン事業は、親の趣味や関心事などを通して親同士の交流とリフレッシュを図ってもらうための講座であります。内容といたしましては、近いところだと、乳幼児の救急講習会や子育て悩み相談、ガーデニング、親子で遊ぶリトミックなど、心にゆとりを持って楽しみながら育児や仲間づくりをしてもらうことを目的に実施しております。また、実施に当たってはボランティアさんにご協力いただいておりますが、母親がこの講座を受講している間、安心して受講できるよう保育を行っていただいているものでございます。しかし、寒い季節でもありまして、参加者やボランティアさんの減少があり、あいに今のところ、1月から3月まで休止させていただいております。新年度に入りましたら、新たに参加者やボランティアさんを募集して、参加しやすい事業として実施していきたいと考えております。

ご質問の合同での実施につきましては、事業の趣旨が違うため難しいと考えておりますけれども、ふれあいパークにつきましては、社協が入るまでは2階でやっておりましたし、社協、子育てサロンの内容とも似ておりますので、社協の方の事業の内容によって合同で実施できるものもございまして、同じ会場で実施できるよう、今後検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 説明を聞いてよくわかりましたが、よくわかったというか、私が言っているのは同じ場所を使わせてもらえないでしょうかということです。一緒にやれということではないのです。そこだけは字を間違っ読まないようにしてください。そういうことで、調整すればできるということなので、ぜひ調整をお願いしたいと思います。

それから、同じ秩父郡内の市町村でも、1週間に4日、同じようなことをやっている町村がありますね、小鹿野町ですけれども。ですから、1週間に土曜日と水曜日が休みかな、そのぐらいでやっている町村もあるわけなので、やはり先ほど来2番議員も言っていましたし、いろいろ子育て支援ということに対しては町でもそれなりのお金も投入しているわけですから、ぜひこのことを一生懸命やっていかないと将来人が少なくなるということは避けたいというふうに思います。そのことで、そういうお願いをしてこの1番は終わりにさせていただきます。

2番目に移ってください。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 村田議員さんの行政改革の実施計画の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

2月1日現在の各課の進捗状況を調査いたしましたところ、大きな不都合の生じている報告はございませんでした。

次に、実施の効果と金額であらわせるものの額についてでございますが、前年度当初予算に対しまして、今年度の削減見込みについて主なものを報告させていただきます。人件費でございますが、町長等の給料の減額を検討し、現在町長は30%、教育長は11%の削減を行っておりますが、平成19年度は町長が40%、教育長は15%の削減をするための条例案を本議会に上程させていただいております。また、助役、収入役の廃止につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日より、助役を副市町村長に、収入役を会計管理者に制度改正されることに伴い、本議会に関係条例を上程させていただいております。さらに、副町長につきましては、副町長を置かない条例を上程させていただいております。

事務事業の見直しにつきましては、予算編成方法の検討を行い、平成19年度予算編成に当たりましては、各課の予算編成に対する積極的な取り組みが不可欠の条件となるため、臨時的、投資的及び経常的経費のうちの特定な経費を除き、一般財源に限度額を事前に設定し、予算要求を行う枠配分方式を採用いたしました。これにより、一般財源ベースで2,337万9,000円の削減を見込んでおります。

社会情勢、行政需要の変化に対応した組織機構の見直しにつきましては、複雑多様化する行政事務により一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、現在の課を統廃合するための条例案を本議会に上程させていただいております。

なお、この計画の進行管理につきましては、町民に対する説明責任を果たす観点や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、毎年度成果の検証と見直しを実施し、その結果を町民に公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 一生懸命努力をしている、それから不都合はありません、非常によろしいと思います。ぜひこれを続けていくということをやってください。

それから、ちょこっと聞いたときに出てきたわけですが、長瀬町は県から見ると、搾ることを搾り切ってしまうともう搾りようがないというふうな、ないというふうなことを言われたなんてことも聞きましたけれども、余分なことはもうやっていませんよというふうな言い方なのかどうか分かりませんが、行政ではよく言われているむだというか、無理に使っているというか、そういうものが見受けられるということですから、この改革というものがもうそろそろ1年になるわけですね。そして、1年になったとき、こういうことができましたよということを発表したときに、一生懸命に行政側が努力をしたということを町民が認められるような成果がないと、話はでかい話だったけれども、大したことないのではないのということにならないようにしていただきたい。町長あるいは教育長の報酬を減額ということなのかもしれませんが、これもいつまでもずっとできるわけではないわけです。どんどん削って行ってゼロにするということではできないわけですから、ゼロにしたら町長もいなくなってしまう話になりますから、そういうことでご努力をお願いしたい。

それから、このことについての関連があるわけですが、ちょっと私が思ったことを提案させていただきます。それは何かというと、秩父広域市町村圏組合の17年度の主な施策の成果報告書というのをいただきましたが、この中に一般会計の決算額というのが発表されています。その中を見ていきますと、分担金及び負担金ということでトータル34億1,465万2,000円なのですが、この金額の中の長瀬町の分担額は7.1%ということで、掛け算をすると6億3,000万円かな、そのくらいになると思います。それで、それだけのお金を長瀬町は負担をしているわけですが、その負担金の中の主なものは消防費が約半分と、それから42.4%が清掃費、ごみの掃除ということになると思います。あとは、結核予防とか火災とか霊柩車、救急医療施設とかで、その辺は大した金額ではありませんがということになってきて、こういった数字をまだ広報で見た記憶が私はないのです。こういうことも広報にちゃんと載せてもらって、町民の方に理解をしていただくということが絶対必要だと思います。

それで、一つ提案というのは、この清掃費の42.4%かかるわけですから、その6億3,000万円の42.4%は幾らよということになれば、四、六の2億4,000万円ぐらいですか。そうなりますと、ごみの出수량を町民の方に協力していただいて、10%でも5%でも減らせば持ち出し金が減りますよという制度になると

いうことを聞いております。平成17年度の実績ベースで今度は分担金を出すというふうに聞いておりますので、そういうことを皆さんによく町側がPRをして協力をしていただく、それからごみの出す量を減らすのはいろんな方法があるわけです。ボランティアでやっていただいているラビッシュのやり方とか、ああいうもの、あるいは自分のうちで土地があってできる人もいるということですから、やっぱり生ごみは乾かして出すとか、そういう努力をやっていただければ確実にそういうお金が減っていくのではないのでしょうか。それから、ごみの分別収集、こういうことをやっていただくと、これは町民の人に協力してもらわなければだめなのです、幾ら言ったって。だから、数字をもって協力をお願いするというお考えはありませんかということが再質問。

それから、先ほど私が言った負担金の出す割合というのは今度は実績ベースで来ますよという話なのですが、それは本当なのですかということを、これは広域に行っているのは、ここにいるお二人の議員と町長さんが行っているだけで、職員は行っていないのでしょうか。だから、その辺で町長さんに過年度の実績ベースで分担金が決まるというお話は本当なのですかということをお聞きしておきます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、18年度の2月の議会で、長瀬町のごみの分別がかなり進んだということで、一千三百何万のマイナス補正がありまして戻ってまいりました。それは主に、町のごみ処理がうまく進んでいるために、ごみの排出量が減ったということによりまして1,300万円戻ってきた。先ほどもお話がありましたように、消防の問題が、人件費が165人という大人数になっておりまして、これは行く行くは県一体での広域行政の中に組み込まれるという消防のことがなっておりますので、この辺がどうなるかというのが一つのテーマだと思いますが、ごみ処理につきましては住民の協力がある程度得られてご理解をいただいて進んできた、よその町村よりは多くの戻しをいただいたということになっております。そういうことをこれからもPRをする、個々の問題についてもたしか広報でお話を申し上げたと思いますが、余り細かいところまでの数値が出ておりませんので、ポイントを押さえた報告が必要だろうと今参事ともお話をしたところでございまして、そういうテーマを個々にお出しして、そして住民の意識を改めてそっちの方向に向けていただくような努力をこれからもしていく、努力をやりたいというふうに考えています。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今町長のお話のとおり、減っていきましてということは現実であって、それだけの、少し節約で1,300万円減らすなんというのは大変なことなのです。ですから、特にこのことを推し進め、担当する課は観光課なのですか、それとも総務課なのですか。総務課で、どちらの課だかわかりませんが、わからないかね、本当はわかっているのだけれども。今後、要するに住民に協力をお願いすることは担当課が一生懸命やるという姿勢があるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ただいまの村田議員のご指摘のごみの搬出量の削減の問題でございしますが、一応町の方では観光課が所管はしておりますが、広報等につきましては、ご指摘のように広域の負担金との関係、それからごみの搬出量によってかなり町の負担金を減らすことができるというのを、わかりやすく、今後なるべく早い機会に広報を通して掲載してまいりたいと考えております。

それから、今度は組織の改正を今議会に提案させていただく予定でございしますが、その中ではそういっ

た三つの課が一緒になるようなところもありますので、その辺の連携もさらに密にさせていただいて、町民にわかりやすく説明できるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） あと1回なのですけれども、それでは4月の広報に載つけてやれますね。5月ですか。そうすると、この広域の報告も遅いのですけれども。これは私、もらったのはことしになってなのです。17年のものを、会計年度の関係で遅いのですが、そっちが遅いからPRも遅くていいということではありませんから、きっちりよくわかるようにやってください。

この中で、一つは特別分担金という項目が11.7%を占めていますということがありますが、これはどういふのですかと聞いたら、各町村の分を秩父市が代表して受け取って渡しているというお話ですから、秩父市が余計出しているのではないということはわかっていると思うのですけれども。そういうことも、負担をするときにどういふ分け方で前分けていたのか知りませんが、その辺が非常に、特別分担金なんというやつがあるので、何か変なことだなと思って聞いたらそんなような話ですから、秩父市が多く出しているのではないと、格好は出した格好になりますけれども、代表で受け取って出しているということだそうです。そんなこともつけ加えていただくといいと思います。

以上、時間もお昼を超えまして、皆さんのおなかのぐあいもあるでしょうから、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時04分

再開 午後1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

8番、大澤タキ江君の質問を許します。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、通告に沿って一般質問させていただきます。

まず初めに、後期高齢者の医療対策についてでございます。平成20年から後期高齢者医療の広域連合化が始まるとのことです。この事業は、財政の厳しい我が町にも相応な支出が予想され、町民の負担増にもつながりかねないと大変危惧しています。

そこで、この件に関して町はどのように受けとめているのか、またどのような策をとる予定なのかお伺いします。

また、平成18年度に行われた後期高齢者実態調査は現在どのように活用されているのかお伺いします。これは先日、3月の広報に載っておりましたけれども、また改めて細部までご回答いただければありがたい

いと思っております。参事兼町民課長さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、職員のまちづくりに関する視察研修についてでございます。第8回全国小さくても輝く自治体フォーラムが、2月3、4日、宮崎県綾町で開催され、参加しました。昨年6月の白川郷に続き、10月には矢祭町と、自主自立のまちづくりを進める行政を矢継ぎ早に視察し、どの町も元気であると感じたところです。これらの町で共通する点は、行政と町民との間に顔の見える関係があるからではないかと思っています。我が町もここ数年、住民と協働のまちづくりを進めており、その成果が着実にあらわれ始めていることを実感している今日ですが、これからはますますその必要性に迫られるものと思います。そんな中で、自主自立のまちづくりを進める行政を視察することは大変意義のあることだと考えます。

そこで、こうした町への町職員の現在までの視察状況、また今後の視察予定をお伺いします。

また、それらの視察がまちづくりに今までにどのように生かされてきたのかお伺いします。参事兼総務課長、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） それでは、大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療広域連合の関係でございますが、広域連合の設立は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされております。この広域連合の被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の方のうち、厚生労働省令で定める程度の障害の状態にある旨の認定を広域連合から受けた者とされております。また、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、平成18年度の末日までに都道府県の区域ごとに当該区域内すべての現存市町村が加入する広域連合を設けなければならないことになっており、埼玉県におきましても設立準備会において取り組んでいただいているところでございます。埼玉県後期高齢者医療広域連合の諸経費等に関しましては、具体化されている事項は、広域連合規約に記されております共通経費の負担割合及び高齢者医療確保法第98条に定める市町村の負担割合などでございます。

なお、広域連合設立準備会の第3回委員会が去る1月29日に埼玉県自治会館で開催されましたが、その中の主な意見は、可能な限りの業務を国保連合会に委託することで広域連合の事務量を減らし、人件費の抑制に努めること、19年度の準備段階からどれだけの業務を国保連合会に委託できるかを同会と調整を行い、平成20年度にスムーズなスタートが切れるよう検討を進める必要がある、委託業務及び連合会に残す業務について、市町村レベルで細かな事項を検討した資料の作成が必要である。広域連合事務局に関しては、制度のスタートは平成20年度であり、平成19年度は少ない人数で始めて、業務量が多くなった段階で増員を要望するなどに対応する、小規模な組織づくりに努めることなどの意見が出され、再度精査することとされた旨の通知をいただいております。

今後の広域連合のスケジュールにつきましては、広域連合長の選挙、広域連合議会議員の選挙の後、平成19年度の夏ごろに保険料率、保険料額の具体的な算定方法や後期高齢者の新たな診療報酬体系の取りまとめ、これは夏から秋にかけてということだそうですが、保険料条例の制定などを初め各種条例の制定が予定されておりますので、広域連合議会において審議いただくことになります。

なお、市町村担当課長を対象とした会議が定期的に行われることになっておりますので、会議の際におきましても意見調整が図られるものと考えられます。

次に、昨年の8月から10月にかけて、町内の63歳以上の方を対象に実施いたしました高齢者実態調査で

ございますが、この調査は、要支援、要介護の一手手前の高齢者を抽出し、介護予防事業に参加してもらい、介護を受ける状態にならないよう予防していただくための施策を実施するために行ったものでございます。調査の結果、要介護や要支援になる可能性のある方が375人おりましたので、保健師や包括支援センター職員が訪問し、元気モリモリ教室などの予防事業や地区のサロン事業への参加を促しております。また、体調不良等による緊急事態に備えるための緊急連絡先については、福祉関係で把握しておき、緊急時に家族や親戚等への連絡に活用するほか、防災担当課で災害時や緊急事態発生時における安否確認等のため使用したいと思います。

なお、この調査の詳細がもし必要であれば、健康福祉課の方で答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 今回の後期高齢者医療広域連合は、医療費を抑制するということで始まるのではないかと考えておりますけれども、こういう事業が始まりますとどうしても町の持ち出しというものが出てくるわけです。必要経費ということですか、事務的経費ということになるのでしょうか。そうしますと、片方では医療費を抑制する施策をとるけれども、片やそちらにかかる経費を払わなければならないという、非常にアンバランスなあれが起きてくるわけです。

そういう中で、私、本当にいつでも不思議だと思いますのは、国や県でいろいろなことを考えて、それを市や町、村におろしてくるわけですが、渡辺さんの意見と同じようになってしまいかと思いますけれども、国の方で決めて、机上で決めて、それを、すべての国内の町村の財政状況が同じならそれで構わないのですけれども、大変で、もう本当にどうなってしまうのだろうという不安を抱える中でこういうものも受け入れなければならないということが、私は弱者を切り捨てる今の国のやり方で非常に不安を持っているのです。そういった中で、どこまでこの後期高齢者広域連合に対して国や県が後ろからバックアップをして、長瀬町からなるたけ財源を持ち出さないような方法に持っていってくれるのかなと不安に思っております。

そういった中で、当然老人医療費を抑制するということ、また介護保険、介護にかからないようにさせるための施策でしょうけれども、今現在、長瀬町のお年寄りが、特養ホームですとか老健施設ですとか、そういうところを利用しているお年寄りは大勢いるわけですが、自宅待機をしていらっしゃる、そのような方もいらっしゃるのでしょうか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

長瀬町の特別養護老人ホームと老人保健施設が今度岩田にできまして、2カ所あるわけなのですが、特養のながとろ苑の方では20人前後、それから岩田の老健施設の方は待機の方がいるとは聞いておりません。岩田の方につきましては、今現在81人定員のところ61人入っておりますので、それは町外の方を含めての話ですが、まだ余裕があるようでございます。それから、特養のながとろ苑の方につきましては、緊急度の度合いもあるかと思いますが、全体では45人ぐらい待っているようでございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ここ近年、元気モリモリ体操という、先ほどもお話がございましたけれども、元気モリモリ体操ですとか、お年寄りが病気にならないように、介護にならないようにということで、町で

もいろいろな施策を講じているわけです。そういった中にさらにこういうものが入ってくる、これに対しまして、まだ、先ほどの参事の回答ですと、これからどのくらいの負担が入ってくるということが決まるというようなお話ですけれども、こういった中に、均等割と申しますか、そういうのではなくて、介護を受けなければならない、また医療を受けなければならない、そういった人たちに対しての割合というようなものも出てくるのでしょうか。そのところどうでしょう。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） お答えいたします。

負担割合の関係かと思うのですが、現在こちらにある資料によりますと、対象者数が75歳以上の後期高齢者1,300万人、後期高齢者医療費が11兆4,000億、給付が10兆3,000億、患者負担が1兆1,000億というふうな数字がここにあります。その算定方法等につきましては恐らく厚生労働省の方で現在検討中かと思えます。恐らく省令とか政令でその辺の算定方法について示されるのかと思えますが、広域連合の説明等でもまだそこまで踏み込んだ説明が市町村にされておられません。それが出ないとどのような形になるかというのはちょっとわからないのですけれども、厚生労働省の担当者の方のコメントが載っている記事を見ますと、広域連合内の負担は各市町村均一というふうなコメントがあったような気がしますので、恐らく埼玉県の中でも市町村によって老人医療費がばらつきがかなりあると思うのです。長瀬町の場合は、県全体で見ますと、はっきりした数字はわからないのですけれども、1人当たり65万から70万ぐらいの間になっているかと思うのですけれども、県南の方ではもっとこれよりかなり高い数字になっています。これをもし均一の負担にしますと、長瀬町はそれほど1人当たりの医療費はかからなくても、負担だけ大きいというふうな形になってきてしまうのかなというふうな感じを持っております。その辺のところの負担の公平性が図れるような、例えば保健事業で努力した市町村については、医療費が削減できたという実績でも出れば、その分は市町村負担を減らすとか、1人当たりの保険料を下げるとかということができればいいのでしょうか。国の方の省令なり政令なりが出てこない、今の段階では何とも言えない状況です。

それと、負担割合ですけれども、公費が5割となっております。国、都道府県、市町村、これが4対1対1となっております。半分は公費で持ちます。残りの半分ですけれども、高齢者の保険料が1割、それから後期高齢者支援金ということで、若年者の保険料が4割というふうになっておりますが、これは国保とか社会保険等の各健康保険の方から一定割合若い世代から負担して、それを4割り入れてこの財源に充てようというふうな図式はできているようですが、具体的な内容は現時点ではわからないということです。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 19年度の予算書を見ますと27億ちょっとということで、その中で起債見込額というところを見ますと、今現在、19年度で2億8,790万ですか、19年度はその見込みをしているわけです。

そういった中で、26億ちょっと借金があるわけです。それを見ますときに、これが、町長が初当選をして初登庁した、そのときは借金が20億程度だったのです。それが、その後いろいろ調べてみますと、これは国体があったがためにやはり起債を起こしたというのが今ここで尾を引いているかなという思いをしているわけですけれども、今後ますます国の方からこういった事業を下におろしてきて持ち出しがふえるということは、それをやっていくのにまたますます借金がふえるということにもなりかねないのではないかと私は非常に危惧しております。

そういった中で、今後どうしても削れない、その必要経費、義務的経費、それを引いたときに、ほかの

町独自の事業というものが本当にできなくなってしまうのではないかと懸念しているわけですが、こういった点に対しまして町長あたりはどういうお考えでいらっしゃるのか、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 先ほど地方債のお話がありましたので、ちょっと起債の残高について説明させていただきます。

起債の残高が伸びているというのは、主な原因といたしましては、地方交付税とか、そういう三位一体の改革の関係等もあって地方交付税が振りかわっているような、臨時財政対策債が13年度から発行が認められるようになりまして、それが伸びている主な原因でございます。

それから、臨時財政対策債等については、普通交付税の基準財政需要額に借りました元利償還金を後年度負担する分については基準財政需要額に全額算入されるということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 臨時財政対策債が交付税に算入されるというお話は先ほども伺いましたので、わかっているのですが、それでも借金が本当に減らないのです。そういった中で、本当に国や県からどんどん、どんどん、いろいろなものをおろしてきて、町の方の持ち出し、町の方がますますそれで首を絞められている、この状況をどういうふうに打破をしたらよいのか、こういう件に関しまして、14番の渡辺議員ではないですが、やはり町長さんをお願いしたいことは、県、国の町村議会の方にそういうお話を、裕福な町はいいですが、長瀬町みたいなところは本当に大変だと私はつくづく思います。そういった中で、国民が全国一律に同じような医療費ですとかすべての生活のあれで同じような負担が受けられるような、そういうような方向に持っていっていただくようにぜひ町長さんにもお骨折りをいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

地方財政の急速な悪化というものについては全く同じ考えを持っているわけでありまして、このことについてはしっかり対応していかなければいけない、地方はだめになって国が存在するのかということは先ほど申し上げたとおりでありまして、その中で長瀬町を特に考えてみますと、一番大きな問題点は下水道の工事費の起債の残高が高どまりをしているということでありまして、今、18年度も下水道に繰出金が4億円というような金額でありました。このことについては、1年、18年度の前に資本平準化債という、やっぱり考えてみますと、国でバブルのとき、国自体も踊った、その反省に基づいて、そういうところいわゆる借換債といいますか、そういうものを許可して返済を緩やかに下げていくということを考えての起債の許可ということがあったわけですが、これは皆野町の当時の町長と意見が調整できず、19年度からということになりました。これで、19年度、長瀬町で下水道に出す負担金は2億9,000万台に落ちたわけです。1億1,000万減額になったわけでありまして、こういうこともいろいろ考えてやっていかないと大変なことになるというのは議員ご指摘のとおりであります。そういうことをやはり事前に精査をするということ、これも大切なことでありますし、一つ手がついたということもあります。それから、職員に対してもいろいろ無理なことを申し上げて我慢をしていただいておりますし、そういう意味では搾るものはかなり搾った、しかし、トヨタ自動車が今世界一の自動車メーカーになろうとしておりますが、

これも昔から乾いたぞうきんを絞るのがトヨタ方式だというようなことを言っておりまして、それも成長に進む一つの段階としては大切なことではないかというふうなことも考えております。

後期高齢者に対する支出がまだ具体的に決まっていない段階で、私たちとすれば、今各高齢者の準備の委員というのを見てみますと、各市の市会の正副会長、それから町の正副会長、首長ですけれども、そういう人たちが名前が挙がっているというふうに承知をしております。そういう人たちにもこの間お会いしていろいろお願いしたところでありまして、これは国の方としても弱小の自治体に負担を多くするようなことは避けていかないと大変なことになるという認識は持っているようでありますから、この辺もこれからもしっかりメッセージを伝えていきたいというふうに考えております。

そして、私たちも、合併が一段落したということを言われる人もいますが、またこれは、いろんなこういう問題が起きてくると、次の合併をどうするかということを考えていかざるを得ないというような状況も出てくるのではないかと。19年度の予算、なかなか組めなくて大変な市町村というのが非常に多くなっておるのも現実であります。おかげさまで、当町の19年度の予算につきましては、担当の職員を初め全員の協力をいただいてそんなに難しくなく組めた、それは国体後の17、18年度に予算執行に関してかなり絞り込んだということがありまして、その繰り越しというのがかなりできました。今議会でもご提案申し上げております補正につきましては、7,500万円近くの減額補正が行われるというような状況になっておりまして、この辺を職員の意識がかなりしっかりしてきたというふうに思っておりまして、むだな金は使わないというようなこと、昔の自治体の予算は、計画をした予算はすべて使うということが前提でありました。今はそういう状況になっていないということも事実でありますし、そういうことが職員の中に浸透したというふうに思っておりまして、この辺もかなり早くから長瀬町は手がつけられたというふうに自負をしているところであります。

いずれにしても、だから楽になるという見通しが立つわけではありません。そういう状況をしっかり私たちは踏まえて、ある程度の内部での覚悟はできております。ただ、ライスパイレス指数等々を見ますと、埼玉県でびりから2番目ということでありまして、皆野が79ポイント、長瀬町が86.幾つというような状況であります。あとはみんな93という状況が3番目というような状況でありますから、こういうことも職員の意識高揚から考えますと、90%を超えるようなラスパイを目途としてはしっかり持っていかなければいけないと。二律背反みたいな考え方になりますが、しかし、いろんなことに手をつけていくと。これがだめ、これがいいというようなことを、既成概念にとらわれないということを考えていかなければいけない、そんな思いを持って日々過ごしているところでございまして、こういうことも議会に真実をお話し申し上げてご理解をいただき、またご指導いただくということが大切なことではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 大澤議員さんの職員のまちづくりに関する研修視察についてのご質問にお答えさせていただきます。

先進地への視察につきましては、以前は、加入する団体等が主催する視察研修に職員が参加することにより、幅広い視野から行政課題の解決策を探るとともに、今後の行政に資する人材の養成を図ること等を目的として参加してまいりました。しかしながら、行政を取り巻く環境の変化から、加入する団体においては実施を控える団体が多くなっております。まちづくりの先進地の状況を直接肌で感じ取れる視察研修は大変有意義なものと感じておりますが、当町においては、財政状況の変化に伴い、町独自で実施するこ

とは、行政の効率化や費用対効果等を考慮した場合難しい状況にあり、今後においてもこの状況が続くことと思われますので、インターネット等の活用を図る中でさまざまな情報を収集し、まちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 財政状況が悪いので、先進地視察もこのところ控えているというようなご回答でございましたけれども、ちょっと残念だなと私は思いました。

というのは、私たちも、今大分にぎわしております政務調査費なるものがついている町でもございせん。という中で、やはり何とか自分の町は自分たちで守りたいという思いの中で、私もいろいろなところに自費で参加をしているわけですが、やはり町の職員も、町に暮らし、町民の一員として自分たちがこの町をよくする、その一翼を担っているのだという、そのくらいの気概を持って、それはやはり財政的な状況もあるかもしれないけれども、実費でたまには近いところでもいいから行ってみようかぐらいの気持ちがあってもいいのではないかなというような思いをしたところでございます。

行ってみますと、本当に肌で感じ、ああ、すばらしいなという思いをしながら帰ってくるわけですが、先に言うておかなければならないのは、私は合併反対論者ではないのです。ただ、今長瀬町の置かれている状況の中で何とか生き残り作戦を考えなければいけない、そういったことを考えたときに、やはり労力を惜しまずと申しますか、金銭的な部分もあるけれども、一生懸命しっかりと勉強して、この今の長瀬町の、いろいろな方が夕張になってしまうのではないかなどと言っていますけれども、少なくとも私たち、この行政を担っている私たちはその言葉を使うべきではないと思っています。

そうならないように私たちが努力をするのが当然のことであって、そういった思いの中で、先日、宮崎県綾町に行ってみましたが、綾町に行く前にどうしても行っておきたいところ、矢祭町にも行きました。その矢祭町あたりに行きますと、本当にもう、町民のいろいろな方にお会いしてお話を聞くのに、まず一番最初に町長がねという話をするのです。もうすごく町長が信頼をされていて、それが町長の意見ではないのです。職員が提案をし、それを町長がくみ上げて、それで町政運営をしているのです。そういう中で、やはり執行の権限は町長にありますので、職員がということではなく、町長がという言葉が出ているのだと思いますけれども、去年の11月、朝日新聞で矢祭町の意識調査をしたところ、町民の82%が合併をしなくてよかったという結果が出たというのが出ておりましたけれども、やはり自主自立を進めるまちというのは違うなという思いをつくづくしております。

そういった中で、2月に宮崎県綾町に行ってきたわけですが、宮崎県綾町は、私も全く知らないで行ったのですが、宮崎市の隣なのです。宮崎市の隣だから、すごい町かと思いましたが、本当に田舎でした。もうずっと畑で、町並みはきちんとしたところがありましたけれども、ちょっと一歩外へ出るともう本当に畑、切り干し大根をずっと干している、そういう畑がありましたけれども、そういった中で観光地ではなかったところに観光ができたのです。その観光というのがまた驚いたのですけれども、山と山をつないでつり橋をつくったのです。それが世界一のつり橋だったのだそうですけれども、つい最近、九重山で世界一大つり橋をつくったということで、世界第2位になってしまったということでびっくりしていましたが、これも今の町長ではなくて、前町長さんがもう本当に国や県に何十回となく足を運んで、頼む、頼むと拝み倒してつくったというふうなお話を伺ってまいりました。片方の山は県有林、片方の山は国有林だそうです。それも国定公園の中、そこにつり橋をつくった、これはもうすごいこ

とだなと私は思っております。私も長瀬の景勝地につり橋をつくりたいという構想を議員になりましてからずっと持っているわけですが、なかなか私の夢物語ということで進展をしません。そういった中で、すごい、やはりこれもやる気かなという思いがしてまいりました。

それでまた、その中で、そこにお客さんが今度は、すごく高いものですから、水面からの高さが120メートルで、つり橋の長さが250メートル、幅が1.2メートルで、100人乗ってもびくともしませんという町長のお話がありましたけれども、1億円でできたそうです。そういったものを本当にやる気になって頑張っている町長がつくったのですよということで、その後今の町長さんの代になりましてから、観光地を町中につくったのです。そこがまた、あそこは焼酎需要の多いところですから、そういう会社もたくさんあるようで、焼酎の会社を拠点にして、その隣にお風呂ができて、また土産物屋さんが出てすばらしい観光地ができていました。そこに私たちが行ったときにも、もうバスがどんどん来ていましたけれども、やはりそういうことを、私たちも行ってみなければならぬし、執行部の皆さんにもぜひ行っていただければありがたいなとつくづく思いましたけれども、それにも増してまた観光業者さん、こういう人たちも一生懸命そういうところに行って視察をし、勉強してやっていけば長瀬町もいい観光地ができるのではないかと思いますけれども、なかなか財政状況が悪いから行けない、行けないというお話をされますけれども、財政状況ではなくてやる気だと思います。そういった点で、その件に関して、やる気ということに対して、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、大澤議員の方からお話がありましたようなこと、つり橋のことについてはいろんな排除していかなければならない問題というのはいっぱいあって、国定公園の中にもできるといってお話を今聞いたわけですが、実は私たちも全くそういうことに手をつけなかったわけではありませんが、宝登山の正面の県造林につきましてもようやく方向性が出そうでありまして、22町歩という面積を、実際には長瀬玉淀自然公園の中の一つ地域、二つ地域というところで、伐採はだめだというお話がありましたが、これは私が就任以来、約5年かかって切れることになりました。これはやっぱり、人が決めた条例や規則でありますから、これが不要であれば変えるという思いを持っていただくということがその前提でないと動きがとれません、これは県の方で分収林を伐採してお返しをするということが前提でこの話のできたわけでありまして、しかし、なかなか難しい問題等々がいっぱいあったのを、よくこれは県の方で聞いてもらったなという話があります。

私も、このつり橋、二、三日、テレビで日本一といいますか、世界一のつり橋、20億円だか15億円だかかかったのを、その3分の2借金をしてやっとな、1日2,000人来て何年間で返済できるというような、テレビで放映がありました。それを見ていまして非常に興味を持ったわけですが、つり橋のあるべき姿というのは、先ほど議員おっしゃったように百何メートルという高いとか、そういう特殊なものがあるということが大きなポイントになっているのかなという話があります。そのテレビの放映でも、100メートル以上、絶景が映し出されていて非常にすばらしいなという思いがありましたが、長瀬の場合、どのくらいの高さがあるか、どれだけの眺望が開けるかと私もまだその検討をしておりませんが、議員最初からのご提案でありまして、我々もそのことに全く興味がないわけではありません。そういうことも、それぞれの議員や大勢の町民の方のご提案、それから外部からのご提案等々もいろいろこれから出てくると思います。長瀬という観光地を有効に生かす一つの方法として、花の丘構想というのが一つ許可になって、ことしの秋口から手がつけられるということも大きな前進の一步だというふうに思っております。で

すから、これも大澤議員ご指摘いただきましたことも、我々とその議論を重ねるような場をつくっていただいて、そしてそれがご説明をいただいたり、私たちも時に視察をさせてもらうというようなことをこれから考えていかなければいけないと、財政の面だけにとらわれているということはというご指摘もいただきましたが、現実の問題として今そういう財政をいかに切り抜くかということにきゅうきゅうとしているような状況であります。

そういう中で、19年度の予算が比較的職員の努力によってスムーズにできたということは、ある意味では遠いトンネルの先に明かりが見えるような、そういうことが考えられてもいいなという状況に努力すればなるだろうというふうに思っています。この地域、例えば秩父地域、大里地域の合併した、いわゆる小さいところの町村の話を聞きますと、ほとんどの方が合併してばかを見たという話を聞きます。それはどういう意味でばかを見たかということについては確たるものはありませんが、市民税が上がったとか、そういうような具体的な数字等々もあるようではありますが、それと違って、市を中心とした行政運営が行われるということに対する不満というのが非常に私は多いような気がいたします。吉田にしても大滝にしても、会議があると秩父まで出ていかなければいけないということに対する不満というのは非常に大きいなという思いを持ちました。ですから、合併をするということを前提に行政運営をするということではなく、とにかく自主自立の町、特に長瀬町は超有名なブランドを持っているわけですから、それを生かしたまちづくりをしていかなければいけないというふうに考えているわけであります。

そういう状況を勘案しますと、非常に難しい状況を強いられてきていることも事実であります。我々とすれば、とにかくこの小さな町を生き生きとしたまちづくりにしたいということを大きなテーマに置いて頑張っていきたいということが基本であります。そういう中から、いかにいい町ができるのかということについては、お互いの協力体制がとれるかどうかにあるだろうというふうに考えているところであります。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ちょっと横道にそれるかもしれませんが、ただいま町長の方から22町歩の県有林を切るというお話が出ましたので、これについて町長にちょっとお伺いしたいと思います。

これはただいま進行中で切っているようですけれども、その後どういう、何を植えるとか、そういった基本構想ですか、そういうものはできているのでしょうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） このことについては、地権者とのいろんな意見調整の中でいろんな問題が発生しました。ことしになって2回、代表者のお集まりをいただいての会議を開き、基本的に町が後のことにつきましては、植栽だとかそういうことにつきましては責任を持つという、その責任の所在をはっきりする方がいいだろうということで地権者の方にお話を申し上げましたところ、よくわかったと、それではこのことについては4月の初めに拡大地域会議というのですか、皆野町と長瀬町の幹部の方たちが会議を開き、最終的な結論を出すというご返事をいただいておりますので、それまで待って、ただ、具体的に植栽につきましては、いろんな人が長瀬町にも森林の専門家はおいでになります。例えば野村静男先生、岩田洋先生、うちの方の教育長もその一人だというふうに承っておりますので、そういう人たちの意見を聞いて、私は基本的には落葉樹を植えて、四季折々のいろんな変化というものを含めてやっていっていただくことが大切ではないか、そして一番上の皆野の方に植わっておりますロウバイにつきましては、正面の方に続いてこちらへ回して、頂上近くが黄色い花が正月に咲くような、それだけはぜひお願いしたいということ

を考えています。具体的には、正式なご返事をいただいた後に立ち上げた会議を持って、それで具体的に決めていきたいというふうに考えております。

大滝でソメイヨシノがだめになるということで、もみじを植えたいということで4万本の苗木を用意したという話がありました。その中の1万本、長瀬町に下さいというお話を申し上げましたところ、もうこれは2年半ぐらい前ですけども、わかった、それは差し上げますというお言葉もいただいておりますので、そういう、春、芽が出て、緑が濃くなって、秋の紅葉があってというような、そういう木も植栽の中に大きなテーマとして入れ、それから夏に咲く花、例えばサルズベリだとか、そういうようなものもところどころに植えて、例えば波のような植栽の仕方等々があるという話も聞いておりますので、ユニークな発想の山づくりにしたい、それで冬は葉が落ちるというようなものが私はいいいのではないかと、1年じゅう真っ黒であるということについての魅力は全くないと思いますので、その辺を基本的に考えております。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） ちょっと横道にそれましたけれども、宝登山の県有林につきましては、町民の皆さんから切った後どうするのだろうかという疑問の声を大分聞いておりましたので、質問させていただきました。

本論の方に戻りたいと思います。昨年の白川郷、今回の綾町に行きまして非常に強く感じたことは、合併をしたくてもできなかった、しないで、よそうという町民の住民投票ですか、そういうもので決定した、そういうところの町村長さん以下来ているわけですけども、町の職員も大勢来ています。一番きつと議員さんが多いのかなと思いますけれども、町の職員さんも本当にたくさん来ています。町村長さんと一緒にお出かけいただいているようですけれども、それから一般町民、村民、そういう方もたくさん来ているのです。それだけ自分の町は自分たちで何とか守ろうという気概があるのだろーと思っておりますけれども、本当に、先ほども申し上げましたけれども、私はこのままいくと夕張になってしまうから、合併しなければしょうがないとか、そういうのは私たちの口で言うべきではないと私は思っています。何とか自分たちの町は自分たちでしっかり守っていこうではないかという、そういう気持ちにならなければおかしいのではないかなと私は思いがしております。

そういった中で、6月に今度は香川県の三木町というところであるのですけれども、三木町の町長さんが次の主催地だということであいさつをいただきましたけれども、丸いスイカは真ん中は甘いけれども、端っことはどこへいっても甘くはない、本当に味もそっけもない、そういうものだけでも、合併というのはそういうものだよという話をしておりました。自主自立をしっかり自分たちで目指して、方向性を持って、けさほどいただいた渡辺さんの共産党さんの新聞にもありましたけれども、長瀬町はちょっと将来に対するビジョンがあいまいなのではないかということが出ておりましたけれども、私もこの件に関しては非常にそういった思いがしております。しっかりしたビジョンを持って、将来に向けて、若い人たちが、ああ、長瀬に住んでよかったなというものを私たちが残さなければしょうがないのではないかと考えております。

そういった中で、今後、本当に、先ほども申しましたけれども、実費で行くということは大変なことです。家計を圧迫するということまではいかないかもしれませんが、大枚払ってそんなところまで行かなくてもというような思いがあるかもしれませんが、やはり全国の皆さんが集まっていろんな意見を交換する、交流会の中で本当に北海道から沖縄までいろんな人が集まります。そういう中で、全く未知の町村の人たちと触れ合う、話をする、そういったことにはすごく私は意義があると思っております。

ので、議員ももちろんですけども、町の職員にもぜひそういったところに目を向けて、合併する、しないにかかわらず勉強していただけたらありがたいと思っております。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（西山津智男君） 次に、7番、新井利朗君の質問を許します。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 一般質問させていただきます。

1、少子化とクラス減による教員の確保について、教育長にお尋ねいたします。さきに配付された教育関係資料、これは教育要覧なのですが、の生徒数を見ると、平成19年度は中学校1年生の入学予定者は少なく、クラス数は二つとなり、新3年生が3、新2年生がぎりぎり3クラスという状態で8クラス体制となります。1クラス減となった場合に教員数が減るということもわかりましたので、この質問を出しております。

中学校の教科は専門性が高く、生徒も教科を詳しく学びます。全体のクラス数が減ると教員数も減って、十分な中学課程の教育ができるのか心配になります。これらのことについて、教育委員会では既に配慮されていることと思いますが、これからの長瀬中学校の教育運営方針について伺いいたします。

2番、幼児等の遊び場の確保について、健康福祉課長にお尋ねいたします。先日、ある退職者の方から、町内に孫を連れて遊びに行けるところがない、ブランコとベンチを置くだけでも、周辺散策を兼ねて出かけやすくなるので、考えてほしいと言われました。空き地や神社の境内を借用して設置するのも一考です。遊び場の確保についてお考えをお伺いいたします。

3番、子育て支援について、健康福祉課長にお尋ねいたします。少子化傾向が進み、町の将来、日本の将来が心配されます。子育ては、費用の問題と支援体制の充実が不可欠です。親の問題もありますが、支援体制が整っていれば事件や事故は防げますし、少子化に幾分でも歯どめがかけられるのではないかと思います。気軽に相談できたり預けたりすることができれば、親も子も楽しく育てられる町になると思います。保育園の活用や第一線から退いた人たちの協力を得る、いろんな形の子育て支援体制づくりについて伺いいたします。

4番、人間ドックオプション部門への補助制度について、町長にお尋ねいたします。最近、町民の方々が脳血管系統の障害で病に倒れることが多く、治療のために費用がかさみ、家計の上にも保険財政の上にも大きな負担になっています。人間ドック補助制度はありますが、脳検査などはオプションで受診率も低いのが現状です。オプション部門にも補助制度を導入し、受診、早期発見から町民の健康を維持させていくことは大事な保健行政の一つでもありますので、早急に人間ドックオプション部門への補助制度を求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） 新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

学級編制につきましては、埼玉県市町村立小中学校学級編制基準、こういうのがございますが、これに基づきまして1学級の生徒数は40名と定められております。市町村教育委員会があらかじめ県教育委員会

と協議いたしまして、その同意を得ることになっております。この基準におきまして、小学校第1学年及び第2学年、そして中学校第1学年につきましては学級編制の特例が認められております。県では、平成14年度から少人数学級編制基準を設けまして、順次その拡大を図っております。現在、中学校1年生においては1学級当たりの生徒数は38名が基準となっております。したがって、39名になりますと2学級になるのですが、そういう基準になっております。平成19年度の長瀬中学校の第1学年の生徒数は69名を予定しておりますので、2学級編制となってしまいます。

教職員数につきましては、やっぱり同じような埼玉県市町村立小中学校県費負担教職員配当基準というのがございまして、これに基づきまして教職員の配当数が定められております。この基準によりまして、今年度の長瀬中学校のように9学級の場合は、校長を含めた教員数が17名、そして養護教員1名、事務職員1名となっております。ところが、来年度の長瀬中学校、第1学年が2学級ですので、全体では1学級減りまして8学級となる予定です。この場合、校長を含めた教員数が15名、それに養護教員1名に事務職員1名の配当となりました。教員が2名減となります。このように、学級編制や教職員の配当は法令に基づいて行われており、生徒数や学級数において教職員の定数が定まることになっております。

新井議員さんご指摘の中学校の教育課程の運営につきましてでございますが、生徒一人一人に年間980時間の標準授業時数の確保に努めているところでございます。授業時数の確保が重要なことはご案内のとおりでございますが、さらに教員に研修を積ませて指導力を向上させ、授業の質を高めさせるとともに、こういったことに力を注いでまいります。

また、中学校においては、先ほどの定数のほかに数学の少人数指導加配教員を1名配置しまして、数学の少人数指導の充実を図ります。また、英語につきましては、外国語青年語学指導助手、通称ALTと言っていますが、これを従来どおり派遣しまして英語教育の充実を図ります。また、いじめ、不登校等の問題の解消に向けて、さわやか相談員を県と町の負担により来年度も中学校に配置する予定でございます。教育委員会といたしましては、各学校の教職員を支援するとともに、児童生徒へのきめ細かい指導を実現するための施策を今後も推進してまいります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） お答えありがとうございます。

今、結局、お答えいただきまして、クラスが減ることによって2名の減になるという答えであります。それはわかったのですが、実際に先生が研修でお出かけになったり、いわゆる出張であったり、急病等で穴があいた場合に何か、授業に穴があいて実際に生徒たちが困ることも予想されますので、そういうときのために、例えば退職している専門性のある教員等を予定しておいて、あらかじめわかった場合にはその辺をお願いできるような体制をつくっておくというのも一つの教育水準の維持にも使えるかなというふうに思ったのです。ですから、そういうので、これから退職される教員さんも多いわけなのですが、そういうふうな方を少し登録といいますか、リストアップしておいて、場合によったらお願いできるような体制も授業の穴埋めや何かにも使えたりできるのではないかなと。

また、教科の問題もあるのですけれども、クラブ活動の指導者も実際には顧問も非常に不足してくることが予想されるわけです。ですから、そういう点について、クラブ活動の方のこともちょっとありますが、これは通告そのものには書いていないのですが、お答えいただけたらありがたいのですが。

○議長（西山津智男君） 教育長。

○教育長（村田六郎君） お答え申し上げます。

退職した先生等をストックしておいて、特別にお願いしたらどうかというご指摘でございますが、この辺につきましては、県や何かの基準の方にはそれがございませんので、町の負担でやらなければならないということがございます。

ただ、先ほど2名減と言いましたが、クラス数が一つ減るわけでございます。実際には、先生方は、国語、数学、社会、理科、英語の先生方がお二人ずつ、しかも数学の先生は少人数指導の先生が1名加わっておりますので、3名おります。したがって、授業数の少ない関係の先生が減る形になっております。ですから、現在まだ内示がございませんので、数日後にあるのですが、正確には申し上げかねますけれども、予定では例えば家庭科の先生あたりが減ることになります。そうすると、そういうところは非常勤講師の先生を、これは県の方の配当でいただけますので、そういったことで対応できるかなというふうに思っております。

ただ、新井議員さんのご指摘のように、中学校になりますと授業以外にいろんな問題もございます。例えば生徒指導の問題でありますとか、進路指導のこともそうです。それから、先ほどの部活動等の指導のこともあります。その辺につきましては、また校内的な事情もありますので、先生方で対応できるところはしていただいて、また外部講師等にお願いするような形もとらせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ありがとうございます。

確かに外部講師をお願いするにしても、費用もかかるわけでありましてけれども、臨時的な場合にはそんなに大きな金額でもないと思いますので、そういうふうな面でリストアップしておいて、臨時に、急病なんか何日が続く場合もありますので、これからのまた予算づけや何かも考えていただけたらというふうにご提言お願いしておきたいと思います。

では、2番をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員さんのご質問にお答えいたします。

高齢者や小さな子供たちが身近なところで気軽に集い、安全に遊べる場所の確保が必要であると常々感じておりますが、町内では前々から、近所の寺社の境内や空き地を利用して、社協のベンチやブランコなどを配置した憩いの場が47カ所あります。このベンチやブランコの配置の基準は定かではなく、区長さんや民生委員さんなどの要望により、社協の予算の範囲で配置してきたものでございます。しかし、近年、遊具による事故が相次いでいることから、ほかの自治体でも遊具を撤去する例が見られ、長瀬町でも新規に購入するのは難しく、部品の修理や点検などを実施して安全管理に努めているところでございます。

ご質問の遊び場の確保については、子育て中の保護者には切実な問題であると思いますが、新規に境内等をお借りするには、事故が発生した場合の責任問題等もあり、新たに造成することは難しいのが現状でございます。いずれにいたしましても、子供たちが元気に伸び伸びと遊び、憩える場の確保は重要であると思いますので、関係課と連携をとり、既存施設の活用や憩いの場の確保について検討してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ご回答ありがとうございました。

先ほど寺社等を使って47カ所に設置されているということでありました。私もちょっと、町内の広場といますか、公会堂であったり集会所であったり、寺社であったりするところを主にリストアップしましたら72カ所ほど出てきたのです。ですから、これは相当な、でも、あるなと思うと同時に、そんな遊具を置いたりするような場所はないのです。そういうところもありますけれども、とりあえず72カ所ありました。そのほかに、グラウンドゴルフをやったりとか、広場的に子供たちがキャッチボールしたりするような場所もあったりはいたしますけれども、確かに遊具の部分では少ない。特に長瀬地区の方は、遊具のあり場所というのが上区の公会堂と上長瀬の昔のグラウンドがあったところ、あの辺ぐらいかなというところなのです。そういうものがありますと、確かに子供さんというか、孫を連れだして遊びに行ける、きょうも午前中に公園の問題、提案の問題の中から公園が欲しいというふうなのがずっと挙がっていたわけでありました。

確かに長瀬は、町の中全部が公園的なような状況である部分もあるのですけれども、使い方によってもっと小さく使いやすいものも必要なわけでありました。先ほど修理、点検もされているということでありましたけれども、この前ちょっと、袋の多宝寺のところのブランコがもうすぐ壊れそうだという話もありましたけれども、そういうふうなことは点検の中で出ていましたか、それとも修理がもう終わっているのでしょうか。いつごろその点検はされたのですか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） ブランコの点検ですけれども、年末に民生委員さんの方に見ていただきまして、実際には年が明けましてから専門の業者をお願いしてございます。年1回実施しております。多宝寺のところを見ていただいたのがいつごろだったのかによりますけれども、また社協の方へ話しまして、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ありがとうございます。

きょうは、小さな公園的な、いわゆる遊び場的な要素で考えて質問を寄せたわけですが、きょうの施政方針といますか、町長のお話の中には小さな公園を年に一、二考えていきたいというふうな、施政方針ではなかったですね、やりとりの中でありましたので、これからまた少しそういうふうな発展していったら、いろんな遊び目的によって、行くところによってはいろんな形で、遊具で遊ぶなり、ボールを使って遊ぶなり、また結局少し走り回ったりする、そういうふうな面でいろいろ使えるのではないかと思います。

この前、ちょっとボランティア作業に出ておりましたときに、今非常に長瀬アルプスというのを歩く人が多いのです。そのアルプスを、長瀬の今権田山というところが非常に整備されてきたものですから、長瀬の今のアルプスを北アルプスにして、宝登山からずっと上長瀬の方に抜けていくところについては長瀬南アルプスというふうにつくり上げていったらおもしろいのではないかなというふうなことを、またそのほか井戸方面にも向かって歩き出すとかというと、長瀬のまた新名所もできていくのではないかなというふうな話もありました。余り道具を使わないでも、健康維持ではないけれども、できる部分もあるので、そういうふうなことも一つ念頭に置きながら、いろいろ町の中で、町全体を公園と考え、そのまた部分的に休めるような場所を考えながら進めていただけたらというふうに思いまして、ご提案とお願いをして次にいつていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員さんのご質問にお答えいたします。

新井議員さんのご指摘のとおり、当町においてもほかの自治体と同様に少子化が進んでおり、町の将来が危惧されているところでございます。このような状況の中、公園の放課後児童クラブの設置、全戸の新生児訪問やボランティアさんにご協力いただいた登下校時のパトロールなどを実施しておりますが、子育て中の母親が育児等について気軽に相談する場として、町事業のひよこクラブ、おひさま教室、社協の子育てサロンなどがあります。また、各保育園で実施している一時預かりなどは、事前に連絡すれば1日単位で気軽に利用することができます。また、たけのこ保育園さんでも毎週火曜日にお話し会をやっております。また、そのほかに、埼玉県では来年度より中学生以下の子供を持つ家庭及び出産予定家庭を優待する制度を立ち上げるなど、子育てを支援する施策を充実していくとのお話も聞いております。

町財政も厳しい折ではございますが、少子化対策は大変重要な問題であると考えております。このため、今後もさらに充実した少子化対策を行っていくには、既存施設の活用や団塊世代等にボランティアとして活躍していただくことが大変有効な手段と思っておりますので、施設の活用方法などを検討し、施設間の連携を密にして引き続き児童福祉施策の充実を図っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 施設を活用しての子育てについては、一応やりやすいといいますが、進めやすい部分もあるかと思うのですけれども、子育て中の方が急にいわゆる小さい子供を連れていけないような状態があったときに、また病院へ例えば行くとしたときに、子供を連れていったらまた罹患しやすいとかいうものもありますし、何かどうしても急用でちょっと子供は連れていけないとかいうような場合も発生するおそれがあるのです。そういうときに、親戚等近くにあれば、子育てといいますが、子供を預けてというふうなことも考えられるのですけれども、言ってみれば、この提案した意味は、結構子育てをされて、もう子供も十分育ってしまった人たちがこれから今ふえてくるわけなのですけれども、そういうふうな人たちが何か登録を受けておいて、そして結局、どうしても急激に子供を1時間、2時間、また3時間ぐらいまでの預けが必要になったときに気軽に相談できるような体制、いわゆる登録をしておいてその紹介ができるといいますが、またそういうふうな子育て中の人たちに教えておいたりすることによって、何かあったときにはこちらの方の方が預かってくれますよというふうなことで、連絡してみてくださいというふうな形での登録制度というのですか、スポット的な保育といいますが、預かりといいますが、そういうふうなことで、結局、少し町で骨を折ってそういう人たちを生かす、人材を生かしてやることによって子育てでもしやすいといいますが、安心したまちづくりだよ、そんなにお金がかからなくてできる部分はあると思うのです。確かに事故とか何かを心配したときには何もできない状態もあるわけなのですけれども、そんなことばかりしていたらみんな手を引いてしまうことになりますので、その辺も含めて、やっぱり子育てのベテランなわけですよ。今60歳前後の人たちにしても、70歳にしても、非常に子供をあやすのも上手だったりなんかします。そういうふうな形で、一時的にそういうのは預かって遊んでくれますよという人があったら、そういうものを登録を受けておいて紹介しておいてほしいというふうなことでの提案なのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大変よいご提案をありがとうございます。

先ほどもちょっと話の中に出てきましたけれども、これから大量に団塊世代の方たちも退職されますし、

それから今社協の方で活躍していただいておりますボランティアさん、リトルアイの方たちも一生懸命やってくださっておりますので、社協の方とも相談させていただいて、そういう方に登録していただいて見ていただくような方向で検討をさせてもらいたいと思います。

〔「ありがとうございました。4番目の質問」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 4番目の質問について、町長。

○町長（大澤芳夫君） 4番目の質問についてお答えいたします。

これは、具体的には健康福祉課長の方がよくご存じだと思うのですが、せっかくのご質問でございます、お答えいたします。

現在、町では、町内に6カ月以上居住している35歳以上の国民健康保険加入者または社会保険などで人間ドックの補助制度がない方に、予算の範囲内で1人当たり2万円の助成を行っております。また、国民健康保険の特定年齢健診、満50歳と60歳の補助制度がありまして、特定年齢50歳の方は2万8,000円、60歳の方は個人負担5,000円の人間ドックを受けていただいているところであります。また、町の契約医療機関は9カ所あり、そのうち皆野病院、埼玉寄居病院で脳ドックも行っております。

今のご質問ありました人間ドックのオプション部分の補助についてであります。受診される方の体の状況によって選ばれる検査内容に差がありまして、ただ単に脳ドックのみをさらに加算する補助制度を新設するという点については、国が平成20年度より健診内容の見直しを行う予定でありますので、その内容を近隣市町村の補助状況等を踏まえながら、今後このことについては検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ご回答ありがとうございます。

今、人間ドックは確かに基本的な検査が主体でありまして、半日コース的な状況がほとんどかと思えます。そのほかに、結局、専門機械を使つての脳検査であるとか肺の検査であるとか、大腸がんの検診であるとか、あと子宮がんの検診、これは保健の方でもやっておりますけれども、人間ドックを選んだときには普通の健診は受けないように指導されていますし、ですから、そういうふうなときに、基本はもちろん受けますけれども、そのときに引き続いてオプションも申し込みしておくことによってカバーができるかなというふうなことです。

それは何かといいますと、先ほどの話の中でもありましたけれども、埼玉県で2番目に1人当たりの医療費が高いというふうなお話でありましたけれども、結局、いろんな面で原因をしっかりと探ることによって分析して、いわゆる受診が低くて長期入院等で高つくのか、またはいろんな検査等の受診率が高いのだけれども、発見が悪いのか、もっと精密検査を要するものもやるのか、いろんな面での前兆を流しておいて、それを結局そういうふうなことで早目に対応してもらおうようにするのかというふうなことで、医療費が2番目に高いというのはやっぱりどこかに原因があるわけですので、その辺の分析といいますか、そういうことによって軽減化していくことも大事だと思うのです。やはり、ちょっとした注意でつまずいてけがになったり、入院したりとか骨折したりとかというふうなこともあるかと思うのですけれども、やはりその辺のところをよくよく伝えておいて、みんなで意識してほしいなと思うのです。ですから、その分析をしっかりとやられているのか、またその結果として、ある程度原因はわかっていたりするのではないかと思うのですけれども、また結局、難病の方が非常に人口比から見ても多いとかいうのもあるのかもわかりませんけれども、もしその辺でお答えできたらお願いしたいのですけれども。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 人間ドックの受診をしていただいているのは、今のところ年間100人ぐらいでございます。年度によってちょっと違いますが、去年は105人でした。

それから、町の方の健診を受けていただいている方は、18年度、もうちょうど終了しておりますので、570人ほどおりました。これは、胃がん、大腸がんとか乳、子宮がんなどを含めた数字でございます。全体から見ますと、ほんの、割と健診の申し込みはあるのですが、実際に受ける段になりますとまたがくんと減ってくるわけでございます。受けることにつきましては、保健師などがかなり勧誘したり、広報で出させていただいたり、愛育班の方たちをお願いしたりして受診の方をやっているわけですが、けれども、そのような状況でございます。

受けた後のフォローの関係でございますけれども、要指導者というか、要精検といいますか、すぐ医者に行きなさいというのはほんのわずかで、全体の1割にも当然いかない、0.二、三割というぐらい、ほんのわずかでございますが、ほとんどの方は何かしらチェックはありますけれども、急にどうこうということではないということで、チェックの出た人に対してはまた保健師が直接持参していろいろと指導をさせていただいております。チェックは出ていますけれども、そう急ぐ必要のない方がほとんどでございますので、改めまして会場を持ちまして皆さんに来ていただいて、結果説明会というのを開催させていただいております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 済みません、医療費の分析については幾らか、まだ全然あれですか。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 医療費の分析の関係ですが、老人保健等の関係で、お医者さんのかかり方等についてはレセプトの点検を縦覧でやっておりまして、どういう疾病でどういう方がいつかかったと、そうしたかかり方について問題のあるもの等についてはいろいろと町の方でも施策を講じなければということで、医師会をお願いしたりとか、あと町内の医療機関をお願いをするとか、そういうふうな形で、かかり方等についてもいろいろと町の方でできる範囲でやっていくと、また問題のある方については保健師の方で指導にお伺いをさせていただくというふうな形をとっております。

来年度なのですが、19年度に町民の疾病状況についての分析等を行いまして、20年度からスタートします特定健診等の基礎資料としなければなりませんので、それは19年度にやる予定になっております。対応する計画等についても19年度中につくりまして、国保の被保険者の方については健診を、保険者が義務を負うという形になってまいります。また、国保以外、社会保険等の加入者の方につきましても、委託等を受けた場合には国保の方で健診を行うと、健診結果によって指導を要するような方については、町の方で指導していくような施策が20年度から始まりまして、その準備を19年度にやります。その関係で、疾病の状況等については分析等は行いますし、それから国保連合会の方で電算処理しているものもありますが、そうした中で疾病の状況等もある程度の分析の結果が出るようになっております。これは年間を通じてということではなかったかと思いますが、例えば特定の時期、5月とかそういう時期になるかと思いますが、それによって長瀬町の疾病の状況はどういうのが多いのかというふうなことが出ます。市町村別にも出ますので、そういうものも参考になるかと思いますが、

以上です。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ちょっと話がわきの方へいって恐縮します。失礼しました。でも、お答えいただいていたありがとうございました。

それで、先ほど、最初に町長の方にオプションの方についての制度導入について検討をお約束もいただけないのですが、何かこの辺のところについて、保健行政的に、早期発見、早期治療というのは家計の上にも町財政の上にも非常に大きな状況にもなってくるかと思うのです。また、医療費を抑制する上にも役立つてくるかというふうなものもありますので、その方向性についてお考えをもう一度お聞きしたいのですけれども。オプション部門への補助導入、追加といいますか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） これは、長瀬町単独ではなくて、国の流れとして申し上げますと、平成20年度よりメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群を主眼に置いた特定健診、特定保健指導の実施を保険者に義務づけるように準備中だという話を聞きました。そういう中で、その後の人間ドックのあり方についても同時に検討されておるようでありますので、この辺も一緒に整合性を含めた事業の推進といいますか、例えば特定の健診のことにつきましてもこの中で検討されるというふうに思いますから、そのときに一緒に長瀬町としてもこの対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時40分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西山津智男君） 一般質問を続行いたします。

9番、梅村務君の質問を許します。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 順序6番目でございます。いつもしんがりなのですけれども、私の後に1人おりますので、私が今6番目であります。

質問いたします。

1番目、行財政改革について。長瀬町の財政健全化について、平成18年1月、財政健全化対策委員会から答申がなされ、執行部はその答申の内容を謙虚に受けとめ、平成18年度の予算編成がなされました。平成18年度も余すところ半月余りとなりましたが、その実効性についてお伺いいたします。

2番目、課税客体の見直しについて。平成17年12月末日における課税客体の見直しにより、農地の雑種地並み課税が平成18年度より実施され、固定資産税が幾分増収になったものと思います。また、18年12月末日までに耕作地として利用実態が認められれば、平成19年度では従前の農地課税として取り扱われるものと思います。

そこで、耕作地として修復されたものはどれほどあるのか、またいかほどの減収となるのかお伺いいたします。

3 番目、実質公債費比率について。実質公債費比率について、一部報道機関により、当町が県内ワーストツーである旨、ニュースが伝えられましたことはご案内のとおりであります。ここかしこ、住民の皆さんは非常に不安に駆られております。その不安感をどう払拭するのか、行政の責任だろうと思いますが、お考えを伺います。

4 番目、単独行政運営について。長瀬町単独で行政運営を行う場合、職員60人体制で臨む必要性を説いておられます。60人体制に向け、いかなる考えをお持ちかお答えいただきます。

5 番目、これは3 番とちょっと重なりますけれども、耕作農地復元によるこれからの農政について。課税客体の見直しにより耕作地が拡大されましたが、町としてはどのような農業振興策を講じていくつもりなのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 梅村議員の1 番目のご質問にお答えいたします。

財政健全化対策委員会からの答申内容の歳出削減に向けた取り組みとしまして、まず人件費についてですが、特別職の給料についてさらに給料月額を引き下げを行うとともに、期末手当につきましても年間支給月数などの見直しを行いました。また、議会議員の定数の削減や報酬の引き下げを実施していただきましたことや、非常勤の特別職につきましても報酬及び費用弁償の引き下げを実施したところであります。一般職につきましても、人事院勧告に基づいた給料表の引き下げを行うとともに、職員手当につきましても調整手当、特殊勤務手当を廃止いたしました。時間外手当については、時差勤務、振りかえ代休制の活用により節減し、管理職手当につきましても10%減額から20%減額を行ったわけであります。また、期末勤勉手当についても役職加算率の引き下げを行うとともに、勤勉手当については、職員に対し業績に対する評価を行い、勤務実績による反映を拡大したところであります。

委託料につきましても、議場設備保守点検委託料の廃止、庁舎清掃委託料、測量委託料、中央公民館、郷土資料館の管理業務を一部職員で行うことにより委託料の削減をしたところであります。

また、歳入では、自主財源確保に向けた取り組みといたしまして、各種証明などの手数料の見直しや未利用財産の不要と判断をされた町有地の売却処分とともに、町営住宅入居者から駐車場使用料の徴収を始めました。これらが、答申書に盛り込まれております内容をもとに平成18年度予算で実施されるとともに、平成19年度当初予算に反映された主な事業だというふうに思っております。今後も、答申の趣旨を尊重し、あらゆる工夫を重ね、財源の確保と歳出削減に取り組むとともに、町民のニーズや新たな行政課題に適切に対処するため、改革の実践と行政サービスの向上に全職員が一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご指導とご協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9 番、梅村務君。

○9 番（梅村 務君） 今、町長の説明によりますと、もう人件費、先ほど総務課長さんですか、お話になったときに、職員の二百数十万あるいは町長さんと教育長さんの10%あるいは15%のカットということで話がありましたけれども、そのときに、傍聴の方は聞いているか、議会議員の話が一言も出ていなかったのです。今町長さんに言ってもらったので、わかると思いますけれども、1,300万にわたる削減をしてい

るということでもありますから、ひとつご承知おき願いたいと。

さて、いろいろ対策委員会で提案したことについては、議員の方も、また一般の方もいろんな団体の方もその委員会に参加していろいろ考えたわけにありますけれども、全体にわたってまだ少ないと思います。今町長言われた範囲というのは、非常に小さな範囲の中でやられたことというふうに思いますけれども、結局、委託料がほとんど、掃除ぐらいのことであって、その委託料が非常に多いことも皆さんご承知のとおりであります。その委託料を職員の職分の中で何かできないかということはその後検討されましたでしょうか。それで、職員のいわゆるトレーニングによって、トレーニングということが、勉強をいろいろしてもらって、その委託料に保守点検等も含めた委託料を削減していくということを実際に考えたかどうか、町長からひとつお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この問題については、もうかなり前から折に触れてご指摘をいただいておりますが、なかなかこれがという決定的なものがないというのが非常に苦しいところでございます。そういう中でも、当然ご指摘をいただいている分につきましてはこれから精査をし、委託料の減額ということは大きなテーマになり得る問題でありますし、当然それに手をつけないと根本的な財政の改善策にはならないというふうに思っております。

ただ、職員も、はっきり申し上げますと、職員の資質の二極分化というのがありまして、この辺につきましては非常に大きな重い負担になっております。これを民間のような会社の手法で精査するというわけにいかない、それがいわゆる公務員の大きな問題点だというふうに考えておりまして、この辺を私たちはどういうふうにこれを切り抜けていくかという大きなテーマになってきている、私は最初からそういうことはずっと考えておりましたが、これを具体的に解決する方策というのはなかなか見出せないでいるところであります。そういうことを当然ご質問いただきました議員にもおわかりいただいていることだと思いますが、この辺につきましてもこれから真剣に取り組むということをご了解いただければありがたいと思います。

いずれにしても、委託料が多いということにつきましてはもう長い間ご指摘をいただいているわけですので、そういう中で、真剣にこれから対応していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） この委託料なのですけれども、やっぱり役場の職員も相当優秀な方もいらっしゃいます。コンピューター関係にたけた人、また非常にそういうものに精通している人がいらっしゃると思うのです。多分、私の知っている範囲にもおりますので。そういう職員の資質という、一つのポテンシャルとでも言った方がいいのかな、そういうものを十分に引き出してやれば十分に対応できるものを持っている、私はそう思います。それをやるかやらないかの問題だと思うのです。

先ほど広域の話で、3番議員から話が出ました。私は広域の議員でございますので、1,305万の減額になった。これはもちろんごみの減量、ごみの量が、あそこの処理場へ持っていく人が割合多いのだそうです。そういうところは全部統計が出ているのです、トン数とか何か。それが長瀬町は結構多いと。それで、生ごみや何かの減量しているということも確かなのです。これはほとんど委託料の減額なのです、減額補正は。もちろんそれが入っています。増額になっている部分もある。それで、千四百幾万に対して1,305万というマイナス補正した、2月に、そういう現状なのです。だから、広域においてもそういう委託料の何

とか減額をする、一番いい例が下水道の保守ですよね。あの人が職員でやるようになった、これは最も大きいことです。これは、町長さんの、前の副管理者のときの提案でございますから、これはもう大したものです。だから、そういうものを一つ一つつぶしていくことも、皆さんの職員の考え、あるいは執行部も含めてそういう考え方の中でやっていけば、財政というのは相当縮まってくるのではないですか。赤字というか、そういう苦しい部分の財政というのは。その辺のところをひとつ考えていただきたいのですが。

それと、さっき生ごみの話が出ましたけれども、生ごみというのを、私が何回か前の議会でこういう質問をした。近藤参事が、どのぐらいコンポ売れたのですかと聞いたら、2,600世帯の中で百四十幾つとかと言いましたね。うちはコンポ買ってから、生ごみは一切出しておりません。全部それで処理しています。それで、それが全家庭に入って2,600、仮に売れたとしますよね、補助金も当然ありますけれども。そうすると、生ごみは全部消えるという可能性があるのです。そうすると、うちらも本当にプラスチックとビニールの袋と、そういうものしか出していないのです。もう何年もあります。

だから、そういうものの考え方が、基本的に広域の中でも本当に真剣に考えれば、二十数年前に、私が6年ぐらい前に質問したことがあるのです。水俣病の水俣市、あそこは完全に資源を分別しているのです。それで、その分別した資源を業者も買っていくわけです。今なんかは金属は高いから、ふたがなくなる時世ですから、100ボルトの電線が切られる時代なのです。そういう中で、資源の再利用、そういうものが、それで水俣では業者が非常に資源として買っているのです。

だから、そういうものが本当に秩父郡市の広域の中でできれば、恐らく10億や15億すぐ来ます。消防というのが今一番多いわけですから、消防力だけだから。だから、そういうのを町自体、行政区自体、班自体で物を考えていって、それは当然、さっき町長さんの答弁の中であったように、皆さんの協力がなければできない。でも、それがいみじくも、けさ私は出がけに聞いてきたのが府中市のごみなのです。ボックスを置いてあった、今度全部撤去するそうです。府中市のほかから年間1万トン来て、処理に3億かかるのだそうです。そういう問題を、今本当に、ここで町自体、できなかったら長瀬町だけでもいいではないですか。とりあえずそういうものを考えていく必要があると思いますが、町長さん、いかがですか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 基本的にはおっしゃるとおりだというふうに思っています。生ごみも、梅村議員のような家庭だけがすべてなら問題はもう解決しているわけなのです。そういうことでない家庭がかなり多いという事実もありまして、これも生ごみの処理というのは簡単にはいかない、町で補助をする、施設を使えばできるということもありますけれども、それにもやらないという人もかなりいるわけでございまして、そういうことを考えますと、一つテーマとしては、この前申し上げましたような日立でできているものを無償で貸していただくというようなことも考えていかなければいけないと。それをどこか、例えば大勢の人が集まれるところといいますか、生ごみをそこへただ捨ててもらえば、一晩で生ごみができるというような機械もあるわけです。もう一回これを検討してみたいというふうに思っておりまして、その辺も、例えば生ごみのことだけについて考えるといろんなやり方はあるわけでありまして。

それで、原区のある人たち、それからラビッシュの人たちとの生ごみの処理の問題も中座しておりますが、これもまた春先になれば動きが始まっただけなのではないかというふうに思っておりまして、ただ、長期的な、長くそれをやっていくというのがなかなか人間の習性として難しいところがあるわけです。においもする、それからそれを搬入する、搬出するというようなことがあるわけで、それをうまく事業化するようなことがあれば本当はいいのですけれども、なかなかそういうことができない。ただ、一番

金がかかるのは生ごみだと私は思っていますから、その辺は今ご指摘をいただいたようなことを踏まえて真剣に考えていくというのは当然のことであるし、もう喫緊の課題だというふうに思っておりますので、これも新年度といえますか、今年度の末からでも手を打っていきたいというふうに考えております。

これができるかできないか、先ほど消防の人員の問題等々も申し上げましたが、消防も埼玉県一つの広域になるという話も聞いているわけでありまして、この辺がどういうふうになるかというのが大きなテーマだと思いますが、それと生ごみ、この二つが広域の大きな負担になっております。ただ、広域の維持管理委託料、クリーンセンターの維持管理委託料につきましては日立造船が撤退しました。そのために、それだけでご存じのように10.5%の減額になるということがありますし、新年度の予算につきましても多少の減額があったようであります。それは、テスコという会社が単体でやるということについてだけでそういう問題が起きるわけですから、これは本来広域だけでやればまだ20%や30%切れると思います。

それで、秩北衛生下水道組合では、委託をしておりました会社を全部ゼロにして職員でできるという、そういうことも証明できているわけですから、この辺も広域の方にお世話になるときに話を申し上げてやっていっていただきたいということを考えています。それで、広域も、その地元の人の雇用というのがどんどんふえたようでありますから、そういうことから考えると、ある意味では雇用を確保するという意味で最低限度の職員を、当然地元の人として働いていただくということも含めて考えてやっていただきたい、これは管理者の考え方にもありますが、議会でもいろんなことをご提案いただいているようでありますから、この辺をしっかりやっていききたいというふうに思っております。

〔「次へってください」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 2番目の質問について、税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 固定資産税の課税客体の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

固定資産税につきましては、現在、現地確認調査等を行い、平成19年度の課税に向けまして準備中でございます。ご質問の農地として修復されたことにより地目変換を行う予定のものが50件、面積が2万108平方メートルでございます。この土地の平成18年度における課税標準額は2億3,384万7,000円で、税額にして327万3,000円でありましたものが、平成19年度における課税標準額は119万6,000円で、税額にして1万6,000円となり、325万7,000円の減額が見込まれております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 50件で2万108平米ということですから、6,800坪ぐらいということですね。約2町歩ちょっとぐらいですか。

それで、今のこの数字なのですが、ちょっと解せないのだけれども、面積にして何%ぐらい修復されたのですか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 見直しの調査によりまして、農地から雑種地に変更した面積が11万8,028平米でございます。そのうち、今回農地として修復されたものが2万108平方メートル、約17%でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、耕作地として20%弱しか復元されていないということですね。そうしますと、私の見た範囲ではほとんど周りの人たちは全部修復しているような感じがしたのです。だか

ら、ほとんど、80、90％ぐらいかなと思ったのですけれども。そうしますと、80％、83％については、当然地目のいろんな問題があるでしょうけれども、要するに雑種地としてまだ課税対象となっているということですね。それでよろしいわけですね。雑種地として課税されているということですね。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 梅村議員さんのおっしゃるとおり、約80％はそのままの状態でございますので、来年度も雑種地として課税されるものと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） そうしますと、20％では大して、農地に戻した、大した数字ではないわけですが、私が最後の問題について、これに関連して質問しているわけなのです。これと関連しているわけなのですけれども。いずれにしても、税収としてまだ80％が課税されているということになると、来年度あるいは19年度にまた耕作地として復元された場合にはやはり農地として認めるということになるわけですね。返事だけでいいです。首振ってもらえばいいから。

それで、復元したものが将来どうなのでしょう。例えば畑が実際、この前お話ししたように、農地として耕作できない条件が、耕作できないような農家であったとしたらば、これは永久に雑種地として課税されるわけですね、早く言えば。どうなのでしょう。そのときに、もう農業できないよと、ちょっと土地が荒れていますよと、そうすると雑種地ですったした場合に、これは町はいいですよ、税収はふえるのですから、そのままずっと続くわけですから。でも、実際問題として、それで農家の人たちは満足するのでしょうか。もしくは復元されたところが大変なのか、その辺はどうですか、実情はわかりませんか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったのですけれども。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 要するにこういうことなのです。農家の人たちが課税されたということで大変な、いろんな人たちが役場にも来たでしょう、早く言えば。それがそれだけ復元できないということは、雑種地並みの課税がこれからずっとされるわけですね、早く言えば。ということは、農家の人たちが納得して復元しないということになるわけですね。それを19年度に復元した場合には、来年度の課税に対しても復元したということによって農地扱いになるわけです。それは期間があるのですか、まず一つ。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） どうも失礼をいたしました。

梅村議員さんがおっしゃるように、農地を雑種地に変更したという場所は、ほとんどが泥を入れてしまったりとか、そういったところが多いわけなのです。そうしますと、ただ単に農地に簡単に復元できないようなところがかかなり多いわけなのです。農地に戻せるという人は戻していますけれども、かなり実情として、泥を入れてしまったり、雑種地として現実に使っているというようなところを見直しをして課税したわけですので、ただ単に農業ができない人がほっといて雑種地となったというところは、その割には、ないとは申しませんが、かなり少なかったのかなというような感じを受けております。

以上です。

〔「ありがとうございました。次へってください」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 3番の問題、町長。

○町長（大澤芳夫君） 3番目のご質問にお答えいたします。

実質公債費比率についてのご質問であります。実質公債費比率は、町の公債費は現在7.6であります。加えて、上下水道やごみ処理などを行う一部事務組合への負担金も含めた連結的な数値のため、現行の町単独数値の起債制限比率や公債費負担比率を大きく上回る数値となっております、20.1。この要因は、過去に実施した秩北衛生下水道組合の下水道事業及びし尿処理施設整備事業に対する公債費への負担金が多くを占めているということが言われております。このため、下水道組合では、突出した公債費を減額するために、平成19年度から先ほど申し上げました資本費平準化債を発行し、町からの負担金の抑制を行うとともに、下水道組合や水道企業団においても事務事業の見直しを徹底的に行い、効率的な運営に努めるよう、今後も要望を続けてまいっております。

また、町では、公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うため、公債費負担適正化計画を策定いたしました。この中で、今後の方針として、毎年の元金償還額以上に起債をしない公債費の削減に努めることにしているところであります。計画の内容等につきましては、広報などにも掲載するよう進めているところであります。今後も厳しい財政状況が見込まれますが、行政改革大綱実施計画に基づき効率的な行政運営に努め、実質公債費比率の低額を図るとともに、町民の不安感を払拭できるよう、財政の健全化に努めてまいります。

こういう状況でありまして、ワーストツーということでありまして、先ほど大澤議員からのご質問の中にも、もう町はだめなのだよというようなことを言うのは執行者としていかなものかというご指摘がありました。私は、19年度は乗り越えないと大変だよという話は申し上げましたが、町がだめになるということとは申し上げたつもりはないわけでありまして、そういう危機感を持って仕事に当たれというメッセージを発したつもりであります。それがそういうふうに町民の方が思ったということになれば、これは発言の不適切だったというふうに思いますが、しかし、そういう状況、それから19年度の予算をこれからご審議いただきますが、そういう中ではかなり私たちとすれば、減額補正もできるし、新年度の予算もどうにか組めました。こういうことはこれからもしっかりやっていかなければいけないことでありますし、若者の定住促進等々によります、町の不要とは言いませんが、財産を適当に住民に買っていただくようなことも、これも持っていて役に立たない財産であれば、そういうものに使った、有効的な効率的な資産運用になるというふうに確信を持っておりまして、このことにつきましては、小泉内閣の突如とした数値方針が発表されたわけでありまして、連続した3年間の数値平均ということであります。これは、すぐ私たちが改善しようといっても、3年間さかのぼってやるか、そうでなければ3年後になれば私たちの努力というのがお認めいただけるかどうかの大きなポイントになると思いますが、この3年間というのはかなり長い期間だというふうに思っております、とりあえずことしに、19年度につきましてはしっかりした計画が立てられました。これを続けていけば、長瀬町の実質公債費比率は3年先になったときにどんと落ちて、かなりいいところまでいくというふうに私は確信を持ってこの仕事を進めております。

これも言ってみると、経済学者が机上の空論を地方に押しつけたというふうに考えています。ですから、その押しつけた人は参議院に比例区で出ましたけれども、大臣をやめたらすぐやめたということは、そのリアクションが本人に集中することを避けるために辞職をしたというふうに思っています。こういう学者の言うことがすぐ政治の中に取り組みれるということは、いいことならいいですけども、負の部分につきますと、地方自治体としてはすぐ手の打ちようがない、一つ一つ積み上げていくしか改善の方法がないという事実でありまして、この辺につきましては私は非常に不満であります。これを喜んでいる人という

のは恐らくないはずでありまして、この辺はこれからの大きな政治のテーマになってくるのだろう、多分、19年、20年で予算が組めないところというのはいっぱい出てくると思います。そういうところをどうするのかというのが国の責任でやるべき仕事なのに、それを喜んで合併を強要するようなことがあるとすれば、これは政治の大きな欠陥だというふうに認識をしています。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今の町長の答弁で、先ほどどなたかわかりませんが、平準化債の話が出ましたけれども、平準化債が、今私は下水道議会ではないので、余りあれしたくないのだけれども、私がこの問題を提起したのは、今即言われたというようなことをはっきり言うのです、住民の方が。そんなことはあり得ないと言うのだけれども、ではどうしてあり得ないのにああいうニュースが新聞に出るのだと、こういう言い方をされるのです。そうすると、私には答弁できない、話せない。

それで、いろいろ調べた結果、下水道の起債の問題とか、あるいは上水道の問題とか、それから下水道の一般会計の方の問題とか、あれを見ますと、一般会計だと5億5,000万円ぐらいで三、四年で大体なくなるのです、処理の方は。借金がなくなるのです、一般会計の方の処理。下水道の一般会計の方、特別会計でなくて。そうすると、その1億2,000万の平準化債の起債して、それを3年で返してしまうと、一般会計の方はそれでほとんどなくなるのです。何千万単位になってしまうのです。そういうことで平準化して、ここを切り抜けようということだと思うのです、私の考えでは。

そうすると、これが下水道と上水道の償還の表です。これで見ると、皆野と長瀬で両方ですけれども、約4億返すのが平成32年度まで、毎年4億返さなくてははいけない。それで、平準化債がこれに加わると若干ふえるということですよ、5年据え置きでしょうから。大体5年据え置きと私は考えております。それで、こういう問題がこれだけまだあるのだということを皆さんに知らせて、いや、この金額は大したことないのだよというような物の言い方もあるだろうし、そういうことを平準化債も含めて、そういうものを住民の皆さんにやっぱり知らせる私は義務があると思うのです。また、答える義務があると思う、我々も役場の方も。それを聞かれるのです、現実、あしたからもう夕張だというような言い方をしますから。それで、非常に単純にそういう考え方、我が町は夕張と一緒にされては困るのだけれども、今一生懸命健全な財政計画を立ててやっているわけですから。そういうことで、それが20.1という一つの公債費比率が、それがやっぱり頭の中にしみ込んでいる。それは、メディアでああいうことをやられると、住民というのはみんな頭にしみ込んでしまうのです。それで、大変だ、大変だというのが普通住民の考え方があります。

そこで、本当のこれから財政がどうなるのか、今年度はいいよ、来年度はいいよ、では再来年はどうするのという問題を住民の皆さんにわかりやすく説明するためには、こういう問題まで全部取り上げないといけないわけです。当然、公債費比率が入っているわけですから。そこで、町長がこれから10年後なり5年後でもいいでしょう、5年後なり10年後ぐらいの財政のシミュレーションというのが考え方の中にあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

決定的なものがあるということにはならないだろうと思いますが、ただ、私たちは資本平準化債を4年間使うということは決めました。それと、下水処理場の地域の拡大については今回やりますが、それで私が管理者をやっている間は終わりにしたいと思っています。これは終わりにして、議会の議決をいただければそれで済むわけでありまして。効率の悪いところをだんだん、だんだん広げていった、負の部分という

のが今ピークになっているわけでありますから、それを少しずつ減らしていくということは、いわゆる下水道に供用してもらう人をどんどん、地域の人たちは100%に近い人たちに供用してもらうように努力をするということが下水道の一番先の仕事だと思っています。それを当然やります。これは大きいところが入っていないのです。そこに大きな問題があると思って、私も個々のことについてはもう折衝を始めました。そういうようなことで、いわゆる使用料を上げること、それとし尿の方については今あと四、五年でほとんどゼロになります。そういう見通しがつきました。

それで、資本平準化債を使うということにつきましては、4年間の間にピークのところをどんと下げることができそうですが、その後はなだらかな下降線をたどる、平成32年までという状況にあります。し尿の方が減って、それで手数料を上げるということを考えていくと、プラス・マイナスで相当な数値、いわゆる収入をふやすことを考えていかなければいけないというのは、先ほど申し上げましたように、そういうことを具体的な数値に出します。そして、こういう計算をして、使用料が例えば1億円未満であります、1億5,000万円に何年度を目標にしてやりますという数値を下水道の方からつくらせて、そして資本平準化債を4年つくっている間に、具体的な将来計画についてはこれをしっかりつくらせて、なるべく早い時期に皆さんのご理解をいただくような手続をとっていきたいというふうに思っています。

水道の方も、私が水道の企業団の企業長を受けたとき、5年半前ですね、そのときにたしか19億近い、18億幾らだったですか、起債の残高がありました。それが今年度末で14億8,000万円になります。これは、あと三、四年たつとどんと10億円以下になるのです。これはそうすると、返済も金額が少なくなりますし、売り上げをしっかりとやっていけば、水道の方は高料金対策助成金を減額し、将来は幾年たったらそれをゼロにすることができるかというシミュレーションも引きます。そういうことをやっていきますと、町の単体では先ほど申し上げましたような7.6という数値で、大体埼玉県の実ん中ごろであります。長瀬町の議会で、今まで下水道のこと、水道のことについてはオフレコだよ、議論はしてはならないということをやっとやってきましたよね、ご存じのように。それが知らしめないための大きな要因になっていたというふうに私は思っています。

ですから、先ほど梅村議員のご指摘を真摯に受けとめて、これをしっかり皆さんに知っていただくということから始めます。そうすれば皆さんも安心をしていただける。ただ、19年度が大変なのだよという話は私はずっとしてきました。それは、17年、18年をしっかりとやりなさいということが前提で19年度につながるということを考えたわけであります。ただ、発言の仕方がまずかったために、19年度につぶれるというお話になったというご指摘をいただきました。これは私の舌足らずの発言だったというふうに思っておりますが、しかし、ある意味では緊縮財政、トヨタ自動車の、先ほど申し上げましたように、乾いたぞうきをまた絞るというようなことを現実に長瀬町もやりました。これは、職員に対しても給与をどんと減額し、調整手当をゼロにした、そうしましたら、埼玉新聞の1面のトップに長瀬町調整手当ゼロという文章が出たのです。私は驚いて埼玉新聞に抗議の電話をしたら、だって、大澤さん、日本だって調整手当をゼロにするところは多分ないよ、よく思い切ってやっとな新聞記者に褒められたのです。褒められても、だって職員にはこのやろうという思いを持ってられるのだらうと。しかし、これはある意味でやってよかったというふうに思っています。

一般的には、私は職員の給与は地域の一般的な給与所得者から見ればまだ高いと思っています。でも、ライスパイレス指数は先ほど申し上げましたように86というふうに、全般的に見ると県南の方はもう100を超えているところはいっぱいあります。そういうところから見ると、公務員の地域間格差というのがどん

どん開いている。そういう思いを持っていて、本当はなるべく早くラスパイレス指数を90台に乗せたい。職員もそれを励みにして頑張ってやっていただく、そのかわり人数は減らすよということが前提でなければこの組織はもたないというふうに思っております。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 確かにこの表でいきますと、平成21年度には10億を切るという数字であります。こういう、早く言えば公債費比率というのは連結決算のような感じで、隠れ借金を表に出しなさいということが公債費比率の基礎になっているわけです。そういう概念だと思うのですが。そういう中で、こういうことを知らないわけです。今言ったような、一般の議会で上下水道の議事を語ることはたわごとではないですか、余り。しかし、こういうものを、20.1という数字を見たときに、これがわからなければ一般住民は納得しないのです。だから、こうだからこうなるのですよという一つのメッセージを出してもらいたい。それと、住民の情報の共有というものが一番大事ではないかと。そういうものも含めて、非常に、今町長、今回の議会に対してはマニフェスト的な答弁が多かった、数字も出してやりますということが。これが本当の行政だろうと思う。それをやらないと住民は納得しません、飾った言葉で幾ら説明したって。だから、今度の総合計画も非常にシンプルにできていると思います。だから、そういうものも含めて皆さんに情報の共有ということをひとつ頭に入れてください。

次へいってください。

○議長（西山津智男君） 梅村議員の4番目の質問に対して、町長、答弁をお願いします。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 4番目の答弁の前に、先ほどの梅村議員のご指摘は重く受けとめさせてもらいまして、しっかりしたものをなるべく早く皆さんにご提示申し上げてご理解をいただくように努力をしたいと思っております。お約束をいたします。

続きまして、4番目のご質問にお答えを申し上げます。皆野町との合併が不調に終わりました、厳しい財政状況の中で現在徹底した行財政改革を行い、行政運営をしているところでありますが、私は常々、自主財源に乏しい自治体が最少の経費で最大の効果を上げるには、徹底した行政運営の効率化を図る必要があるというふうに考えておりまして、その中で人件費の圧縮というものは避けて通れないというふうに思っております。

しかし、以前から申し上げておりますように、職員数の削減については、財政規模の小さい我が町が存続していくためには、事業のスクラップ・アンド・ビルドや民間委託などを行っていく中で、60人というご指摘であります。私は65人という数字を申し上げているつもりでおりまして、その程度まで職員数を減らさないとやっていけないのではないかと申し上げているわけでありまして、現行の法制度の問題では、中では議員ご存じのように身分保障の制限等々がございまして、すぐに職員数を減らすということができない、これが大きな問題点だというふうに私は思っております。

しかしながら、現在、町では、近隣他団体に比べてもかなりの職員の人件費の、先ほど申し上げましたような削減が行われておりまして、県内でも1、2を争う低い給与水準、ラスパイレスが86ということで皆野町に続く低水準であります。また、平成14年度から実質的には新規採用職員を見送って退職の補充をしない、職員数の減数を図っているところでありますが、このことにつきましては、新陳代謝がないことによりまして職員の年齢構成が年々高まり、硬直化が起きないという保証がないというのも事実であります。また、時代の変化や地方分権などに伴いまして、新たな制度として福祉、医療部分の分野の行政事務がど

んどんふえております。そして、専門職の養成も急務になっておりまして、短期間で極端な職員数の削減がなかなか難しいというふうに考えておるところであります。いずれにしても、私たちのできる範囲内において職員の削減は図っていきたいと思っております。

まず、健康だとかそういう問題、少子高齢化の問題等々が起きておりまして、このことにつきましては保健師の仕事がどんどんふえております。それから、包括支援センターのケアマネジャーの仕事もかなり忙しい。保健師もおかげさまで、赤ちゃんが生まれるとか、そういうようなことがあって、休職というのですか、子育ての期間等々がありまして、おめでたい話を私たちは非常に喜んでおりますが、それとともに保健師を補充しなければその業務は成り立たないというような状況にも直面をしております。しかし、これはいろんな担当の課長等々の知恵をいただきながら、これをしのいでいきたいというふうに考えております。とにかく、いずれにしても、皆さんのご指摘を真摯に受けとめ、職員の協力をいただいて頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） これは60人体制と書いたけれども、町長が言われたのは65人だったですよ。65人に訂正しましょう。

それで、いわゆる65人体制でこれから単独行政を単独でやっていくという一つの前提に立ったときに、65人体制でやるという考えが、今の町長の答弁でその決意のほどはよくわかりました。

さて、そこで、65人体制に移行するまでに、今95人ですよ。そうすると、あと30人減らさなくてはですよ。平成27年までに24人しか減らないのです。まだ6人多いのです、平成27年で退職者が。そうすると、いわゆるこの65人体制でやっていく一つの、もちろんトレーニングですね、そういうものをこれからやっていって、そこに余剰人員ができるよぐらいの気持ちでやらないとそこへ移行できないのです。あれから10年後、20年後、わかりません、単独でやっていくかどうかはわかりませんが、現実問題としてそういう体制を今からつくっておかなければ単独行政というのはやっていけないということはもう明らかなのです。それをひとつ、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

そのことにつきましては、今議会でご提案申し上げます他の問題、設置の問題が、やっぱり縦割り行政を排除していかないと大きな問題だというふうに思っておりまして、これは課を集約してやっていくしかないという結論になりました。その中で、例えばいろんな問題を、先ほど申し上げましたような職員もあるわけでありまして、これをいかに有効に活用するかというのが大きな問題になるわけであります。例えば水道企業団がかなり厳しい状況を強いられました、下水道と。そうしましたら、優秀な人間から他所に引っ張られていくのです。そういう事実が2人あるのです。これは現実の問題で。ですから、こういうことが現実には起きているわけで、民間の企業はどんどんよくなっているのです。

そうしますと、人が足りない、例えば広域の人づくり連合の会議、私も議員にさせてもらいまして出ました。そうしましたら、川口の市長は、もう2年生のときから公務員の予備軍をつくってほしいと、私たちはみんな民間に引き抜かれてしまう。だから、いわゆるもうミニバブルなのです。完全にミニバブルだ。私は、横に美里の町長がいて、向き合って、いや、こんなに格差の拡大というのがひどいとは思わなかったと、私たちは美里の職員の数を減らしたいときゅうきゅうとしていると、長瀬と全く同じなのだ。川口は、職員がふやしてもふやしても足りない、優秀な人間がみんな引き抜かれてしまう、こういう現実

直面して、人づくり広域連合は何やっているのだという話なのです。同じ埼玉県で、こんな小さな埼玉県の中でそんなに格差が広がっている、これは大きな証明になったのです。これは本当に大変なことなのです。

ですから、私たちも、そういうところに私たちの優秀な職員を3年なり5年なり研修に出してもというようなことを考えても、これは恐らくしょせんは無理な話。でも、私はこの前の議会で申し上げましたように、絶対に独立してやっていけるという、まだ確信みたいなものではありません。ですから、新しい議会構成ができた段階で、新しくなりました議員の人たちとひざを突き合わせて、このことについてはご相談を申し上げたいというふうに考えております。そして、いろんな条件をお互いに出し合い、それから検討し合った中で先を見据えていきたいというふうに考えています。最終的には議会の議決がありますし、その前に住民投票をやるということが大きな要因になるだろうというふうに考えています。単体でいけるのが、それにこしたことはないという信念は持っていますが、絶対的な確信にまで至っておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

〔「時間がありませんので、次に、最後の」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 5番の梅村議員の質問に対して、産業課長。

○産業課長（若林 実君） 農業振興策についてのご質問にお答えをいたします。

当町の農業は、中山間地で小規模経営の特殊性がある中で、担い手の減少や高齢化が進み、農業生産性の低下により、他の産業との所得格差が生じているなどの厳しい状況にあります。このため、農業者並びに農業団体の自主的な努力を助長できるような総合的な支援事業を実施する必要があると考えております。

地域農業を振興するための事業といたしましては、生産性や販売活動の向上を図る生産者団体の活動を支援するとともに、消費者ニーズに対応するための新品種の導入や病虫害の防除、遊休桑園の解消と有効利用を図るための整地や有害鳥獣から農作物を守るための防護さく等の設置、町の特色を生かした観光農業経営に必要な施設整備などに対する各種の助成を充実してまいります。また、平地に比べて維持管理や作業効率が悪いため、遊休農地の発生が懸念される傾斜地の農業地域で活動する集落営農活動を支援いたしまして、環境保全や景観形成の維持を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 先ほどの雑種地並みの課税ということにして、ほとんどの農地としては17%しか返ってこないということでございます。私は80%ぐらい返ってくると思ったのですが、そういう手のつけられないような土地が多いというふうな課長の答弁でございます。

そうしますと、少なくとも二十二、三町歩のあれは農地として復元したわけでありますから、それをこれからどうやって農業振興につなげていくか、そういうことはひとつ真剣に考えてもらいたい。そして、草の生えないような畑にしてもらいたいということをひとつ町の方でも考えていただきたいと思います。そして、カヤが生えてしまうとすごいのです、根が張ってしまって。次にもどうにもならないという状況がありますので、できるだけそういう一つの、具体的に、ではこうする、ああするということを計画を立ててもらって、農家の人たちと、いわゆる耕作地としてできるようにひとつやっていただきたいと思います。

時間がちょうど参りましたので、以上で終わります。

○議長（西山津智男君） 次に、4番、大島瑠美子君の質問を許します。

4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 質問いたします。

まず最初に、高齢者の健康維持について、健康福祉課長に質問です。保健師が中心となり、高齢者の健康づくり事業に取り組んで成果を上げていると聞きますが、団塊世代の退職により元気な高齢者が多くなってまいりますので、その方たちを健康づくり事業の核として協力していただくよう取り組まれたらいかでしょうか、お考えを伺います。

次に、防災計画の作成について、参事兼総務課長に伺います。平成9年に長瀬町防災計画が作成されておりますが、地震対策等の防災計画が少なく不安であります。新防災計画の作成は進んでいるのでしょうか、状況をお聞かせください。

最後に、観光振興と新観光スポットについて町長にお伺いします。宝登山のロウバイ園、梅百花園では、見物客で毎日にぎわっており、喜ばしく思いますが、まだまだ未整備の緑の村、権田山周辺についてはどのような計画をお持ちなのか伺います。

また、野上、樋口方面に新たな観光スポットをつくる計画、考えはあるのかあわせてお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 大島議員さんのご質問にお答えいたします。

2007年問題として、ことしから団塊世代の大量退職が始まります。大島議員さんのご指摘のように、団塊世代の方々はまだまだ現役であり、元気高齢者と呼ぶには抵抗がありますが、あらゆることを経験しているため、町としてもこのまま埋もれさせてしまうのは大変もったいないと考えているところでございます。

そこで、平成17年度には中央公民館を会場に元気モリモリ教室を開催し、その教室の参加者を中心として平成18年度から9地区での筋力トレーニング活動を実施しているところですが、この事業は、単に筋力トレーニングだけを推進する場所としてではなく、地区のコミュニケーションの中心となり、いつでも集えるような場の提供ができることを目標として展開しております。このように、住みなれた地域の中で集いの場としてのサロン事業ができればとの思いから、一部の筋力トレーニングクラブでは社会福祉協議会と共催でサロン事業を行っております。

また、団塊世代の方々がいつまでも元気な高齢者であり、ボランティアとして積極的に社会参加し、活躍していただけるよう、はつらつサポーター養成講座を平成18年度に開催し、この講座の修了者にも地区ごとの筋トレ講座やサロン事業のお手伝いをさせていただいているところでございます。今後も、さらに元気な団塊世代として町の健康事業の中核を担っていただけるよう、ボランティアの育成窓口であり、地区サロンの推進母体である社会福祉協議会と協力して事業の展開を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） ありがとうございました。

17年、18年、筋力トレーニングとか元気モリモリ運動、いろいろやっているということはお聞きしておりますけれども、一つだけ、まだ引っ込み思案の方がいらっしゃると思うのですが、18年度にはつつサポーター養成講座、協力して指導者を育成とか養成して、次の地区でそのようなことを今度は私たちが行かなくてもできるようにしてもらえませんかというときに、何だか尻込みする方が多いとお聞きしておりますので、その人の後押しをしてほしいと思います。

それから、できる人をつくるのはもリモリ運動とかなんとなかの仕事だと思っています。人が人をつくるのではなくて、人は仕事で一人前に飛躍するとかと私はよく思っていますので、この団塊の世代の方はもう本当にでき上がってしまっている方が多いのですけれども、多い中でやっぱり自分の枠からはみ出すということが、よく、おれは元部長だったのだよ、おれは元社長だったのだよ、おれは元駅長だったのだよということをよく言って、ずっと生涯それを引きずって過ごす方というのも何人か聞いておりますけれども、そうではなくて、今度は地域の方の頂点に立つというふうで、私たちなんかでも、悪いのですけれども、いろいろ来るとき、前からずっと役職の名前を呼びますので、そうすると俄然、ああ、団塊の世代でなくて、おれはちょっと偉いのだというような錯覚も起こす方も多いと思いますので、ぜひこのところでひとつ、今回はそうではなくて、このはつつサポーターの養成講座の指導員として活躍してくださいというふうにいただければ、介護保険、それから国民健康保険、それから老人保健、それにかかわらなければ、14番議員さんが言っていました。それからあと、8番議員さん言わなかったかな、その辺あたりなので、済みません、ちょっと忘れましたが、そちらの方が言っていました。税金は少なく、それからというような話も、かからなければ税金はある程度は維持できるか、それが少なく下げられますので、この方たちをお願いをして、長瀬町は元気モリモリ、本当に保健師さんを中心に、それからそこに今座っていらっしゃる保健福祉課長もケアマネの資格を持っていますので、ぜひぜひ保健福祉課長が率先してやってもらえれば長瀬町もこれからよくなると思いますし、ぜひぜひそのことを継続してやっていただきたいと思います。

以上です。2番にってください。

○議長（西山津智男君） 大島君の2番目の質問、参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 大島議員さんの防災計画の作成について、ご質問にお答えさせていただきます。

長瀬町地域防災計画につきましては、平成9年11月に策定以来、現在に至っております。近年の社会経済の発展に伴い、自治体を取り巻く社会環境は複雑多様化し、一たび災害が発生した際には、これまでに想像できなかった大規模災害に発展する要因が内在しております。このため、大規模な地震や風水害などに迅速かつ的確に対処できる体制の整備が強く求められております。

そこで、埼玉県では、新潟、福井の集中豪雨や新潟県中越地震の教訓を踏まえ、平成17年、18年度において埼玉県地域防災計画を改定しております。このようなことから、当町におきましても、昨年の10月5日に県に事前相談に伺い、現在素案を作成中であります。今後のスケジュールといたしましては、役場内の各課へ意見照会を行い、修正等を加えた後、長瀬町防災会議で検討を行う予定でございます。また、必要に応じて町民の方々からも意見を聴取させていただき、平成20年3月の改定を目指して事務を進めているところでございます。

以上でございます。

〔はい、わかりました。期待しています。いいのをつくってください。そ

して進行をお願いいたします。次にいってください」と言う人あり]

○議長（西山津智男君） では、大島議員の3番目の、町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

ご質問のように、去年は水分の不足などによりましておくれた宝登山のロウバイも、ことしは順調に咲き、昨年と比べ1.3倍程度、一昨年と比べても同じくらいのお客さんがおいでいただいたというふうに聞いております。現在では梅もほぼ満開になり、本格的な春の観光シーズンを迎え、ますますにぎわいをしているところだというふうに思っております。

ご質問の緑の村周辺の計画ですが、緑の村として整備したプールは、耐用年数が過ぎるまではプールとして保全しないと補助金返還の問題が生じますので、当分の間そのままに保全し、またお祭り広場は、例年商工会がふれあいフェスタの会場として使用したり、去年は秩父鉄道でキバナコスモスを植栽していますが、町としても今後有効活用を考えていきたいというふうに思っております。

なお、現在、緑の村の一部の花の里では、花の里実行委員会を中心にボランティアによるハナビシソウ、キバナコスモスと花を主体とした取り組みを行っております。権田山では、観光協会が桜と松等を守る会の協力を得て、ご質問の議員にも協力をいただき、山桜を育てていただいております。また、近くにはきれいな桜や遊歩道が整備された野土山、毎年観光協会でライトアップを行っております通り抜けの桜、さらには地元で整備した蛍の里、宝登山ロウバイ園や梅百花園、宝登山神社、旧新井家住宅、郷土資料館など、この一帯には観光の拠点も非常に数多くあります。特に一体的な計画というものはありませんけれども、皆様のご努力をいただいているところや観光拠点を線ぞつないでいき、さらには面に発展させることが必要だというふうに考えています。今後、皆様のご意見等を承りながら進めていきたいというふうに思います。

また、野上、樋口方面に新たな観光スポットをつくる計画ということでございますが、現在はその具体的な計画というものはございませんが、よいところがあれば教えていただき、財政面を考えますとぜひとも協力をいただければ幸いです。以前、大島議員がこの向こうの山にもみじを植えたいというお話もありますが、これもそのままになっておりまして、せっかくのご提案がうまく進めるような状況になればありがたいというふうに思っております。

それから、長瀬、上長瀬の一体化というのはどうしても必要だという思いがありまして、今長瀬4号線の丁字路の信号の上長瀬の自然史博物館の方に入る進入路が工事中であります。これも相当大金がかかるわけございまして、県でヘアピンカーブ、新井園と小林石材の間をヘアピンカーブで入ってくる道は整備しないという県の方の決定がありました関係で、建設課に向こうから直接入る丁字を十字に変えてやってみろというお話をしましたところ、秩父鉄道のご協力をいただき、今工事が始まったところであります。その奥につきましては県の方でもう準備をしております、踏切の拡幅等々も含めて19年度は手がつくだろうというふうに考えております。一つ大きな問題点がありますが、それは今建設課の方で参事が地権交渉をしております、近いうちにいい方向にいくのではないかとというふうに思っております。県の方では、非常にその地権者と意見が合いません、全く手が出せない状況であります。それを長瀬町で今やろうとしているところでありますし、あの進入路につきましても、県がやらないものを町がやるということは余り数がないということでもありますから、この辺についてもこれから県の方といろいろなことについて話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） 町長、ありがとうございました。

私は、緑の村と権田山について、緑の村のプールを見ると、今町長が言いましたように何も手につけられないのだよと、この前のとき、町長に冗談でも、あそこの上に蓮でも植えて、そしてすればきれいだよねとかと言ったのですけれども、プールの水を張っておかなくてはいけないのだったら、コイか何かの養殖をしますね。それで、ロウバイがあるときにはコイこくでも売ったり、それからあとは夏になったらコイのあらいでもあそこら辺で売ったら金になって、その資金を今度はまた権田山なりなんなりつぎ込んでやったらいいのではないかなというようなことで、水だけ張っていればプールとして使用、いいのだったら、コイなんかだったら、案外コイってすごく丈夫なのです。金魚なんかすぐ病気が出てしまいますけれども、そうすれば金になったりしてまた運営資金の方に回せるから、こんなのはいいのではないかなと思って質問したわけです。

それから、権田山なのですけれども、権田山には、ここにいる7番の新井さんも私の同級生の村田君も、それから岩田さんも、あの方とかこの方は時たまではないですけれども、岩田さんは時たまそこに手伝いに行くのですけれども、そこで見ていまして、あそここのところに入っていくのに道がすごく悪いので、観光課とそれから桜と松を守る会で、いろいろ丸太が道をいっぱいつくっているのですけれども、まだまだ道が足らなくて、今度の4月はもう間に合わないかなと、今からだと、来年あたりには遊歩道が、丸太を切っただか、あそこに伐採した丸太を植えれば、あそこもずっともう中に入っていけるところがあるので、それはそのように、余りお金がかからないし、皆さんのボランティアの労力をすれば道もすぐできると思いますので、そのように観光課の方にもお願いしてやっていただけたらなおのこといいことなのかと思います。

それから、いつでも思っているのですけれども、長瀬、長瀬、いつの町長でもすぐに長瀬、長瀬、長瀬、長瀬、ほかの一つ覚えみたいに長瀬、長瀬というのが多いのです。実際そうなのです。それで、だから、長瀬町の町長がさっき言いましたように、円になってできるようにと、こういうふうに言っていましたけれども、また野上とか樋口方面にも人が住んでいます。それで、そちらでももし何かがあれば、いろいろ協力したり、またお金をもうけたいと思っている方もいると思います。そうなのです、この間も町長がさっき言いましたように、そちらの方にもいろいろなものを植えたりとか何かしたりとか、なるべく線ではなくて、町長言いましたように円で長瀬町が成長できるようにと思っています。ですので、はっきりしたことをもう一度聞きたいので、観光スポットをつくる計画、考えは今のところと言うのですけれども、ありますという言葉が欲しいのですけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 樋口の方がないというお話を申し上げましたが、実はおとし、北本に非常に古いイシドカバザクラというのがあるのです。それを、北本の市長が苗を差し上げますということで、クローン栽培の苗木を20本いただきました。それで、小坂を主体にその植栽をしたわけでありまして、かなり大きな苗木なのです。もうことしあたりから咲くのかなと思いますが、そういうようなことで、地元の人たちの熱い思いみたいなのが伝わってきておりまして、それを、例えばもう30年ぐらい前に滝の線路下を桜を植えて、もうこれはすごい、今本当に見ごろの立派な木になりました。そういうようなことを、やっぱり植栽をするということは、遠い先のことなのですが、かなりその地域のためには大勢の人が来るような状況になっています。

そういうことも考えまして、樋口地区、それから先ほど大島議員がお話しになりましたような、昔々、

その昔から計画を立てておりますところも、それをお忘れにならないで、ぜひまた改めてご提案をいただいて、そこにつきましても我々も皆さんと協力体制がとれれば、当然地権者はもうオーケーなのでしょうけれども、そういうことを考えますと拠点はいっぱいあると思うのです。ですから、そういうことを考えて、これからも皆さんのお力をいただき、少しずつではあってもやはり拠点を広げていくということは大切なことになるだろうというふうに思っています。

それから、例えば本田技研工業が進出が確定いたしました後、若者の定住促進がちょうどタイムリーに、皆さんのご承認をいただければ19年度から手がつきます。そして、その後、下請の関連協力企業等々の問題についてもホンダと接点を持っていきたいというふうに考えて、一度お伺いをしたわけでありまして、その辺についてもこれから大きな我々の楽しいまちづくりのテーマになるだろうと考えています。希望を捨てないで頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（西山津智男君） 4番、大島瑠美子君。

○4番（大島瑠美子君） それでは、夢を持って、希望を持って長瀬町をつくっていくように、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西山津智男君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎延会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（西山津智男君） 次会の日程をご報告いたします。

あす13日午前9時より本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（西山津智男君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後3時59分

平成19年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成19年3月13日（火曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開議

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代 表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南	昭	書記	石	川	正	木
------	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（西山津智男君） 日程第1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第22号までの22件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提出理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を29億1,124万5,000円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では繰入金増額の増額、歳出は賦課徴収費を増額する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただきました。そして、これを同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））でございますが、説明いたします。

町税につきまして、法人税の過年度更正により多額の還付金を支払うことになり、償還金が不足するため、緊急に予算を調製する必要が生じたので、1月18日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により予算を補正させていただきました。

予算書の1ページをごらんください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億1,124万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして説明いたします。8ページ、9ページをごらんください。歳入は、款21繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金から317万3,000円を繰り入れました。

歳出は、款2総務費、項3徴税費、目2賦課徴収費の節23償還金、利子及び割引料として過年度法人税還付金317万3,000円を増額いたしました。

以上で専決処分による補正予算の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今の専決処分なのですけれども、いろいろ議会の手順を考えていけば、1月18日にかなり急いでやっているようなのですけれども、どうしてなのでしょう。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えをいたします。

今回の補正につきましては、町内に本社があります法人につきまして、税務署の方で過去3カ年にわたって更正の決定がありました。それに基づきまして、自動的に町民税の方を減額して還付しなくてはならないということが生じたので、今回専決処分として補正をさせていただいたものでございます。至急に還付しなくてはならないという規定がございますので、それに基づいて補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第3、議案第2号 長瀬町行政組織条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀬町行政組織条例についての提案理由を申し上げます。

複雑多様化する行政事務に、より一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、課の再編を行いたいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第2号 長瀬町行政組織条例についてご説明申し上げます。

今回の行政組織条例につきましては、現行の長瀬町役場課設置条例を廃止し、新たに制定するものでございまして、先ほど町長の提案理由の説明にありまして、複雑多様化している行政事務に対してより一層迅速かつ的確に対応できる効率的な組織とするため、現在の課を統廃合するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条の課の設置でございますが、これにつきましては従来の総務課と企画財政課を統合いたしまして総務課に、町民課と健康福祉課を統合いたしまして町民福祉課に、観光課と産業課と建設課を統合いたしまして地域整備観光課とするものでございます。

次に、第2条の分掌事務でございますが、それぞれの課の分掌事務はおおむね次のとおりとするものでございます。総務課につきましては、アの議会に関することからエの町有財産に関することまでで、庶務、人事、企画財政に関すること等でございます。

次の税務課につきましては、町税に関することでございます。

次の町民福祉課につきましては、アの戸籍及び住民基本台帳に関することからサの保健及び健康増進に関することまでで、各保健や福祉、健康に関すること等でございます。

次の地域整備観光課につきましては、アの観光に関することからキの住宅及び建築に関することまでで、観光、産業、土木、建築に関すること等でございます。

次に、附則第1項でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

次に、附則第2項でございますが、現行の長瀬町役場課設置条例は、廃止するものでございます。

次に、附則第3項でございますが、長瀬町予防接種健康被害調査委員会条例第9条中の健康福祉課を町民福祉課に改めるものでございます。

次に、附則第4項でございますが、長瀬町営住宅入居者選考委員会設置条例第7条中の建設課を地域整備観光課に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今度4月1日から、8の課があったのが4の課になるということで、そこで質問なのですが、では総務課は人員を何人にして設置するのか、あと税務課、町民福祉課はどういう人数になるのか、地域整備観光課が何人になるのかについてお答え願いたいと思います。

あと、もう一つは、私は1年間長瀬町財政健全化委員やって、特に役場職員の仕事の量と、あと役場職員が本気になって町をつくっていくということでは相当の意見が出まして、町のこの財政の厳しい中で頑張っていくという役場職員がどんどんいて、いろんなところに本気になってほしいというような意見が出ていまして、そこでどういったような役場職員を育てていくかということが大事だと思うのです。それで、役場の中で要するにいろんな勉強していただきたいし、職員の研修や、これから予算化されますけれども、人材の育成と職員研修の充実とか職員の提案制度などについて健全化委員では話し合われていました。そこで、来年度の予算も含めてですけれども、どういうふうなチームワークでこの少ないというか、人数でこの膨大な役場のいろんな業務をやっていくかについて答えられたら、答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

総務課が何人になるのかとか、課を統合しての人員配置の関係のご質問でございますが、人事につきましては長の権限となっておりますので、お認めいただきましたら、これに合わせた形で町長が行うこととなると思います。よろしくお願いいたします。

それから、職員の意識改革についてでございますが、住民の信頼と負託にこたえていくためには、職員一人一人が常に目的意識と高い意欲を持ってみずからの能力開発に努めるとともに、組織といたしましては自己啓発に取り組みやすい職場の環境づくりや自己啓発に取り組む職員を支援するなど、組織としての総合力を高めていく必要があります。このため、町では平成18年1月に人材育成基本方針並びに職員研修基本方針を定めましたので、これらの基本方針に基づきまして職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） その回答でいいのですけれども、問題は、去年合併しないで頑張っている矢祭町の町長含めて相当の人が全国から集まって、大澤タキ江議員もこの間は宮崎の方へ行ったのですけれども、その中で長野県の坂井村の村長やいろんな合併しないで頑張っている長の発言を聞いて感動したのは、役場職員が町を興して、全く町民の意識まで変えてしまったということを報告されまして、やっぱり役場職員一人一人が本当に大事なのだなというふうに感じました。

そこで、町長になのですけれども、このチームワークをどういうふうにつくっていくかというのは、これから課長が少なくなるわけですから、課長以下職員一人一人が本当に町を変えていくのだと、財政の収入がこれから伸びないということがわかっていますから、その少ないお金でどういうふうにやりくりして町民も奮い立たせ、我々町民もどしどし協力しというような形でやっていくようなまちづくりをするのかについて、町長のちょっと見解を聞きたいのですけれども。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

課の統合につきましては、仕事がどんどん上からおりてくることが皆さんご存じのとおりあります。そういう中で、どの課に属するかというのが非常にあいまいな仕事というのがあるわけです。それをやはりとりこするのではなくて、押しっこになります。縦割り行政の弊害というのは、そういうところだと思うのです。そうではなくて、やっぱり一つにまとめて、その一つの課の中で全体的な仕事ができるようにしようということが今回の再編の大きなテーマであります。それで、今参事という制度をつくりました。それは、助役が老人ホームの方に出るという緊急の事態が生じたので、その後参事制度をつくりました。これは、内部をまとめていただく上では非常に効果的で、効率的な、仕事のことにつきましては毎週月曜日に参事会議をやりますが、すぐその会議の中でいろいろ決められたことにつきましては午前中に全部伝達ができるような、そういうシステムができまして、非常にスピーディーな意思の伝達というのでできるようになりました。その中で、例えば町民課と健康福祉課なんかにも仕事によってはどっちに所属するのかわからないような、どっちでもいいような、そういう仕事があるわけであります。そういうのを統括しようということが今回の考え方の始まりでありました。そういう状況を勘案して、課が少ないから絶対いいのだということが私たちにも言えないわけではありますが、とにかくこういうことでやってみよう。そして、住民サービスを一刻も早くタイムリーにやろうということの発端がこういう課の再編につながる、そういうご提案を申し上げたわけであります。

今合併しないという町の職員がよくやっているというふうに思います。私も、そういうことは常々聞いております。長瀬町でも、職員が頑張ってやってきているということは、皆さんお認めいただいているのではないかとこのように思いますが、もう一段の努力が必要だというふうに考えております。その中で、職員の中の二極分化というきのうも申し上げましたようなことがありまして、これは余り細かく申し上げられませんが、そういう状況をいかに打破するかということも今回のテーマの大きな一部分になっております。そういう人たちをどういうふうに扱うか、より効率的で住民にサービスが行き届くために活動できるようなポジションをつくるかということについても、いろいろ考えた末の課の統合であります。そして、一刻も早く住民のニーズが町政に反映できるような、そういうシステムをするのにはこれが一番いいだろうということを私たちは考えて、しばらくの間検討した結果、こういう方向で行こうということに決まって、きょうのご提案を申し上げるわけであります。ぜひご理解をいただいて、ご議決を賜ればありがたい。そして、私たちも皆さんにお決めいただければ、その期待にこたえるように、職員にも督励をし、全

員で力を合わせて住民サービスを推進するような組織になるだろうということを確信をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

6 番、野原武夫君。

○6 番（野原武夫君） 昨日町長は65人体制ということを職員体制についてお話しいただきました。ということは、現在約32名ですか、という単純な足し算、引き算でやるとそういう数字が出てきます。そういう中で、今回こういった課ができるわけですが、財政再建という中で、私たちは歳入を図る部門と、それから歳出を防ぐ部門、そして住民サービスという三つの3本立てを考えるという必要があると思うのです。そういう意味で、現在いろいろな歳出を防ぐ部門では、委託料が昨日も問題になりましたけれども、委託料を何とかして削りたいと。我々は素人ですから、委託料がどうやったら削れるのかというのは大変難しい問題があるというふうに聞いておりまして、なかなか遅々として進まないという状況があるわけですが、65人体制でできるならば、町長の理想とする65人体制で現在の町政の方をお願いしたい。残りの30人の体制でもって委託料を撲滅するという課をつくっていただきたい。これは、優秀な職員がいっぱいいらっしゃるのですから、こんなに優秀なところを持っている産業はほかにはない。長瀬町で最優秀の人員を集めてゼイタクにやっていると。今までは皆さん町民がそういった意味でサービスが十分受けられたということでは、ほかの町村に比べて豊か過ぎたということです。この辺からかじを切りかえていただいて、はっきり収入、支出、そしてサービスという3部門に統一して考えていただきたい。そして、支出を防ぐための最大の問題である委託料について、難しいことは私言いません。その課を30人で集めていただいて、優秀なスタッフでもってどしどし委託料を撲滅していただきたい。2億3,000万という予算があるのですから、十分これは効果を発揮するのではないかなと、そういうふうに考えておりまして、町長にご提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町行政組織条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第4、議案第3号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、副町長を置かないことを定める条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第3号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役の呼称が副市町村長に改められ、副市町村長設置の有無、設置した場合の人数を条例で定めることとされたことに伴い、地方自治法第161条第1項ただし書きの規定に基づき副町長を置かないことを定める条例を制定するものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町に副町長を置かないことを定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役制度の見直し、収入役制度の廃止、吏員制度の廃止などに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましてとおり、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、助役制度の見直し、収入役制度の廃止、吏員制度の廃止等に伴い、関係条例を改めるものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条は、長瀬町認可地縁団体印鑑条例の一部改正でございますが、第12条中の「吏員」を「職員」に改めるものでございます。

次の第2条は、長瀬町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、第2条中の「、助役及び収入役」を削り、平仮名の「きく」を漢字に改めるものでございます。

次の第3条は、町長、助役及び収入役の諸給与条例の一部改正でございますが、題名を町長の諸給与条例に改め、第1条中「、助役及び収入役」を削り、第2条の見出しを「(給与)」に改め、同条中「等」を削り、第3条については第2号及び第3号を削り、第4条から第7条までの規定中「町長等」を「町長」に改めるものでございます。

次の第4条は、職員等の旅費に関する条例の一部改正でございますが、第2条第1項第1号中「、助役、収入役」を削るものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況を考慮し、引き続き町長及び教育長の給料月額を減額したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、当町の厳しい財政状況を考慮して、引き続き町長及び教育長の給料月額を減額するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第1条でございますが、これは町長の給料の額の特例について定めたものでございまして、町長の給料月額は町長の諸給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の40に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

次に、第2条でございますが、これは教育長の給料の額の特例について定めたものでございまして、教育長の給料月額は教育委員会教育長の諸給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその100分の15に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行し、平成20年3月31日限りでその効力を失うものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 町長と教育長の給料月額を減額するということで、ちょっと確認なのですが、秩父郡市で町長などの給与を私もほかの自治体にみんな電話して一回民報で書いて町民に知らせたのですが、今度の町長が40%というと、今までは70万だったのが42万でよいのでしょうか。

あと、教育長が15%とすると、そういう形でどういうふうな金額になるのかについて、わかりやすく月

額で報告お願いしたいと思います。

また、他の市町村の例などを見ますと、今も恐らく長瀬の町長の給料は、教育長も含めて秩父郡市というか、郡では一番低いのではないかと思うのですけれども、それについての報告をお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、町長の給料月額でございますが、町長におきましては42万円ということでございます。教育長におきましては、45万9,000円ということでございます。

郡内では、小鹿野町さんがたしか半額というか、50%やっておりますので、その次ということになります。今回町長は40%ということで減額ということになると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） ここで、附則で1年間と書いているのですけれども、何でこれ1年間なのか。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

これは、一応町長の給料の特例条例ということで、長の姿勢に基づいて減額するものでございまして、そのときの町長の政治的なものが大きく関与しているものでございます。ということで、任期中ということが基本的には原則になりますが、予算等の関係で本来特例条例をつくる場合には年度単位で条例を出すのが好ましいというか、通例、ほかの市町村もそんなふうになっておりますので、一応年度でやって、引き続き町長の姿勢によってまた継続するなりということになると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑はございませんか。

6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 報酬審議委員というのがありまして、特別職についての審議されておるわけですが、町長がこの40%という数字を出したという根拠、それから審議委員に対してどういう説明がされるのか、その辺も聞きたいと思います。

そして、減額するということでは、ある意味では予算が非常に厳しいからということだと思いますけれども、どこまで削ったら皆さんが満足するのか、あるいは成果上がったもとへ戻してもいいのか、その辺の根拠といいますか、町長がお考えになっている内容についてちょっと聞きたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ご質問にお答えさせていただきます。

ただいまのご質問の特別職の報酬等審議会の条例ができておりますが、これにつきましては今までもう10年以上開催はされておりませんが、過去においては、他市町村もそうなのですが、引き上げる場合、この場合にどの程度引き上げを行ったらよいかというのが報酬審議会の場合にはよく開催されておりました。ただ、今回というか、最近の形といたしましては、長の姿勢に基づき元条例を変える場合には報酬審議会でも審議をしていただくこととなりますが、長の姿勢として一定期間減額するという姿勢を示したものでございまして、この場合には特に長の姿勢に基づきますので、何十%とかかなりやっているところもあ

ります。そういうことで、元条例を直す、あるいは引き上げするというような場合にはそれぞれその職責とか地位等に応じたある程度他市町村と均衡のとれた額に当然報酬審議会の方で定められるということになると思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 今の報酬審議会の件についてちょっとお聞きしたいのですが、今増額するときだけやっているというお話を聞きましたけれども、現実においては開かれておらないということは、審議会は現在現存しているのですか。現存しているならば、その人たちの意見を聞くということは大切なことだと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） ただいまのご質問でございますが、報酬等審議会条例がございますが、これは必要の都度町長が任命するということで条例に規定されております。その審議が終了したときは、直ちに解任されるということで、現在は委員さんはおりません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 野原議員のご質問にお答えいたします。

40%が多いのか少ないのかというのは、議論の分かれるところだというふうに思いますか、今まで30%でお世話になっておりました。私たちの基本的な考え方というのは、給与を目的に町長になっているということではないということがまず1点。それから、報酬を、これは一つの例として申し上げますと、小鹿野の町長が選挙のときの公約で50%という約束をしたという話があります。皆さんお考えになっている中では、財政の厳しい状況の中でということと、それからパフォーマンスではないかという疑いと、両方あるのではないかというふうに思っておりますが、とりあえず私は40%でやってみたいというのは、いろんな状況をお聞きしますと、50%はきついよと。手取りとすると二十何万、25万以下になるという話なのです。それが多いか少ないかもその人の問題だと思いますが、少なくとも給与だけで町長職をやっているということになったら、とてもやっていけないだろうという思いはあります。しかし、そういうことを言っているような状況でないことも皆さんご理解いただけるのではないかなというふうに思っております、私もそれを目的にしなければ生活できないという状況には今ありません。そういう中で、やっぱり姿勢を示すということも大きな一つの目的でもありますし、給与だけが先ほど申し上げましたような状況になっていないということも事実でありますので、これを当てにして生活をしようということではないということもご理解いただけるのではないかなというふうに思っています。たとえ7万円でも1年間で計算しますと100万という金額になるわけでありまして、その金をほかのところにうまく使っていただければ、それもある意味での町おこしの効果的なものになるのではないかという思いもあります。トータルで予算というのは組むわけですから、その金がどこ行ったとかどういふものかということについての峻別はできないと思いますが、そういうやはり気持ちで皆さんと一緒に町おこしをやろうということについてのご理解はいただけるのではないかと、そんな思いを持って10%余分にカットさせていただいたわけでありまして。

○議長（西山津智男君） 6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 町長が犠牲的精神を持って財政にいろいろ取り組んでおられるということはよくわかりますが、先ほどのお話ですと、教育長の報酬と町長の報酬が大分差が出てきて逆転しているという、

町ではトップの方が2番目であるという感じがするのですけれども、その辺はいわゆるボーナスといいますか、期末手当でもって計算されると幾らか多いのか、その辺もちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） お答えさせていただきます。

今ご指摘のように、町長の給料月額におきましては教育長の方が逆転しておりますが、期末手当につきましては先ほど条例でご説明申し上げましたように現行条例に対して月数を掛けていくという計算になりますので、年間で町長が761万9,500円、教育長が749万7,900円ということで、一応年間の給与につきましては逆転しておらない状況になっています。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） ちょっとお聞きします。

町長は、就任以来特例の連続できているかと思うのです。先ほど渡辺議員がこれまで70万だったのかというふうなことを言われましたけれども、実際には特例を設けて、就任以来いろいろ期間によって率が違ったりしていたと思うのですが、その辺のことにつきまして総務課長でいわゆる経過わかりましたら、お願いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 今細かい資料がちょっと手元にございませんが、最初25%の給料減額ということで14年の1月1日ですか、から減額の特例を始めていただきまして、その後30%に引き上げまして、その後合併等の皆野町との解散ということがありまして、その辺に対してのまた姿勢を示すということで、一時期間を定めて40%にいたしました。それが期間を定めておりましたので、それが切れた場合に、またもとの30%に戻りました。ということで、基本が今30%になっておりましたが、今回もとをさらに40%減額させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 財源が苦しいからといっていろいろふやしたり減らしたりなんてしていないで、思い切って町長は50万だから、半額とか決めてしまった方がいいですよ、厄介だから。聞いているうちにわからなくなってしまうよ。そのときの都合によって減らした、ふやしたなんていったのでは、悪い頭が余計悪くなるから、思い切って決めてしまった方がいいよ。そういうこと。わからなくなってしまうよ。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 町長等の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、議案第6号 長瀬町若者定住促進宅地分譲条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 長瀬町若者定住促進宅地分譲条例についての提案理由を申し上げます。

本町の定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、本町が取得または整備した土地を分譲することについて、条例を制定したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼建設課長の説明を求めます。

参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 議案第6号 長瀬町若者定住促進宅地分譲条例につきましてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が説明したとおりでございます。この条例は、本町の定住促進を図り、地域の活性化を推進するために、本町が取得または整備した土地を分譲することについて、条例を制定するものです。

それでは、順を追って説明をさせていただきます。第1条は、条例の目的で、本町の定住促進を図るため、本町が造成した宅地をみずから居住するための住宅を必要とする者に対して分譲することにつき必要な事項を定めたものでございます。

第2条は、宅地、分譲等の用語の定義を定めたものでございます。

第3条は、譲り受け人の募集の方法等を定めたものでございます。

次に、第4条でございますが、譲り受け人の資格を定めたもので、譲り受け人となることができる者は、第1号、町の区域内に住所または勤務場所を有し、みずから居住する住宅を建設するため宅地を必要としている者、第2号、町の区域外に住所または勤務場所を有している者が本町内に永住する目的のために住宅を建設するため宅地を必要としている者、第2項は、前項各号の譲り受け人は、分譲代金の支払い及び当該宅地の上に住宅を建設するための資金の調達ができることとするものです。

第5条は、分譲申込書その他必要な書類を明記した条文です。

第6条は、譲り受け人の選定を定めたものです。

第7条は、分譲価格を定めた条文で、宅地の分譲価格は土地の取得、造成及び管理に要した費用並びに諸経費を合算して得た金額を基礎とし、1区画ごとの面積に応じて算定するというものでございます。

第2項、町長は、前項により算出した分譲価格について、必要があると認めたときは、区画の位置及び品位などを考慮して増減することができる。

第8条は、検討審査委員会の設置の条文で、宅地の分譲、譲り受け人の選定等に関し、必要な事項を検

討審査するために長瀬町若者定住促進宅地分譲審査会（以下「審査会」という。）を置くものです。

9条は、契約の締結について定めたものです。

次に、第10条は、分譲の条件を定めたものでございます。

第11条は、分譲の取り消し及び契約の解除をすることができる条文でございます。

第12条は、分譲代金の支払い方法を記述した条文でございます。

第13条は、引き渡しの方法について定めた条文でございます。

次に、第14条は、所有権の移転の登記を定めたものでございます。

第15条は、委任について定めたものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 二、三についてちょっと質問したいと思います。

まず初めに、造成した区画、売却するための区画は今の程度これからやろうとしているのか。

それから、ちょっと議運でお聞きしたのは、根岸団地についてはまだ制度上の問題があるということではっきりしないと。現段階では、その蔵宮の団地だということで説明受けました。区画の数とか、あるいは面積、それから根岸団地、また蔵宮団地、その面積です。

それから、まだ分譲できる長瀬町に町有財産がどの程度あるのかということも一つお聞きしたいと思います。

それと、二つ目は、例えば100坪なら100坪の中に業務用のアパートがもし建てられた場合には、そういうものでも大丈夫なのか。この規定の中にそういうものありませんので、それは営業として大丈夫なのか、2区画を一緒に買うこともできるのか、そういうことについても一つお聞きしたいと思います。

それと、塚越団地、町で建てる木造住宅について、あれが何年たっていますか、また耐用年数のようなものがあると思うのです。いわゆる課税対象年数でもいいですし、それがどの程度なのか、どのぐらいたっているのか、それを聞きたいと思います。

とりあえずその3点だけひとつお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、梅村議員のご質問にお答えをさせていただきます。ちょっと数が多かったので、落ちるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、造成した区画は何区画かということですが、4区画を予定しております。面積につきましては、約65坪前後が2区画、90坪前後が2区画の4区画でございます。

それから、根岸、蔵宮団地の総面積ということですが、ちょっと資料をお持ちしておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、今後分譲できる面積はどれだけあるかということですが、今手元にございますのは、下水道から譲り受けました340坪ですか、その土地がございます。形等ございますので、今ここで面積だけは1,097平米というお答えはできるのですが、区画数についてはちょっとまだ見込みがわかりません。

それから、アパートが建てられるかどうかというお話ですが、この辺につきましては定住促進宅地分譲条例の施行規則の中で罰則規定等設けまして、買い戻し特約ということで、転売防止のため分譲宅

地の所有権移転完了の日から起算して10年間は町が買い戻しができるというような特約をつける予定になっております。

それから、分譲の区画数2区画買えるのかどうかということにつきましては、1世帯1区画ということで規則では定めております。

あと、塚越団地の耐用年数でございますが、昭和54年から建ち始めまして、年数まではちょっとわからないのですけども、まだ何年か、多分50年だと思うのですけども、その辺また詳しく調べましてお答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今65坪が2区画、90坪が2区画で約1反歩を超えるわけですね、300坪。そうすると、今の蔵宮団地がどのぐらい面積あるのか大体わかると思うのんですけども、あそこに何区画全体として転居すればできるのかということもわかると思うので、それだけちょっと教えてください。

それと、54年というと、30年になっていないのです、まだ。二十七、八年ぐらいですね。木造で50年という、そうすると、例えば50年という耐用年数があったとして、町の町営住宅なら町営住宅に関するいろんな規定があると思うのです。それが50年ということで、現実には蔵宮も根岸も相当たっていますよね。あれが何年ごろ建ったのかよくわかりませんが、少なくとも50年ぐらいたっているのでしょうか。そうすると、耐用年数というものがそれで規定されているのですかどうか。ちょっとお答えください。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 再質問にお答えさせていただきます。

蔵宮の面積ちょっとわからないのんですけども、全世帯が退去したときには9区画を予定しております。

それから、耐用年数の関係でございますが、根岸、蔵宮ですか、これにつきましては木造、蔵宮につきましては簡易耐火2階建てになっておりますので、多分、また調べますけれども、木造とは違った耐用年数になろうかと思えます。正式には国の方で耐用年数何年ということがはっきり決まっておりますので、蔵宮につきましてはまだ耐用年数には至っておりません。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 先ほど読んでいったときに、第1条なのですが、課長が意識して読んだのかどうかわかりませんが、本町の若者という字をわざわざ抜かして読んだのですけども、これが意味があるのかどうか。

それから、もう一つ、8条にいくと、若者定住ということを言っていましたが、何か意味があるのかどうかお聞きします。

それから、よそでこういうものを若者定住というようなことでつくった、東京には多摩ニュータウンなんかがありますけれども、ああいうものを見てみると、30年たつと今度は抜け殻になってしまって、後に残った人は年寄りが残っただけで、若い人はいなくなってしまうなんていうふうなのがあります。ですから、先行きを見ていきますと、土地を売ってとりあえず子供が大きくなるまで20年間ぐらい住んでもらえるのかなという期待は確実にできると思いますけれども、若者だけではなくて、この中読んでいきますと買う人は別に限定されているということではなくて、本町の中に永住するという意思のある人ならいいのですよということを書いていますから、何か若者という言葉があった方がいいのかないのかというようなことが一つ懸念されますので、その辺を明確にお答えしてください。お願いします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、村田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

第1条、第8条の若者という字を読んだり読まなかったりというお話ですが、特に意識したわけではなく、読み間違えたということで、若者という字が入るということでご理解いただきたいと思います。

それから、若者だけでなく、だれでも入れるようにした方がいいのではないかなというお話だと思うのですが、これにつきましてもいろんなところでお話を聞きますと、売れ残りだとか、そういうのが出たりするというようなお話も聞きますので、特に若者だけに限らず、申し込みは受け付けて、住んでいただくということはどなたでも結構だと思います。ただし、規則の中で、同一区画に複数の申し込みがあった場合には、15歳未満の子供を扶養している者を優先して抽せんを決定すると、こういうことがうたっていますので、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今の参事の答弁に補足になりますが、若者という言葉は何で入れたのかという問題だと思うのですが、私たちとすれば、子供の数が少なくなったというのは、きのうの一般質問の中でも何回かご質問の中に出ました。そういうことを基本的に考えておきまして、若い人たちに、子供さんのいる人たちにお買い求めいただけるようなことが一番私たちとすればありがたいことだということで、若者という言葉をあえて入れさせていただきました。そして、子供さんがいるということにつきましては、学校に通う生徒がふえるということが前提で、当然でありますから、そういうことを考えますと、若い人たちが地域にふえる、そしてにぎやかな子供さんの声が聞こえるというまちづくりの基本にはどうしてもこれは外してはいけないという思いがあったわけでありまして、学校の統廃合だとかっていろんなことをタ張あたりでもやっておりますが、そういうことのないように、少なくとも子供さんが今の学校から1キロから1キロ半ぐらいまでの通学距離の中に住めるような、そういう町をつくって、それで子供のにぎやかな声の聞こえるという先ほどの繰り返しになりますが、そういう町をつくっていく、そのためにはそういう言葉を入れて決まりをつくろうということが基本であります。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 若者、若者と言っているけれども、場所的に、例えば仕事、工場とか道路に面した土地、町の方が見つけて、そこで商売をするというような形で、その人を優先にとか、そんなような考えができれば、住宅で、若者でなくてもいいのです。町の方でそこをある程度仕事場に、道路に面したとか、求めている方もおるようです。それで、若者の住宅ではなくて、例えばそんな方もおるから、そこでそういう方も長くこの町で仕事をしていると思うのです。優先的にそこをうまく分けて、切り売りではないけれども、住宅の前にひとつそんな意見も少し頭に置いてもらいたいと思うのです。いかがなものでか。例えば道路に面して、そこのところで何か営業したいというような方が町で、ちょこっとこの間うち聞いたのです。だから、そういう方にある程度分譲する前に、若者住宅ではなくて、幾らかそんなような考えも頭にちょっと置いてもらいたいと思うのです。町長でもいいから、ちょっとどうですか。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 染野議員のご質問にお答えいたします。

本条例では、一般住宅を予定しておりますけれども、町の方で普通財産を上長瀬だとか、あとは岩田で

すか、そういうところも分譲とは違いまして、普通財産の処分もしておりますので、商売だとか、そういう件に関しましてはそういう町の違う普通財産も公募で売買していますので、そういうところを申し込んでいただければよろしいのではないかと思います。本条例については、あくまでも一般住宅を想定しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

2 番、関口雅敬君。

○2 番（関口雅敬君） 先ほど町長が補足ということで出たので、ちょっとお聞きをしたいと思います。

子供がいる世帯を集めたいというのが町長の腹にあるのだと思うのです。私も、以前建設課長にお聞きしたときに、まあまあ納得をしたのですけれども、今ちょうど補足で出てきたので、お聞きしますが、私の知り合いでも皆野に今住んでいて、子供がこれからもう1年生に入るので、長瀬というか、どこか今土地を探して、うちを大至急つくりたいのだという人がいたわけです。これが出てくるの私わかっていただけけれども、本人にそういうことを話ししないで、長瀬に引っ越してこいよと。そうしたら、その家庭はことし9月までに長瀬にうちをつくるように、私土地を幾つか紹介してあげて、そこへつくることになったのです。この若者定住促進の分譲にひっかからないような、そういう世帯が幾つかあると思うのです。そういう方には、何かほかにサービスが考えられるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 基本的には今審議していただいていることがベースになってやっておりまして、そういう人たちに長瀬にお住みいただきたいということになりますと、例えば町営住宅をお使いいただくとか、そういうようなことをお考えいただくのが一番早い。今のこれをきょうお認めいただいて、4月1日からという話になるわけで、その四つの部分については条件にマッチする人たちには手を挙げていただくということになると思いますが、それ以外のことにつきましては、まだ具体的なものについては、そういうことについてやろうということの計画は立っておりません。ですから、特別ということになりますと、町営住宅にいて長瀬町に住む、そういう諸般の条件が整えば、手を挙げていただいて参加していただくということが一つの基本になるのだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 2 番、関口雅敬君。

○2 番（関口雅敬君） 今町長が言うのは、広げていくと大変なのだろうけれども、よその町村私言うわけではないのですけれども、よその町村は多分建設課長も調べてあると思うのです。この分譲地も今町長が言うのわかっているのですけれども、今後そういうよそから引っ越してきて、うちを建ててくれる、そういう方の方が私メリットがあると思うのです。だから、今後町長がそういうサービスを広げていく気があるかどうか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この問題については、ずっと以前にも議会の中でお話を申し上げた記憶ありますが、町でそういう若者のという話を出すと、私の土地を使ってくださいという人がいっぱいいるのです。これは、非常にありがたいことで、一番最初は町の土地を処分してお買い求めいただいて、それを基金にして、次のということになると思います。ですから、すぐ今用意ドンととにかく4区画から始まるわけですから、なかなか役所の仕事というのは手順を踏んでいくと時間かかるのです。不動産屋さんみたいにうまくとんとんといくわけにいかない。ただ、その逆のメリットというのは、土地が比較的安く買える。ただ、そういう業者との整合性というのですか、そういうのも大きな問題になるというふうに思いますが、そのこと

も考えています、将来的には。ただ、先ほどどなたかの質問で、団地つくっても中があいてしまっているという話がありましたよね。そういうことのないように、小さな、いわゆるミニ団地といいますか、10軒以下、多くても10軒というような建て方というのをやっていかないと、真ん中があいたり高齢化が進んだときにゴーストタウンになるというようなことがあるという、これは建設課の参事から今お答えしていただきますけれども、そういうことをずっと研究してきたわけです。ですから、町有地だけをもって若者定住促進ということではなくて、これがスタートだというふうにお考えいただきたいと思います。

詳細については、建設課長から答弁させていただきます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、逆に町長の補足をさせていただきますけれども、この条例自体はまだ特典をつける段階まで至っておりませんので、町外者の方が来ても、それに対して特典をつけるというようなことはなかなかできないと思いますけれども、議運の席でも申し上げましたけれども、秩父市等においては、坪ですけれども、18万5,000の土地を親、子供2人の世帯については12万、6万5,000円も安く秩父の方へ来てくれというような特典もありますし、おいおい町長と相談しながら、条例の一部改正もやっていかなくてもということは重々承知しているのですが、まだスタートラインですので、大体半々なのです、特典がついているところとついていない町村が。その辺でとりあえず特典をつけないでやらせていただきたいと。

それから、町長が言った分譲多くやると、余りが出てしまうということですか、町長は多くても10区画というようなお話今申し上げましたけれども、多いほど売れない区画ができるということなのですが他町村でもあるようですから、町長が申し上げましたとおりミニ団地を今後も幾つかつくっていきたいとは思っております。

ちょっとまとまりがないのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 町長の趣旨はよくわかりました。

それで、そういうことになりますと、譲り受け人ですか、の資格、これは私（1）の町の区域内に住所または勤務場所を有しというのは、ちょっと当てはまらないかなと思うのです。例えば町内に両親と同居をしているとか町内のアパートに入っているとか、そういう方たちが住宅を建設するということになると、人口がそのまま、ふえるということはないわけですから、自分の親たちが土地を有していて、そこに建てないで、では町の地所を買って建てようかなというようなことも起きると思うのです。そういった場合に、やはりこれは当てはまらないかなという思いがございます。

それから、分譲価格についてですけれども、これ民間業者と競合する部分があると思うのですけれども、価格につきましては民間業者との関係に対してどのようなお考えがあるのかなと思います。

それから、三、四年前だったかしら、蔵宮団地について長瀬には本当に子供が遊べる公園がないということで、あそこを子供たちの遊べる公園にしたらどうかという一般質問をさせていただいたことがありますけれども、今回ここを分譲するということになるわけですから、小さいミニ公園でもつくる予定はあるのでしょうか。

その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 最初のご質問ちょっと町長かなと思って聞き逃してしまって申しわけなかったのですが、分譲価格は民間とどうかということにつきましては、公共でやるものですから、不動産鑑定価格をとりまして、その価格で分譲をしたいと思っております。

それから、蔵宮団地にかつて公園どうだというようなお話をいただいたことが確かにございまして、逆にある議員さんからはああいういいところは公園よりも宅地として使った方がいいのではないかというようなお話もあったと思うのですが、蔵宮団地内にとりあえずミニ公園的なものをつくるという計画はございません。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 2点質問したいと思います。

一つは、価格の問題では、ちょっと耳にしたことは、大体坪8万から10万の間で売りたいというような話も聞いたのです、町としては。

あと、もう一つは、今5軒のうちがずっと長く、私があそこにうち構えたときから30年以上住んでいる人もいますのです。私が言いたいのは、あの5軒の人たちはやはりずっと長年住んでいまして、町営住宅入っていましたので、あの今住んでいる区画を買いたいと言った場合、町としてはどのような措置をとるのか。

あと、今まで住んでいた人たちに対して、ある人が言うのには、私言われたことあるのです。30年も住んでいて、それでもっと町が早く指導してもらえば、早く宅地としてほかのところに移ったのだけれども、今となってみれば、もう動けと言われても息子のところに入れないし、息子もアパート暮らしだとか、いろいろ事情が変わってきているのです。彼らに対する指導というのは、どういうふうに今までやってきたのか。今思うには、我々は既得権というか、ずっと住んできた人たちに対して早くここを出てほしいというようなことは我々住民にとっては言いづらいことですし、ましてや今住宅事情を見ますとそう簡単には移動できないのではないかと感じていますので、その2点についてどういうふう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

分譲価格につきましては、予算上8万円になっているのですが、国道畑田の埼玉県が買収していますのが10万円ちょっとということで、一歩入りますので、一応8万円から10万円を想定をしております。

それから、蔵宮団地、現在5軒の家が住んでいて、どういう指導をしてきたかというお話ですけれども、買っていただけないかというお話も町の方からはしたことがございます。

それから、塚越団地の方が5軒一遍にあいているときに、その5軒の方に集まっていただいて、皆さん一緒にそちらの方に移っていただけませんかというお話もさせていただいております。どちらも逆に住んでいてここがいいのだということで、お互いの握手というのですか、ができませんでしたので、報告をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどこっちと大澤議員さんのところで、町長の趣旨とちょっと違うのではないかというようなお話の中で、2世帯の家族が住んでいて、その息子さんが建てたらちっとも人口がふえないではないかというようなお話ですけれども、その息子さんが出ていけばマイナスになるわけですから、当然そこに

住んでいただければ現状維持でもふえたのと同じになると。他町村でも町営住宅に入っている人がよその町村に行ってうちを建てるよりも、地元で建ててくれないかということで、町営住宅に住んでいる人が建てるといようなときに、どうぞお使いくださいというような町村もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、新井利朗君。

○7 番（新井利朗君） この若者定住促進条例ということにつきまして、ようやくこのような条例が出てきたかということで、非常に喜んでいるところでございます。秩父市とか小鹿野町等では、前に私も質問したことあるのですが、優遇税制を設けまして、歓迎をしているというふうな状態もありました。今でもやっているかどうか、ちょっとすぐには確認できないのですが。そういうふうなことで、直接税金をまけることはできないけれども、還付というふうな形でとか、何かでやっている。そして、結局よそから町内に入ってきて、また市内に入ってきてうちを建てるということを歓迎する条例というふうに聞いています。

それと、なかなか今税金の問題で、空き地とか不耕作地、雑種地とかいうのが非常に話題になっている部分もあるのですが、このことにつきまして、不動産屋さんに売るのはちょっと抵抗あるけれども、まちづくりということであれば、協力したいという地主さんもいるかと思うのです。そういうふうなことから、積極的に税制面のことも絡めて、順次登録しておくとか何かしておきまして、空き地である不耕作地、雑種地、そのようなことで有効に土地分譲に使えるようなものであれば、お骨折りいただいて、不動産屋のまねそのままできないかもしれませんが、それに近いことは町の方でもあつせんしてやっていたらというふうなことで、一応その方針、方策をちょっとお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、新井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

秩父市、小鹿野町等については、確かに税の特典だとか、先ほど申し上げましたけれども、分譲価格そのものをもうよそから来る人には安くすると、子供さんがいる方には安くすると、そういうような特典があるようでございます。ちなみに、秩父郡市ですと、東秩父もやっているのですが、東秩父は特に特典がありません。それから、東秩父、秩父市、小鹿野町、すべてそうなのですが、条例を制定していないのです。条例なくて分譲をやっているというのが現状でございます。長瀨町については、議員さんの皆さんにもご協力いただきたいということで、公に条例を制定して進めましょうということで、今現在ご審議いただいているところでございます。

それから、遊休地等の有効利用につきましては、もともとが基本的には、今たまたま町の住宅のあいている土地がありますから、そこを分譲しますけれども、いわゆる遊休地等を買上げて民地を有効利用していくということで始めた事業ですので、近い将来には今新井議員さんが質問されたように遊休農地等を交渉して譲っていただいて分譲していくということになると思います。

以上でございます。

〔議長、もう一度済いません〕という人あり〕

○議長（西山津智男君） いえ、大澤タキ江議員はもう終わっております。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 長瀬町若者定住促進宅地分譲条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、人事院勧告に基づき、扶養手当などについての改定を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼総務課長の説明を求めます。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にありましたとおり、国及び他団体との給与の均衡を図るため、人事院勧告に基づき、職員の扶養手当等の改正をさせていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

職員の給与に関する条例第7条第3項関係でございますが、これは扶養親族たる子、父母等の扶養手当について、そのうち2人までについてはそれぞれ6,000円、その他の扶養親族については1人につき5,000円としていたものを1人につき6,000円に改めるものでございます。

次に、附則の改正でございますが、昨年の4月1日より公務傷病以外の病気休暇について改正を行いましたので、附則第4項を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、議案第8号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第8号 長瀬町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

納税証明書などの交付及び台帳の閲覧などに関する手数料の徴収について、長瀬町手数料徴収条例との整合を図るため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 議案第8号 長瀬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたように、納税証明書等の交付や台帳の閲覧等にかかります手数料について、長瀬町手数料徴収条例との整合を図るため、税条例の一部を変更しようとするものでございます。

各種の証明書等の交付手数料の徴収につきましては、長瀬町手数料徴収条例の規定に基づいて徴収しておりますが、税務関係の手数料につきましては長瀬町税条例にも規定がされておりましたことから、税条例を改正させていただくものでございます。

参考資料の長瀬町税条例新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

第2条の改正でございますが、先ほど議案第4号でありましたと同様に、地方自治法の改正に伴いまし

て吏員の用語を改めるものでございます。

次に、第18条の4は、納税証明書の交付手数料の規定でございますが、納税証明書の交付手数料につきましては長瀬町手数料徴収条例で定められますことから、税条例の規定から削除して、手数料徴収条例の規定により徴収するものでございます。

次の第73条の2、固定資産税台帳の閲覧の手数料、次のページになりますが、73条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料でございますが、ともに先ほどの第18条の4と同様に税条例の規定から削除して、手数料徴収条例の規定により徴収するものでございます。

なお、長瀬町手数料徴収条例第2条第1項に、手数料の種類、金額がそれぞれ列記されておまして、税関係の手数料につきましては第14号、その他の証明手数料1件につき200円、第15号に公簿、公文書、図書の閲覧または照合手数料1件につき200円と規定されておりますので、この規定を適用して手数料をいただいております。また、条例第2条第14号のその他の証明手数料につきましては、長瀬町手数料徴収規則で所得証明書、評価証明書等、具体的な種類が定められております。

長瀬町手数料徴収条例につきましては、昨年の3月議会で一部改正をお認めいただき、4月1日からその他の証明手数料等を1件につき200円と改めさせていただきましたが、このとき税条例も改正をすればよかったのですが、これを見過ごしてしまいましたので、今回改正をさせていただきたいものでございます。まことに不手際で恐縮でございますが、よろしくご審議を賜りまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） この一番上の方なのですが、第2条中「町吏員」を「町職員」に改めるというふうになっているのですが、税条例の第2条で第1号に徴税吏員、町長またはその委任を受けた町吏員をいうというふうに、徴税吏員という言葉で書いてあるのですが、職員にすることによって職員全員が滞納整理等に当たれるようになるのでしょうか。この前矢祭町に視察といいますか、行ったときに、あそこでは職員全員が滞納整理に当たれるようになっていましてというふうな話がありました。だけれども、結局いろんな規則から認められた者しか徴収に当たれないのではないかという懸念もあります。そういうようなことから、この町職員に改めることによって職員全員が滞納整理等に当たれるようになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。そういうことはないですか。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） お答えいたします。

今回吏員という言葉をやめまして職員という言葉になっておりますが、この税条例の中で徴税吏員という言葉だけは残されております。これは、自治法では職員と変わったのですが、地方税法ではまだ徴税吏員という言葉がそのまま入っておりますことから、まだこの言葉が残されております。

それから、職員となったことによってだれでも徴収ができるのかといいますと、町長の方から徴税吏員の辞令が出されないと、職員という言葉になったとしても税の徴収等の処分等には当たれないことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 町長から指名を受けた者というのは、何か基準があるのでしょうか。例えばよく5月に自動車税の納入をするに当たって、会社等でまとめた場合に、職員がだれでも受けに行けないというようなことで話も聞いたことがあるのですが、そういうようなことのないようにするためにも、徴収吏員というか、任命、指名をふやす、また結局職員もそういうふうな意識を持って主任ぐらいから回れるような状態というのでもいいのではないかということから、提案といいますか、質問しているわけなのですが、ご回答をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 自動車税の収納等に当たっては、徴税吏員という立場でやっていることではなくて、たまたま便宜上預かって、それを出納室の方に納め、それをまた県の方に納めているというような形になろうかと思えます。徴税吏員というと、滞納処分とか、そういった処分の問題が出てきますので、単にだれでもできるかということにはならないかと思えます。

以上です。

〔「基準は」と言う人あり〕

○税務課長（中川 昇君） 基準は、今のところ税務課の職員に対して徴税吏員の辞令が出ておりますが、地方税法の規定では町長の任命を受けた者ということだけでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） もうこれで終わりにしますけれども、もし任命を受けた者ということであれば、給食費の滞納なんかにつきましても実際のところ、これは税ではありませんけれども、近くにお住まいの職員がお伺いして預かるというふうなことも考えられると思うのです。そういうふうなこともできていけば、だんだんと、近くの人だから、納めないわけにいかないという強圧的なものもあるかも知れませんが、税務課の職員だけでなく、職員をもっと広げた上で指名、任命するのでもいいのではないかということで、一応提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 先ほど課長が言ったときに、税条例を見逃してしまいました、それで今回提出させていただきますという言葉がありました。言葉じりをつかまえるわけではありませんが、皆さんが仕事をしているときに、自分の課にあるいはどういう条例があって、どういう条例に基づいて仕事をしているのか、そういう基本的なことを他の条例改正等のときに見逃すということは、私としては全く仕事を真剣にやっているのかどうかということを非常に危惧します。ですから、人に間違いはあるというふうに言っていますが、組織の中で仕事をしているわけですから、自分たちはどういう規則、規定、そういうものに基づいて仕事をしているのだということの基本的なことをやっていないというふうに私は思います。この辺が非常にモラルの問題というか、意識の改革、その辺につながってくると思いますので、こういう見逃しということが絶対に起きないように、1回で事が済むことを2回の議会にわたって時間を費やすということになるわけです。タイム・イズ・マネーですから、時は金なりで時間をむだにしない、あるいは決まり事はきちんと見る、特に税務課の人に限りませんが、自分たちのやっている仕事にこれとこれとこれの縛りがあると、要するに規定があるよということをよく認識して仕事をやってもらいたい。

それで、なぜこういうことが起こったのか、理由を説明してください。ただ、見逃しというだけでは納

得できない。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 先ほど説明の中でも申し上げましたように、手数料につきましての規定が両方に規定されていたということから、手数料条例の方につきましては改正のときにすべての町の改正を行ったものですから、そのときに直せたのですが、税条例の方にも、税条例はどちらかというと証明書の交付について地方税法から持ってきてやっているものです。それから、手数料徴収条例につきましては、地方自治法の方から持ってきているというようなことから、ダブって規定がされておったわけですが、それにつきましては税条例の方を見逃してしまったということで、まことに申しわけございませんが、恐縮に存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

3 番、村田正弘君。

○3 番（村田正弘君） ただいま見逃しということでやったということですが、いろいろな業界等でも自分らのやっている仕事に対してはこういう法律、こういうものにかかっているということをみんな認識やっているわけです。職員が二つの条例がある云々ということに対して、そういうことを見逃してということをやっているということは、職務怠慢と言わざるを得ない、私に言わすと。このことについて、町長はどういうお考えなのか。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） おっしゃるとおりだと思います。仕事をやる上で、先ほど村田議員からお話がありましたように、縛りというのがみんなあって、特に公務員の場合は徹底的な縛りがあって、それをいかにクリアするかということが大きな大切な仕事であるし、テーマだというふうに考えております。そういう意味で、今回の問題につきましては大変遺憾であります。しかしこれを一つのばねにして、また皆さんにご指摘をいただき、おしかりをいただかないような組織をしっかり守っていく、そのための先ほどお答え申し上げてご議決いただきました課の統廃合につきましてもやっているわけであり。特に税務課というのは皆さんの貴重なお金をお預かりするという大きな使命を帯びているわけですから、今後こういうことのないようにしっかり督励をしてみたいと思います。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、議案第 9 号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第 9 号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

少子化対策の一環として、長瀬町放課後児童クラブ室の保育料を減額することにより保護者の負担を軽減し、利用の向上を図るため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 議案第 9 号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、子育て中の保護者の負担を軽減し、利用者の増加を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

今回の改正内容は、保護者の負担すべき保育料について減額を行うものでございます。

第 4 条の第 2 項、保育料でありますが、月額 8,000 円を 6,000 円に、また 2 人目以降児童 1 人につき月額 4,000 円を 3,000 円に改めさせていただくものでございます。

次に、附則でありますが、この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14 番、渡辺 強君。

○14 番（渡辺 強君） 私は、一般質問で学童クラブの問題について質問しておりますが、今たけのこ学童クラブと長瀬の放課後児童クラブが空き教室と二つあって、一般質問の中では結局二小学校区については、19 年度に二小学学童クラブをつくるということは、すぐにはできないというような形ですけれども、そういうふうに町長は答弁しました。それで、お願いなのですから、今問題なのは、では 19 年度からは二小の子供たちが、今浅見健康福祉課長が施設長という形でやっていますけれども、結局連れに行っているわけですね、迎えに。それで、空き教室の学童クラブに連れてきているので、1 人だという話で、たけの

この学童クラブもそういう形で同じようなことをやっているわけです。現に今指導員がなかなか見つからないという、要するに学童クラブというのは午後からの仕事なのです、普通は。大体春休み、夏休み、冬休み、その三つは1日なのです。そういう点では、先ほど言いましたように人的にも予算的にもやはり町に本気で面倒見てもらいたい。

そこで、一般質問で答弁されなかった送り迎えの問題、二小の子供たちの送り迎えについて、何かあいまいな、答弁が得られなかったのですけれども、具体的にはどういうふうに行っているかについて、今後送り迎えというのはやはり送り迎え……

○議長（西山津智男君） 渡辺議員、この条例の一部を改正するので、今と全然違う……

○14番（渡辺 強君） いや、それで、議長さん、悪いけれども、ちょっと答弁していただきたいのは、結局シルバー人材センターみたいにちゃんと許可をもってやっているのではなくて、役場職員の人が送り迎えしていることで、あと長瀬のたけのこ学童クラブも指導員が行っているのです。そういう点について、二つの学童クラブの二小の送り迎えについて、どういうふうに行っていくかについて緊急に答えられたら、お願いしたいと思います。大事なことなので、この問題について。答えられなければ、答えられないでもあれですけれども……

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 長瀬町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第11、議案第10号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についてを議題といた

します。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

この議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一連のもので、内容等の説明は省略しても差し支えないものと判断いたします。したがって、説明は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第12、議案第11号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

江南町を廃し、その区域を熊谷市に編入したものと、江南町を廃し、その区域を熊谷市に編入したこと

に伴い荒川南部環境衛生一部事務組合及び熊谷地区消防組合が解散したこと並びに地方自治法の一部改正に伴い埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

この議案は、市町村合併等に伴う一連のもので、以前から同趣旨の案件が何回となく上程されており、内容等の説明は省略して差し支えないものと判断いたします。したがって、説明は省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案の内容等の説明は省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第13、議案第12号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）案の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,595万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を28億3,529万円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では町税、財産収入、諸収入の増額、内示などに基づく国、県支出金、町債、繰入金の減額、歳出は老人保険費、常備消防費、公民館費の増額、一般管理費、塵芥処理費、道路新設改良

費、教育委員会事務局費などの減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第12号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきまして説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,595万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億3,529万円とするものでございます。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正でございますが、6ページ、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費につきましては、今補正予算で計上させていただいております後期高齢者医療事業につきまして年度内の事業の完了が困難なため、繰り越しさせていただくものでございます。後期高齢者医療制度は、平成20年度から施行されるものでございますが、制度に適用させるためのシステム改修等に相当の期間がかかることから、少しでも早目に準備を行うため、国の補助を受けてシステム改修に18年度中に着手するものでございます。

第3表、地方債の補正につきましては、排水路整備事業から学校給食センター施設整備事業までの起債は、事業の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

なお、消防債の消防施設整備事業につきましては、今年度実施いたしました埼玉県防災行政無線周波数移行整備事業が起債の対象となりましたので、増額するものでございます。

その結果、補正前の額3億1,040万円が2億8,600万円となります。

では、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。12、13ページをごらんください。款1町税につきましては、町民税、個人の現年課税分、滞納繰り越し分、町民税、法人の現年課税分と固定資産税の現年課税分、滞納繰り越し分が当初見込みを上回る収入となりますので、それぞれ増額するものでございます。

また、たばこ税につきましては、当初見込みに対し150万円の減額となっております。

次に、款12分担金及び負担金、項2負担金、目4土木費負担金につきましては、第一小学校付近の幹線23号線道路舗装工事の確定により秩北衛生下水道組合からの負担金を21万6,000円減額するものでございます。

次に、款13使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料につきましては、町営住宅退去者の増加により町営住宅使用料を118万8,000円減額するものでございます。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

なお、節2保険基盤安定国庫負担金11万5,000円につきましては、国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付決定により増額するものでございます。

14、15ページをごらんください。項2の国庫補助金、目1民生費国庫補助金につきましては、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の創設準備のため事業費補助金を315万円老人保険費国庫補助金として増額するものでございます。

目2の衛生費国庫補助金につきましては、合併浄化槽設置基数の確定により83万7,000円減額するものでございます。

次の款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

なお、節2の保険基盤安定県負担金は、国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付決定により減額するものでございます。

項2の県補助金、目1民生費県補助金につきましては、利用者や対象者がほぼ確定したため、それぞれ補正するものでございます。

16ページ、17ページをごらんください。目2衛生費県補助金につきましては、合併処理浄化槽設置基数の確定により20万円減額するものでございます。

目5の土木費県補助金につきましては、上長瀬駅付近の幹線9号線道路新設事業が県の彩の国市町村道路整備事業に採択されましたので、300万円増額するものでございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1の町有財産売払収入につきましては、岩田、白鳥神社前に所有しておりました町有地と、長瀬地内の道路の廃道敷を売却したもので、494万7,000円増額するものでございます。

次に、款19諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金につきましては、徴税に係る延滞金330万円を増額するものでございます。

項4雑入でございますが、消防団員の退団者が当初の予定に比べ少なかったため、消防団員退職報償金受入金を65万9,000円減額、地域社会振興財団長寿社会づくりソフト事業費交付金につきましては、事業実施額が大幅に予算額を下回ったため、112万円減額するものでございます。また、長瀬観光振興株式会社出資金還付金につきましては、解散に伴い財産分配を受けたもので、40万円増額するものでございます。

款20町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正で説明いたしましたように、農林水産業債の排水路整備事業債から教育債の学校給食センター施設整備事業債までの起債は、事業の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

なお、消防債の消防施設整備事業債につきましては、起債対象となりましたので、増額するものでございます。

18、19ページをごらんください。款21繰入金でございますが、今回の補正予算では歳出の減額が歳入を上回っているため、財政調整基金へ6,036万2,000円、減債基金へ3,000万円それぞれ繰入れを戻させていただくものでございます。

以上が歳入の補正の内容でございます。

次に、歳出の補正の内容について説明いたします。20ページ、21ページをごらんください。まず、款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費につきましては、節2給料、節3職員手当等、節4の共済費のうち特別職の減額は、町長の給料を月額100分の30に相当する額を減じる特例により生じる当初との差額などでございます。また、一般職の減額につきましては、職員の人事異動、退職等に伴うものや給与構造改革導入に伴う給与の減額によるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金につきましては、秩父広域市町村圏組合負担金の確定により一般管理費を145万2,000円増額し、職員の退職や給与構造改革導入に伴い一般退職手当組合負担金を164万3,000円減額するものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の節19負担金、補助及び交付金につきまして

は、難病患者通院費補助金から自立支援医療費負担金は、利用者、対象者が当初の見込みより少なかったため、それぞれ減額するものでございます。知的障害者地域支援事業補助金は、平成18年10月の自立支援法の本格施行によりグループホームの報酬単価が下がり、町がグループホームの事業者に差額を補助することとなったため、12万2,000円増額するものでございます。秩父広域市町村圏組合の負担金につきましては、自立支援審査会費を9万5,000円減額するものでございます。節20の扶助費につきましては、利用者、対象者が当初の見込みより少なかったため、それぞれ減額するものでございます。

目2老人福祉費の節13委託料につきましては、高齢者実態調査業務の委託を行っていましたが、事業実施額が当初見込額を大幅に下回ったため、110万1,000円減額するものでございます。

目3の社会保険費につきましては、国民健康保険特別会計の療養給付費の減額が見込まれることから、一般会計から繰出金を138万4,000円減額するものでございます。

目4の老人保険費の節13委託料につきましては、後期高齢者医療制度の市町村事務を処理するためのシステム改修を行う費用を630万円増額するものでございます。また、節28繰出金につきましては、老人保健特別会計の療養給付費の増額が見込まれることから、一般会計から繰出金を151万8,000円増額するものでございます。

目5の介護保険費につきましては、介護保険特別会計の認定調査費、地域支援事業の減額により一般会計から繰出金を22万2,000円減額するものでございます。

項2の児童福祉費、目1児童福祉費の節13委託料につきましては、保育園の年度途中の低年齢児の入所がふえ、運営費が増加したため、172万円増額するものでございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、補助金交付要綱等の改正により当初見込んでいた補助金より少なくなったため、それぞれ減額するものでございます。

22、23ページをごらんください。扶助費につきましては、実績に基づきそれぞれ増減補正するものでございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、目3の保健費と項2の衛生費、目1塵芥処理費の節19の負担金、補助及び交付金につきましては、秩父広域市町村圏組合の負担金の確定により斎場費、救急医療施設費、清掃費をそれぞれ減額するものでございます。

項2の衛生費、目2し尿処理費の節19負担金、補助及び交付金につきましては、合併処理浄化槽の設置補助の確定により251万1,000円減額するものでございます。

項3の上水道費、目1上水道費の節19負担金、補助及び交付金につきましては、宮沢簡易水道の統廃合に伴う17年度整備事業費の精算により13万6,000円増額するものでございます。

項4の公衆衛生費、目1予防費につきましては、節7賃金から節13までは健康診査事業の申込者が見込みより少なかったことや介護予防事業の参加者が当初見込みを下回ったことなどによりそれぞれ減額するものでございます。節19負担金、補助及び交付金につきましては、広域市町村圏組合の負担金の確定により結核予防費を減額するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目3の農業振興費につきましては、排水路整備事業の確定に伴う地方債の減額による一般財源の組み替えでございます。

24、25ページをごらんください。款8土木費、項1道路橋梁費、目3道路新設改良費につきましては、事業の確定による減額でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費につきましては、住宅使用料の減額による一般財源の組み替えでございま

す。

次に、款9消防費、項1消防費、目1の常備消防費の節19負担金、補助及び交付金につきましては、秩父広域市町村圏組合負担金の確定により消防費を増額するものでございます。

目2の非常備消防費の節8の報償金につきましては、消防団の退団者が部の人員等の事情から当初予定していた退団数を下回ったことにより減額するものでございます。

目4の防災対策費につきましては、埼玉県防災行政無線周波数移行整備事業が起債の対象となりましたので、地方債を増額し、一般財源を減額する財源振り替えでございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費につきましては、節2給料、節3の職員手当等は職員の人事異動、給与構造改革導入に伴う減額でございます。節15の工事請負費は、学校施設等改修工事の完了により事業費が確定したため、減額するものでございます。節19につきましては、秩父広域市町村圏組合の負担金の確定により循環器検診費を増額するものでございます。

項6の社会教育費、目2公民館費の節18備品購入費につきましては、事務所の電話機が故障しているため、購入するものでございます。

26、27ページをごらんください。項7の保健体育費、目3学校給食費の節15工事請負費につきましては、調理室改修工事の完了により事業費が確定したため、減額するものでございます。

次に、款12公債費、項1公債費、目1の元金につきましては、当初予算で元金償還に充てるため7,000万円減債基金から繰り入れておりますが、3,000万円減債基金に戻し、一般財源で振り替えるものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 12ページの固定資産税の問題ですけれども、補正額が1,850万ですか、この問題について、要するに雑種地の問題も含めてこれをもう少し詳しく、補正額が1,850万というこの中身について報告をお願いしたいと思います。今までも一般質問の中にも出ましたように、雑種地が今度宅地並み課税されて大変な、私のところにも、執行部の方にも相当の苦情が行ったと思うのです、急に上げられたということで。それで、結局この問題については税収が上がらないので、長瀬は率先してですか、雑種地についてはやはり課税したということだと思うのです。この中身について詳しくお願いしたいと思います。

次に、21ページの高齢者実態調査業務委託料ということで、民生委員の方が骨折って、私も実態調査の問題としてお願いされて、しまったのですけれども、民生委員の骨折りと、あと委託、印刷とかいろんな委託をしたと思うのです。どの業者に委託してこれだけ使わないで済んだのかについて報告をお願いしたいと思います。

次の後期高齢者医療制度対応システム改修業務委託料ということで630万、2分の1が県か国かの補助だと思うのです。私は、この前の12月議会で後期高齢者医療連合で、それで75歳以上の人から別の会計で、75歳の医療かかった問題については年金から天引きするという形で、私はこの国会のやり方については本当に不満です。反対しましたけれども、そこで質問なのですけれども、これから長瀬町は広域連合の議員を選出しなくてはならないのです。それで、この間の12月の中では、定数が20で市長が6名、町長が4名、市議が6名、町議が4名という形で、埼玉県の全部からたったの20名で議会をして進行するというで、

本当にこんなことで75歳のお年寄りの医療や保健やそういうことが守っていけるかについて大変心配しているのです。それで、この問題について、町としては今役場の町民課長が県から呼ばれていろんな会議に出て、ことしの4月からスタートするわけですが、これについてのかかわり方ですが、問題点はきちんと、そういう広域連合議会がこれから選ばれると思いますけれども、職員としては町民課長が携わるのですが、一生懸命この問題について、これから年金から天引きされるわけですから、こういう苦情の処理をどうしてやっていくかについてやはりお願いしたいのです。今我々は60を過ぎまして、75にはすぐなりますから、そうすると今私は元気でも、私ということではない、要するにそういう人たちが元気でも、医療にかからなくてはならないのは当然ですから、そういう点でどういうふうにかかわっていくのか。それで、町議の中から、ことしの4月は改選ですから、その中から選ばれる人は埼玉県から町村議員がたった4名です。そんな中で、年寄りの医療や広域連合の医療のあれがちゃんと守っていけるかというのは本当に心配されています。これは、そういう点ではどういうふうにかかわっているのか。医療の問題やら年金の問題やらもう付随しますから、ぜひどういうふうにかかわっているのか。町長は4名です、たったの。ですから、本当に困ってしまう状態なので、反対した立場から、どうやっていくかについて報告願いたいと思います。

次に、23ページの秩父広域市町村圏組合清掃費が1,400万返ってくるということで、返ってくるというのは、要するに当初予算より少なくて済んだということは、先ほど9番議員が言ったようにごみの資源化、あとはリサイクルの問題とかいろいろで努力したと言うのですが、広域市町村圏組合の議員を私は2年やって感じたのは、町長もご存じのように私は松本町長時代に広域の議員になって2年間いろいろ発言しましたら、相当のやじが飛んだり、あとはそんなこと言ったってだめだというような形であしらわれたのです。あの当時の内田市長に、大事なことは、私は長瀬の町民の代表だから、広域議会で言うのが義務だからということで、ばかにされましたけれども、言いました。この問題というのは、今長瀬町の財政が厳しい中で、返ってくるということは、これだけ使わないで済むこともできるのだと、もっと我々は監視しなくてはならないのではないかって感じました。そういう点で、この問題について返ってきたことについての当初の予算の持ち方についても、お金のない長瀬町がこういうふうに戻ってくることを進めなくてはならないという立場から、お答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 固定資産税の補正の内容についてのご質問につきましてお答えをいたします。

固定資産税の補正でございますが、これにつきましては土地が1,000万円、それから家屋が360万円、償却資産が220万円が当初予算と比較しまして増額になったということでございます。

それから、地目の見直し分につきましては、当初予算の段階では予算で約2,000万円を見込んでおりましたが、今回1,968万円ということで、191万円が減額となるような形になっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 高齢者の実態調査の関係でございますが、入札でお世話になりました。業者名ということでございますが、6業者の指名させていただいて、入札で東京の業者、正式名が詳しくちょっと手元にはないのですが、タイム・エージェントという会社でございます。委託しました内容につきましては、調査書の企画作成2,450部分と、それから調査結果の入力、それからその分析、集計、それから

報告書の作成、それから概要版の作成もお世話になりました。予算が262万5,000円で、133万1,400円と約半値でできました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、21ページの委託料の630万円でございますが、これにつきましては6ページの繰越明許費の表がありますが、そちらの方にも載っております後期高齢者医療事業ということで630万円を繰り越しをさせていただくものでございますが、これは健康保険法等の一部を改正する法律の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、埼玉県内のすべての市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合が設立をされまして、後期高齢者医療制度の市町村事務を処理するためのシステムを改修をするというものです。内容につきましては、後期高齢者医療制度保険徴収システムの開発、住民情報等提供システムの開発等でございますが、住民基本情報等の提供システムの開発につきましては、被保険者の資格管理や保険料賦課決定を行う広域連合に対しまして住民基本情報及び税情報等を提供するためのシステム開発を行うものです。また、住民票への後期高齢者医療の被保険者の資格を有することを記載するためのシステムの改修も行われます。それと、後期高齢者医療制度保険料徴収システムの開発等が予定されております。システムの開発の時期でございますが、平成19年8月を目途に完了する必要があるということになっております。財源につきましては、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金ということで、18年度の補助として国の方からいただけるものでございます。補助基準額が620万円となっております、そのほか人口割等を加算した額が上乗せをされますが、合計630万円ということでございます。交付額は、2分の1でございます。

それから、広域連合の関係のお話いただきました議会の構成の関係でございますけれども、渡辺議員さんのお話にありましたように、20名で予定をされておりますが、6月に選挙行われるものというふうに思います。それから、広域連合長の選挙につきましては、今月中に予定はされております。20名という人数が多いか少ないかというふうな議論もあるかと思うのですけれども、全国的に見まして、20名でやっている、予定をしているところが多いというふうなことで、埼玉県においてもその例に倣ったというふうなお話を伺っているところです。

それから、広域連合の職員なのですけれども、広域連合自体で採用は現在考えていないようで、各市町村からの派遣を考えているようです。現在十数名の職員がおりますが、これ全部派遣で出ている職員で、それから19年度は30名程度でスタートするのかなというふうな感じを持っておりますが、これらもすべて派遣で行われるということです。事業のスタート時には、20年度以降は50名から60名ぐらいかなというふうな感じを持っておりますが、すべての埼玉県内の市町村からの派遣ということで、負担金でありますとか、そういうのを払う立場にもあるわけでございますので、そういう面でも広域連合の運営方法等についていろいろと意見が出せるのではないかと思います。

また、法律事項でございますので、広域連合自体でもなかなか改善なり方向を改めるというふうなことでもできないところもあると思うのですけれども、国の方へいろいろと要望することもこれからあるかもしれませんし、会議等の席ではいろいろと申し上げることは申し上げるように努力したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

23ページの秩父広域市町村圏組合清掃費の負担金の約1,400万の減額に関係でございますが、全体的なごみの減少もあるかとは思いますが、構成団体の首長、町長などの指摘によりますクリーンセンターの運転管理委託料を初め委託料の精査などによる減額が大半であるということを伺っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 23ページです。宮沢簡易水道事業13万ってあるのは、これはどういうことか。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 染野議員のご質問にお答えさせていただきます。

23ページの宮沢簡易水道統合事業負担金の13万6,000円の増額でございますが、こちらにつきましては17年度から合併といいますか、統合によりまして工事を行っておりますが、17年度の精算分の増額となっております。こちらにつきましては、両団体の協議書によりまして、その額につきましては町で負担するという形になっているものでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 平成18年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第14、議案第13号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第13号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,801万6,000円を減額して、歳入歳出の総額

を9億1,156万円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では国民健康保険税、諸収入の増額、内示などに基づく国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金の減額、歳出は一般管理費、退職被保険者等療養費などの増額、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、保健衛生普及費の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第13号 長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,801万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,156万円とさせていただくものでございます。

また、第2条にありますように、地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費について、4ページの方をごらんいただきたいと思います。4ページの方に載っておりますが、第2表に掲載してありますが、これは平成18年度後期高齢者医療制度創設準備事業の国庫補助金で、国民健康保険保険者システム改修事業を行うためのものでございます。

歳入歳出の補正の内容につきましては、補正予算説明書によりご説明させていただきます。最初に、歳入予算の補正内容についてご説明いたします。7、8ページをごらんください。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税ですが、今年度の実績に基づきましてそれぞれ増減が生じることが見込まれますために補正するものでございます。一般被保険者国民健康保険税については28万9,000円の減、それから退職被保険者等国民健康保険税につきましては384万8,000円を増額するものでございます。

次に、款5国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費負担金につきましては、療養給付費等負担金分、老人保健拠出金負担金分、介護納付金負担金分について、いずれも減額が見込まれますことから、減額の補正をするものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金の普通調整交付金ですが、医療費が見込みよりも減少しておりますことから、交付金を減額するものでございます。

目2国民健康保健事業補助金でございますが、後期高齢者医療制度創設準備国庫補助金としていただくもので、国民健康保険保険者システム改修に充てるものでございます。

次に、款6療養給付費交付金、目1療養給付費交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるのですが、基金からの変更決定通知に基づき減額をさせていただくものでございます。

次に、9、10ページをごらんください。款10繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び（保険者支援分）ですが、県からの交付額の決定により減額及び増額補正するものでございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、一般被保険者の療養給付費に充てる財源でございますが、一般会計から国保会計に繰り入れる額について県からの通知に基づき減額補正するものでございます。財源化医療費繰入金につきましては、医療費の伸びが見込みよりも少ないことから、減額をさせていただくものでございます。保健事業繰入金につきましては、各種健診等の事業が終

了し、額の確定に伴い減額をするものでございます。

款12諸収入ですが、延滞金、第三者納付金、返納金など、148万2,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、歳出予算の補正内容についてご説明いたします。11ページ、12ページをごらんください。

款1総務費、目1一般管理費の国民健康保険保険者システム改修業務委託料ですが、医療制度改革に伴い税システム改修及び国民健康保険税の特別徴収、高額介護との合算、後期医療制度創設関係などのシステムを改修することとなりました。18年度の国庫補助ですが、年度内の完了が不可能でありますので、予算の明許繰り越しをさせていただくものでございます。平成19年8月を目途にシステム改修を完了しなければならないこととなっております。

なお、補助基準額は250万円でございます。

次に、款2保険給付費、項1一般被保険者療養給付費でございますが、医療費が見込みよりも減少しておりますことから、減額するものでございます。

目2の退職被保険者等療養給付費につきましても、医療費の伸びが見込みを下回っておりますことから、減額するものでございます。

款3老人保健拠出金、款4介護納付金、款5共同事業拠出金につきましては、国、県支出金等の額の変更に伴い財源の組み替えを行うものでございます。

次に、13ページ、14ページをごらんください。款6の保健事業費、目1保健衛生普及費のがん検診委託料につきましては、本年度事業の終了に伴いまして額が確定したことにより減額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

参事兼町民課長の議案の内容の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 平成18年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第15、議案第14号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第14号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,794万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億8,527万9,000円とするものであります。

補正内容は、歳入では内示等に基づく国、県支出金、支払基金交付金、繰入金、諸収入の増額、歳出は医療給付費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第14号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,794万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,527万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容についてご説明いたします。説明書の6、7ページをごらんください。こちらが歳入になっております。最初に、款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金の現年度分ですが、医療費の伸びが見込まれることにより社会保険診療報酬支払基金からの老人保健医療費交付金を増額するものでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金の現年度分ですが、医療費の伸びが見込まれることにより増額補正するものでございます。

項2国庫補助金、目1事務費補助金の医療費適正化対策事業費補助金につきましては、レセプト点検に要する経費に充てるものですが、交付決定通知に基づき増額補正するものでございます。

次に、款3県支出金、目1県負担金の医療費負担金ですが、医療費の伸びが見込まれることにより増額補正するものでございます。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金、医療費繰入金ですが、医療費の伸びに伴い支払いに不足が生じることが見込まれることにより増額補正するものでございます。

なお、事務費繰入金につきましては、医療費適正化対策事業費補助金の増額に伴い、その分減額をさせていただきます。

次に、款6 諸収入、目2 第三者納付金につきましては、納付金の増額に伴い追加補正するものでございます。

目3の返納金につきましては、資格外受診により老人保健で支払った分の返納がありましたので、その分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明いたします。8、9ページをごらんください。こちらが歳出になっております。款1 総務費、目1 一般管理費ですが、医療費適正化対策事業費補助金の増額に伴い、財源の組み替えを行うものでございます。

款2 医療諸費、目1 医療給付費の現物給付費につきましては、医療費の伸びが見込まれることによりまして増額補正をさせていただきますものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第14号 平成18年度長瀬町老人保健特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第16、議案第15号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）案の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,052万6,000円を減額して、歳入歳出の総額を5億2,032万2,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では保険料、内示などに基づく国、県支出金、支払基金交付金、繰入金の減額、

歳出は一般管理費、認定審査会共同設置負担金の増額、認定調査費、任意事業費、介護保険給付費支払基金積立金の減額のため、歳入歳出をそれぞれ減額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第15号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,052万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,032万2,000円とするものでございます。

また、第2条にありますように、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、4ページをごらんください。4ページの第2表、繰越明許費が載っておりますが、この表にあるように一般管理事業168万円を繰り越しをさせていただくものでございます。内容につきましては、平成20年度に予定されております後期高齢者医療保険制度における特別徴収について、現行の介護保険システムの活用を図る観点から必要なシステムの改修を行うものでございます。さらに、高額医療費及び高額介護サービス費の合算制度に対応したシステムを付加するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容についてご説明をさせていただきます。7、8ページをごらんください。款1保険料、目1第1号被保険者保険料の特別徴収保険料につきましては、収入減が見込まれることにより減額補正するものでございます。普通徴収保険料につきましては、収入増が見込まれることから、増額補正をさせていただくものでございます。

次に、款3国庫支出金、目1調整交付金の普通調整交付金につきましては、予算に対し内示額が少なかったため、減額するものでございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付金の交付決定により減額をするものでございます。

目4介護保険事業補助金につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修分として52万5,000円、医療制度改正に伴うシステム改修分として83万2,000円の合計135万7,000円を追加補正するものでございます。

款4の支払基金交付金、目1介護給付費交付金につきましては、各種サービスに充てるための財源ですが、交付額の変更に伴い減額するものでございます。

次に、款5県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ですが、県の交付決定に基づき減額するものでございます。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）ですが、支援事業の見直しにより減額をするものでございます。

目4その他一般会計繰入金の事務費等繰入金ですが、事業実績により減額するものでございます。

項2基金繰入金、目1介護保険給付費支払基金繰入金ですが、90万2,000円を減額をさせていただくものでございます。

続きまして、歳出補正予算の内容についてご説明させていただきます。9、10ページをごらんください。

一番上の款1総務費、目1一般管理費の介護保険システム改修業務委託料でございますが、後期高齢者医療保険制度における保険料の特別徴収、高額医療介護サービス費合算制度に対応するため、介護保険システムの改修を行うためのものでございます。

次に、項3介護認定審査会費、目1認定調査費の通信運搬費及び手数料につきましては、認定審査会との通信方法の変更でありますとか主治医の意見書作成依頼件数の減少等により残が生じたことにより減額をさせていただくものでございます。

次に、節の13の介護認定調査事務委託料でございますが、認定調査を委託せずに直営で実施し、支出の削減に努めたことによる減額でございます。

目2認定審査会共同設置負担金ですが、認定審査会の負担金の額の確定により不足分を追加補正するものでございます。

次に、款2保険給付費につきましては、各種介護サービスに要する経費でございますが、歳入額の補正に伴いまして、財源の組み替えを行ったもので、予算額の変更はございません。

次に、11ページ、12ページをごらんください。款4の地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費につきましては、成年後見人制度の活用の際の報償金でございますが、利用者がなかったため、全額を減額するものでございます。

款5基金積立金の介護保険給付費支払基金積立金につきましては、歳入の減額補正により財源に不足を生じることが予想されることによりまして、積立金を減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成18年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第17、議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ27億9,679万3,000円となり、前年度予算と比較し4,507万5,000円、1.6%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長、各課長、教育次長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算について説明いたします。

まず、白い表紙に平成19年度長瀬町一般会計、特別会計予算書と書いて製本されております予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成19年度一般会計予算として歳入歳出予算の総額を27億9,679万3,000円計上いたしました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入額の最高額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただくものでございます。

それでは、6ページ、7ページをごらんください。まず、6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左の事項欄にありますとおり農業近代化資金利子補助につきましては平成19年度融資分までを、中小企業経営対策資金利子補助につきましては平成18年度の融資分について設定するものでございます。その次の後期高齢者医療制度事業のソフトの改修に対応するため、住民、税務情報のサーバーの整備が必要となることから、基幹系システム整備機器借上げを行うため、またリース契約満了による中学校コンピュータの整備機器の入れかえを行うため、リース料を設定するものでございます。

次、7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の起債の目的の欄の事業につきまして、それぞれ限度額の欄の金額を起債するもので、観光施設整備事業、道路新設改良事業、辺地対策事業、河川改良事業、学校施設整備事業、学校給食センター施設整備事業の建設事業に充てる起債と、臨時財政対策債の借入れを合わせて合計で2億8,790万円を予定しております。

それでは次に、当初予算の内容と主要事業等につきまして、別の資料を使って説明させていただきます。お手元の資料で薄い緑色の表紙に平成19年度当初予算の概要とある資料の1ページをごらんください。こちらは、予算規模を一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は27億9,679万3,000円で、平成18年度に比べ4,507万5,000円の減額、1.6%の減少となっております。また、国民健康保険、老人保健、介護保険特別会計を合わせて四つの会計の合計は49億5,549万3,000円で、18年度に比べ1,489万3,000円、0.3%の増加となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。まず、表の左の区分で一番上の1番の町税でございますが、平成19年度は9億4,875万9,000円で、税源移譲や定率減税の廃止などにより18年度に比べ1億1,374万4,000円の増額、13.6%の増加となっております。

次に、2番の地方譲与税から19番の諸収入までは、18年度の実績見込みや19年度の事業規模などから見込まれる額として計上したものでございます。

2番の地方譲与税は3,400万円で、18年度までは三位一体改革による所得譲与税が含まれておりましたが、税源移譲の本格的な導入により廃止されましたので、18年度に比べ5,960万9,000円の減額、63.7%の

減少となるものでございます。

また、9番の地方特例交付金は800万円で、恒久的減税による減収を補てんする制度であった減収補てん特例交付金が平成19年度から廃止されることなどに伴い、18年度に比べ1,600万円の減額、66.7%の減少となっております。

なお、児童手当の制度拡充に伴う地方負担分と減税補てん特例交付金が18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として設けられた特別交付金が含まれております。

次の10番の地方交付税につきましては8億円で、19年度も地方交付税総額が減少することなどから、18年度に比べ6,000万円の減額、7%の減少となっております。

次に、14番の国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金、児童保育費国庫負担金、被用者児童手当国庫負担金、地域生活支援事業国庫補助金などの障害者、児童関係の負担金、補助金や安全・安心な学校づくり交付金などの増加により1億2,795万3,000円で、18年度に比べ2,060万2,000円の増額、19.2%の増加となっております。

次に、15番の県支出金につきましては、障害者自立支援給付費県負担金、児童保育費県負担金、障害者生活支援事業県補助金など、障害者や児童関係の負担金、補助金や観光資源魅力アップ事業県補助金、参議院議員、県知事、県議会議員選挙費委託金の増加などにより1億3,552万2,000円で、18年度に比べ2,607万円の増額、23.8%の増加となっております。

次に、16番の財産収入につきましては、宅地分譲用地売払収入の増加などにより2,851万3,000円で、18年度に比べ2,563万2,000円の増額、889.7%の増加となっております。

次に、20番の町債でございますが、2億8,790万円で、18年度に比べ1,890万円の減額、6.2%の減少となっております。減少した主な理由は、減税補てん債の廃止や臨時財政対策債の減額などによるものでございます。

この町債につきましては、恐縮ですが、もう一度白い厚い本の128ページをごらんいただきたいと思います。128ページ、地方債に関する調書ということで、表の一番下の合計欄でございますが、17年度末現在高が25億3,633万6,000円で、その右の平成18年度末現在高の見込みが26億1,329万3,000円となっております。その右に19年度中の起債見込額がございますが、これが2億8,790万円を借り入れる見込みでございます。19年度中の元金償還見込額がその横の額で、2億1,609万4,000円でございますので、この結果、一番右の19年度末現在高見込額が26億8,509万9,000円となる見込みでございます。

なお、この表の3番の減税補てん債、4番の臨時減収補てん債、5番の臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。現在借り入れている地方債の残高の約半分がそのような地方債でございます。また、1番の普通債の(7)番の辺地対策債や2番の災害復旧債などの元利償還金の一部も普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債でございます。

それではまた、恐縮ですが、先ほどの緑色の表紙の資料に戻っていただきたいと思います。続きをご説明させていただきます。この2ページ一番下の21番の繰入金でございますが、19年度は1億5,630万3,000円で、18年度に比べ7,919万円の減額、33.6%の減少となっております。繰り入れの内容は、財政調整基金から1億5,580万2,000円、町立学校図書購入基金から50万円でございます。当初予算繰り入れ後の財政調整基金の残高は、約1億5,000万円となる見込みでございます。

以上が歳入の概要でございます。合計は、19年度予算が27億9,679万3,000円で、18年度に比べ4,507万5,000円の減額、1.6%の減少となっております。

次に、歳出について説明いたします。4ページ、5ページで説明いたします。まず、4ページの表の目的別歳出のうち平成19年度の欄で構成比の大きなものは、2番の総務費の25.5%、3番の民生費の22.1%、4番の衛生費の18.4%、10番の教育費の11.1%、そして12番の公債費の9.2%の順となっております。

概要につきまして説明いたします。1番の議会費につきましては、19年度は3,759万8,000円で、議員定数の減少により18年度に比べ1,308万円の減額、25.8%の減少となっております。

次に、2番の総務費につきましては、庁用自動車購入事業、秩父広域市町村圏組合の一般管理負担金や職員給与などが減少しておりますけれども、参議院議員、県知事、県議会議員、町議会議員選挙事務費、財政調整基金積み立て、庁舎設備維持管理事業などの増加により7億1,405万7,000円で、18年度に比べ2,049万3,000円の増額、3%の増加となっております。

次に、3番の民生費につきましては、障害者自立支援給付費事業、社会福祉協議会補助金、児童保育事業、放課後児童クラブ事業、児童手当事業、後期高齢者医療事業などが増加しているものの心身障害者等補助事業、重度心身障害者医療費支給事業、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計繰出金の減少などにより6億1,755万1,000円で、18年度に比べ1,832万5,000円の減額、2.9%の減少となっております。

次に、4番の衛生費につきましては、皆野・長瀬水道企業団負担金、補助金などが増加しているものの秩北衛生下水道組合の下水道事業、し尿事業負担金、秩父広域市町村圏組合の清掃費負担金などの減額により5億1,579万8,000円で、18年度に比べ6,395万4,000円の減額、11%の減少となっております。

次に、6番の農林水産業費につきましては、排水路整備事業、森林整備地域活動支援事業などの減額により2,208万円で、18年度に比べ624万7,000円の減額、22.1%の減少となっております。

次に、7番の商工費につきましては、岩畳観光公衆トイレ建設事業により4,291万3,000円で、18年度に比べ1,355万9,000円の増額、46.2%の増加となっております。

次に、8番の土木費につきましては、河川改修事業や定住促進対策事業が増加しておりますが、道路新設改良事業などの減額により1億1,969万3,000円で、18年度に比べ2,894万5,000円の減額、19.5%の減少となっております。

次に、10番の教育費につきましては、学校施設等改修事業、学校耐震事業などの増加により3億1,143万7,000円で、18年度に比べ4,686万9,000円の増額、17.7%の増加となっております。

それでは次に、5ページの性質別歳出の表をごらんください。これは、歳出を性質別に分けたものでございます。まず、1番の人件費につきましては、議員定数の減少による報酬、手当の減額、特別職、一般職の給料、手当の減額などにより7億3,769万1,000円で、18年度に比べ2,438万3,000円の減額、3.2%の減少となっております。

次に、2番の物件費につきましては、参議院議員、県知事、町議会議員選挙事務費、放課後児童クラブ事業などが増加しておりますが、情報系システム事業、県議会議員選挙費事務費、在宅福祉事業などの減額により2億6,636万円で、18年度に比べ431万7,000円の減額、1.6%の減少となっております。

次に、4番の扶助費につきましては、障害者自立支援給付費事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童保育事業、児童手当事業などの増加により3億1,112万5,000円で、18年度に比べ4,066万4,000円の増額、15%の増加となっております。

次に、5番の補助費等につきましては、し尿処理負担金、県防災行政無線周波数移行整備事業の減額や社会福祉協議会補助金、後期高齢者事業、水道企業団負担金、補助金の増額などがありますが、5億6,096万3,000円で、18年度に比べ43万8,000円の増額、0.1%の増加で、前年並みとなっております。

次に、6番の普通建設事業につきましては、道路新設改良事業などが減額となっておりますが、岩畳観光公衆トイレ建設事業、定住促進対策事業、学校施設等改修事業の増額により1億9,977万6,000円で、18年度に比べ3,237万7,000円の増額、19.3%の増加となっております。

次に、8番の貸付金につきましては、新規の育英奨学資金の貸し付けを行わないことなどにより90万円で、18年度に比べ138万円の減額、60.5%の減少となっております。

次に、10番の積立金につきましては、宅地分譲用地売却収入を財政調整基金へ積み立てることにより2,630万2,000円で、18年度に比べ2,579万8,000円の増額、5,118.7%の増加となっております。

次に、12番の繰出金につきましては、秩北衛生下水道組合、国民健康保険、介護保険特別会計への繰出金の減少により4億1,255万3,000円で、18年度に比べ1億2,076万2,000円の減額、22.6%の減少となっております。

歳出合計は、19年度予算が27億9,679万3,000円で、18年度に比べ4,507万5,000円の減額、1.6%の減少となっております。

以上が平成19年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、各担当の主要事業の説明をいたします。

最初に、企画財政課の主な事業につきまして説明いたします。資料の6ページをごらんください。企画財政課の欄の一番上の財産管理事業でございますが、行政財産の使用許可、普通財産の貸し付け及び売り払いや公有財産の建物、災害保険の一括加入など、公有財産の維持を行うものでございます。

次の庁舎管理でございますが、役場庁舎の維持管理のため、庁舎の施設修繕、機械設備の保守点検や環境衛生管理などを行うものでございます。庁舎の修繕につきましては、18年度に引き続き冷暖房用の氷蓄熱システム、冷却ヒートポンプチャラーの部品交換を予定しております。

次の物品管理事業につきましては、役場で使用する物品、事務用品等の購入管理や庁用車の燃料の購入、庁用器具の修繕、コピー機や電話機のリースなどを行うものでございます。

次の各種期成同盟会事業につきましては、周辺圏域の開発と一体的な発展のため、期成同盟会や協議会を組織しておりますが、19年度も引き続き秩父鉄道が実施する安全対策事業に対し沿線市町で構成する秩父鉄道整備促進協議会を通じて支援を行うものでございます。

次の基幹系システム事業につきましては、住民、税務、財務等の電算処理システムでありますサーバー、クライアントやソフトの保守管理を行うものでございます。19年度は、後期高齢者医療制度のシステムに対応するため、債務負担行為によりサーバーの導入を行います。

次のページの7ページの情報システム事業につきましては、パソコンによる情報化の進展に対応した町民サービスの向上、事務の効率化及び電子役場の構築のため、条件整備等に取り組む事業でございます。

次の借入金償還事業につきましては、地方債の元金及び利子の償還を行うものでございます。

以上で平成19年度当初予算の概要と企画財政課の主な事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 次に、参事兼総務課長の説明をお願いいたします。

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 続きまして、総務課関係の主要事業についてご説明申し上げます。

主要事業一覧表の6ページをごらんいただきたいと思います。初めに、広報紙発行事業でございますが、行政と町民の相互理解を深めるため、町の施策や方針、各種事業を紹介し、町民の行政への理解と参加を図るものでございまして、「広報ながとろ」を毎月1回、年12回発行しているものでございます。

次に、区長会事業でございますが、正副区長等の協力により円滑に行政事務を推進するため、現行事業を継続させていただくものでございます。

次に、県議会議員一般選挙事業、参議院議員通常選挙事業、県知事選挙事業、町議会議員選挙事業につきましては、いずれも任期満了に伴う選挙の執行に係る事業でございます。

次に、非常備消防事業でございますが、消防防災の中核として重要な役割を果たしております消防団の円滑な運営を図るものでございます。

次に、防災対策整備事業でございますが、これにつきましては避難者等に対し初期の対応を図るため、災害時における非常食や毛布を備蓄するとともに、地域防災計画の見直しを行うものでございます。

次に、防災無線維持管理事業でございますが、県防災情報システム及び町の防災行政無線の維持管理を行うものでございます。

以上で総務課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 次に、税務課長の説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 続きまして、税務課の関係につきましてご説明を申し上げます。

初めに、町税の収入関係についてご説明を申し上げますので、製本されております平成19年度当初予算書の12ページをお開きいただきたいと存じます。初めに、第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、本年度予算額が3億4,027万円で、前年度当初予算額と比較いたしまして8,489万1,000円の増額、33.2%の増加となっております。個人町民税は、国からの税源移譲や定率減税の廃止に伴いまして大幅な増額と見込ませていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、本年度予算額が6,524万7,000円で、前年度に比べ988万4,000円の増額、17.8%の増加となっております。法人町民税につきましては、景気の回復傾向が続いておりまして、自動車関連産業等が好調なことから、このような増額で見込ませていただきました。

次に、第2項第1目の固定資産税でございますが、本年度予算額が4億8,601万3,000円で、前年度と比較いたしまして2,039万3,000円の増額、4.4%の増加となっております。平成19年度は第2年度に当たりますことから、評価替えはありませんが、土地については依然として地価が下落傾向にありますことから、時点修正を行い、宅地の評価額は3.62%の下落となりましたが、負担調整措置や地目の変換によりまして3.1%の増額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新增築家屋70棟を見込みまして、9.1%の増額を見込ませていただきました。また、償却資産につきましては、大規模な設備投資が見込めませんことから、減価償却分を考慮いたしまして1.9%の減額とさせていただきます。

次の第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、本年度予算額が167万3,000円、前年度と比較いたしまして27万円の減額、13.9%の減少を見込ませていただきました。

次に、第3項第1目軽自動車税でございますが、本年度予算額が1,597万9,000円で、前年度に比べ48万2,000円の増額、3.1%の増加を見込ませていただきました。これは、当初予算の調製時点での登録台数をもとに見込ませていただきましたが、自家用の軽4輪車が増加しております。

次に、14ページをお開きいただきたいと存じます。第4項第1目のたばこ税でございますが、本年度予算額が3,957万6,000円で、前年度に比べ163万6,000円の減額、4%の減少となっております。喫煙環境が年々厳しくなりまして、消費本数が減少傾向にありますことから、18年度の実績に基づきまして減額で見込ませていただきました。

次の第5項の鉱産税につきましては、科目の存置でございます。

恐縮ですが、12ページに戻って、一番上の欄をごらんいただきたいと思います。町税の合計額でございますが、本年度予算額が9億4,875万9,000円で、前年度当初予算額と比較いたしまして1億1,374万4,000円の増額、13.6%の増加となるものでございます。

次に、歳出関係についてご説明申し上げます。恐縮でございます。資料の平成19年度当初予算の概要の7ページをごらんいただきたいと思います。税務課の主要事業でございますが、税務総務事業は、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置や固定資産評価審査委員会の設置などを行う事業でございます。

次の賦課徴収事業は、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための事業でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（西山津智男君） 次に、参事兼町民課長、説明をお願いいたします。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 続きまして、町民課関係の主要事業についてご説明させていただきます。

同じく主要事業一覧表の7ページの方をごらんください。最初に、国民健康保険事業でございますが、法律に基づき町が保険者として実施しております国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計への繰り出しを行うものでございます。繰り出しの主なものは、保険基盤安定繰出金、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金などとなっております。

なお、保険基盤安定繰出金は、一般会計に繰り入れされました保険基盤安定国庫負担金に町負担分を上乗せした額を繰り出しをするものでございます。

次に、重度心身障害者医療費支給事業でございますが、県の補助を受けまして町が実施主体として行っておりますもので、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部を支給し、福祉の増進を図るものでございます。対象者は、平成18年12月1日現在で186人となっており、前年度と比較いたしまして7名増加しております。

次に、ひとり親家庭等医療支給事業でございますが、県からの補助を受けまして町が実施主体となりひとり親家庭等に対しまして医療費の一部を助成することによりまして、生活の安定と充実に支援するものでございます。平成18年12月1日現在の受給者数は146人となっており、若干増加の傾向が見られます。

次に、老人保健事業でございますが、75歳以上のお年寄りとは65歳以上で一定の障害のある方に対しまして医療費の支払い等の財源として老人保健特別会計に繰り出しを行うものでございます。

なお、老人保健対象者が70歳から75歳となりましたが、医療費の伸びとあわせ町の医療費に対する負担割合が年々増加しておりますことから、繰出金が増加傾向になっております。

次に、介護保険事業でございますが、介護保険の各種サービス費の法定負担分といたしましてサービス費の12.5%及び事務費分等を介護保険特別会計に繰り出しをするものでございます。

次に、（新）後期高齢者医療事業でございますが、平成20年4月から新たに独立した医療制度として後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。被保険者は、広域連合の区域内にある市町村に住んでおります75歳以上の方及び65歳以上で寝たきり等の一定の障害のある方となっております。負担金総額は10億1,730万4,101円でございます。各市町村の負担割合は均等割が10%、人口割が45%、75歳以上の高齢者人口割が45%となっております。長瀬町の負担額は309万8,455円となりますが、平成19年度は準備の

年であり、会議等が頻繁に開催されることが予想されますので、旅費について9,000円見させていただいております。

最後に、乳幼児医療費支給事業でございますが、通院、入院とも就学前までの乳幼児に対しまして医療費の一部を支給し、保護者の経済的負担を軽減し、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図っていくものでございます。平成18年12月1日現在の受給者数は432人でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 次に、健康福祉課長、説明をお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業につきましてご説明を申し上げます。

主要事業一覧表の7ページから9ページ上段までが健康福祉課関係でございますので、お開きいただきたいと存じます。初めに、7ページをごらんいただきたいと存じます。社会福祉総務事業でございますが、これは福祉全般に関する関係機関等との連絡調整等に関する事務を行うものでございます。

次に、民生児童委員活動費補助事業は、民生委員活動が円滑に実施できるよう助成するものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと存じます。心身障害者等補助事業でございますが、在宅の心身障害者とその家族の精神的、経済的な負担の軽減を図るため、施設への通所サービスや在宅重度者手当、難病患者の通院費の助成など、各種補助事業を実施してまいります。

次に、障害者自立支援給付費事業でございますが、昨年の10月から本格実施となりました自立支援制度に基づき、身体、知的、精神の種別にかかわらず共通の制度としてサービスを提供することにより障害者が自立した日常生活を送ることができるよう自立支援給付費等の支給を行い、障害者福祉の向上を図るものでございます。

次の社会福祉協議会補助事業、シルバー人材センター補助事業につきましては、昨年とほぼ同様の内容で実施してまいります。

次に、在宅福祉事業でございますが、高齢者等が在宅で安心して暮らせるよう緊急通報システムの設置や老人クラブ活動の補助などを行うものでございます。

次に、老人保護措置事業でございますが、保護措置を必要とする老人を養護老人ホーム等へ入所させることにより老人福祉の向上を図るものでございます。

次の老人福祉施設運営事業でございますが、社会福祉法人長瀬福祉会の敷地を町で借り上げ、無償貸与することにより円滑な施設運営を図るものでございます。

次に、児童保育事業でございますが、核家族化や女性の社会進出などにより保育に欠ける児童が増加するなど、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育所等への保育の委託を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブ事業でございますが、放課後児童対策といたしまして公設の児童クラブの運営や民間学童保育所に対する運営費の補助を行い、放課後児童の健全育成を図り、働く親の子育てを支援してまいります。

次に、児童手当事業につきましては、昨年度に小学校6年生までの児童を養育する保護者に対し児童手当を支給することになり、対象者を拡大しましたが、さらに本年度から3歳未満児までの第1子、2子に

対しまして月額5,000円の手当を1万円に増額して保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健総務事業でございますが、保健関係全般に係る関係機関等との連絡調整等に関するものでございます。

次に、成人健康推進事業でございますが、基本健康診査や介護予防健診等を実施し、疾病や生活習慣病の早期発見、早期治療、また健康教室等を行い、健康についての正しい知識と健康意識の高揚を図ってまいります。

次に、母子保健事業は、昨年と同様の内容で実施し、母親や乳幼児の健康の保持、増進に努めてまいります。

次に、予防接種事業でございますが、感染のおそれのある疾病の発症及び流行を予防するため、各種予防接種を実施し、公衆衛生の向上と健康の増進に努めてまいります。

次に、在宅支援事業でございますが、要援護高齢者が在宅で安心して生活できるよう通所介護や訪問介護等を提供して、総合的な支援体制を整備することにより高齢者の在宅福祉の向上を図ってまいります。

次に、予防給付ケアマネジメント事業でございますが、要援護者や要援護になるおそれのある高齢者に日常生活に関するサービス提供や相談を行い、身体機能の低下を防ぎ、健康状態の維持、改善を図るため、高齢者の状態に応じたケアマネジメントを行い、福祉の向上を図ってまいります。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 次に、観光課長、説明をお願いいたします。

観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 続きまして、観光課関係の主要事業につきましてご説明いたします。

同じく当初予算の概要の9ページからをごらんいただきたいと存じます。最初に、観光施設管理事業でございますが、快適で美しい観光地づくりのため、観光施設の整備後の維持管理を行う事業で、主に観光用公衆トイレの清掃や修繕、消耗品の購入等に充てるものでございます。

次に、インフォメーション事業でございますが、観光案内所の業務委託を初め観光パンフレットの増刷や観光情報を随時に提供するためのリバーサルフィルム等の消耗品の購入などでございます。

次に、花いっぱい推進事業でございますが、街路、公園などを花と緑で美しく保ち、快適な生活空間の演出及び長瀬を訪れる人々が年間を通じて花を楽しめるまちづくりを推進するもので、花の植栽や花いっぱい推進団体への花や苗木、資材の提供等を行うものでございます。

次に、長瀬八景管理事業でございますが、自然景観の保全とその観光資源を快適な環境に保つため、岩畳の仮設トイレを設置する費用でございます。

次に、桜管理事業でございますが、南北桜通りを初め野土山、通り抜けの桜等の維持管理及び権田山桜の里づくりの支援を行うものでございます。

次に、新規の岩畳観光公衆トイレ建設事業でございますが、美しく快適な観光地づくりに必要な公衆トイレを岩畳仮設トイレ、道反対付近に設置するものでございます。

次に、廃棄物一般事業でございますが、ごみの減量化や再資源化の推進及び快適な生活環境を保全することにより資源の有効利用や環境への負荷の軽減に資するものでございます。主に空き缶回収事業や岩畳清掃作業、町内不法投棄物の撤去作業業務などの委託、有価物回収事業の報償金、生ごみ処理機購入への助成でございます。

次に、環境衛生事業でございますが、自然環境を保全するための事業で、町内のパトロール実施や長瀬

町環境美化推進協議会への補助などがございます。

次に、下水処理事業でございますが、秩北衛生下水道組合への特別会計の負担金でございます。

10ページをごらんください。し尿処理事業でございますが、し尿処理と汚濁処理事業、既存施設の維持管理を行うための秩北衛生下水道組合への一般会計の負担金でございます。

次に、合併処理浄化槽設置整備事業でございますが、公共下水道認可区域以外の地域に合併処理浄化槽の設置及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合に補助金を交付するものでございます。

次に、皆野・長瀬水道企業団事業でございますが、樋口及び宮沢簡易水道の統合に伴う整備事業費負担金や高料金対策補助金などがございます。

以上で観光課関係の主要事業の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 次に、産業課長の説明をお願いいたします。

産業課長。

○産業課長（若林 実君） 続きまして、産業課関係の主要事業につきましてご説明申し上げます。

平成19年度当初予算の概要の10ページをごらんいただきたいと思います。初めに、農業委員会事業でございますが、農業委員会に関する法律や農地法等に基づきます事業運営を行い、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図るものでございます。

次に、中山間地域等直接支払事業でございますが、傾斜地等で生産条件が不利なため、耕作放棄地の発生が懸念される農地を保全するための地域活動に対し交付金を交付し、農山村の果たす多面的機能の維持を図るものでございますが、引き続き小坂地区に対して交付金を交付するものでございます。

次に、農業振興対策事業でございますが、生産者団体の運営費や農産物の種苗費、病虫害防除等に対して助成し、農業の振興を図るものでございます。

次の花に触れ合う「花の里」管理事業でございますが、旧プラム園周辺を花の里として整備して地域振興を図るものですが、事業主体となります花の里づくり実行委員会に補助金を交付するものでございます。

次の美しい森づくり事業でございますが、長瀬の景観を形成している松を松くい虫による被害から守り、美しい自然景観の維持を図るものでございます。

次に、林道管理事業でございますが、林道6路線の維持管理を行うものでございます。

次の町商工会補助事業でございますが、商工業の振興と発展を図るため、小規模事業者の経営及び技術の改善指導に当たる商工会に対し助成するものでございます。

次の中小企業経営対策利子補給事業でございますが、中小企業者が施設整備の拡充や経営改善等に必要な資金を国民生活金融公庫から借り入れた場合に利子補給を行い、経営の安定と商工業の発展を図るものでございます。

以上で産業課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 次に、参事兼建設課長の説明をお願いいたします。

参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは続きまして、建設課関係の事業の概要につきましてご説明をさせていただきます。

平成19年度当初予算の概要の11ページをごらんいただきたいと思います。初めに、道路維持管理事業でございますが、町道の管理及び危険箇所等の修繕及び町道の除雪や未登記の処理等を行うものでございま

す。

次に、原材料等支給事業でございますが、改良が進まない町道に対し行政区単位で実施する道普請等において地域住民が町道の補修をしていただく際に敷き砂利、生コンクリートなどの原材料を支給させていただくものでございます。

次に、道路維持補修事業でございますが、歩行者や車両が安全に通行できるように道路の危険箇所の応急修繕や小規模な維持補修工事を行うものでございます。

次に、交通安全施設整備事業でございますが、歩行者や車両の通行の安全を確保するため、危険箇所等にカーブミラー、ガードレール、道路照明等を設置するものでございます。

次に、道路台帳作成事業でございますが、道路改良等の実施に伴い道路の現況が変化するため、現地測量調査等を行い、道路法の規定により既存の道路台帳の図面、調書等について補正を行っていく事業でございます。

次に、道路後退部分整備事業でございますが、接道規定の適用により道路後退が発生する場合の後退部分の用地測量、用地購入を行うものでございます。

次に、道路新設改良事業でございますが、町民の生活環境の向上や観光、産業振興の基盤の整備を図るため、町道及び側溝の改良と改修を行う事業でございます。改良工事5路線を予定させていただいております。

なお、実施箇所につきましては、お手元にご配付させていただいております平成19年度建設課主要事業予定箇所一覧表をごらんいただきたいと存じます。

次に、辺地対策事業でございますが、辺地総合振興計画に基づき風布地域各集落の末端で行きどまりの町道を整備し、生活環境の改善を図るため、町道風布2、3号線の道路改良工事を実施するものでございます。

次は、条例の制定でご議決いただきました本町の定住促進を図るための新しい事業として、定住促進対策事業を実施するものでございます。本年は、町営蔵宮団地跡地を本事業地として整備し、宅地分譲する予定です。区画は、4区画を予定しております。

次に、河川改修事業でございますが、地域住民の生命、財産を水害から守るため、水路の改修を実施するものでございます。

住宅管理事業でございますが、定住人口の充実を図るため、住宅に困窮している低所得者等が快適な環境の中で安心して暮らせるよう既設町営住宅の維持管理を行うものでございます。

以上で建設課関係の事業の概要につきまして説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西山津智男君） 最後に、教育次長、説明お願いいたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 続きまして、教育委員会関係の主要事業についてご説明申し上げます。

平成19年度当初予算の概要の11ページから13ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、外国語青年語学指導助手設置事業でございますが、小中学生に対し民間派遣会社と契約し、外国人青年による語学指導を行い、生きた英語に接する機会を提供し、外国語に対する関心を高め、英語教育における学力の向上を図るものでございます。

次の国際理解教育事業でございますが、例年どおり幼児期から外国人と触れ合い、国際社会に対する興味や理解を深め、異文化と共生できる資質や能力の育成を図るため、事業を実施する幼稚園、保育園に定

額補助金の助成を行うもので、町内にある4園とも事業を実施しております。

次に、12ページをお開きください。学校コンピューター整備事業でございますが、情報活用能力を育てる学習に資するため、計画的に小中学校のコンピューター等の整備を行っていくもので、特に19年度は中学校のパソコン教室のパソコンのリース契約が終了のため、入れかえを行います。

次の学校施設等改修事業でございますが、ここで訂正がございます。①から④となっておりますが、③を④へ、④を⑤へご訂正願います。19年度は、18年度の二小のプール改修工事に続いて第一小学校のプール改修工事を初め懸案でありました中学校体育館の雨漏り対策を主とした改修工事を行ってまいります。

次に、学校耐震事業について、学校施設のうち第一小学校の校舎2棟、第二小学校の校舎1棟、校舎3棟について診断を実施してまいります。

次に、登下校時における児童生徒の安全対策として、学校パトロール隊を中心とした防犯のまちづくり事業を引き続き実施してまいります。

次に、人的教育支援事業について説明いたします。これは、学級担任とは別にいわゆる問題を抱える児童生徒への対応や保護者の相談等に応じる役目を担う人を配置する事業で、①から④に挙げました事業に人を配置するものです。町内には小中合わせ3校ございますが、すべてに配置するのではなく、①の子供と親の相談員は第二小学校に配置、②のさわやか相談員は中学校を拠点に両小学校へも訪問いたします。③の問題を抱える子供等の自立支援事業は、主に児童虐待、不登校問題に専門的に対応する者を配置し、その解消に努めるもので、第一小学校への配置を予定しております。④の理科支援員は、5、6年生の理科授業に活用し、理科教育の活性化と教員の指導力向上を図るものでございます。第二小学校への配置を予定しております。

なお、4事業ともに県委託ないし補助を活用して行うものでございます。

次に、一小、二小、中学それぞれの施設管理事業についてでございますが、学校施設を管理運営していくために必要な光熱水費を初め経常的に必要な施設修繕を実施するなどのためのものでございます。

次に、私立幼稚園奨励費補助事業でございますが、私立幼稚園の保育料の減免措置に対し助成し、保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及充実に努めるものでございます。

次の人権教育推進事業でございますが、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消を目指す啓発活動等を行い、同和問題を柱とした人権教育の推進を図るものでございます。

次の町史編さん事業でございますが、通史に対しまして資料集となる持田鹿之助日記の最終になります第8集を発刊し、持田鹿之助日記を完結する予定の事業でございます。

次の青少年健全育成事業でございますが、青少年健全育成団体である青少年育成会連絡協議会、青少年健全育成長瀬町民会議、青少年相談員協議会への補助金交付と、その活動等を通じて未来を担う青少年の健全な育成と環境浄化を図るものでございます。

次に、保健体育総務事業、次のスポーツ振興事業ですが、町民にスポーツを行う機会を提供し、スポーツを楽しみ、親しみを持つことができるようスポーツの大会や教室等を開催するためのものです。

なお、今年度に引き続き19年度も中学校夜間照明施設の修繕を実施してまいります。12基あるうちの2基について修繕を行います。

次の公民館施設管理事業でございますが、町民の生涯学習活動の拠点として公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターの複合施設としての機能を生かし、町民の学習意欲の向上や余暇活動のニーズに対応するため、公民館施設等の管理運営を行うものでございます。

次に、学校給食施設維持管理事業、最後になります学校給食施設整備事業でございますが、衛生面、安全面に配慮し、児童生徒に安全な学校給食を提供するよう給食センターの管理運営並びに調理室の修繕、19年度は雨漏り対策で屋根の改修工事を行う予定でございます。

以上で平成19年度の教育委員会主要事業の紹介を終わります。

○議長（西山津智男君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 私は、この予算に対しては本当はもっと論議したいのですけれども、時間の制限を言われますので、少しはまとめたいと思います。

まず、今度の予算案について、私がアンケートを全町民に配った中で、大分意見が出たことは、長瀬町の財政状況はどうかとか、合併問題は今のとおりでは長瀬は夕張になってしまうから、夕張みたいになってしまつては困るので、長瀬町財政について明らかにしてほしいという投書があつて、これ少しは載っていると思うのです。問題なのは、私は町の予算について、少ない税収の中で進めるには、優先順位というか、少ない予算の中では知恵を絞って、本当に町民が必要なところに予算を使う、そして今年度の予算については何を一番先にやるべきかというような順位をつくって、町民に説明をしていかななくてはならないと思うのです。

そこで、町長にお願いしたいのは、合併しないで頑張っている町では、ちょっと出たのですけれども、町民に町の財政を各地域ごとに説明会をやって、納得いくような財政運営を少ない中でやっていくというようなやり方で、今ははっきり言って町長も言っているように国が住民負担だけを押しつけて、一方で役場職員を少なくして、そしてやれ、やれと、今度の後期高齢者のあれでも、職員には仕事をうんとやってもらう、もちろんそうのですけれども、その一方では住民負担だけをおっきくして、要らないような道路をつくったり、そういういろんな形でむだ遣いをしてきたことが今国民に大変な高齢者も含めて負担を乗せているのです。そこで、お願いなのですけれども、どうですか、今度長瀬はこれからどうなるかわかりませんが、合併問題も含めて、説明会をやってほしいのです、予算の説明会。それについて、町長の考えを聞かせていただきたい。それが1番質問です。質問というか、お願いします。

それで、私はこんなにたくさんの予算ですから、一々話せば時間が足りないのです、では総務課からいきなしたいと思います。一つは、広報紙の発行事業で216万、前年度より少なくなりましたが、前に8番議員も言ったと思います、私もこの前言ったように、広報は読んで町民のいろんな問題がわかる広報にしていきたい。そして、それを見ることによって町民がすごく町の行政がわかるというふうな広報にしてもらいたい。あと、前言ったように個人情報保護条例のもとに、我々は知る権利がだんだん大変な状況にな

っているのではないかと思います。そこで、この前言ったように、要するにだれが亡くなってどこに子供が生まれたなんていうのは、本当に知る必要があるのです。それには個人保護の条例ですから、そういうものを載けてほしくないという人は別ですけども、載けていいのなら、機会を持って広報で流してもらいたい。このことを今年度にしてもらいたいのですけれども、それについてどう思いますかということが2番目の質問です。

あと、下の総務課の652万で前年度より予算が少なくなりましたが、今うちの方もそうですけれども、どこでもそうですけれども、区長になり手がいないのです。確かにうちなんか考えますと、できる人とできない人もいますけれども、問題は今若い人が区長になれないのは、遠くに働きに行っているとか、あと本当に若い人は仕事に縛りつけられて、残業、残業で、またただ働きで長時間働かされて、そしてうちへ帰ってくれば寝るだけだというような人がふえています。

そこで、区長の問題については、回覧板がいっぱい来るのですけれども、ああいう業務を区長がみんな配って歩くというようなやり方は、これからは行財政のことでは、町民の協力でやっていくには工夫をしていかななくてはならないのではないかと思います。区長手当をもっとふやせばいいというものではなくて、やはりまちづくりは町民の協力でやらなくてはならないのですから、そういうことを工夫していただきたいのですけれども、これについてどう考えるのか。区によっては、上袋区みたいに物すごく世帯数があるところと、あと風布や高砂区のように少ないところもありますから、そういう工夫について本年度はどうするかお答え願いたいと思います。

次に、私は決算のときに決算を認定できないと言いましたのは、不用額の問題です。例えばページ数とか、そういうのをちょっと言いますけれども、一つは先ほど言ったように、単年度予算ですから、不用額を余りつくことはいいと思ってはいないのです。少ない予算の中で目いっぱい、不用額をつくらなくて精いっぱい町民の福祉や教育のために使ってほしいのですけれども、例えば私が毎回言うように、学校の修学旅行費です。小学生1,000円、中学生2,000円というやり方は、私は優先順位からすればふやしてもいいのではないかと考えているのです。不用額の問題考えれば、やはり増額してやるべきだと思うのです。私が給食費の滞納問題で言ったように、これは新聞報道ですけども、実際給食費の滞納だって認識がなくてというのが60%で、あとの33%はやはり母子家庭やら本当に収入ない若い夫婦が払えないという人もふえているというふうに聞いていますけれども、そこで教育長さんの関係ですけども、準要保護というので、要するにそういうことに対してちゃんと周知徹底して、本当に収入ない人は準要保護のやっぱり申請するべきだと思うのです。

そこで、ページ数については、こっちの予算書の中で、ちょっと順不同ですけども、ごめんなさい。ことしは87万3,000円から要保護、準要保護児童生徒援助費が80万2,000円になっているのですけれども、前年度より少なくなっています。これは、もっとちゃんとすればもっとふえるのではないと思うわけですけども、この問題について考えていただきたいということなのです。済みません、最初に教育関係にいつてしましまして。

あと、2番目に、概要の中で、税務課の関係なのですけれども、税務課ではまた固定資産税や町、県民税の滞納の問題で、前年度の決算の中で1億3,131万滞納があるということで言われましたけれども、滞納の整理というのはやっぱり工夫していただきたいのですけれども、ことしはどのような対応でやっていくかについて、覚悟をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

あと、次の7ページの町民課の問題ですけども、これも予算がないと言えばそれまでにされてしまう

のですけれども、乳幼児の医療費の支給事業として今まで学校上がるまで医療費の無料化になったのですけれども、皆野町では小学校卒業までになりました。町の予算規模とか、そういうのから、皆野町がやったから、やればいいというものではないと思いますけれども、これも予算の順序からすれば、私は今度は小学校の卒業まで無料にしてもいいのではないかなと思うのですけれども、この考えについて報告お願いしたいと思います。

次に、9ページの観光施設管理事業で、岩畳の観光公衆トイレ、これは今の岩畳のおり口のところに1,647万2,000円でお便所をことしはつくるというふうに報告されましたけれども、観光施設の維持管理料です。ことしは580万7,000円組んでありますけれども、昨年より少なくなっているわけで、この問題についてはいろんな花いっぱい推進事業とか臘梅とかでお客がふえるようなことになっていきますけれども、この維持管理というのはやっぱり町民が、全体的にお金のない中ではボランティアとか、そういう人たちをもっと育成して、シルバー人材センターに頼むばかりでなく、進めていただけるかというふうに思います。これについてどう考えているのか。

あと、この下の観光課の花いっぱい推進事業で、大変きれいなハナビシソウもやります。これを毎年続けるのは、ちょうど秩父のシバザクラが終えた後のハナビシソウは、きちんとやっておけば、毎年ちょっと時期が違いますけれども、人が来るのではないかなと思うのですけれども、それで人を呼ぶばかりではなく、金を落としてもらうためには、ことしは地域の農産物を売るとか、入場料を100円取っていますけれども、何かもっと工夫できないのか、これについてどう考えているのか。今までどおりというのではなくしてほしいのですけれども。

次に、9ページの一番下の下水処理事業で、衛生下水道組合のお金が2億7,480万7,000円から1億9,076万5,000円になったということで、負担金を下げてもらったということで、大変いいのですけれども、これについての中身をやはり町民に明らかにして、もっと秩北下水道組合の借金も含めてどうしていくかについて論議していただきたいと思うのですけれども、これについてどう考えているのかをお願いしたいと思います。

次に……以上、そういうことで……そう、そう。もう一つあります。決算議会のときに私が言ったように、委託料と負担金と補助金と使用料の問題について、やはり見直していく必要があると思うのですけれども、ことしは予算の中で今後こういうことを頑張らねばならないというような何かがあればいいと思うのですけれども、委託料、負担金、補助金、使用料を少なくするにはどうしたらいいかについて考えを論議していただきたいと思うのです。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 渡辺さんの予算の説明会というお話がありましたが、予算の説明会をやっているいとまがちょっとないのではないかと。議会がきのうから始まったということで、これ印刷に出して間に合うのがかなり厳しい状況の中での予算組みをしているわけでありまして。2月の半ばごろまでやって、たしか24日にこの予算印刷に出した、それでようやく間に合うというような状況でありまして、広報で詳しく説明をさせていただくということでご理解をいただくしかないのかなというふうに思っております。

それから、キーポイントは何なのだという話なのですね、予算組む。予算の金額が多いか少ないかの問題ではなくて、何を中心に考えているかというのは、やはり私は教育だと思います。教育と、それからお年寄りの人たちが元気で医療費がかからないようにする、そういう事業に取り組んでやっていく。例えば

シルバー人材センターの予算を減らさない、そして頑張ってやっていく、商工会もそうですけれども。それから、社会福祉協議会も予算をふやしてやっていく。これは、ふやしたというのは、一度落とした、もとへ戻すための一つの方法であります、2,400万円という予算組みをさせてもらいました。そういうようなことを考えて、若者とお年寄りが元気で町で活動するというのが大きな町の活性化につながるだろうというふうに考えて、この辺を重点的に私はやってきたつもりであります。

それから、下水道の問題と、それからし尿の問題等々のご指摘ありましたが、ことはかなりごらんのように減っていると思うのです、19年度は。これは、前からわかっていたことが皆野の町長との意見調整がつきませんでした。このために、1年間おくれたわけであります。それで、私が去年の5月の8日から下水道の方の管理者をやらせてもらうということになって、ようやくこういう予算が組めたわけあります。これは、私が組んだというよりは、資本平準化債という国にある制度を利用して、こういう予算が組めたという、それから下水道の方にもかなりシビアな予算組みをするようにということは何回も申し上げた上でやったわけでありまして、20年度はもっとスリムな予算が組めるだろうと。その第一歩が踏み出せたというふうに思っています。そういうわけで、予算の金額が多いからその内容がよくなるとか、少ないからだめなのだという発想をぜひおやめいただいて、その中で何ができるかということをおたちは精査する必要がありますだろうと。予算金額はやはり前年度より減っても、中身が濃くなっているという部分はいっぱいあるわけでありまして、その辺はぜひご理解をいただきたいと思います。厳しい状況の中での予算組みというのは、非常に難しい。ふやすのは簡単ですけども、減らすのは身を削る思いでそれぞれの担当がやっているわけでありまして、その辺はぜひご理解をいただきたい。30億でも50億でもふやせというのなら、簡単に1日にできてしまうのです。そういう状況にありませんので、その辺は金額の少ない中でどういうふうに生かした金を使うかということを活用していかなければいけないというふうに考えて予算を組ませてもらいました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 渡辺議員さんの広報紙の関係と区長さんの関係のご質問にお答えさせていただきます。

現在広報紙につきましては、長瀬町の場合は入札を実施いたしまして経費の削減に努めております。入札によりまして、現在他市町村に比べて約2分の1程度の経費で発行をしております。こうした限られた紙面ではございますが、この中で町民にわかりやすい広報となるように、いろいろな情報等も取り入れまして、積極的に情報公開等行ってまいりたいと考えております。また、提案制度等もございますので、それらの意見等も機会あるごとに町民の方にお知らせしてまいりたいと考えております。

それから、死亡者の広報掲載の関係でございますが、この点につきましては以前にも議員さんの方からご質問等がございましたが、いろいろと町民課の方でも調べていただきまして、調べました結果、秩父地域の中で掲載しているところにつきましては、家族に出していいか確認をして掲載をさせていただいておりますが、その数が半数ぐらいになっているようです。広報を見て、お悔やみに行けるということなどもございますが、情報としては1カ月以上おくらしてしまうということもございます。そんな点もございまして、公的機関が出す情報として半分の情報でいいのだろうかというようなこともいろいろと今検討しておりまして、引き続きその辺についてはちょっと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、区長さんへの回覧の関係でございますが、この辺については大変区長さんにお骨折りいただ

いて配布等していただいているわけですが、また区長会の方でこの辺の区の再編の問題等もございまして、この再編の問題につきましては区長会に提案させていただいております。よく説明をさせていただきまして、今現在区の方へ持ち帰って協議をさせていただいているところでございますので、それらをまた区長会の方に上げてもらうことになっております。区長会としては、引き続き再編の問題については協議していくということになっておりますので、今年度につきましては一応従来どおりということで回覧の方もお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

2点教育委員会に対してあったかと思えます。1点目は、不用額を出すなら、修学旅行費のような補助事業をもっと手厚くというようなご質問だったかと思えます。もともと不用額は、まずそういう性質のものではございません。結果でございます。修学旅行費の補助金につきましては、現在小学6年生の修学旅行に1人当たり1,000円、中学3年生の修学旅行に1人当たり2,000円の補助金を交付しております。予算では全体で27万円ということで計上しております。小学6年生は、箱根、鎌倉方面へ1泊2日で1人当たりの経費は約2万5,000円くらいかと思えます。中学3年生は、京都を中心としまして関西旅行へ2泊3日で1人当たりの経費は約5万5,000円くらいになっております。中学校につきましては、1年に入学したときから積み立てをしております。親の教育費負担の軽減に少しでも資するため、教育費全体の中で検討したとき、現状では増額することは厳しい状況と判断しておりますが、今後ともこの修学旅行費の補助は実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、もう一つ、2点目ですが、給食費滞納者の中には真に経済的支援が必要な児童生徒がいるのではというご質問でした。要保護、準要保護の制度の周知をちゃんとしているのかというご質問だったかと思えますが、要保護児童につきましては生活保護認定の家庭ということで、準要保護児童の認定についてちょっとご説明させていただきます。ご案内のように、経済的理由により就学が困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学援助を行う制度が要保護及び準要保護児童生徒の認定でございます。要保護児童生徒は、先ほども申し上げましたが、生活保護に認定された家庭の児童生徒が該当、つまり認定になります。準要保護児童生徒については、要保護者に準ずる程度に困窮している者として、認定するに及ぶ該当事項を示しております。認定事務の流れは、まず基本は保護者の申請であります。しかし、本人からの申請だけを待っているのではなくて、各地区を担当している民生委員にも調査を依頼しております。あるいは、学校、担任の目も大切かと思えます。具体的な申請の流れは、先ほども言いましたように本人の申請、民生委員による調査、担任、学校長の意見を付し、教育委員会へ提出されます。教育委員会では、教育委員による教育委員会で認定の可否を決定します。参考までに、平成18年度は要保護世帯は6世帯で10名、準要保護7世帯で7人でした。年度の途中での認定や取り消しもございます。平成19年度は、先ほど議員さん言われましたが、要保護12名、準要保護9名の見込みで80万2,000円計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

乳幼児の医療費の支給事業ですけれども、皆野町さんの方で対象年齢を引き上げたというふうなことで

ございます。長瀬町の場合には、小学校就学前までの入院と通院について医療費の個人負担分、一部負担金等について助成をしているということでございまして、19年度においても現時点では対象年齢の引き上げということは考えておりません。組織の改編によりまして、町民課と健康福祉課が一体となりまして、医療は今まで町民課の方でやっておりましたけれども、医療、福祉、それから介護等、総体的に町民の健康や健康の増進、疾病の治療のための事業を総合的に考えていくというふうなことで、これから全体的な組み立て方、事業のあり方等について19年度中にいろいろ検討させていただきたいというふうに考えております。また、19年度では、いろいろと申し上げましたけれども、特定健診や特定健康指導等の諸準備がありますし、現在の疾病の状況等の分析でありますとか基本的な指針等もいろいろこれから考えていく必要があります。19年度当初では予算の要求はしておりませんけれども、医療の分析でありますとか基本指針の策定でもかなりの費用がかかるわけですが、職員でできることはなるべくやっていこうということで、そうした準備等を行いたいと考えております。総体的に判断いたしまして、必要性が高い場合、また財政的にも何とかやりくりできるというふうな見込みでも立てば、検討はさせてもらいたいと思いますが、現時点ではこれから医療関係でも相当の費用負担が予想されますので、それらの状況を見据えた上で考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 滞納整理をどのようにしていくのかといったご質問にお答えをいたします。

国から地方への税源移譲で、町税の収納対策がますます重要なことと認識をしております。このため、滞納整理につきましては最重要課題として取り組んでまいらなければならないと考えております。税務課内におきましても、地区別、滞納者別の担当者を割り振りまして、きめ細かな納税折衝に取り組んでいきたいと考えております。また、県でも税の収納対策に重点を置く施策を実施しておりまして、市町村税務職員の身分を併任して週2日市町村に出向いて滞納整理や指導に当たる税務職員市町村短期派遣制度というのがあります。また、地方税法第48条に基づきます個人住民税の直接徴収等もございます。こういったことについて、来年度当町でもぜひ実施していきたいというようなことで、県の方に今から要望を上げているところでございます。そのほかにも、県と連携を図ることが効果的であると考えておりますことから、県税事務所との共同催告、共同徴収、こういったことに力を入れていきたいと考えております。また、差し押さえ不動産等の公売等につきましても、県との共同公売、そういったことで連携を図り、あるいは指導を仰いで、できるものがあれば、実施していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、渡辺議員さんのトイレのボランティア清掃の関係のご質問にお答えさせていただきます。

現在町で管理している公衆トイレは12カ所、そのうち6カ所が水洗トイレとなっております。また、そのうちの4カ所、こちらにつきましてはボランティア清掃等行っておりまして、その1カ所につきましては、宝登山観光トイレ、こちらにつきましては全面的に宝登興業さんの方をお願いしておりますが、残り三つにつきましてはシルバーとあわせて清掃を行っております。その割合でございますが、1カ所についてはシルバーとあわせてやっていた日数の約3割、またもう一カ所につきましては4割、残りのところですが、こちらはほぼ年間ではないのですが、こちらにつきましても約2割をボランティア清掃によって賄っております。今後も引き続き協力をお願いして、実施させていただきたいと考えてお

ります。

また、それとは別に、公衆トイレの維持管理の修繕等につきましては、職員で対応できるものについては職員で対応してございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） ハナビシソウを栽培しております花の里の関係で、地域の振興のために何か考えているのかどうかというようなご質問がございました。花の里では、花を咲かせて、それを見せるだけということではなくて、何か地域の振興が図れないかというようなことは実行委員会の中でも常々話し合っているところでございますが、ハナビシソウの開花期間中に売店を出していただく予定でございまして、今回はちちぶ農協長瀬支店と商工会、それから観光協会にも出店の依頼をしております。また、にぎやかになりますと、それだけでも人が集まるようにもなりますので、3月号の町広報でも一般の方への出店の募集をしたところでございます。たくさんの花見客が訪れるようになりますと、地域の振興につながると思いますので、受け入れ態勢を整えまして、事業を今後充実させていければと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 委託料、補助金、負担金、それから使用料についてのご質問でございますが、委託料につきましては平成19年度の予算の13節というのを拾ってみますと、約2億5,300万になっております。18年度の当初予算が2億3,000万ということでございますので、約2,300万ほど増加になっております。この委託料は、例えば19年度の2億5,300万のうち扶助費的な委託料ということで老人保護措置委託料だとか児童保育委託料というのがあるのですけれども、この二つの委託料だけで約1億4,700万円。2億5,300万のうち1億4,700万円がこの児童措置だとか老人保護措置の委託料というような状況になっております。19年度が増加した原因等は、例えば放課後児童健全育成事業費の委託料が増加したり、学校施設耐震診断委託料の増加や中学校体育館改修工事設計委託料、それから先ほど申し上げました児童保育委託料などが増加した主な原因となっております。

それから、補助金につきましては、これは19節の負担金、補助及び交付金のうちの補助金と交付金等を拾ってみますと、19年度の予算が約1億4,200万円、それから18年度の予算でいきますと1億1,800万ということで、約2,400万くらいですか、増加していると思いますが、これの主な原因というのが皆野・長瀬水道企業団の高料金対策ということで、約2,900万円ほど増加しているような状況でございます。

それから、負担金につきましては、先ほどの補助金と同じ19節の負担金というものを拾ってみますと、19年度の予算で約7億3,400万です。18年度の予算が7億7,800万ということで、約4,400万ほど減額になっております。これは、下水道組合への負担金が約8,400万ほど減っておりまして、これが大きな原因になっておりますが、ふえているものもございまして、ふえているものといましては大きなものは介護給付費訓練等給付費負担金が約3,400万ほど増加しているような状況でございます。

使用料については、ちょっとまとめていないので、把握できていないような状況で、申しわけありませんが、なっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 何点かお伺いいたします。

最初に、総務課にお尋ねいたします。防災対策事業で、災害時にいろいろ考え進めているのはわかるのですが、例えば防火水槽といいますが、私がこれ取り上げたのは、風布地区にドラム缶に水をところどころくんで防火水槽がわりに置いてあるのですけれども、そのドラム缶が腐って中に水が入っていないような状況があるので、ぜひ災害時の食糧とともに、そういった備品類も点検をお願いしたいと思います。

それと、もう一件、防犯灯の要望がかなりいろんなところの区長さんから出ていると思います。ついては、それを言われたとおり防犯灯つけていくわけにはいかないということで、いろいろ理由がある中で防犯灯にかかわる電気代がどの程度か、これは町民の方にも把握してもらう必要があると思いますので、電気代がどの程度かかるかお願いいたします。

続いて、健康福祉課で1点、社会福祉協議会補助事業ということで、予算上げてもらい、先ほど町長が言うように子供と年寄りにウエートを置くのだということで、本当に予算が上がったということで喜んでいところでございますけれども、社会福祉協議会は基金取り崩しがすべて終わって、基金が、取り崩すお金がことしない中で事業をやっていくのだと思うのです。ついては、担当の健康福祉課長がリーダーシップを発揮していただいて、言いにくいことも言っていただいて、1年間事業を進められるようお願いしたいと思います。

続いて、観光課にお尋ねいたします。先ほど渡辺議員からトイレの話が出ましたが、私はここでもトイレの維持管理費の中で電気代だけで結構です。公衆トイレにかかわる電気代がどの程度年間にかかるのか、これ町民の方に知っていただいて、我慢できる範囲我慢していただいた方がいいと思うので、金額を発表していただきたいと思います。

続いて、建設課をお願いいたします。ここにもあるように、道路照明のお話がやっぱり防犯灯と同じようにうちのところはここ暗いからという話でいろいろ希望が出るのだと思うのですけれども、ここでもそういう電気代がかかっているのだと思うので、ぜひ町民の方に知っていただいて、我慢すべきは我慢していただくということで、電気代で結構ですから、発表していただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

防火水槽に関連いたしましたドラム缶の水が漏れているということでございますが、これにつきましては至急点検させていただきたいと思っております。

それから、防犯灯でございますが、これにつきましては町内に約830基今ございますが、これらの電気料につきましては約200万円程度かかっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 社会福祉協議会の補助金の関係でございますけれども、昨年にプラスしまして400万円増額ということで、本来ですと前年に比べますと基金の方700万取り崩しておりましたので、700万の増額ということが同じようにやっていくには必要かなと思うのですけれども、町の方でも財政の健全化ということでいろいろな事業の見直しをやらせていただきました。そういうこともありまして、社協の方でも事務事業の改善というか、見直しを進めさせていただきまして、社協と協議しまして300万の

金額少なくともどうにかやっていけるのではないかとということで、今回この額でお世話になるわけでございます。

それから、質問とはちょっと関係ないわけなのですけども、私の方で説明を先ほど落としたわけなのですが、予防接種事業の中で、今年度は幾つか普通の予防接種はやっております。ことしもあるのですけれども、高齢者のインフルエンザの予防接種の関係でございますが、今まで1人当たり2,500円補助させていただいておりましたが、ことしはいろんな財政事情もありまして1人2,000円ということで、500円落とさせていただいて、年齢の方は65歳以上人口がどんどん伸びておりますので、財政がちょっと厳しい折でもありますので、2,500円を2,000円ということでことしはお世話になりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、関口議員さんの質問にお答えさせていただきます。

公衆トイレの電気代ということでございますが、今ちょっと実績の方は資料をお持ちしていないので、はっきりわからないのですが、予算でいきますと年間約17万円という形になってございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 関口議員さんの道路照明灯の電気代ということにお答えを申し上げます。

18年度まだ決算できておりませんので、見込みといたしまして161万7,627円、本年度予算額につきましては170万円を予定しております。設置基数ですけども、123基。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、何点か質問させていただきます。

本体の方からまず最初やらさせていただきます。23ページ、国からおりてまいります安心・安全な学校づくり交付金1,000万円、この使い道をお聞きしたいと思います。

それから、27ページ、県からおりてくる観光資源魅力アップ事業費県補助金480万4,000円について、これもどのような使い方をされるのかお伺いしたいと思います。

続きまして、31ページ、これ町債、観光施設整備事業債1,140万、河川改良事業債500万、これは確認なのですけども、81ページの岩畳観光トイレに使われる予定のお金なのでしょうか。となると、これは観光トイレは町で全額負担ということになるのか、これについてお伺いいたします。

続きまして、36、37ページの議長交際費、町長交際費ですけども、本当にもう年々下げております。広報でもよくご説明をしていただいておりますけれども、よく私が言うのですけれども、大澤町長が就任以来本当に下げておりまして、以前は確実に320万、280万使っていたという経緯がございます。そういった中で、もうこれだけ減らして、いろいろ近隣町村との兼ね合いですとか、そういうことでこれで大丈夫なのではないかという不安がございます。矢祭町の町長あたりは1,000円ということで交際費は計上しているようですけれども、それにだんだんと追いついていくのではないかなというような不安をしておりますけれども、やはりとるべきものはとる必要があるのではないかなという思いがございます。その中で、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、これ昨年も申し上げましたけれども、45ページの定峰トンネル開削促進期成同盟会負担金1

万円、これ実際にどのような活動をされているのか。もうそれこそ何十年も定峰にトンネルをつくるという話は伺っていますけれども、可能性がないものに対して期成同盟があるのでしょうか、それとも可能があるのでしょうか。このところをお伺いしたいと思います。

それから、選挙用の掲示場設置及び撤去、この費用ですけれども、参議院、県知事、県議会、町議会で費用が一律でないというのはどういうことでしょうか。51ページ、52ページです。これをお伺いしたいと思います。

それから、59ページの相談支援事業負担金205万4,000円、これは障害者に対してのご相談をされるのかと思いますけれども、これは主体はどちらなのでしょうか。これもお伺いしたいと思います。

それから、65ページの生ごみ処理機購入設置費の補助金ですけれども、私はこれは1万円補助だったような気がするのですけれども、5万7,000円という半端、去年は5万4,000円で、3,000円ふえたわけですが、ふえたことと、この半端ではないかというちょっと疑問があるのですけれども、ここをお伺いしたいと思います。

それから、75ページのジャパンフラワーフェスティバルの出展料6,000円、これはどういったものなのでしょうか。

それから、77ページの長瀬町花の里づくり実行委員会補助金ですけれども、これはいつまで続くのでしょうか。その後またどういう計画でいるのかも伺いしたいと思います。

それから、83ページの土地購入費180万円、これはどちらの土地を購入されたのでしょうか。これも伺いいたします。

続きまして、109ページ、町史編さん専門委員報酬ですけれども、69万6,000円、これも年々減らされているようですけれども、たしか町史編さん専門委員さんは3名いると思うのですけれども、週2回だか3回だか出ていると思うのです。そういった中で、ご苦労いただく中でのこの額は、何としても少ないような気がいたしますけれども、これにつきましてのご説明をお願いしたいと思います。

続きまして、資料の方から4点ばかり伺いいたします。6ページの防災対策整備費28万7,000円ですけれども、国民保護法が成立して、これからいろいろなもろもろのものを備蓄するというお話を昨日伺いましたけれども、それにしては昨年よりも大体半分近く予算が減っているというのはどういうことなのでしょうか。これについて伺いいたします。

それから、11ページの辺地対策事業債ですけれども、これは恐らく風布の道路だと思いますけれども、これも随分何年もやっているような気がいたしますけれども、完成予定はいつになっているのでしょうか。これも伺いいたします。

それから、すべてこれは国の方から来る補助事業なのでしょうか。町の方からも幾らか持ち出しがあるのでしょうか。ここのところも伺いいたします。

それから、12ページの私立幼稚園奨励費補助金ですけれども、今年度は若干金額がふえております。これは、子供がふえたということなののでしょうか。これも伺いいたします。

それから、12ページの人権研修講座なのですけれども、昨年上條さなえさんの講演をお聞きいたしました。すばらしいお話だったのですけれども、その割に町民の参加者が少なかった。これに関しまして、せっかく町の方でこんなによい講演を企画しても、町民が余り参加されないということに対して、町の方ではどのように感じているのか。また、もう少し皆さんに、宣伝は随分やったと思うのですけれども、ちょっと町民の意識が薄かったのかなという思いもいたしますけれども、それにも増して町職員、それから私

たち議員ももっとしっかりと宣伝をしてやるべきではないかと思っております。今後の課題だと思いますけれども、それに対してのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 大澤議員さんからの質問、教育委員会への質問は4点かと思えます。まず、安心・安全な学校づくり交付金は何に使うのかということですが、これは中学校体育館の改修工事でございます。

あと、町史編さん専門委員さんの報酬が少ないといえますのは、主要事業のところでご説明しましたように、19年度は最終になります第8集を刊行するのですが、18年度当初の予定では18年度で発行する計画でやっておったわけですが、やはりどうしても8集は次に回ることになりました。しかし、8集にもう既にかかっておりますので、1年かけずにできるまでということでその分を見させていただきました。

あと、私立幼稚園就園奨励費がふえているのは、これ若干国の補助率が上がったものです。それと、ご案内のように経済的に対応になる家庭、子供さんと所得に応じて決まっているわけですが、低所得の方がふえているというような傾向もございます。

それと、人権フォーラムに大変いい講演だった、ありがとうございます。それにしても参加者が少なかったというお話ですが、PR不足は否めないものと思います。また、いろいろ団体がございますので、そういった団体に呼びかけるような努力を今後してまいりたいと思います。以上、4点です。

以上です。

○議長（西山津智男君） 参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（新井敏彦君） 大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町長交際費につきましてでございますが、これにつきましては実績を見て予算の見積もりさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の選挙用ポスター掲示場の金額の差についてでございますが、これにつきましては区画数が各選挙によって異なっておりますので、これによるものでございます。

それから、防災対策関係で予算減の理由ということでございますが、これにつきましては18年度に毛布140枚、非常食840個を備蓄ができましたので、今年度は毛布100枚、非常食800個を備蓄する予定でございます。毎年少しずつ備蓄してまいりたいということでございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） それでは、大澤議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、観光資源魅力アップの県補助金480万4,000円、それからその後の観光施設整備事業債1,140万円ですか、これにつきましては新規の岩畳観光公衆トイレの財源としてのものでございます。それを歳出から差し引きますと、差額が約26万8,000円になろうかと思いますが、これにつきましては起債にも充てられない、補助金にもならないというような費用になっております。

それから、生ごみ処理機の関係でございますが、これが減っているのはごみ収集場の収集箱の関係のそれを3基昨年は計上させていただいたのですが、実績によりまして2基という形になってございます。あとは、電気式の生ごみ処理機でございますが、これは先ほど言われたように1万円が5基という形で見込んでございます。それと、コンポストでございますが、それが2,100円の3基という形で見込んでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 町債についてのご質問についてお答えいたします。

観光施設整備事業債につきましては、ただいま観光課長が申しましたように岩畳観光公衆トイレの建設工事に係る事業費について起債を充てるものでございます。

それから、河川改良事業債につきましては、土木費にあります河川費の流路整備工事の財源として充てるものでございます。

それから、関連がございますので、辺地対策の関係でございますが、この辺地につきましては整備をするに当たっては全額辺地債という起債で対応しておりまして、補助金はございません。10万未満につきましては、起債の対象になりませんので、10万単位で借りれるようになっております。

それから、定峰峠につきましては、県や市町で構成しているもので、実現するための要望活動を行っているような状況だと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 59ページの相談支援事業負担金205万4,000円についてのご説明でございますが、これは自立支援法が施行されまして、地域生活支援事業というのを各市町村必置でやりなさいということになりました。その中で、相談支援事業につきましては障害者が自立した日常生活を在宅で送るためにということで、日々相談事業に当たるわけなのですけれども、専門的な知識や豊富な経験、また緊急性のある事案等にも迅速に対応するということがございまして、各市町村それぞれで設置するには大変費用がかかりますし、難しいということで、秩父郡内が一括して業者に委託をする関係の負担金でございます。これは、一つは秩父市にありますフレンドリーという障害者の関係、知的と身体の方を扱うところと、それから中央病院系列のアクセスという精神の方です、そういうところに秩父市が代表で委託契約をしまして、町村で負担金、人口割と利用者割で50%ずつを負担するものでございます。

以上です。

○議長（西山津智男君） 産業課長。

○産業課長（若林 実君） 大澤議員のご質問にお答えいたします。

ジャパンフラワーフェスティバルの出展料の関係でございますけれども、このジャパンフラワーフェスティバルにつきましては平成2年に大阪府で開催されました国際花と緑の博覧会の基本理念であります自然と人間との共生を継承、発展させるため、毎年開催されている国内最大級の花のイベントということで、今回は埼玉県で開催されまして、第17回目になるそうでございます。会場は、さいたま市のさいたまスーパーアリーナで6月1日から3日間開催されます。このイベントに花いっぱい咲いたまPR展示というスペースがございまして、県内すべての市町村の協力を得まして花の展示や花が美しい観光地の紹介など、花の埼玉をPRするというので、県の方から出展の依頼がございまして、約1平方メートルでございますが、6,000円の出展料を予算計上したものでございます。

それから、花の里づくり実行委員会への補助金の関係でございますけれども、この事業につきましては県の花でもてなす埼玉支援事業という県の補助事業を適用しておりますが、これが17年度から平成19年度までが対象となっておりますので、この実行委員会への補助金の交付につきましても19年度が最終年度となっております。

それから、20年度からでございますが、ことしから1人200円の環境整備協力金を出していただくということになっておりますし、売店を出店していただきまして、出店料として売上金額の5%を実行委員会の方へ支払っていただく予定でございます。こうした収益によりまして、平成20年度からは実行委員会で独立採算の形で事業を継続していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 先ほど辺地計画のことでちょっと期間等が漏れてしまいましたので、再度お答えさせていただきます。

風布2、3号線の整備工事につきましては、平成10年から総合整備計画をつくって実施しているところでございますが、5年ごとに計画を策定しておりまして、今の計画は15年から19年度までの5カ年ということになっております。ですから、来年度が最終年度になっております。辺地総合整備計画に該当するにはいろんな条件がございまして、公共施設だとか、そういうものを点数でやっていってやるものと、あと最低の要件として人口というのがありまして、50人を割ると対象にならなくなるようなことになっていると思います。ですから、今の工事は19年度で全線でき上がらないと思いますので、20年度からの計画をつくらなくてはならないということになってくるとは思います。そのときに、ちょっといつの時点でとらえるか、今手元に資料がないので、はっきりしないのですけれども、人口が50人を満たさなくなったりすると対象にならなくなるということもありますので。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、まちづくり推進費のページ87、節の17公有財産購入費の関係についてお答えを申し上げます。

この関係につきましては、接道規定に基づき道路後退部分の土地の購入をいたしますので、購入場所の特定というのはできておりません。予算につきましては、4カ年の平均が約160万円ということで、今年度180万円の予算の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 本書の方で四、五点聞きたいと思います。

ページ35で、これは議会関係なのですが、議員の定数とか報酬の減によりまして、その方は減っているのですけれども、共済負担金が上がっています。この辺につきましては、どういう理由でどういふふうに上がったのか、局長にお聞きすればよかったのかもしれませんが、一応お聞きします。

それから、97ページ、これ教育関係になりますけれども、育英奨学金の貸付金が非常に減額になりました。この辺につきましては、そんなに借り手がいなかったのか、それとも結局何かの理由で減額せざるを得なかったのか。それと同時に、返納金です。借りた人がどの程度返しているのか、滞納があるのか、その辺につきましてもお聞きしたいと思います。

それから、103ページで中学校土地借上料というのが昨年度111万円だったと思うのですが、19年度は58万8,000円というふうにして約半減しています。これは、返す状況になったのか、何かその辺のところで理由がわかりません。

あと、もう一つ、103ページで中学校通学自転車ヘルメット購入代金の補助が非常にふえています。これは、通学者が自転車ヘルメットでふえることを読んでのことだと思うのです、前に一般質問でも出していましたけれども。それにつきまして、どんなふうな範囲の状況の人が通えるようになったのか、またふえる生徒数がわかりましたら、お聞きしたいのですけれども。

以上です。

○議長（西山津智男君） 新井議員、後で事務局長が説明するそうですから、よろしいですか。

○7番（新井利朗君） はい。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 新井議員さんのご質問3点についてご回答申し上げます。

まず、1点目は、育英奨学資金貸与事業ですが、減っているのはというご質問でよろしいかと思うのですが、新規貸与者を募集しませんでしたので、継続貸与者のみということで、この金額になっております。

また、どのくらいの現在未償還があるかというお話ですが、入学準備金と育英就学金と2種類の貸与がございます。過去については、入学準備金につきましては……人数でよろしいでしょうか。といいますのは、償還はその年その年で返す金額を計上していますので、その年の償還分に対しての返還という状況になります。それでは、過去の12年度から17年度分についてのご紹介させていただきます。まず、入学準備金ですが、今年度の未収金が現在で84万、まだこれ継続中ですので、今後入ってくれば、またそれは消えます。育英につきましては、144万ということです。人数にいたしまして、入学準備金の方が5名、育成の方が3名おります。それが過年度分でございます。18年度分の入学準備金の貸与者、返還者の金額は、現在未収入が21万5,200円、育英が27万1,800円、これはまだ時期がありますので、今後返ってくる見込みは入っておりません。育英については以上です。

次の中学校の土地代金が減っているのは、これは18年度に土地代金の見直しをした結果でございます。

あと、ヘルメットの代金がふえているのは、ご案内のように自転車通学が今までの電車区域の生徒についても一部認めるということで、中学校の方で検討し直した結果の見込みでございます。

以上、3点についてです。

○議長（西山津智男君） 7番、新井利朗君。

○7番（新井利朗君） 19年度いわゆる新規を認めなかったということでありまして、言ってみれば新規が一番お金が必要なのだと思うのです、入学するときは入学準備金なり育英金で。ですから、本当言ったら、その辺のところをして、結局継続の方は何らかの対応もあるかもしれませんが、新規のところではせめて1人ぐらい予定は入れておいてほしかったなというのがありますが、その辺は何かやりくりがつかないでしょうか。

○議長（西山津智男君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 新井議員さんのご提案は、本当に教育委員会としても今後検討してまいりたいと思います。やめたというのではなくて、ちょっと休止という形をとらせていただいています。償還金の方の整理も含めまして、また時期を見まして貸し出しの方を行っていきたいと思います。

また、来年度から埼玉県の方で高校生対象にした奨学資金制度、大分枠を広げていただきまして、長瀬中の生徒もそちらへ応募した生徒もありまして、貸与になるという結果通知もいただいたような事例もありますので、長瀬町の場合は、高校というより大学の方が多い場合もございますが、今後検討して、なくしたわけではなくて、今後もなくさない中で、状況を見ましてまた1名、2名ふやせればとは考えており

ます。

以上です。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） この概要でちょっと三つばかりお聞きします。

企画財政課で、庁舎管理事業の中で2,371万4,000円ですが、エアコンの機械を直すのでというようなことが違う方のページに書いていますけれども、636万5,000円ということで、非常に大きな金額ですけれども、そんなにかからないと直せないものなのですか。新しいもの買った方が安いのではないですかということ。

それから、8ページ、これは健康福祉課で、老人福祉施設運営事業で、長瀬福祉会の敷地借上料が、これも200万円下がったということですから、地代を下げてもらったのですか、どうなのですか。

それから、町民課に関係すると思うのですが、予算の数字ではなくて、健康福祉課でやっている健康保険の話なのですが、高額医療ということにかかったとき、かからない方がいいのですけれども、もしかかったときに、医療費が足し前が100万円とか200万円とかでかいけたになることがあるわけです。そのけたになったとき、これ新聞記事なのですから、4月からは70歳未満も原則入院については高額医療費を引いた自己負担分だけ窓口で払えばよくなりますよということが書いてあります。このことで、事前に所得区分を示した認定証を取得しておくことが必要って括弧書きで新聞に書いているのですが、これはどういうものをもらっておけばいいのか、それも説明してください。

それから、建設課のところについて、新規で書いている河川改修事業の500万円と書いてあって、長さ13メートルで500万円ということが書いてあるのですが、川は国が見てくれるのだというふうに思っていたのですけれども、町でも見てくれる川ができたのですか、どうなのですか。どこの程度の川まで町が見るのか、あるいは国が長瀬町にそういう事業を移管したというか、町でやってください、お金は見ますよという条件になったのかどうか。

その四つか、4点を聞きます。お願いします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 庁舎の維持管理で、氷蓄熱システムヒートポンプチャージャー関係の交換工事について申し上げます。

この空調のための氷蓄熱システムヒートポンプチャージャーというのは、役場の屋上に2台ございまして、そのシステムの内容といたしましては氷蓄熱槽、氷をつくったりお湯をためたりする槽なのですけれども、それとその熱や冷気を制御するユニットと、つくったものをヒートポンプというので送り出す三つのあれで構成されているのですけれども、今年度も2台のうちの1台を当初予算で修繕を見ておりまして、予想以上に傷んでいたということで、補正予算でも補正させていただいて対応させていただきました。その中で、冷気や熱を送る弁というのですか、制御する弁があるのですけれども、それを2基19年度に修繕することと、あとは2台のうちの1台を18年度にさせていただきましたので、もう一台を来年度やらせていただくわけなのですけれども、熱や冷気を送るための圧縮機とか、そういうものを交換しなくてはならないような状況で、これは全部新しく入れかえた方がいいのではないかというお話もありましたけれども、1台入れると何千万というような、この庁舎をつくるにあわせて機械設備でつくったもので、それを入れかえとなるとこのぐらいの金額ではとてもできませんので、使えるところは使えるよう

に機械の延命のために修繕をさせていただいて、使っていきたいという内容のものでございまして、このシステムは夜間、夜の10時から朝の8時までの間に深夜料金を使って夏場は氷をつくって冬場は温熱というのですか、お湯をつくって、その熱を昼間送り出しているというような装置でございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 概要書の老人福祉施設運営事業でございますけれども、これは長瀬福祉会ながとろ苑の方の運営に関する補助を行っているものでございますが、昨年度まで建設時の借入金の補助を行っておりました。ここ何年かは半額、半額という形で、本来ですと1,200万円ほどの補助をするわけでしたが、ながとろ苑の方も社会福祉法人でございますので、独立してやっていただいて、一生懸命それでやっていただきたいということで、返済金の補助を年々少しずつ減額させていただきまして、昨年は200万円でしたけれども、ことはゼロということでお世話になりたいということで説明をさせていただいております。ご了解をいただきたいと思います。残りは、今のところ下の土地の方を借り上げておりますので、これはもともと町で借り上げて施設の方に無償貸与するということになっておりますので、こちらの方だけ今回のせらせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 村田議員さんのご質問にお答えさせていただきますが、4月から、高額医療については従来償還払いというふうな形でやっておりまして、総額を一たん払っていただいて、高額医療費、一定額を超えた分については、その分については償還ということでお返しするというふうな形をとっておりましたけれども、そのやり方といいますか、それが変わりまして、発行いたしました券を持っていけば一部負担金分について支払えば、ほかの分については直接保険者の方から医療機関等に基金だとか联合会を通じて払うような形になるような話は聞いておりますけれども、その資料等については、国の方からのがおくれまして、4月号の広報に載せられればいいのですけれども、5月号になるかと思っておりますけれども、概要についてはそちらの方に載せたいと考えております。

それから、消耗品の残がありましたので、その辺のチラシ等を購入いたしまして、各保険者等にお配りするとか窓口等に置いて周知を図っていききたいというふうに考えております。今手元に資料が持ちもありませんので、詳細は申し上げられませんが、例えば滞納等がある場合には、その方法はとれないで、従来からの償還払いのような形をとるようになると思いますけれども、高額療養費総額払うのではなくて、一部負担金を支払えばよろしいような形に、定額、それだけ払えばいいような形になるというふうな話は聞いております。席の方には資料あるのですけれども、ちょっと手持ちにないので、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） それでは、河川をなぜ町が修繕するのか、国で見るのが普通ではないかというご質問だったと思うのですが、公共物の移管につきましては数年前までにすべて馬入れ道、赤道、水路敷等につきましては町の方に移管されておりますので、町の方で維持管理をしているところでございます。今現在国、県の方で維持管理をしている河川につきましては、1級河川の荒川、砂防指定河川、長瀬町数カ所あると思うのですが、それにつきましては国、県の方で維持管理をしておりますが、それ以外の公団上の水路、赤道、馬入れ道等につきましては町の方で維持管理をしているところでございます。そ

ういうところが崩壊したりしたときには、町の方が修繕は単独でやっております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 今建設課長の話で、そういう川がいっぱいあるのですよね。砂防指定の河川ということになると、その上から下までと。その支流というか、そこへ入ってくるやつは町が見ると、こういうことですね。

○参事兼建設課長（平 健司君） いわゆる砂防指定区域外河川は全部町のもので、ちっちゃい水路からおっきい水路であっても。公図上に水路敷というのがいっぱいあると思うのですけれども、水路敷は全部今町が見ています。

○3番（村田正弘君） それで、その水路敷は、水路敷って書いてあれば、水なくてもあってもいいのですね。

○参事兼建設課長（平 健司君） はい。

○3番（村田正弘君） わかりました。それはそれで、前にお願いをしたところがそんなので、それはちょっと町ではできないよと言われたものがあります。至急お願いをしたいと思います。

それから、庁舎管理事業の中で、先ほど企財の課長が取りかえたらうんと高いですよということを言いましたけれども、これメーカーはどこで、仕事出すときは入札とか、そういうことやっているのですか。その辺をお聞きます。

それから、耐用年数が、まだ10年しかたっていないでしょうね、この庁舎10年ちょっとですか。それでそんなにお金がかかるようなものを買ったのはいかがかと思うのですけれども、死んだ子の年は勘定できませんから、しょうがないのですけれども、維持管理費が安く、ランニングコストです。要は下がるものをよく研究する必要があると思います。これから特に財政厳しくなりますから、ライニングコストが非常に問題になっているわけで、その辺をよく勉強する必要があると思いますが、そのことについてもお答えをください。

以上。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） この氷蓄熱システムヒートポンプチラーというか、この氷蓄熱システムは、長瀬町の庁舎に入っているものは、荏原の製品でございます。発注する場合は、入札ではなくて、随契で発注しております。

それで、ランニングコストとかという話ですけれども、10年しかたっていないとか、もう10年たっているとかということになるかと思うのですけれども、そこで小まめに修繕させていただいて、長く延命というか、できるようにするということでやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 多分最終質問だろうと思いますので、ずっと我慢していたのですが、まだいるのですか。今3番議員の質問の庁舎管理事業、これについてやっぱりこれだけの保守管理のあれは高いと私も思って質問しようと思ったのですけれども、大体の答弁は聞きましたので、ちょっとだけ質問いたします。

空調の設備のいわゆる保守管理はそのぐらいかかるのか、あるいはまたキューピクルもあると思います

し、そういうものある程度含めて、これだけのあれがかかるということだろうと思います。220万ばかりふえています。それがこれから部品交換とか、そういうものがあるのだとすれば、やむを得ないでしょうけれども、広域の例の保守管理のあれが非常に安くなった、その還付金が1,404万ですか、来たわけですが、そういうふうの一つ一つをやっていけば、一つ一つつぶしていくのです。そうすると、相当安くなります。それをひとつづひ町でやってもらいたいと思います。出す方は減らす、収入はふやせば、倍になって返ってくるわけですから。そのことについて一つ。

それと、今赤道の問題が建設課の方の課長から言われましたけれども、赤道の非常に手っとり早い例で申し上げますと、うちの隣が、齊藤石粉さんもすぐそばですから、60センチばかりずらしてあそこへ水路つくったわけです。それで、その60センチが、あそこが40メートルか50メートルあるのです。その道が、それが水路なのです。河川敷なのです。町に移管されたということでしたけれども、もう既に全部埋められて、私有地のようになっているのです。それを役場に来てくれと言って、建設課から3人見に来ました。だけれども、実際に来て、見るだけなのです。赤道と同じなのです。でも、例えばその水路はもう必要ないわけですから、それをあるいはその人に買ってもらうとか、赤道でもそうです。それで、その向こうにも赤道があるのです、自由に使っていますけれども。金出して買ってまでやる必要ないのでしょうけれども。そういうものが全町にいっぱいあると思うのです、無数に。例えば長瀬の人ですけれども、私もちょっと携わったのですけれども、自分の下に赤道がYの字に入っている。40坪だそうです。それを結局借りに実際行って、建っているものには手をつけませんという言い方されたの。極端に言うと、面倒くさいものには手をつけません、国はそういう指導ですって言われたのです。非常にこれは不愉快である。国がそういうふうな指導を出したのなら、国土交通省の方へ行って聞くしかない。そういうことを町が率先してやって、それで問題を解決していくのが私は当たり前だと思う、そんなこと言いたくないですけれども。でも、現実問題として、町の方へどんどん、どんどん来て、前あそこ埋めてしまったのだけれども、今度は一生懸命盛っています、自分の面積ふやすために。前あそこ掘って、そこ埋めたのですけれども。そういう状況の中で、役場の人たちが来て解決しなければ、我々ではどうにもならない。道路敷からのりを見るのとは違うのですから、工事をさせないで、その管を上げて私有地化してしまっているという状況を役場でひとつ見てもらいたい。それが一つ。

それと、トイレを今の簡易トイレがあるところの上の方へつくるといふ、土地が解決したらいいですけれども、1,600万ばかりのトイレなのですけれども、そのトイレの規模が今までつくった規模とどのぐらいの規模なのか、例えば便器が何基あって、そういうものが例えば上の観光トイレ、駐車場の。あれとどの程度違うのか。また、観光トイレの場合には、あそこへ浄化槽つくってあるわけです。それで、今度の場合はあそこの低い場所からじかに下水道へ引けるのかどうか。それも含めて値段の問題と一つお願いしたいと思います。

それから、あと一つ。企画財政課にちょっとお聞きしたいのですが、19年度中における起債見込額、あるいは元金償還見込額というのがここへ出ているわけです。それで、起債見込額のいわゆる臨時財政対策債、これ1億3,000万、償還見込額3,023万円というのがあるのですけれども、この臨時対策債というのは元利とも交付税算入の対象になっているというふうに聞いて一番最初、今から5年前ですか、6年前ですか、始まったわけなのだけれども、この数字はどういう数字なのか、それを説明してください。

以上です。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 庁舎管理の関係で、200万ほどふえているというようなお話ですけれども、この200万円につきましては先ほど説明申し上げましたような氷蓄熱システムの部品交換の工事代がふえているということでございます。庁舎を管理していく上では保守点検だとか、いろんな委託等があるのですけれども、数年前からこの委託につきましても見直しをしたりして、少しずつではありますけれども、減額しているような状況でございます。今年度はちょっとそこまで、かなり今までの経過で下げてもらっていますので、委託料が減るというようなことはなかなかないのですけれども、それと氷蓄熱の関係で、夜間の料金で氷をつくって、だから夏場はかなり効果があるのです。電気料にすごく反映されているのです。最も電力を使う1時から4時の間を使わないような東電との契約をしております、夜間つくった氷を解かして冷やしているということで、電気料は夏場は冬場に比べて相当減額になっております。そんなようなことで、そういう努力も毎年契約してやっているところでございます。

それから、起債の関係の臨時財政対策債の1億3,000万の関係ですけれども、臨時財政対策債は借り入れた額の返還の元利償還金が後年度全額普通交付税の基準財政需要額に算入されるということは前々から言われている、そのとおりでございます。前もちょっとお話しさせていただいたのですけれども、基準財政需要額というのと基準財政収入額というのが普通交付税の中にはございまして、町に税だとか、そういうものを含めてのもので収入がどのくらいあるかというのがまず基準財政収入額ということでありまして、仮の話というか、18年度の普通交付税の額をもとにちょっとお話しさせていただきますと、基準財政収入額が18年度は8億7,800万円あったわけです。それで、あとはこの町だとどういった必要があるかという、その需要の構成というのは、経常経費と投資的経費というのと公債費、これは地方債の関係の公債費ですけれども、この三つから基準財政需要額というものが成っております。この額が18年度は16億5,300万円でした。交付税というのは、この基準財政収入額と基準財政需要額の比較でございまして、基準財政需要額が当然多いわけですけれども、基準財政需要額に基準財政収入額を充てて足りない部分、財源が不足する部分が交付基準になっているわけでございます。ですから、基準財政需要額に算入されるというのは、この16億5,300万の中にこういうものとして入りますよという額で、実際に交付されるのは基準財政需要額が交付されるわけではなくて、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた18年度で言えば16億5,300万から8億7,800万円を引いた7億7,500万円が交付されるということでございますので、この7億7,500万円の中に臨時財政対策債が全額入っているということではないのです。基準財政需要額の16億5,300万の中に全額算入されるということでございますので、間違ったことを言っているわけではなくて、算入されるというと、交付されている額の中に入っているというふうに受け取れてしまいますけれども、あくまでも言っているのは基準財政需要額の中に算入されていますということでございますので、そういうわけでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 観光課長。

○観光課長（大澤彰一君） 梅村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

岩畳観光公衆トイレの規模でございますが、こちらは昨年鉄道でつくっていただきました上長瀬駅とほぼ同様という形の規模を考えております。その上長瀬駅でございますが、男大が一つに小が二つ、女子が二つ、それから多目的として一つ、上長瀬ですとおむつ交換台が設置されておりましたが、それとほぼ同様のものを予定してございます。

それから、上のトイレと比べてどうなのかと。宝登山駐車場のトイレだと思うのですが、それと比べま

すと約半分の規模という形になっています。

それから、下水道につなげる形になってございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼建設課長。

○参事兼建設課長（平 健司君） 梅村議員の質問にお答えさせていただきます。

結論から申し上げますと、見に来いということですから、現場の方は見させていただきたいと思います。ただ、一般的な赤道のご質問から個々の赤道の話になったものですから、この場で果たしてそういう個々の解決できないような話をしているかどうか分かりませんが、議員さんご承知のとおりすぐ解決できるような案件でしたら、町の方も何度もお邪魔していますけれども、解決できるのですけれども、相手があることですので、聞く耳を持たないというようなことで、なかなか解決できないのが実情ですので、お近くですから、ぜひご協力いただいて、解決の道を探るようにしていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今の企財の方の答弁、全部理解はできないのだけれども、ある程度は理解できる部分があります。それで、財政需要額に対する算入された場合に、税収がふえた場合に交付税の交付率が下がってくるということはよくわかるのです。県が400億ぐらい税収があった中で、75%交付税から削減される、単純計算で。100億は一応県で使えるというようなこともある。そうすると、税収がふえたものも当然ここで関係してくるわけですね、財政需要額と基準財政収入額との差があるわけですから。全体に見てそれがどこに入ってくるかということは、非常にその仕分けが難しい。財政需要額の中に二十数項目のあれがあるわけですから、これ見ますとほとんど人口が基準になっている単価になっていますよね。1人頭の単価が幾らというのが大体基本になっています。学校が何校あるのか、生徒が何人ですと、それが基準財政需要額の数字がここで出ているわけです。だから、今言ったように税収がふえれば、1億数千万の19年度の予算ではふえるだろうという予測する、これは当然さっき町長の答弁にありましたように、定率減税という、これは非常に大きい。これは、勤めている方のあれですから、それは町の財政のいわゆる収入のほとんどを占めているという、その定率減税がなくなるということは、当然地方税もふえてくるということです。これは、大変なことだと思います。それで、1億幾らふえた場合に、今度は例えば臨対のいわゆる償還金にも影響してくるというふうに私は考えているのですけれども、それについては間違いなんでしょうか。

それと、今建設課長が言われた、私はそういうこと言っているのではないのです。現に3人で見に来て、それで難しいから、対応できない。でも、そこは河川敷なのです。それで、全部の河川敷が町へ移管されるって言いましたね。例えば大きさがあるわけでしょう、これ以上のものとか堀とかという。

○参事兼建設課長（平 健司君） いや、全くないです。

○9番（梅村 務君） 全部ですか。

○参事兼建設課長（平 健司君） 砂防指定と1級河川以外は町のもんです。

○9番（梅村 務君） 砂防まで入ってね。わかりました。そうすると、町の今所有になっているわけですね、早く言えば。例えば町の町有地を駐車場として平然として使っている、あるいは町有地の中に建物が建っていても平然としているよううち中にあるのではないのですか。その辺をよく調べて、やっぱ

りそこは排除しなければいけない。不公平ですよ。私が行って交渉してやる義務もないし、はっきり言って。これは、近所でなそうです。町の行政というのはそうではないと思うの。管理しているのですから、私が管理しているのなら、何でもやりますよ。しかし、行政が管理しているものについて、お願いしますと言われても、私自体は困る。だから、町がそれに対して、余り感じのいいものではないですよ、はっきり言って。絶対に反対をしてつくらせないと言った堀が私有物になってしまうのですから。それもどんどん使っているのです、どんどん埋めてきたのだから。長年、3年だったと思いました、埋めるのに私見ていたら。ほとんどが盛っています、いろんなもの、木や何かいっぱい入れて。そうすると、それを見過ぎてしまっていていいのかどうかということ。それだったら、その土地は町の所有地なのですから、その分だけちょっと買ってくださいよって言ってほしいと言っているわけ、赤道も同じに。赤道なんていうのは、特に買いやしないのです。使えるのだから、そのままで。だから、そういうことも含めて町がひとつやってもらいたい。町長、どうですか、今の話は。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんなお話の中で、町の方も対応を全くやっていないわけではなくて、何回も行って見ている。ただ、相手がそれにこたえてくれないという状況のようでありますから、これもまた引き続き長い交渉になると思いますが、相手がどういう対応に出るかというのは、変化がなければそのままというようなことになる可能性ってあるわけです。しかし、我々も、今ご指摘いただいたようなことも事実でありますから、その辺はやはりこれからも前向きに進めていかざるを得ない。相手がだめなら、強制執行でもできるか、例えば買ってくれとかというような、そういう方法も考えていかなければいけないのかなと。ただ、買わなくても使えるから、そのままでいいやという話になってしまうと、またこれも大きな前に進まない要因になってくると思うのです。ですから、この辺は人柄等々も含めた対応というのは非常に難しいというふうに考えていまして、何かいい知恵があったら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 確かに課長はもう長年前からあそこへ足を運んで、相当苦勞していることはよく知っていますのです。ビデオカメラまでつけて、全部監視されたときもあるのですから、課長が来たの全部わかるのです。そういう時期からやっているのだけれども、それが話し合えばわかる部分があるのではないかなと思うのです。それをやっぱりもうその後行かないと。行っていないのでしょう。もう無理だろうと思ったのでしょうか、多分。でも、行っていないということになると、年もとったし、幾らかあれができたのではないのですか、人間も。だから、行ってみて、今言ったように土地は売ってもいいわけでしょう、その部分は。構わないのでしょうか。売れるのでしょうか。

○参事兼建設課長（平 健司君） この場では現実にはここは売れる、売れないというのは調べてみないと…

○9番（梅村 務君） 個々の案件による。

○参事兼建設課長（平 健司君） はい、もちろん。

○9番（梅村 務君） 多分売れると思うのだけれども、赤道と同じように河川敷ということで。それで、そういうことがあるのだから、そういうことによって収入をふやしていく、そういう努力も必要なのです。それでまた、私は頼まれているのだけれども、周りが全然賛成してくれないので、だめなところがあるの。隣地の承諾ないとだめでしょう、赤道でも。その辺で、頼まれているのだけれども、どうにもならない場所もあるのです。そういうこともあるし、だからその辺をもし要望があったら、町でもできるだけ解決し

て、あったって同じなのだから、町へ入ってくる、たとえそこで何十万でも税収が入ってくればいいわけでしょう。だから、その辺をひとつ考えてもらいたい。それは、相当の面積にわたるし、そうした方が絶対便利だということもいっぱいありますから、それをよく調べて、少し足運んでやってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今度の平成19年度一般会計予算に対して、本当にいろんな形で頑張っている姿もわかりますけれども、このまま私はこの予算案に賛成するわけにいきません。なぜかといいますと、今町民の生活は自民党、公明党の政権によって国民が大変な税負担になっている。その中で、この少ない予算の中で町の財政をどうしていくかについては、やはりまだまだ住民の納得いくような方向で進めなくてはならない。それには、今少ない予算の中で何を優先するかということについては、まだまだ不十分だと思うのです。先ほど言いましたように、我々のこれからの町の財政をつくっていくには、住民が大変な中で納得いくような町の財政をつくっていかねばならない。そのためには、やはりもっともっと工夫するべきであると思います。私は、先ほど町長に予算の説明会みたいなこと言いましたけれども、要するに予算を立てるからには、確かに平成19年度の予算は早く成立しなくてはならないという気持ちもわかりますけれども、そういう中で今後町の財政について、やはり大変な中でやっていくには、説明をして、納得いくような方向でこれから進めていかねばならないと思います。そういう意味で、このまますんなりこの大変な中で賛成するわけにいきません。そういう立場から反対します。

○議長（西山津智男君） 次に、賛成討論を許します。

11番、野口清君。

○11番（野口 清君） これより議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算について賛成討論を行います。

この予算は、平成19年度の長瀬町の行財政に係る執行の一覧表なのです。これ一番大事な予算なのです。それで、この予算によっていろいろな施策が具体化されるわけですから、非常に大事な予算で、ここで議員の方が審議するということは、執行部の独断専行を防ぐ意味で非常に大きな意味がある。これは、だから渡辺さんがよく言うけれども、町民の代表がここにいるので、これほど民主的に行っている審議はないと私は思います。それで、私はけさ予算書を見てきたのです。そうしたら、五つの大事なことが書いてあるのだけれども、とにかく予算がどういうふうに使われるか、収入があって、その収入がどう使われるか、それが住民にどう還元されるか、住民サービスが行われるかということが判断できる基礎資料なので、非常にいいと。非常にいいというか、これ以上民主的なことはないのだ。

それからあと……

〔「簡単に」と言う人あり〕

○11番（野口 清君） 簡単にやりますよ。これを要するに今審議するということは、一番財政運営について民主的な手段なのです。一番最高のことなのです。それをほかへ持っていくなんていうのは、共産党以外にないと思います。そんな党がいるから、長瀬町は品位が落ちるということを申し上げて、大賛成をいたしまして、私の討論といたします。

○議長（西山津智男君） 他に討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 平成19年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西山津智男君） 起立多数。

よって、議案第16号は可決されました。

◇

◎延会について

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（西山津智男君） 次会の日程をご報告いたします。

あす14日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。

◇

◎延会の宣告

○議長（西山津智男君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後4時33分

平成19年第1回長瀬町議会定例会 第3日

平成19年3月14日（水曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑 討論、採決

1、議案第21号の説明、採決

1、議案第22号の説明、採決

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

1、町長あいさつ

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（13名）

2番	関	口	雅	敬	君	3番	村	田	正	弘	君
4番	大	島	瑠	美	子	5番	齊	藤		實	君
6番	野	原	武	夫	君	7番	新	井	利	朗	君
8番	大	澤	夕	キ	江	9番	梅	村		務	君
10番	西	山	津	智	男	11番	野	口		清	君
12番	岩	田	義	和	君	13番	染	野	光	谷	君
14番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	村	田	六	郎	君
参事兼 総務課長	新	井	敏	彦	君	参事兼 町民課長	近	藤	博	美	君
参事兼 建設課長	平		健	司	君	企画財政 課長	齊	藤	敏	行	君
税務課長	中	川		昇	君	健康福祉 課長	浅	見	初	子	君
観光課長	大	澤	彰	一	君	産業課長	若	林		実	君
収入役職 務代理者 出納室長	染	野	真	弘	君	教育次長	大	澤	珠	子	君
代表 監査委員	中	畝	攻	佳	君						

事務局職員出席者

事務局長	南	昭	書記	石	川	正	木
------	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（西山津智男君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きまして、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（西山津智男君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（西山津智男君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第1、議案第17号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） おはようございます。それでは、議案を提出させていただきます。

議案第17号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9億2,009万7,000円となり、前年度予算と比較し5,078万7,000円、5.8%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第17号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計当初予算について
ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の129ページをお開きください。第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億2,009万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明させていただきます。134ページ、135ページをごらんください。こちらが歳入になっております。

最初に、款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございしますが、1億6,995万3,000円を調製させていただきました。医療給付費分につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割により算出した合計金額でございします。介護納付金分につきましては、所得割額と均等割額により算出した額でございします。現年課税分につきましては897万円を見込んでおります。滞納繰り越し分につきましては、医療給付費分839万円、介護納付金分61万3,000円を見込んでいところでございします。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税ですが、6,485万1,000円を調製させていただきました。退職被保険者につきましては、医療給付費分の現年課税分98.9%を調製いたしまして、6,077万1,000円、介護納付金の現年課税分は97.07%で、393万6,000円を見込んでおります。

次に、136ページ、137ページをごらんください。款5国庫支出金、目1療養給付費負担金ですが、1億7,303万6,000円を調製させていただきました。これは一般被保険者の療養給付費や老人保健拠出金、介護納付金分の法定割合分といたしまして国庫からいただくものでございします。

次に、目2高額医療費共同事業負担金の567万9,000円でございしますが、市町村国保財政の基盤強化のため80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額でございします。

次に、項2国庫補助金、目1財政調整交付金の6,651万5,000円でございしますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、6,643万4,000円。また、特別調整交付金につきましては、保健事業の実施に伴います啓発冊子分の交付金として8万1,000円を見込んでおります。

次に、款6療養給付費交付金、目1療養給付費交付金1億8,524万7,000円でございしますが、この交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございします。

次に、款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金567万9,000円でございしますが、市町村国保財政の基盤強化のため、県から負担金として支払われるもので、80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額でございします。

次に、項2県補助金、目1国民健康保険事業補助金14万7,000円ですが、保健事業促進費として、がん等の検診事業、レセプト点検、特定年齢検診事業を実施している保険者に対しまして、県から補助金として交付されるものでございします。

次に、目2都道府県財政調整交付金は、平成18年度から新たに設けられた交付金で、2,414万8,000円を見込ませていただきました。説明欄にありますように普通調整交付金分として、平成18年度の療養給付費交付金の一定割合が交付されるもので、2,171万3,000円を見込ませていただきました。特別調整交付金につきましては、医療費通知や健康診査に要する経費等に充てる経費として県から交付されるものですが、243万5,000円を見込ませていただいております。

次に、138ページ、139ページをごらんください。款8共同事業交付金、項1共同事業交付金の1億1,880万

5,000円でございますが、目1 高額医療費共同事業交付金2,218万1,000円につきましては、国保団体連合会で高額医療費共同事業として実施しているもので、高額な医療費が発生した際に交付金として連合会から交付されるものですが、事業実施のために県内全市町村がみずから支払った医療費の規模に応じ拠出金を出し合い、高額医療費が発生した市町村に交付金として交付されるものです。

次に、目2 保健財政共同安定化事業交付金につきましては、昨年10月から実施された事業ですが、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える部分の一定割合に相当する額から高額医療費共同事業交付金の交付額を差し引いた額が国保連合会から交付されるものです。交付額は9,662万4,000円を見込ませていただいております。

次に、款10繰入金、一般会計繰入金の8,015万3,000円でございますが、節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）976万7,000円は、低所得者の国保税の軽減分の補てん財源ですが、県負担分については、一時一般会計に入りまして、一般会計から町負担分を上乗せして国保特別会計に繰り出されるものでございます。次に、節2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）388万5,000円は、低所得者を多く抱える市町村を支援するものですが、一時一般会計に歳入された分に町負担分を上乗せして、国保会計に繰り出されるものでございます。節3 職員給与費につきましては、国保担当職員3名分の給与費でございます。節4 出産育児一時金等繰入金303万4,000円ですが、国保に加入している方の出産に対し1件当たり35万円を支給しておりますが、法定負担分として支給額の3分の2を繰り入れするものでございます。節5 財政安定化支援事業繰入金407万7,000円につきましては、年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合に基づいて算出される額について繰り入れをするものでございます。節6 その他一般会計繰入金3,908万9,000円は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることによります財源化医療費繰入金の3,696万円と、がん検診などの検診事業に充てる保健事業繰入金の212万9,000円でございます。

次に、140ページ、141ページをお開きください。一番上にあります款11繰越金でございますが、目2 その他繰越金として前年度繰越金2,400万円を見込ませていただいております。

款12諸収入、項3 雑入の一番下になります雑入ですけれども、114万1,000円でございますが、がん検診一部徴収金として、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの受診者から一部徴収金としていただくものでございます。

以上で歳入予算の説明を終わります。続きまして、歳出予算の内容につきまして、主なものをご説明いたします。142ページ、143ページをお開きください。

款1 総務費、目1 一般管理費2,455万1,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の給与やレセプトの内容等の点検業務、国保団体連合会に対します電算処理の業務委託料等でございます。

次に、項2 徴税費213万円でございますが、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、144ページ、145ページをごらんください。目1 運営協議会費23万3,000円につきましては、国民健康保険運営協議会の運営に要する費用で、委員さんの報酬や費用弁償等でございます。

次に、款2 保険給付費、目1 一般被保険者療養給付費につきましては、3億1,297万8,000円を見込ませていただきました。これは一般被保険者の医療費のうち保険者負担金として7割を保険医療機関に支払うための財源でございます。

次に、目2 退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者の医療費の7割分で2億6万8,000円を見込ませていただいております。

目3 一般被保険者療養費254万9,000円でございますが、一般被保険者が接骨、はり、きゅう、マッサージ等を受けたとき、また緊急やむを得ない場合等に、一時保険医療機関等に支払った費用に対しまして、後日一部負担金を除いた額を本人等に支給するものでございます。

次に、目4 退職被保険者等療養費171万8,000円でございますが、退職被保険者が療養に要した費用について一般被保険者療養費と同様に支払いを行うものでございます。

次に、目5 審査支払事務費141万1,000円ですが、国保連合会への診療報酬審査支払事務、レセプト電算システム等の事務の委託に要する費用でございます。

次に、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費でございますが、4,060万9,000円を見込ませていただきました。これは被保険者が同一の月内に病院、診療所、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

目2 退職被保険者等高額療養費につきましては、退職被保険者分の高額療養費で1,614万7,000円を見込ませていただきました。

次に、項3 葬祭諸費、目1 葬祭費ですが、300万円を見込ませていただきました。これは被保険者が亡くなられたときに葬祭を行う方に対しまして、葬祭費として5万円をお支払いしているものでございます。

次に、146ページ、147ページをごらんください。項5 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の455万円でございますが、被保険者の出産に対しまして出産育児一時金として、その世帯主に35万円を支給するもので、13人分を見込ませていただいております。

次に、款3 老人保健拠出金でございますが、総額で1億4,242万1,000円を見込ませていただきました。これは老人保健特別会計の大半の財源となります社会保険診療報酬支払基金への拠出金でございます。

また、目2 老人保健事務費拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金に対しまして事務費分として支払うものでございます。

次に、款4 介護納付金5,391万1,000円でございますが、40歳から65歳未満の被保険者から納入いただきました介護保険料について、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、款5 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金の2,271万7,000円ですが、運営基盤の安定化を図るため、各保険者からの拠出金等を財源に国保連合会で実施しております高額医療費共同事業のための拠出金でございます。

次に、目3 保険財政共同安定化事業拠出金7,813万7,000円でございますが、昨年10月から実施されました事業で、各市町村国保間の保険料の平準化、財政安定化を図るため、30万円を超える医療費について、国保連合会から共同安定化事業交付金が交付されますが、その財源に充てるための拠出金でございます。

次に、148ページ、149ページをごらんください。款6 保健事業費926万3,000円でございますが、胃がん、乳がん、大腸がん等の集団検診などの費用や、町民の方々に医療費に関心を持っていただくための医療費通知、特定年齢の方等に対する人間ドック費用の一部助成費などで、疾病の早期発見のための事業を実施する経費等でございます。

次に、款7 基金積立金5万円でございますが、国民健康保険給付費支払基金に積み立てをするものでございます。1月10日現在で約1,700万円ほどの積み立てとなっております。

次に、150ページ、151ページをお開きください。一番下の枠です。款10 予備費でございますが、平成18年度と同額の300万円を調製させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 何点が質問したいと思います。

今国保会計は、一般質問でちょっと質問したのですが、今、私も含めて国民健康保険税が大変な我々が、きのうも言いましたように年金が削られておきながら、この国保会計は納める立場にすれば、相当の負担なのです。私たちも年金生活になりますと、もうこの国保会計の負担は本当に重いわけで、そういう意味でこの国保税の滞納も、長滞ばかりではないけれども、納められない人がふえているわけで、ではその納められない人に対して、やはり昔ではないけれども、保険主義の時代に年貢の納めではないけれども、取り立てるということについては、本当にこれから大変だと思うのです。そこで、これからの国保税の滞納者に対してどのような努力をしていくかについて考えをお伺いしたいと思います。要するに、例えば私が大変でなかなか結構毎月のように国保税を納めているのです。今大体皆さんもご存じのように、そのときに金が工面できないということがあると思うのです。例えば何か病気になってしまって、そういう立場からすれば、やはり納めるのと納めてもらう側が連絡を密にとってやっていかななくてはならないので、この国保税の滞納問題と納付の問題について、どのような取り組みをするかお聞かせ願いたいと思います。

あともう一つは、ことしの4月から、論議になったように埼玉県後期高齢者医療保険連合が設立してスタートするわけで、きのうの答弁の中では、その後期高齢者広域連合ができて、長滞からも職員が派遣されるようになるというふうに聞いておりますけれども、この人員の問題ですけれども、要するに今度の機構改革では町民課と健康福祉課が一つの町民福祉課になるわけで、その中で恐らく後期高齢者の事務も請け負うと思うのですけれども、この事務の請け負う立場からすれば、どのような取り組みをしていくのかについてちょっと不透明なのです。今役場の中でも統合して事務の一生懸命やることをしなくてはならないので、この後期高齢者広域連合というと、いや応なしに年金から天引きされるということで報道されていまして、これから大きな問題が出てくると思うのですけれども、これの問題としてどのような人員体制でやっていくのかについて。やはりこれは今の政権が財界に言われて設立したものですから、我々は黙っているわけにいかないで、国の方に要望していかなくてはならない問題が山積みされるような気がしますので、その2点についてどうしていくのかについて報告願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 税務課長。

○税務課長（中川 昇君） 滞納整理の関係のご質問につきましてお答えをいたします。

きのう一般会計の方でも申し上げましたが、国保税も同じような方針で滞納整理の方は進めてまいります。税務課内において地区別滞納者別の担当者を割り振りまして、きめ細かな納税折衝に努めていくというようなことを考えております。また、国保税につきましては、滞納者につきましては、短期の保険証等交付して納税折衝の機会をふやして、滞納額の圧縮に努めていきたいというような考えでおります。

それから、納められ人をどういうふうにしていくのかということでございますが、これにつきましては納められない人は生活状況等よく見きわめまして、滞納処分の執行停止とかそういったことも実施していくということで予定しております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 渡辺議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

確かに国保税につきましては、町民の方々、大変な思いで納めていただいているものと思いますが、ご質問のときにもお答えしたかと思いますが、長瀬町は埼玉県の中でも非常に1人当たりの医療費が高いという状況にあります。それで、国保税については低い方から5番目ぐらいということで、高いところとの格差がかなりあるということで、その不足分についてはではどうするかというと、財源化医療費の繰入金ということで一般会計から今年度につきましても4,000万円近い金を繰り入れをいたしまして、その状況をしのいでいるというような状況にあるわけですが、このままでは対応できないと、国保財政の破綻ということになりますので、引き上げをさせていただきました。また、町といたしましては、税の引き上げだけでなく、経営姿勢を評価いただければ、国とか県からそれに見合っただけの交付金等がいただけるわけです。今回補正予算には間に合わなかったのですが、国の方の特別調整交付金の特々分ということで、レセプトの点検でありますとか収納率の向上とか、保健師の設置とか、いろいろな評価する項目がありまして、それが高い場合には県から国の方に推薦をいただくということになっておりまして、長瀬町は埼玉県で第2位で推薦をしていただいております。まだ国の方からの特別調整交付金の額については通知は入っておりませんが、希望としては1,000万円程度をいただけるのではないかなというふうな期待をしているところでございます。

それから、昨晚ですけれども、県の方から通知がありまして、18年度、これは県ですけれども、特別調整交付金の通知がありました。予算上では約270万円ほど見込んでいたわけですが、これにつきましては通知によりますと、1,214万6,000円ということで、1,000万円まではいきませんが、かなり1,000万円に近い額が余分にいただけるというふうなことになりました。これは保健師の設置でありますとか、レセプト点検の評価、また税の徴収率の関係でもかなり高い評価をいただいております、それらが主な理由でございしますが、1,214万6,000円ということでかなりの額をいただけるということになっております。そういうことで自主財源の確保についてもできる限りの努力をいたしまして、一般会計からの繰り入れを減らすような形がとれればということでやっているところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、後期高齢者の広域連合の関係でございしますが、広域連合で実施する事務と、それから市町村で実施する事務については、ある程度区分けはできておりますけれども、実際の運用上をどうするかというところまでの細かな議論までは至っておりません。例えば賦課については広域連合で行うと、徴収については市町村でというふうな、徴収です。徴収とか、そのほかあとは保険料の決定、それから医療を受けたときの給付関係、これは広域連合の方で行うということになっております。これは保険料、税等の徴収については市町村、申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどは市町村ということになっておりますが、保険者に対する検診等について、検診ですけれども、それをどうするかというふうなことが最近また出てきましたが、広域連合の方で実施は地域的にも難しいのではないかなというふうな話がありまして、場合によったら市町村への委託をしたいというふうな考え方もあるようですけれども、その辺につきましては町の方で対応できるかということもありますので、現在検討中でございます。

それから、職員の派遣につきましては、長瀬町は19年度はありません。将来的には長瀬町からも派遣してくださいというふうな要請があるかと思いますが、大きな市あたりから最初は派遣をいたしまして、順次その後の派遣については協議をしていくということになっております。人員につきましては20年度以降は50名から60名くらいになるかと思いますが、委員会等の中でも出ましたけれども、なるべ

く組織のスリム化を図って連合会等へ委託できるものは、国保連合会ですね、できるものは委託をするようにということで、再度精査するようにというふうな意見が出されているところでございます。そういうことで今のところは全体的な動きが確定したものではありませんので、何とも言えませんが、市町村の事務としてはいろいろな事務が残るということは事実だと思います。

以上です。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 今国が進めた後期高齢者医療広域連合という名前の中で、今度国保会計から75歳以上の人は別の保険組合になるわけですね。ですけれども、今国のやり方は結局国が一方的に決めておいて、75歳以上は後期高齢者特別会計になるわけですから、我々も健康で生きていけば、75歳にすぐなりますから、今度は病気になれば、もうひとり暮らしがふえるのですから、あと高齢者がふえるのですから、幾ら健康を守っていったってほしいといったって、生きていけば弱くなりますから、足腰も弱くなるし、脳も弱くなりますし、そういう立場からすれば、結局国がやることに黙っていたのでは、我々は野たれ死にする可能性だってあるわけです。それにはやはり国がやることだからといってそのまま従うのではなくて、声を出していかななくてはならない。これはこの前の新聞に載りましたように後期高齢者医療保険が今度4月1日からスタートするけれども、これからのことは何も十分なことが決まってないで、一方的にやられるのは本当に不安だという投書もありましたし、新聞にも載っていました。やはり国がやることだからといって黙っていたのでは本当に困るので、ぜひ役場の職員は減らせ、減らせと国からすべてから言われて、一方では事務はどんどん、どんどん役場に入ってくる。それでその役場の人だって、生活がありますから、仕事ばかりやれないですから。そういう問題では言うておかなければ国民が犠牲です。そういう点でぜひ上の方に問題点を伝えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

○14番（渡辺 強君） 何か答弁するのですか。

○議長（西山津智男君） 終わりますと言ったから。

○14番（渡辺 強君） では、いいです。時間の関係で言ったので。町民課長、答えられるところを答えてもらえれば。

○議長（西山津智男君） 参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） では、お答えさせていただきますけれども、渡辺議員さんのおっしゃることはよくわかるわけでございまして、私も現場でやっていますので、その辺のところは切実に感じております。町でできることは、では何があるかということですが、組織のスリム化をして何とか少ない人数でもできるような体制をしようということで、課の設置条例等を廃止いたしまして、新しい組織で4月1日からスタートするわけです。19年度では何度も申し上げておりますように、後期高齢者の広域連合がスタートいたしまして、20年度からスタートするわけですが、その諸準備、それから国民健康保険の関係では特定検診というのが始まりますけれども、それも20年度から始まりますけれども、19年度で諸準備をするわけです。現在のその疾病の状況の分析でありますとか、将来的な5年くらいものになると思いますけれども、どんなふうに対応していくかというふうな指針を出すとか、そうした作業がありますし、医療機関との調整によって国保の被保険者について検診を受けていただくような体制をとらなくてはならないと。では、その辺の財源がどうなるかと、どのくらい費用かということも、今の段階で

はまだわかりません。というのは、厚生労働省の方からの指針といいますか、その辺がまだ公表されてお
りません。指針については18年度中に出しますというふうな話だったのですが、少しずつ込んでお
りまして、4月以降になるというふうな話を聞いております。そういう状況のわからない中でスタートす
ることになるかと思えますけれども、町でできることはとりあえずはそういうことと、それからなるべく
財源を確保すること、経営努力して財源の確保することと、それから国保の全国大会がありましたけれど
も、そちらの方へ参加させていただきまして、国の関係機関でありますとか、埼玉県から選出されてお
ります国会議員の先生等にもお会いいたしまして、陳情という形で国保財政の厳しい状況でありますとか、
それから後期高齢者広域連合の関係でもいろいろとご支援をいただきたい旨の陳情をしたりしております
ので、黙っているというわけではありませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。よろしくお
願いいたします。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 平成19年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いた
します。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第2、議案第18号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計予算を議題といたし
ます。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算
の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億7,084万6,000円となり、前年度予算と比較し476万、0.6%の増額と
なっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第18号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計当初予算についてご説

明させていただきます。

内容につきましては、平成19年度長瀬町老人保健特別会計予算書により説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の159ページの方をごらんください。

第1条にありますとおり歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,084万6,000円とさせていただくものでございます。平成18年度当初と比較いたしますと、476万円の増、率では約0.6%の伸びとなっております。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明をさせていただきたいと存じます。164ページ、165ページをごらんください。

こちらが歳入になっております。款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1療養給付費交付金でございますが、過年度分を合わせまして3億9,635万2,000円を見込ませていただきました。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、医療給付や医療費支給費等に充てるための交付金でございます。

次に、目2審査支払手数料交付金の342万1,000円でございますが、診療報酬明細書の審査支払いに要する経費について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1医療費負担金2億4,080万3,000円でございますが、医療給付や医療費支給に充てるためのもので、国庫から負担金としていただくものでございます。

次に、項2国庫補助金、目1事務費補助金34万5,000円でございますが、医療費適正化対策事業として実施いたしますレセプト点検の経費を補助金として国庫からいただくものでございます。

次に、款3県支出金、項1県負担金、目1県負担金6,111万7,000円でございますが、医療給付費等の支払いに要する財源として県から負担金として支払われるものでございます。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金6,690万3,000円でございますが、医療費分として6,391万9,000円、事務費分といたしまして298万4,000円を繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、款5繰越金でございますが、平成18年度からの繰越金として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。168ページ、169ページをごらんください。こちらが歳出になっております。

款1総務費336万3,000円でございますが、老人保健の事業を運営する上での医療費通知作成やレセプト点検委託料などの諸経費でございます。

款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費7億5,557万2,000円でございますが、これは病気やけがなどの治療に伴いまして、医療に要した費用の9割分で、国保連合会や支払基金を通じまして医療機関へ支払うものでございます。

目2医療費支給費の314万1,000円ですが、接骨やはり、きゅう、マッサージの費用やコルセットなどの補装具の製作に要した医療費について、現金給付として被保険者等への支払いに充てるものでございます。

次に、目3審査支払事務費342万1,000円でございますが、診療報酬明細書の内容の審査及び支払い事務を国保連合会に委託するためのものでございます。

目4高額医療費434万6,000円でございますが、これは老人医療費の負担額を超えた医療費分を支給するものでございます。

次に、170ページ、171ページをごらんください。款3予備費でございますが、100万円を調製させてい

ただきました。平成18年度と同額ということでございます。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成19年度長瀬町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第3、議案第19号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ5億775万7,000円となり、前年度予算と比較し442万1,000円、0.9%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について参事兼町民課長の説明を求めます。

参事兼町民課長。

○参事兼町民課長（近藤博美君） 議案第19号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

内容につきましては、介護保険特別会計予算書により説明させていただきます。恐れ入りますが、172ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億775万7,000円とするものでございます。平成18年度当初予算と比較いたしますと、442万円の増、率では約0.9%の伸びとなっております。

歳入歳出の主な内容につきましては、説明書により説明させていただきます。説明書の177ページ、178ページをごらんください。こちらが歳入になっております。

最初に、款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収合わせまして9,092万1,000円を見込ませていただきました。

次に、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は8,393万2,000円を見込ませていただきました。これは保険給付費の財源として法定割合分が国庫負担金として支払われるものでございます。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金2,986万1,000円でございますが、保険給付費の財源として交付所要額の一定割合が法定負担分として国庫から支払われるものでございます。

次に、目 2 地域支援事業交付金（介護予防事業）の62万3,000円につきましては、各種介護予防事業実施のための経費に充てるもので、国庫から交付されるものです。

次に、目 3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の259万円につきましては、介護保険サービスを適切に利用するための計画策定や達成状況の評価を行うケアマネジメント事業、成年後見制度利用に関する費用、介護に対する理解を深めるため、専門家を招いての講演会などの任意事業実施のための経費に充てるものでございます。

次に、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 1 億4,963万2,000円でございますが、支払基金から保険給付費の財源の法定割合分として交付されるものでございます。

次に、目 2 地域支援事業支援交付金77万円でございますが、各種予防事業や普及啓発事業の財源として基金から法定割合分が交付されるものでございます。

次に、款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金の7,293万9,000円でございますが、歳出の保険給付費の法定割合分で県から負担金としていただくものでございます。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金（介護予防事業）の31万円でございますが、各種介護予防事業や啓発事業実施のための財源として県から交付されるものでございます。

目 2 地域支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）の129万4,000円ですが、介護予防ケアマネジメント事業及び任意事業実施のための交付金として県から交付されるものでございます。

次に、179ページ、180ページをごらんください。款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金6,033万5,000円でございますが、介護サービスの実施に要する経費として、保険給付費に対する法定負担分として繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、目 2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）の30万1,000円につきましては、各種介護予防事業実施のための財源として繰り入れをさせていただくものでございます。

目 3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の262万1,000円でございますが、介護予防ケアマネジメント事業及び任意事業実施のための財源として繰り入れをさせていただくものでございます。

目 4 その他一般会計繰入金1,147万4,000円でございますが、認定調査や認定審査会などの事務費に充てるための財源として繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、前年度繰越金として100万円を見込ませていただきました。

続きまして、歳出の内容につきましてご説明させていただきます。183ページ、184ページをごらんください。こちらが歳出となっております。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の117万6,000円でございますが、介護保険事業に係る被保険者証の発行や標準負担額減額認定証の発行事務、介護保険システムの保守点検委託料などの介護一般の業務を行うための諸費用でございます。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費108万9,000円でございますが、保険料賦課徴収のための諸費用でございます。

項 3 介護認定審査会費の目 1 認定調査費244万4,000円でございますが、介護保険サービスを受ける認定のための調査費用等の経費でございます。

目 2 認定審査会共同設置負担金666万7,000円でございますが、事務の効率化、審査の公平性、経費の軽減等を図るため、介護認定審査会を秩父広域市町村圏組合に共同設置していますが、審査会の運営に要する経費に充てるための負担金でございます。

項 4 趣旨普及費、目 1 趣旨普及費の11万4,000円は、介護保険制度の理解を深めていただくための啓発用のパンフレットの印刷代等でございます。

次に、185ページ、186ページをごらんください。款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費 1 億5,221万2,000円でございますが、介護サービス計画に基づき在宅の要介護の方が訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護等を利用したサービスの 9 割分を給付するものでございます。

次に、目 2 地域密着型介護サービス給付費の1,804万4,000円でございますが、居宅介護被保険者が地域密着型介護サービス、これは夜間対応訪問介護であります、認知症対応型通所介護、小規模多機能型通所介護などのサービスでございますが、これらを受けたときの介護給付を行うためのものでございます。

次に、目 3 施設介護サービス給付費 2 億3,055万円でございますが、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所いたしましてサービスを受けた際の 9 割分を支給するものでございます。

目 4 居宅介護福祉用具購入費56万3,000円でございますが、在宅の要介護者が入浴や排せつ等に用いる特定福祉用具の購入に要した経費の 9 割を償還払いにより支給するものでございます。

目 5 居宅介護住宅改修費164万円でございますが、在宅の要介護者が手すりの取り付け等の住宅改修を行ったときに要した経費の 9 割相当を償還払いで支払うための経費でございます。

目 6 居宅介護サービス計画給付費の1,664万4,000円でございますが、在宅の要介護者が指定居宅介護支援事業者の行う居宅サービス計画の作成等のケアマネジメントを行う居宅介護支援を受けたときに給付するものでございます。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費の2,972万円でございますけれども、居宅要支援被保険者が指定介護予防サービスを受けたときに要した経費の 9 割を現物給付として支給するものでございます。

目 3 介護予防福祉用具購入費の10万2,000円ですが、居宅要支援被保険者が介護予防福祉用具を購入したときに要した費用の 9 割を支給するものでございます。

次に、目 4 介護予防住宅改修費32万4,000円ですが、居宅要支援者が居住する住宅を改修したときに要した費用について、要した費用の 9 割を支給するものでございます。

目 5 介護予防サービス計画給付費408万1,000円でございますが、居宅支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときに要した費用について、介護予防給付を支給するものですが、介護保険医療福祉サービスなどを適切に利用できるよう、地域包括支援センターにおいて居宅サービス計画に基づいて、事業者などとの連絡調整を行うなどの支援について、現物給付するものでございます。

次に、187ページ、188ページをごらんください。項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料66万円でございますが、各種サービスの明細書の審査を国保連合会に委託して審査しておりますが、審査事務手数料として国保連合会に支払うものでございます。

次に、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費の659万円でございますが、要介護被保険者が居宅サービス及び施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定の上限を超えた場合において、超えた分を支払うことにより、負担軽減を図るための財源でございます。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費の2,155万4,000円でございますが、施設サービス及び短期入所サービスを利用する要介護者のうち、市町村民税非課税等の低所得者の食費、居住費については、負担限度額は設定されますが、負担限度額と基準額との差額について、介護給付を支給する財源でございます。

次に、款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防特定高齢者施策事業費の159万8,000円ですが、65歳以上の要支援該当一歩手前の方に対しまして、症状の改善となるような事業の展開を行うものでございます。

次に、目2介護予防一般高齢者施策事業費の89万8,000円ですが、一般の高齢者を対象に介護保険制度に対する理解を深めていただくための普及啓発事業や、介護の必要のない方に対して、健康維持のための事業として実施する地域介護予防活動支援事業を実施するためのものでございます。

次に、189ページ、190ページをごらんください。項2包括的支援事業・任意事業費の目1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の707万2,000円ですが、高齢者の方が住みなれた地域で安心して生活していくため、要介護状態にならないよう予防することを目的として、介護保険サービスを適切に利用するための計画を作成し、達成状況の評価を行うためのものです。予算の内容は、職員の人件費、事業実施に伴う参考図書や個人管理情報ファイルなどの消耗品の購入代となっております。

任意事業費の報償費68万2,000円につきましては、家族介護教室講演会や地域包括運営協議会委員への報償金でございます。

次に、191ページ、192ページをごらんください。下の枠、款7予備費でございますが、300万円を調製させていただきました。これは不測の事態が生じた際の財源とするため、計上させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 1点伺いをしたいと思います。

地域支援事業の任意事業ということで、これは広報というか、サービスの使い方やいろいろな説明をしていただくというように今私、説明を受けたのですが、地域の方で介護になってしまうお年寄りが発生したときに、その方を見ている家族の方がまだ、いまだ会社を休んでトイレ問題が一人で行けないからとか、お風呂に入れなくてはだからとかということを言っている方がおるのですけれども、その介護認定やら何やらまだわからない方が結構若い層の方にあるのです。実際にお年寄りは対象者になればそういう勉強もしているのかと思うのですけれども、その受ける側のお年寄りは頑張ってしまうと。役場の方に面倒を見てもらいたくないから、何とか自分で頑張ることができるのだ、できるのだということを言う。そうすると、その該当者の家族が非常に大変な思いをして、まだ一生懸命やっているのです。その方に私もいろいろ説明やらをしてあげるのですけれども、ちょっと一例で、うち、これ年金を払ってないのですよねという全然関係のないことで役場の方に話に来ないという方もあったりいろいろな方があって、先ほども言うようにお年寄りは本当に頑張ってしまうから、内々で面倒を見てもらって我慢しているという方がお

るので、その広報の仕方、もうちょっとわかりやすく若い人に説明をしていただけるようなお金の使い方をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 関口議員さんのご質問にお答えいたします。

平成12年から介護保険制度が始まりまして、町の方でも広報とか会場をつくりまして、出向いてやりましたりしましたがけれども、皆さんやはり切実なというか、家族の中にそういう方が出てきたりしないと、お年寄りの方もどちらかというと、実際になってみないと、実感としてはわからないというのが実情だと思います。今まで年に何回か広報させていただいたり、それからこの間もちょっと高齢者の実態調査をお世話になった関係で、その結果報告というか概要版を回答していただいた方に対してだったのでけれども、お送りするときに、介護保険制度の手引きみたいなものも入れさせていただいたのですけれども、確かに皆さん本当に、先ほども言いましたように実際にならないと難しいところもありますので、地域包括支援センターの方でも相談事業をいろいろやっていますけれども、わかりやすい形でまた広報の方をさせていただくように工夫させてもらいたいと思います。

また、本当にお近くでちょっと困っているような方がおりましたら、民生委員さんを通してでも結構ですし、役場の方にちょっと来たときにこんな人がいるのだよというふうなお話をいただければ、すぐに介護の担当の方の、特に包括支援センターの方で保健師やら相談担当がお伺いしたりさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

7 番、新井利朗君。

○7 番（新井利朗君） 介護認定審査についてちょっとお伺いいたします。

実は先日、ある町民の方から介護5よりも4の方が大変な状態があるということで言われました。それはなぜかといいますと、5という状態で認定されている人はもうほとんど動けない状態であって、時間によっておむつの交換等すればいいので、ほぼ規則的に世話取りができる部分があると。それに比べて介護4で認定されている方でいわゆるちょっと動ける人といいますか、そういうふうな方がおむつを外してしまったりとか、また結局さまよい歩きをしたりするというふうなことから、5の人よりも4の人の方が世話取りが大変な状態がある。だから、この認定審査について機会があったら申してもらいたいということと言われました。その辺の意見も多少は出ているかと思うのですが、その辺のことについて一つ。

それから、元気モリモリ体操等につきまして、非常にあちこちでやっているのですが、その公会堂であったり、集会場であったりする会場まで行けない人たちが結構いるのです。そんなふうなので何か行ってみたら、結局おもりをつけて筋力トレーニングをしているのだけれども、何かおもりを自分で手に入れられるなら入れたいというふうなことから、私はペットボトルに水を入れたり何かしても、結構運動にはなりますよというふうなことも言ったのですけれども、とにかくいろんなもので工夫しながら筋力の衰えを防いでいこうという方々もいるわけなのです。とにかく在宅のままその筋力トレーニングであるような状態にも行けない人たちがいることも踏まえて、何か在宅で本当にできる方法をもう少し普及してもらえたらということで、ちょっとご意見申し上げたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 新井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の介護度の問題ですけれども、要介護5より4の方が手がかかるというお話ですが、確か

に人によりましては痴呆などもありましたり、いろいろ状態が違いますので、この要介護度の基準は国の方の基準で決まっているわけなのですが、実際介護の方に手がかかると、特に要介護4とか5とかというのがありますけれども、要支援あたりでもすごく状態的には軽くても、その方に痴呆などがあると、かなり出歩いてしまったりとか、いろいろな状況で一概には言えない場合があります。ですけれども、これは町の方の保健師が行かせていただいて調査させてもらったときに、そういう判定のところで職員の特記事項というのがあります、特にこういう状態があるというのを書くところもあります。それから主治医の意見書を先生に書いていただくわけなのですが、そちらの方も先生の方から診ていただいた手が動くとか動かないとかというだけの判定ではなくて、所見を書くところもありまして、それで秩父の方の審査会で委員さんが5名で、中にはドクターが2人は入っておりますが、5名で審査をさせていただくときに、そういう状況も勘案させていただいて、介護度を決めさせていただいております。また、特に状態が変わる場合もありますので、そういう場合にはまだ有効期間の範囲内であっても、変更申請ということもできますので、変更申請というのがありますので、そちらもご指導いただければと思います。個別にわかりましたら、うちの方へ話していただければ、保健師が訪問させていただいて、状況をまた家族の方なりお話を伺うようにさせてもらいたいと思います。

それから、2点目の元気モリモリ体操の会場へ行けない人ということですが、場所によっては特に風布地区の方とか、町内でも保健センターの方へわざわざ来ていただく場合など、ちょっと遠い場合は、送迎をやっております。個別にお話というか相談いただければ、ご相談に乗れる場合もありますので、その方にお話ししていただきたいと思います。

それから、体操の器具というかもりですけれども、一応今希望者の方には1,000円ぐらいでお分けをしております。それでなくても先ほど議員さんおっしゃったような方法でもできますけれども、もし在宅でやりたいという方がいらっしゃるようでしたら、お話しいただければ、こちら側から保健師なり職員の方が指導に伺ったり、お話を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） ここに書かれております介護サービスのほかに、予防サービスという項目があるのですが、相当またこれも予算を使っておるわけですが、介護サービスと予防サービスの境といえますか、何をもって予防サービスになるのか。その辺ちょっとご説明いただきたい。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 野原議員さんのご質問にお答えいたします。

介護サービスと予防サービスの境ということですが、大変ちょっと境が難しいところですが、介護サービスは介護認定をされた方が受けるもので、予防サービスはそれになりそうな方というか、一歩手前の生活機能の低下している方が要介護にならないために受けるサービスでありまして、町の方では先ほどもお話に出ておりました元気モリモリ体操などもそれですけれども、それとか施設に行き、施設に委託してやるものもありますし、要介護認定を受けて、受けるサービスよりは軽いサービスというか、軽い体操というか、軽い事業というか、やっていただくことになっております。今のところは委託の方は少し考えておりますけれども、それはパワーリハビリというか機能訓練を特にやらせる場合のときに、専門の器械などがないので、そういうのがそろったところへ委託する予定でおりますけれども、実際の部分では町の職員がそれぞれの地区ごととか保健センターなどで開催する事業に出ていただくようにさせて

もらいたいと考えております。運動機能の関係だけではなくて、出てきていただいとおしゃべりをしていただく、それから、出てくるに当たって身支度を整えて、皆さんと誘い合って来ていただくということで、日常生活の機能の低下をそれ以上しないように防ぐ、それを予防するという意味の予防サービスになるかと思ひます。ですから、気軽に近くのところに出ていただいて、おしゃべりをしたり、あとは栄養改善の話をさせていただいたり、趣味の折り紙などとかお話をさせていただくということをサービスの内容に考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） 6番、野原武夫君。

○6番（野原武夫君） 今の予防サービスについてちょっとご説明いただいた件ですけれども、この認定とひひますか、予防サービスを受けるという対象者、どのような方法で認定しているのですか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 認定に当たりましては、基本チェック項目というのがあるのですが、こちらでやりますと、ほとんどの方が該当なくなってしまうというか、ちょっとチェック項目が厳しいわけなのではございますが、国の方で言ひますと、老年者人口の約5%ということで、町に当てはめると、2,200人ほど65歳以上の方がいらっしゃいますので、110人ぐらいということになります。その判定に当たっては、町のまず基本健康診査を受けて、そこでチェックされた方ということになっておりまして、基本健康診査と、別にことは平成18年から介護予防検診ということで、65歳以上の方はそちらで受けていただくことにさせていただきました。ですけれども、ほとんどの方が該当しないというのは、その介護予防検診を受けに来ていただくような方はもともと該当しないような厳しい内容だったらしいのです。それで、国の方でもそのチェックの見直しを今進めております。町の方としましては保健師の訪問とかそういうことで今やらせてもらっていますけれども、まずこの間やらせていただいた高齢者実態調査が、そういう方たちをまず把握するための実態調査でありまして、チェックがかかった方が375人おりました。実際にこれ保健師や職員が訪問してお話を伺うと、多分この予防サービスの該当になる方というのはかなり削られてくると思ひます。最終的には今年度は50人ぐらいになるかと思うのですが、なるべく、どちらかというと、家で閉じこもっている方の方が問題ですので、では何かこの事業に参加してみようと来てくださるような方は、それほどは問題ではないので、閉じこもっている方が問題ですので、いろんな声かけやら訪問やらさせていただきながら、そういう方を抽出させていただいて、そういう方を地区のところとか、保健センターなどでやるお茶会みたいなものに出てきていただいて、少しでも介護度になるのをおくらせるとひひか、元気で在宅でいていただくようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ござひませんか。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今の課長の言われた実態調査ではございますが、2,200人に全部出したのでしょうか、まず。その回答がどのぐらいだったか、それを一つお知らせください。

それと、その実態調査によって、例えば今該当者は50人ぐらいしかないと、予防事業に対しての。という話がありましたけれども、町全体の高齢者のそういう一つの介護を要するような人たちの本当の実態調査。7番議員の話なんか聞くと、どうも自分で申請しなければ、それも受けられないのではなく、受けてないのではないのか、あるいは認定度が4が5になるか、5が4になるか、4が3になるか、ちょっと

難しいところがあるのではないかというような意見ですけれども、私が思うのは、やっぱり町の実態を把握することがまず第1だと思うのです。それで、中に私も出してきたのですけれども、ゼロという人がいましたね、あの項目の中に。どのぐらいだったか覚えていますか。覚えていない、実態調査をやった当人ですから。それはいいです。

それで、一番大事なことは、社協ですっと以前、何年ぐらい前かな、五、六年前かな、おひまちサークルというのをやったのです。早く言えば。根岸、石原、下宿で第1回をやったのです。私がちょうどそのときに区長をやっている状態で、それをやって翌年に引き継いだのですけれども、年寄りが20人ぐらい出てくるのです。多いときは二十五、六人。それで、今言ったように話し合いをしたり、食事をつくって食べたり、そういうことをやっているわけです。それを今社協かどこかでまだやっているはずですよ。上長瀬の方でやっていますとか言っていました。そういうものが予防につながるのかなと。ということは、そういうことをやっている社協に対しては、予防意識を高めるための事業をやっているわけですから、町から補助金を増額してもいいのです。町自体の事業よりも効果的、なおかつ実践的なのですから。そういうふうな考え方はどうですか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 梅村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

昨年の夏に実施させていただきました高齢者実態調査ですけれども、63歳以上の方をお願いいたしました。調査件数2,360人の方をお願いいたしまして、回答は2,224人で、回収率94.2%でございました。この結果で特定高齢者、要介護の一步手前の方と思われる方が、チェック項目で「思われる方」が375人おりました。内容としましては、健康状態が余りよくないというふうな回答をいただいた方が42人、それから運動機能がちょっと悪いという方が33人、それから栄養状態が悪い。こういうのは例えば自分で手づくりをして食べないとか、ほとんど買ったものだけを食べているとか、そういう方もいらっしゃる方で152人、それから閉じこもり傾向の方が95人、認知症のある方が91人、うつの方が109人で、これはちょっとダブっている方もおりますので、実数で375人というふうな数字が出ております。この方たちに保健師や職員の訪問で町の事業に参加していただくように面接をさせていただいて、関与させてやっていきたいということなのですけれども、もともと閉じこもりの方などは出るのがおっくうな方ですから、簡単なわけにはいきませんで、とりあえずことしはかなり頑張っても50人程度来ていただければいい方かなというふうなことで考えております。375人が全部実際に必要かといいますと、やはりチェックは一つかかったけれども、実際のところお話ししてみると、そういうわざわざ出ていただくほどではないという方も大半いらっしゃると思います。

それから、社協でやっているおひまちサークルなどへのことですけれども、町の方でやっております元気モリモリ体操は、そういう地区でやっている母体に一緒に行ってやっておりますので、これは社協と共催でやっている部分もあります。元気モリモリだけでやっているものもありますし、そうではなくて、社協でやっているのに一緒にやらせていただいているのが大半ですので、これからは社協とまた事業の内容が似ているようなものもありますので、せっかく集まっていいただいているところで体操もやらせていただく。それから、保健師の話もやらせていただくというふうな合同でやらせていただいている部分がありますので、これはことしもこれからも引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

9 番、梅村務君。

○9 番（梅村 務君） この実態調査の中のこの二千何人でいわゆるいろんなこの項目、例えば栄養関係だとか閉じこもりだとかいろいろあります、数字が今ここに出ていますけれども、確かにそういう状況の中で健康状態を維持することはなかなか大変だろうと思うのです。それで、この人たちの中で要介護認定を受けている人たちがこの中に入っているわけですね。入っていないのですか。ああ、そうですか。そうすると、その介護認定が必要だという方もいらっしゃるということですね。この42人という数字でしょうか。そういう方もいらっしゃるということですね。そういう人たちは、要するに自分で申請をして認定を受けるという自発的なものでなければ、役場の方から直接行って指導するとかということはないのでしょうか。

○議長（西山津智男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見初子君） 訪問してお話を伺う中で介護度がありそうな方に対しては、もちろん申請を促します。あくまでもご本人と家族の希望ですので、サービスを使いたくないという方については、強制するわけにはいきませんので、保健師の方からは、職員からはなるべくそういうふうなせっきくの制度ですから、使うようにということで申請を促します。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんん。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成19年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第4、議案第20号 第4次長瀬町総合振興計画（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 第4次長瀬町総合振興計画（案）についての提案理由を申し上げます。

現長瀬町総合振興計画は、平成17年3月に計画期間が満了いたしました。計画策定には期間を要することから期間延長させていただき、平成18年から計画の策定作業を進めてまいりました。このほど第4次長瀬町総合振興計画の案がまとまりましたので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） それでは、議案第20号 第4次長瀬町総合振興計画について説明いたします。

第4次総合振興計画の説明の前に、策定の経過について概要について申し上げます。現在の計画は第3次長瀬町総合振興計画は平成7年度から平成16年度までの10年間の計画として策定されました。計画期間の後半、市町村合併の協議などが始まり、市町村合併と計画の期限、新計画等の策定など重複するところが多いことから、計画期間の延長を平成16年9月議会で認めていただき、運用しておりました。その後市町村合併の協議も不調に終わるなど、長瀬町を取り巻く状況も変化し、新しい総合振興計画を策定する必要が生じたことから、昨年3月の議会定例会でさらに1年間の延長を議決していただいたところでございます。人口フレームや住民アンケート、資料収集などで高度な専門的技術や多くの時間と労力を要するものも多く、外部委託する必要もありますが、厳しい財政状況でもありますし、総合振興計画は町行財政運営の基本方針について定めるものであり、みずからの主体性を持って策定しなければなりませんので、町の実情を把握し、計画を実施していくのが職員であることから、職員を主体とする内部策定の方式を進めることといたしました。

平成18年5月に、主幹以下の各課所の職員で構成する総合振興計画策定プロジェクトチームの第1回の会議を、また6月に課長級職員以上で構成する総合振興計画策定委員会の第1回会議をそれぞれ開催し、計画素案づくりに着手いたしました。6月に計画をまとめるに当たり、20歳以上の町民男女から無作為に700人選ばせていただき、住民意識調査としてアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の結果につきましては、広報ながとろの10月号から12月号で総合振興計画審議会委員名簿や、策定に対する意見募集などとあわせて掲載しているところでございます。総合振興計画審議会委員の公募を7月に実施いたしまして、第1回審議会を10月に開催し、会長を野口清議員にお引き受けいただき、町長から第4次長瀬町総合振興計画について諮問いたしました。

平成19年1月の第2回審議会を経て2月21日に、会長から町長へ答申していただきました。その間プロジェクトチームの会議を全部で6回、策定委員会会議を全部で5回開催し、検討、原案作成を行ったものが今議会で提案させていただいているものでございます。

それでは、お手元の「はつらつ長瀬プラン」第4次長瀬町総合振興計画をごらんください。

まず、冊子の構成でございますが、1枚表紙をめくっていただきますと、目次がございます。基本構想といたしまして、1の計画の概要、2の町の概要、3のまちづくりの基本理念、4の町の将来像、5の施策の大綱の五つの部門から構成されております。

今のページを1枚おめくりいただきたいと思います。左側に四角で囲ってあります基本計画といたしまして、前期基本計画施策の体系が示してございます。1といたしまして、快適な環境と安心して暮らせるまちづくり、2番が健康で生きがいのあるまちづくり、3番が活力ある産業を育てるまちづくり、4番が心豊かな人をはぐくむまちづくり、次のページになりますが、5番が町民と行政との協働によるまちづくり、それと資料編で構成されております。

1枚おめくりいただきたいと思います。左側真ん中に基本構想とございます。これからがこの部分が地方自治法第2条第4項で規定されております議会の議決を経なければならない部分でございます。

1枚めくっていただきたいと思います。右側に、ページの下に7ページと記してあります。1の計画の概要でございますが、1の目的は、第4次長瀬町総合振興計画の策定の目的を記述してございます。過去3次にわたり総合振興計画を策定し、総合的かつ計画的な行財政運営を図りながらまちづくりを進め、生活基盤の整備、医療・福祉の充実、教育・文化の振興など、町政の発展と町民福祉に努めてまいりました。しかし、定住人口の減少や少子・高齢社会の進行、自然環境の保全、生活基盤の整備、産業・観光の振興、文化・スポーツの振興、地方分権の推進、まちづくりへの町民参加、町民ニーズの多様化、高度情報化の推進など、時代の変遷とともに町を取り巻く社会環境は大きく変化し、さまざまな行政課題に対応していくことが求められていることから、新しい時代を展望して今後10年間のまちづくりの指針となる計画を策定するというものでございます。

次の8ページをごらんください。2の計画の構成と期間でございますが、この計画はまちづくりの指針となる総合計画であり、長期計画としての基本構想、それから中期計画としての基本計画、短期計画としての実施計画で構成されます。基本構想は、町の将来像とそれを達成するための基本的な施策を明らかにするもので、計画期間は平成19年度を初年度とし、平成28年度までの10年間といたします。基本計画は基本構想を具体化、体系化した計画であり、町行政の部門ごとの現況と課題、施策の方向、主要な事業等を示すもので、前期5年、後期5年と分けております。平成19年度から平成23年度までの5年間を前期基本計画として、基本構想とあわせてお示ししております。実施計画は、基本計画に定められた施策の中から実施していく事業、施策を具体的に示したものであり、町の現実の行財政においてどのように実施していくかを明らかにするもので、3カ年の実施計画を今後策定し、毎年度ローリングしていくものでございます。実際には予算という形で反映していくものでございます。

9ページをごらんください。2の町の概要でございます。

1の地勢として、町の位置、面積や自然の状況などを説明しております。

10ページをごらんいただきたいと思います。2の町の歴史といたしまして、古代、中世、近代、そして現代の長瀬町の歴史について説明しております。

11ページをごらんください。3の特色でございますが、町の特色として五つ挙げてございます。1番目といたしましては、全国的に知られる年間210万人からの人が訪れる観光の町で、東京を中心とする首都圏から多くの人を訪れることを挙げております。次に、2番といたしまして、荒川や緑豊かで風光明媚な自然に恵まれ、四季を通じてさまざまな花が咲き、秋の紅葉も見事で、豊かな自然環境に恵まれた町であることを挙げております。3番目といたしまして、多くの文化財が残っており、民俗芸能、民俗行事も継承されている。また、俳句や書道等の活動も活発で、歴史と文化が息づく町であるということを挙げております。4番目といたしまして、観光以外にも果樹や花卉が盛んな農業、技術力の高い工業、地域の特性を生かした商業など多様な産業がある町であるということを挙げさせていただいております。5番目とい

たしまして、住民によるまちづくりが盛んな町であることを挙げております。

12ページをごらんください。3のまちづくりの基本理念でございますが、すべての施策を実施する上で基本的な考えとなる基本理念を定めております。1番目に、若い世代が定住するまちづくりを行うことを掲げてございます。定住人口が減少しているという現実がございます。人口が減少いたしますと、地域の活力の低下等が見られますので、人口減少の歯どめ策を講じる必要があるということでございます。

2番目といたしまして、安心と安全に暮らせるまちづくりを行うということでございます。道路網等の整備を初め災害や犯罪などから住民の生命と財産を守るための防災、防犯体制の強化を図る必要があるということでございます。

3番目といたしまして、美しい自然を生かしたまちづくりを行うということでございます。環境に対する取り組みが重要になっていることから、自然環境を保護、保全しながら、豊かなまちづくりが必要であるということでございます。

4番目といたしまして、地域の支え合いと思いやりのあるまちづくりを行うということでございます。高齢者や障害者、子供たちを含めすべての住民が安らぎのある暮らしが送れるよう、地域とともに支え合う必要があるということでございます。

13ページの上の5番目といたしまして、町民との協働と参画によるまちづくりを行うということでございます。効果的で効率的な行財政運営を行うため、行政と町民、地域の創意と活力による協働のまちづくりが必要であるということでございます。

4の町の将来像でございますが、長瀬町の将来像につきましては、第3次総合振興計画における「はつらつ長瀬」を引き続き掲げさせていただいております。これは人も自然もすべてが健康ではつらつとしている長瀬をつくろうという意気込みをあらわすものでございます。まちづくりのキャッチフレーズは「はつらつ長瀬」を実現していくために、この計画を「はつらつ長瀬プラン」と引き続き呼んでいきたいということと考えております。

14、15ページをごらんください。3の人口の見通しと目標でございます。長瀬町の人口は平成18年1月1日現在で8,556人であり、現状のままで推移すると、平成29年には7,738人になる見込みです。今後年少人口と生産年齢人口の減少、団塊の世代が高齢期を迎え、一層の老年人口の増加が見込まれるなど、町の活力が減退していくことが懸念されます。町の活力を保つためには人々が住み続け、さまざまな世代の人が活動できるまちづくりを進めていく必要があります。将来的な人口減少が予想される中、住環境の整備や雇用の確保を促進するなど特に若者にとって魅力あるまちづくりを展開し、定住人口の減少に歯どめをかけるよう努める必要がございます。

16、17ページをごらんください。4の土地利用構想でございます。住宅地域、農業地域、森林地域、名勝及び天然記念物「長瀬」地域、農村地域工業等導入地域、観光、レクリエーション地域として、計画的かつ総合的な利用を推進していきます。

18、19ページをごらんください。5の施策の大綱でございます。施策の大綱は将来像を実現するための課題ごとに、その課題を達成するために必要な基本的施策及び構想実現のための手順を体系的に示したものでございます。これに基づき基本計画、実施計画及び具体的な諸施策が実施されることにより、総合的、計画的な行政運営が確保されるものでございます。

1の快適な環境と安心して暮らせるまちづくりにつきましては、豊かな自然環境を生かし、長期的な視野に立った個性的で質の高いまちづくりを進めるために、道路網や住環境等の整備を進めます。また、だ

れもが安心して暮らせる災害のない安全なまちづくりを進めます。

2の健康で生きがいのあるまちづくりにつきましては、高齢者や障害者、子供たちを含めすべての市民が地域の中で生き生きと過ごすことのできるまちづくりを進めます。地域住民との連携のもとに、だれもが健康で生きがいを持って生活することのできる地域社会を目指します。

3の活力ある産業を育てるまちづくりにつきましては、観光を初めさまざまな産業が古くから営まれています。いずれの産業も新たな展開が求められています。足腰の強い地域産業を育て、産業に活力を取り戻すことによって、地域経済の活性化を図るなど、さまざまな産業の振興を促進します。

19ページですが、4の心豊かな人をはぐくむまちづくりにつきましては、国際化、高度情報化などの社会変化に対応できる教育環境を整備することによって、世界で活躍できる国際人の育成を推進します。町民の学習意欲を伸ばし、それに応じた場や機会を提供し、社会の変化に対応できるたくましい町民の育成を進めます。また、地域の文化や伝統を大切にします。

5の町民と行政との協働によるまちづくりにつきましては、行政需要の高度化、多様化に対応するため、町民や民間企業との協働を図りながら、総合的かつ効率的な地域経営を進めます。また、町民の需要に対応できる行政職員を育成します。

構想につきましては以上でございますが、次のページから基本計画となっております。

22ページでございますが、基本計画の構成について若干説明させていただきます。先ほど説明いたしました基本構想の五つの施策の大綱を具体化、体系化したものであり、町行政の部門ごとの現況と課題、施策の方向、主要な事業等示してございます。22ページで例えば構想1の基本構想の大綱の1番目、1の快適な環境と安心して暮らせるまちづくりにつきましては、大柱として、1の計画的な土地利用の推進、中柱として、(1)の総合的な土地利用、小柱として、①の総合的な土地利用の推進、②の快適環境の推進というように体系に位置づけております。

基本計画の内容についての説明は省略させていただきます。

以上で、第4次長瀬町総合振興計画についての説明を終わります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西山津智男君） これより本案に対する質疑に入ります。

13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） いい機会だから、ちょっとお伺いしたいのですが、このシンボルマークの「はつらつ長瀬」ですか、これは町で前町長の全国で募集して採用されたマークですね。それが、これはあれですか、個人でもはっきり言いますと、今の町長がこの町長になる前から会社でこれをつけていたのですよね。これはどういうものなのですか。それを伺いたいと思うのです。町長にちょっと聞いてみようと思うのですが。

〔「車にもつけている」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） はい、車にもつけてある。もう前からなのだ。私は聞くべと思ったのだ。いい機会だよ、私も。

〔「バスもついているのだよね」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そういう。だから、そうです。ちょっと町長に聞こうと思うのだよ。

〔「いっぱいつけているでな」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） だめだよ、町でしたのだから。それはうまくないのだよ。言っている人がいたのだ

から。言いたくはないのだけれども。

〔「特許権、特許ではなくて……」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そうそう。だから、マークがトラックでもあれにも書いてあるのだよ。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○13番（染野光谷君） いや、いいのだ、総務課長だから、答えてくれ。

○企画財政課長（齊藤敏行君） この「はつらつ長瀬」のシンボルマークは、全国に募集いたしまして、その中から最優秀のものを決定して使っているわけですが、事例といたしますと、役場の封筒だとか名刺、あるいは公用車や町の案内板などにも使っておりましたが、町以外にもこういう目的を、趣旨を広めてくれるというようなことから、例えばバスのあれにつけていただいたり、そういうこともしております。そんなに数が多いとは思いませんけれども、そういう例もございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） だから、それはわかりますけれども、今、森進一というのが騒いでいるわいね、著作権とか何とかで大変。テレビ等で報道されて、これで町で募集したやつを、今現職の町長、今現職だけれども、これをつけていて個人の会社でつけているのを、あれはどうなんだいと聞く人もいるのです、中には。だから、町で募集したのを今総務課長が言ったけれども、それはいかがなものか。

○議長（西山津智男君） 企財課長です。

○13番（染野光谷君） はい。ちょっと町長に聞いてくれ。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

登録してあるとか、町のいろんな手続がとってあるということであれば、当然私が個人的にトラックの前に「はつらつ長瀬」というのをもう七、八年前ですか、私が町長になる前からつけてあります。これは町のシンボルマークを大勢の人に見てもらい、宣伝になるというふうに思っつけてたわけでありまして、これがもし問題があるとすれば、町の方からのご指摘があったはずであります。私は意図的に自分がそれをとろうとかそんなことではなくて、町のイメージアップのためにつけた、そういうふうに今も思っておりまして、町のデザインを横取りをしてといっても、それが自分のプラスになるということではなくて、「はつらつ長瀬」という長瀬町ははつらつとしているのだよということをトラックにもつけて、そして皆さんに見ていただくと。もしそれに問題があれば、町の方から当然ご指摘があったと。今までそういうことがなかったということでもありますから、これは販権の乱用とか何とかそういう問題にも抵触しないのではないかとこのように確認をとっております。確信を持っております。もし問題があれば、当然そういう問題について、あなた、黙ってつけてはいけませんよとかそういうご指摘が町の方からあつてしかるべきだったと。今までそういうことは1回も言われておりませんので、そういうことではないというふうに思っております。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） そういうふうにしていいふうに解釈持てば、ああそうかなと思うけれども、やはり個人としては募集をして町のシンボルを、これを確かにいいことを、うまいことを言いますよ。だけれども、それはやはり町は町のマークをトラックにつけたりバスにつけるにしても、会社につけるにしても、それは宣伝にもなるかもしれないけれども、宣伝は結構なのです、長瀬という町で。それでマークまで個

人の会社につけてやっているのは、私個人としては、私はだめだなと思うのです。いけないことだなと思います。今町長は、町長になっているからいいけれども、やはり幾らか町のマークはマークで大事に町でそれを売り込めばいいのだから、見てもらえば。何も個人の会社にそのマークなんかつけておく必要はないと思うのです。間違えてしまう。例えば介護保険、町の車に張ってある。よく通るななんて、たまに軽トラなんかについて、ああ「はつらつ長瀬」、幾らかサボっているのかななんて見るけれども、サボっちゃねえだんべえけれども、トラックではっきり言って町長のところは町長になる前からつけていて、今うまいことを言っていたけれども、そうではなくて、町のマークはマークで、記章と同じだ、中学校で言えば。そういうはっきりしておかないとやはり困ると思います。今町長がこうだなどと言ったけれども、私は絶対それは許せないと思う、それだけは。はっきり言って。全国から募集したやつを個人のところへくっつけておいて、それはないと思う。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） そういう制約がもしあるとすれば、当然私のところに町の方からそれを使っただけじゃありませんとか、そういうご指摘が私はあると思います。そういう指摘は今まで8年間の間になかったという事実もありまして、今私が町長だから町の方がそういうことを言えないということではない。もし販権とかそういう問題の乱用とか個人でとったということになれば、それはそれなりの町の方で手続はされたというふうに思っておりまして、そういうことが今までなかったというのは、私が町長になったからというその前の問題ですから、当然あってしかるべきだというふうに私は思っております。町のシンボルマークを方々に宣伝するということは、それは個人の利益のためにやったのではないと。長瀬町のシンボルマークというのはこういうのだよというのを、つけてみんなに見てもらって、大勢の人に認知をしてもらうということが私は基本的な考え方でしたから、それがもし悪いということであれば、今でもすぐ取り下ろしますし、問題があれば、その問題の指摘に沿ったように手続をとってやっていきますし、もし問題があれば、それなりのご指摘に従って私はやっていくつもりでいます。特別なあれを使って私が金もうけしたわけでも何でもありません。そういう意味では私はかえって今、染野議員のお話になるのと逆に、町のPRになったというふうに私は自負をしています。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 町のシンボルマークは町の将来像、要するに「はつらつ長瀬」で、人も社会も自然もすべてが健康ではつらつとしている町、「はつらつ長瀬」を表現したもので、その実現に向けたまちづくりをこれからしていくのだということであらわしているもので、今ちょっとそういう町以外のものでもいいかどうかというような資料を持っておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、この「はつらつ長瀬」の趣旨を広めてくれるというか、そういうことに利用するということについては、やっていこうというような方向性が確かあったと思います。現実には町ではございませんけれども、埼玉県シンボルマークというのですか、三つ何かこうあるような、ああいうのもよく民間のものなんかに使われておるとしますので、町だけで「はつらつ長瀬」を推進するわけにはまいりませんが、人も社会も自然もということでもありますから、いい方向に使っていただけるのであれば結構なことなのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） それはいい方に、別に害もなければ何も無いのだけれども、町長もせっかく町長に

なったのだから、これはまた別な考えで、何も個人の会社へつけておく必要はないと思うのだ、私は。はっきり言って。だから、せっかく募集して、町の募集して、これを自分のところへつけておいて、宣伝になって、それは長瀬町がこうだとなるけれども、それは別にしてもらって、よく考えてもらって、それを自分で判断して、会社のそれは外してもらうように私個人からお願いします。個人でお願いしますよ。

〔「個人の考えではないよ、それは」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） いや、だから代表して、こうだも何もないのだから、外してください、それでは。悪いけれども。済みません、悪いけれども、外すようにしてください。済みません。

〔「署名でもうんと持ってくればいい」と言う人あり〕

○13番（染野光谷君） そんなこと……。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） それは個人の意見は承りました。ですから、町としての基本的なことについてご指摘があれば、それは私は外しますし、今までのペナルティーがもしあるとすれば、それに対する罰則についても従っていくつもりであります。

○議長（西山津智男君） 13番、染野光谷君。

○13番（染野光谷君） 普通なら常識から考えれば、町で募集したやつを会社のこうだと、くっつけている。もう考え方が違うのだ、その。きれいごとはいいますけれども、実際はそんなものではないです。せっかく全国から募集して、賞金を払って募集したやつを、すぐそれが町の方へくっついていったら、それを手前のところの会社へくっつけておいて、乗り回していて、だれも言わなかったからと。いい機会だから言わせてもらったのだ、私は。そういうことです。だから、それはよく考えてください。

○議長（西山津智男君） 11番、野口清君。

○11番（野口 清君） シンボルマークのことについてですが、私は町で、人も自然もはつつであって、町がそういうふうな町になっていこうということなので、私個人としては自分で個人につけるということは、そういうことを考えてもいなかった。今染野君がそういう発言をしたので、なるほどなと。ここで大事なのは、では町としてそれを認めるかどうか。では、みんな個人がそれをつけて歩いていいのかどうか。その辺を町で決めておく必要があるのではないかと。つけていいか悪いか。そういうことを決めてもらいたいと、こう思います。

○議長（西山津智男君） 野口議員、きょうのこの場で決めろというご提案ですか。それとも……。
野口議員。

○11番（野口 清君） それを急に決めてといっても、これは無理なので、それが妥当であるかどうか、そういうことを研究してもらって決めてもらったらどうかなと、こう思います。

○議長（西山津智男君） では、次回の議会までに結論を出すということでよろしいですか。

○11番（野口 清君） はい。

○議長（西山津智男君） では、そのように預かっておきます。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 違う質問ですけども、いいですか。

○議長（西山津智男君） 総合プランのことならいいです。

○14番（渡辺 強君） では、この長瀬町総合振興計画策定経過を見ますと、平成18年3月24日からきょうまでに1年ちょっとかかってこういう計画が出まして、私はこの書いてあることが本当にすばらしく、こ

ういう問題では今我々が予算議会の中で一般質問も含めて理想のことが掲げてありますので、大変いいと思います。そこで、質問なのですけれども、この今まで私も議員をやっているのは、いつも10年ごとの長瀬町振興計画（案）が出て、本が出ますね。そのときに私は思うのには、これだけの白黒ののではなくて、今まではすごいカラー版で立派なのができて、これはすばらしいなと思ったのです。しかし、計画しますと、これを見ましたときに考えたのは、これには相当の本をつくるのにお金がかかっているのではないかというふうに思った時期が何回もありまして、質問なのですけれども、この「はつらつ長瀬」プランは職員の方が一生懸命策定委員会、プロジェクトチームをつくってやってきたということで大変感謝しておりますけれども、では、これは幾らぐらい本を作成するのにお金がかかったのか。

あと、例えば我々は今経費節減の問題で言っていますけれども、職員がこれをつくったのか。なぜ私が言うのかというのは、年1回シルバー人材センターで会議を開いて、大沢平八シルバー人材センターの所長が、私たちはお金が補助がないから、一生懸命自分たちでこの1年間の冊子の本はつくりましたと。それで幾ら幾らお金を節減しましたと、そういうことを言ったのです。ああ、やはりみんな補助金が少なくなった中で一生懸命努力しているなと感じて感謝してきたわけなのですけれども、これはどのようなお金がかかって、どれだけの時間を割いてやったのかについて、報告できたらお願いしたいと思います。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 総合振興計画の策定に関する費用ということでございますけれども、印刷に関しては、きょうお出ししているものについては、町で全部パソコンに打ち込みましてつくっておりますので、あとはそれをコピーで印刷しているというだけなので、幾らかかったかと言われてもちょっとあれなのですけれども、いずれにしても外部に委託しているわけではございませんので、そういう確かな額というのはわかりません。かかってはございません。

あと、どのぐらい期間をとということですが、約1年間ということでございます。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） 10年後の計画なので、こういふことで残るものなのですから、私が今まで感じたのは、あの当時何百万円もかけて、あれは100万までいかなかったかな、相当なお金がかかってこの本をつくったということの経過を、何かある議会で報告されたことがあるのです。それは前町長か、その前々町長かの時代です。だから、私は言いたいのは、こういふ冊子が出てくるには、今後やはり自分たちができることは自分たちでやっていくと。それで我々町民の大事な税金を幾らかでも出費を減らしていくということについては、努力していただきたいと思います。一言述べまして質問を終わります。

○11番（野口 清君） 11番。

○議長（西山津智男君） いえ。このプランの計画については、野口議員、すべて終了しております。

次、だれかご質問ありますか。ほかに質問。

9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 二、三ちょっと質問いたします。

この「はつらつ長瀬」プランのこれはたしか平成6年に10カ年計画が出ているような感じがしたのです。我々はその時分いなかったもので、実際本は若干見せてもらいましたが、読んでおりません。その後私がこの議会へ出たときに、どのぐらいかかっているのだというふうな意見を申しましたら、ある課長が、CSKという森さんという人ですか、その人が県の方もやっていますと。東大出の人だからよほど優秀な

のでしょう。ざっと見させてもらったところ、地域に根差した計画がないのです、非常に観念的で。それで私はふっと思ったのですけれども、夢物語で終わってしまっているのです。だから皆さんでこういうことでいいのですよ、ガリ版刷りでもこういうことができませんか、皆さんの能力の範囲で十分できるということをお願いしておきました。それで今これが実現したわけですが、この計画が前回の第3次10力年総合計画との基本的に何が、どのように違うのか。我々はよく読んでおりませんのでわかりません。ここからこっちの人は冊子をいただいていると思うのです。立派な冊子です。庁舎ができる前ですから。庁舎ができたなら、こういうことをして、財源も必要と、こう言っているわけです。それを一つお聞きします。

それと、今のシンボルマークの問題、これはさっき町長の話ですと、商標登録してないということですね、要するに。登録はしているのですか。

「ないのではないか。あれば指摘があったでしょう」と言う人あり

○9番（梅村 務君） はい。それで、実際にいわゆる著作権の問題で私もちょっと前回調べてみたのです。それで非常に難しい問題がある。著作権、いわゆる著作権の侵害になる。そういう問題が起きると、これはちょっと大変なので、その著作権を取得しているのかどうか、町で。そうすると、著作権侵害になってくるわけです。その辺はよく調べてあれをやった方がいいですよ。余り軽率にやらない方がいい。これは私も懲りていますので。それが一つ。

それと、企財課長に聞きたいのですが、17ページ、よろしいですか。土地利用概略図、ちょっと見てください。まず、いろんな土地利用のあれが出ているのですけれども、農村地域工業等導入地域、いわゆるこれは岩田だと思のです。これは1カ所しかないのです。それで、これから本田技研も何も来ますという中で、10力年計画の中にいわゆる工業用地として町がどういうものを確保するか。そういう基本計画がなかったら困るのではないのですか。住宅地が何戸建つかわかりません。この前の議会で、12月の議会で私は矢祭町の話をしたはずですが、2,000人の会社ができるのです、ホンダに近いような大きな。もう既に造成を始めているのです。住宅地が265軒建っているのです、従業員の。その造成が始まっているのです。そういう中に皆さんがホンダが来ますよ、工場が建ちますよ、ここに従業員のあれをしますよ、あるいは下請さんの工場ができますよといったときに、この計画の中に工業用地としての計画は入ってない。そういうことがちょっと気になったのです、この利用概略図を見て。その辺の考え方をひとつあれしてみてください。

以上3点です。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） まず、第1点の前の構想とどこが違っているのかという。前はリゾートだとかそういうものが非常に大きなものがありまして、そういうものを反映している計画であったと思います。またグリーンツーリズムだとかそういうものがあって、それらをかなり重点的に入れていたと思いますけれども、そういうものを実情に合わせるような形で、リゾートの方も計画の方もなくなりましたし。それと、あと後期の計画の中には国体だとか、あとは前期もそうだったのでしょうけれども、簡易水道の統合だとかそういうものもありましたので、それらを考えてつくっていた部分があると思いますけれども、主な部分は基本計画のところの中でかなり変わっている部分というか、現状に合わせたような形になっていると思いますので、構想そのものはある程度第3次のものを踏襲しているような形になっております。

それから、あと先ほどのシンボルマークの件なのですが、登録というか、はっきり確かなことが言えな

くてあれなのですけども、多分そういうものはしてないのではないかと思います。決める前に幾つか調べたことはあったような気がするのです。同じようなものを使ってしまうと、まずいという部分があるので、決めるに当たってはそういういろいろ登録してあるようなものを調べたことはあったような記憶があるのですけれども、町のマークそのものを登録したというようなことは、ちょっとはつきり調べないとわからないのですが、してないような気がいたします。

あと、土地利用の関係でございますが、これは本当に概略を示したもので、確かに大規模な開発等が行わなければならないようなときに、もう具体的にというか、その構想上にどこの地域というようなことで位置づけておかないと、この基本構想の中で位置づけておかないと、許認可がとれないというような、例えば今は余りというか、もうないと思うのですけれども、以前よくゴルフ場をつくるとかというような話が全国であったと思うのですけれども、そういうような大規模な開発をするに当たっては、この土地利用構想に予定地というか、そういうものを位置づけておかないと、県の許可がとれないとかというようなことがあることから、そういう大規模なものが予定されるようなものについては位置づけておるようです。先ほどのような工業団地だとか住宅とかという話、勝手にまだはつきりわからない段階で、構想も位置づけるということもなかなか難しいので、ある程度の話が出てきたときには、以前も町の総合振興計画の土地利用の部分だけ一部改正したというようなこともありますので、大規模なりそういうような大きな開発等が予想されるようであれば、事前に構想で位置づけるということで、この期間中であっても、その部分だけの構想の一部改正というのもできますので、そのようなことがある程度具体化してきた段階で、どういう土地について、ではどういうものをというようなことがはつきりわかったときに、構想として位置づけておくことで対応できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 9番、梅村務君。

○9番（梅村 務君） 今の答弁ですと、例えば最後の土地利用の方から申し上げますと、この沿線がほとんど住宅地域のあれになる、国道の両方全部それになっているのです。少なくとも長瀬には土地がない。よく町長が言われますが、土地が確かにないのです。例えば地主さんが工業用地にしてもいいよというようなところもないでしょうし、なかなか難しいというあれがあると思います。狭いということがまず最大の欠点でありますけれども、しかしまだ開発できる部分というのは、よく見るとあるのです。そういうところに一つの導入地区として、今岩田にあるこの地域がどこまでだかちょっとわかりません、この図面では、今ある工場は数社来ているところが入っているのか、そのほかにもこの土地が農村導入地区にあるのかということもちょっとわかりませんけれども、ここだけですと、もう限られたスペースですよね。そういうスペースではなくて、やはり町の姿勢としてこういうものをして導入、具体的になって、例えば外注さん、下請さんはまたこの前も話したように自動車工場に対する外注、新しく企業が起きるということはなかなか難しいということはあるのです、我々が経験してみても。この前も申し上げましたけれども、うちのホンダのブレーキ用の部品を300万本ぐらいつくったことがあるのです。それで重要販部品ですから、もう大変なのです。それが簡単にできないのです。そういう全部の機械を用意したりしないと。でも300万本というものをつくって、現実ホンダでそれが動いているわけですから、車が。そういうものをつくったのですけれども、実に難しい。特別な設備と特別な技術がないとできない。それをやると、だから新しいところは難しいのですけれども、たまたま外注さんが恐らく衛星方式でその周りに呼ぶと思うのです。これは日産が一番初めに始めたことなのです、セドリックをつくり始めたときに。その方法をとると思う

のですけれども、なかなかこっちの方へ誘致されるかどうかわかりません。しかし、そういう準備だけはしておく必要がある。心構えも当然そうですけれども、それだけはひとつお願いしておきたいと思います。

それと、さっきシンボルマークについて、何かほかで使っていいか悪いかということは、何か取り決めとして何かいいか悪いかということをは話し合ったとか検討したとかということ、今ちょっと言葉の中にあったのですけれども、そういうもしか話があったとすれば、気がついたならば、そういうものがこういうことをやりました、どうも使ってはまずいのではないかとということがあったら、役場の人たちには、私は町長の張ってあるというのは知らないのです。私はながとろ苑だけしか知らない。ほかは全然わからないのです。彩甲斐もわからないのです、彩甲斐バスも。だから、今初めて聞いたのであって、全然気にしてなかったのですけれども、だからそういうものがあったとすれば、役場の方でそういう記憶があるとすれば、注意すべきだったと思います。それが一つです。

それと、今一番最初に企財課長が言われたその総合計画の前回との違い。私はこの席へ座ってから間もなく、グリーンツーリズムのことにについて相当しつこく質問したことがあるのです。今回の中にその違いというのはそれは入っていないからでしょうけれども、このグリーンツーリズムというのはいろんな解釈がありまして、一番基本的にやるのはアグリツーリズムという、昔ヨーロッパでこれは農村地帯、都市から行ってある期間を過ごすというようなあれなのです。それが日本に来てグリーンツーリズムとなって、日本の考え方の中でこの言葉が生まれてきたということなのです。それで、やはり都会の人たちを田舎へ呼ぶ。例えばこの裏に畑へ来て、貸し地がありますよね。区画があって、でもなかなか耕作している人はいない。ところが、長野あたりのそういう施設、町でもそうですけれども、いっぱいあるのです、来て耕作しているところが。ただ、長瀬の場合には非常に山と平地に近いものですから、土地が余りよくないのです。石原などというところは、確かに石原なのです。石の原っぱなのです、あれは。だから、ほとんど小さなあれを皆さんが一生懸命取って、昔したけれども、まだいっぱいまざっているのです、石が。だから、そういうところで非常に耕作地としては適さないのかもしれないけれども、少なくともそういう企画、いわゆる例えばグリーンツーリズムという一つの企画の中で、民宿の人と協定を結んでもいいでしょう。そういう施設をつくってもいいでしょう。そうすると、都会の人が訪れるのです、長期滞在で。そういうものも含めて私はそういうものを入れてほしかったけれども、今回の中にこれは入っておりませんので、今後そういう一つの土地利用についてもそうですけれども、農業の振興も含めてひとつ真剣に考えてもらいたいのですが、それについてひとつ町長の考え方をお願いします。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この計画は、例えば今農村工業を導入して、地域の問題のご指摘がありましたが、今我々としてもホンダの進出というのは去年の12月でしたか、に決まったところでありまして、具体的には我々もその前にこういう例えばうちの前のところに導入地域がありますが、あと2区画、3,000坪が2区画残っているのです。1区画は1人、1軒個人の住宅ができてしまったものですから、それでちょっと中断といいますか、そういう形になっておりまして、そこは間があくものですから、そのもう一つの離れているところにはちょっと企業が手をつけがたいというようなご指摘があるようであります。あと、私たちとすれば、そのホンダが来る前からいろんなことを考えておりますが、具体的なものについてはまだありません。それで、その前に先ほどご審議いただきました若者の定住促進ということを先にやろうということを考えましたのは、ホンダが来る場合に2,200人の従業員がスタートのときに始まるということは確定しているわけです。ただ、下請企業のことについていろいろ調べてみましたら、最初の20万台の車の立

ち上げは、狭山の関連の下請といたしますか、関連企業で間に合うということになると、そのいわゆる関連企業の誘致よりも住宅の方が先だという、これは長瀬町の企業のトップの方からいろいろ車関係の仕事をやっている方と、それからこれは名前をはっきり申し上げますと、大和ハウスの埼玉支店長が医新会の落成式のときに来て、その話をされました。住宅はいいですよという話はそこで聞いたのです、一度。我々もその前から考えていましたので、もうこの若者定住促進というのはもう2年、3年ぐらい前からずっと国体のときから考えたことですから、3年になりますか。そういうようなことがあって、それが具体的にお認めをいただいたわけです。これから町のその土地を有効活用しようということ。それで、農村工業導入指定の問題は、これから具体的に皆さんにお諮りをする機会が出てくると思います。これは計画の変更ということになると思いますが、それは勇気を振るって変更することに決めてしまったものだから、そのまま行こうということにはしない方がいいだろう。具体的にはそういうものが例えば3,000坪とか5,000坪の土地がまとまって、そこが指定できるような形になれば、それはそのときに計画の変更の中で皆さんにお認めをいただくというようなことにしないと、これは計画だから、もうだめだよということにはしていただきたくないなど、本心を申し上げると、そういうことを考えています。

ですから、今農業をやる人がどんどん減ってしまっていて、その広いところがあれば、例えば5,000坪とか1万坪というところが長瀬町には多分ないと思いますが、3,000から5,000ぐらいは何力所か見るとあるのです。そういうところについては具体的なものができるかどうかについては、これから地権者の方たちとお話し合いをする機会を持った方がいいだろうと。ただ、住宅の場合は300とか500坪ぐらいで飛び地でもいいわけですね。1世帯の坪数が例えば90とか80とかということになりますから、大きな団地というのは今の若い人には不向きだという話ですから、かえってそういうところの方がいいと。それは水面下で手を挙げてくれる人はいっぱいいますから、そのことについては余り問題がないというふうに思っています。ですから、この辺も一応これを原案をお認めいただいて、それであとは軌道修正をしながらやっていくというのが、これを絶対だということになってしまうと、私たちはあくまでも基本計画、基本構想ですから、そういうものに100%とらわれないというようなことを考えて、お認めをいただきたいというふうに私は思っておりますが、その辺はご理解いただければありがたいと思います。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

3番、村田正弘君。

○3番（村田正弘君） 変なことを聞きますけれども、22ページから後は説明省略みたいな格好だったのですが、この辺もうちょっとお聞きしておきたいのですが、この22ページに快適な環境と安心して暮らせるまちづくりと書いてある中、いろいろな理想論がいっぱい書いてあるのですけれども、この中で今おっしゃられているように住宅、要するによその人が来て住んでくれるということを前提にしたときに、8番目に環境衛生の推進というところの上水道の整備で1番に書いている水道料金の格差是正というやつがあるわけですが、これはやはりずっと住んでいるわけですから、長いこと住んでいくのにはランニングコストが高いところには住みませんよということを言う若い人がいます。ごみの袋1枚でも5円高いとか安いとかで、こっちへ行った、あっちへ行ったという話も聞いています。ですから、この水道料金の格差の是正ということを四十何ページかな、41ページか、施策の方向というので書いていますが、埼玉県水道用水供給事業の地域と比較して、何回も言われていることですが、割高になっていると。これを軽減化するためには、業務経営の効率化などということをやっていただけではだめなのです、これ。何とかその秩父広域の水道圏でやって、下げるか、あるいは県水に何とか拾い込んでもらうということの努力を

して、下げることを、これは何年もかかると思うのです。1年や2年ではできることではないのです。幾らか進んだのは、秩父広域の事業の中に皆野・長瀬の水道のここも入れてもらえませんかということのお願いは、秩父市にたしか去年やっていますけれども、その辺も県は喜んでというか、歓迎しているようですが、広域の中ではまだそんなに具体化しているということではないようです。ですから、この辺のことをやはりきっちり進めていくことは、非常に長い時間がかかることなので、いろんな町村との調整とかお願いとかいろんなことがあるわけなので、この辺をどんなつもりでやっていこうとするのか。要するに5年もかかる話ですから、今町長さんはどんなお考えでいるのか、それだけ一つお聞かせください。

以上です。

○議長（西山津智男君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今のご質問なのですけれども、これは長瀬町の基本計画、基本構想であっても、その水と下水というのは一部事務組合になっているわけです。その関係が深くあるわけですが、別の組織になっています。水道の問題、村田議員もその水道の方の議員をやられておりますが、これは石木戸町長、秩父という話から、その話を彼が独自に持って行ったようであります、秩父市へ。そうしましたら、私のところに栗原市長から、簡単にそうはいかないよという話をされました。非常に難しいなと思うのは、秩父だけが県営の水道事業から離れているわけです。この離れているというのは一番水源地にあるわけですから、本来水が一番安くていいと思っているのですけれども、一番高い。そういうことから考えますと、私たちが3年ぐらい前に寄居からその原水を供給してもらおうと、寄居は96円で県水が来ているわけですから。そうしたら、県水はやれないよというのが県の基本的な考え方でした。一応寄居町の受水槽に落としてしまえば、寄居のものでしょうと。寄居の町長も助役も基本的にはそうなのだと。だから、落とした水を今度は寄居町から買えばいいでしょうという話になって、寄居もそれは基本的にいいよという話だったのですけれども、県の方からどうしてもだめだと横やりが入って、できなくなりました。それで工事費が50億かかるからだめだよと。50億の工事費は皆野・長瀬水道企業団で出すのだよといっても、それを県の方は許可しないよと、こういう話なのです。そんなことがあって、今なかなか確たるものはありません。

ただ、今、石木戸町長になってから上下水道を統合しようということがもう一回やってみようという話になりました。これは今度の議会のときに当然石木戸さんの方から説明があると思いますが、その上下水道を統合すること自体も非常に問題なのです。例えば秩父広域を考えると、上下水道は一緒になっているところがない。ということになると、また今度は例えば秩父が合併するときに、秩父が一つになるとすれば、上下水道はまた離さなくてはというようなことになる。だけれども、離さなくてもやる方法はあるでしょうという話になっているわけで、この辺も非常に息の長い話というご指摘がありました。非常に難しい。前に進んでは下がるというようなことをずっとやっています、これもこれが絶対だというものがないのです。下水道の方も非常に経費がかかって、一部事務組合に対する費用が過大になっているというのは皆さんご指摘のとおりなのですけれども、これをようやくことしから19年度の予算から減額ができて、長瀬町の繰出金も1億円減額できたということがあるわけなのです。そういうことを当面はやっていながら、いろんなことを全体を見ながらやっていかないとまずいという非常にジレンマに陥っているような部分があります。これはまた当然皆さんからのご指摘を私たちは重く受けとめさせていただきますが、そういう状況もあることをぜひご理解をいただいた上で、いろんなお話を進めていければありがたいなというふうに思っています。今ここで確たるお話ができないのは全く残念であります。

ただ、私はきのうも申し上げましたように長瀬町の議会で下水道のことについてはタブーだったわけで

す、今まで。それが、それだけでも突き破れたということは、この中で議論することは私はだめだよと言ったことは1回もありません。今までは下水道のことは下水道でやれということではじかれてしまいましたから、それがなくなっただけでも私は大きな進歩の、大きな基礎ができるのだろうというふうに考えておりますので、いろいろまたご指導よろしくをお願いいたします。

○3番（村田正弘君） はい、わかりました。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 私は、二つほどお聞きしたいと思っています。

ただいま農村工業導入地域と、あと若者の定住促進の場所をつくるというお話がありましたけれども、限られた農地、そういう土地の中で大変矛盾しているなという思いがございます。今もう土地はつくれませんので、そういった中で16ページの土地利用構想ですか、ここに農業地域で農業の振興を図るために計画的な土地利用に配慮しというようなのがございますけれども、今現在長瀬町は本当に年々農地は減っています、耕作地が。やはり高齢化の中でこれは仕方がないなと思っているのですけれども、そういった中でこのあれは無理があるなという思いがあります。そこで、でき得れば今後退職者を対象とした家庭菜園でも奨励してみたり、あとは子供たちが食農教育の一環として土に触れ合う場所を提供するとか、そういったことを書いた方が現実的でよろしいのではないかと考えております。

それから、工業導入地域の件ですけれども、去年の遊休農地の調査で私も岩田の方を回りましたけれども、岩田という地名の名前の由来の土地ですか、岩田地区。あそこのところあたりはもう本当に広くて、これを今後農地として改良するのは大変だろうなと思ってみましたけれども、土地を持っている方たちがここにもしてきたら町の方で考えてくれて、工場でも持ってきていただいたり、住宅地として使ってもらえるとありがたいのですよねというお話を何件かいただきました。そういった中でぜひそのような形で、もう今後とてもではないですけれども、土地利用で集積農業などということは長瀬町では無理だと思っています。国の方からそういうことを言ってきますけれども、国は本当に町にそぐわないようなことをどしどしと押しつけてくるわけですから、そういった中でもう少し現実味を持った文章であっていいのではないかと思います。

それから、観光についてですけれども、先日げんきプラザでネットワークの会議がございました。教育次長さんも一緒にしたけれども、その中で長瀬町にお住まいでない方たちの集まりなのですから、その方たちから新皆野橋ができれば、長瀬は置いていかれてしまうのではないかなというようにお話をいただきました。私もこの件に関しましては非常に危惧をしております。そういった中で住民との協働というようにお話もありましたけれども、実は昨年矢祭町に観光協会さんでしたか、のご配慮で連れていただきました。その後観光協会さんと町議会さんで幾らか話し合いでもしましょうということで、一度話し合いを持ちました。本当に有意義だったねと、よかったねというお話で別れて、また今後これを続けていこうという話をしたのですけれども、その間に何があったかは私はわかりませんけれども、何かあったということで、これができないというお話をいただきました。そういった中で本当に観光立町ということでやっていくのであれば、もう少し議会と観光協会、それから町民も巻き込んだそういったことで、これから長瀬町の観光をどういうふうにしていこうかという話し合いをどしどしとやるべきだと思いますけれども、そういったものもしっかりと盛り込んでいただくとありがたいなと考えております。この件に関しましての課長さんの所見をお願いいたします。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 土地利用につきましては、どうしてもこういうような利用の仕方をやっていますので、こういう表現になってしまうと思います。農業の関係にしても農村工業導入地域も含めて、基本計画の中で例えば、基本計画の方へ入っていったらちょっと長くなってしまうのですが、例えば農業の担い手とかというような関係で、53ページに担い手の確保育成とか、あるいは工業等につきましても、55ページの方に工業基盤の整備というようなことで、優良企業の誘致をするというようなことが触れてありますので、この土地利用の方の構想については、こういうような説明でやっているところが多いですし、こういうふうになっていますので、表現はこのようにさせていただきたいと思います。

観光につきましては、これも観光の方は59ページに③で観光団体組織の強化というようなことで、そういうようなこともできるのではないかと思いますので、その辺で読み取っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 基本構想ですので、こういう形になったということですので、これは私のお願いとして申し上げます。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 先ほどのいろいろ説明では、すごくいろんな策が書いてあって、この方向に向かっていくというこの長瀬プランは、私、これに向かっていけばいいのだなと思っています。個々についてはこれから細かくやっていかなかったら、絵にかいたもちになりますから、特にこの総合振興計画、私が心配していたのが、一つ細かく言うと、体育振興のまちというので今まで体協で頑張ってきたのですが、この文言を見ますと、スポーツ振興のまちというのでまだ引き続きその名前を残して、これから施策に向かっていくということですので、方向としてはすばらしいものだと思います。そして、その中で私が聞きたいのは、この冊子を例えば町民の方で欲しい方があれば渡せるのかどうか。それと、もう一つ私の案は、これをインターネットで発信していただいて、いろんなところの方が見て、これから提案箱で町長に実際に提案するなり、交流広場で意見を聞かせてもらったのを役場の方が見て、この塗り絵に色を塗っていったら、すばらしい長瀬町の将来ができるように、いかがでしょうか。これは企画財政課長でいいですか。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） この構想がお認めいただければ、概要を広報等に載せていきたいと考えております。当然そうなりますと、インターネットのホームページの方にもあわせて載せていきたいと思いますが、あくまでも限られたあれがあるので、概要になってしまいますから、この基本計画のような細かなところを全部というわけにはいかないと思いますが、今も第3次の基本構想について、インターネットでも掲載しておりますので、それらを踏まえてインターネットにも掲載していきたいと考えております。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 先ほど9番議員が、前の厚い冊子は私たちはもらってないという話なので、できればインターネットでこれを公表してもらえれば、これから予備軍の議会に来る人たちも今から勉強できるのだと思うので、ぜひ大まかにだけ説明するのではなく、このせっかくつったこの長瀬プランを、有

償だろうが何だろうが冊子売る、あるいはインターネットでこれを公表するということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（西山津智男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤敏行君） 先ほど申し上げましたように、またインターネットの方には現在の構想も、計画も載せてありますので、同じように載せていきたいと考えております。

○2番（関口雅敬君） 終わります。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 第4次長瀬町総合振興計画（案）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 正 午

再開 午後1時00分

○議長（西山津智男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第21号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第5、議案第21号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬公平委員会委員、小池勉男氏の任期は平成19年4月30日で満了となりますが、引き続き小池氏を委員として選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第21号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり同意されました。



◎議案第22号の説明、採決

○議長（西山津智男君） 日程第6、議案第22号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案を事務局に配付いたします。

〔事務局議案配付〕

○議長（西山津智男君） 事務局長に議案の朗読をいたします。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬公平委員会委員、滝上利彦氏の任期は平成19年4月30日で満了となりますが、引き続き滝上氏を委員として選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西山津智男君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第21号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり同意されました。



◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第7、発議案第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を大澤タキ江君に求めます。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 発議案第1号について趣旨説明をいたします。

長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨説明。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会会議規則の一部を改正する必要が生じたので、改正するものです。

現在、議会側からの発議案は、議員が所定の賛成者とともに連署し、その案を備え、理由をつけ議長に提出するしかなかったわけですが、今回の改正で委員会でも提出できることとなるものです。

以上で趣旨説明を終わります。なお、条文等は参考資料の新旧対照表のとおりとなりますので、ご了承ください。

○議長（西山津智男君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第1号 長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第8、発議案第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいただきます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を大澤タキ江君に求めます。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、長瀬議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明を行います。

一つは、次の改選期から議員定数が14議席から10議席となることから、常任委員会委員数の配分を考えなければならないが、常任委員会の持つべき「専門的な調査と審査を行う機能」を保障する委員数を確保しなければならないものとの思いから、議員間で協議を重ねてまいりました。その結果として、現在の3委員会制から委員数をそれぞれ5名とする二つの常任委員会に再編することといたしました。

もう一点は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会条例の一部を改正する必要が生じたため改正するものです。現在は各委員会委員の選任は議長が議会に諮って指名することになっておりますので、閉会中は選任できなかったのですが、今回の改正で閉会中でも議長が指名することができることになります。それから、常任委員会の所属の変更も閉会中は議長が変更できることになるとともに、委員の閉会中の辞任についても、議長が許可することができることになります。

以上で趣旨説明を終わります。なお、条文等は参考資料の新旧対照表のとおりとなりますので、ご了承ください。

○議長（西山津智男君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第2号 長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第9、発議案第3号 蓬来島とその周辺地域の良い環境管理の継続を求める意見書を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を関口雅敬君に求めます。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、蓬来島とその周辺地域の良い環境管理の継続を求める意見書の趣旨説明を行います。

これまで、旧白鳥荘と蓬来島とその周辺地域は、埼玉県により一括管理されてきました。このたび旧白鳥荘が民間へ売却されることになり、蓬来島とその周辺地域は引き続き埼玉県が保有することとなっている。

蓬来島は、町でも美景を残す場所として長瀬八景に認定されているところであります。島の南側には蓬来稲荷が祭られ、北側には荒川を往来した渡し船の記念碑も建立されている。このようにこの地域は古くから地元住民に親しまれ、心のよりどころとなってきた場所でございます。蓬来島へ渡る唯一の橋も流されたときには、蓬来島へ渡るのに困難な状況になることから、埼玉県の適切な処置により良好な環境を回復することができました。

よって、我々は旧白鳥荘が売却された後、蓬来島と周辺地域が放置され、荒廃することのないよう、埼玉県が適切な環境管理を継続することを強く希望するものであります。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（西山津智男君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

14番、渡辺強君。

○14番（渡辺 強君） では、この発議案に対して賛成の立場から質問したいと思います。

それで、質問の中身は、一つは、私どもがホンダに行ったときに、白鳥荘、結局売りに出ているというか、要するに廃止されたということで、ホンダの方で保養地としてというようなことを私が質問したのですけれども、ホンダではすぐには回答できなかったのですけれども、この白鳥荘は今現在どういう状態なのか。今関口議員の説明の中では要するに民間に売却されるというふうに書いてありますけれども、知っていた範囲でいいですけれども、教えていただきたい。

それで、もう一つは、私はあの蓬来島の周辺にはキャンプ場がありまして、移動の人ばかりではなくて、私長瀬町民また観光客が水辺に遊びに来るというか、かなりの人がキャンプにも来ますし、またあの辺は、要するに散策に来るわけですけれども、特に思うのは、あのところにはやはり県というか、荒川の河川というのは要するに国が管理しているわけですから、どういうふうな境になっているかというのはわからなくて、入ってきた人が蓬来島から入ってきて、水管橋の下をくぐっていくと、入場料を取られたり、あといろいろな文句は言われたりで、その境がわからなくて、観光客も含めてやはりきちんと境をしてほしいというような意見も出ているのです、昔から、前から。そういう点ではどういうふうにすればいいかと

いうのは、なかなか改善されないのですけれども、どういうふうになっているのかなについて、答えられたら答えていただきたい。

もう一つは、国体をやった河川敷の問題ですけれども、あれも結局あの広い河川敷が何かやはりどういうふう管理されているのか。個人か民間かいろいろ埼玉県がやっているのかというような問題がきちんとされてないような感じがするのですけれども、それについて失礼ですけれども、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 今私のこの蓬来島の件に関しまして、旧白鳥荘は私も渡辺議員と同じに長瀬町議員という立場であり、旧白鳥荘と申しますか、白鳥荘は県の持ち物で競売にかけられているという状況で、その後どういうふうになっているかどうかは私は一切聞かされておられません。私はその周辺の蓬来島についての環境を維持してもらいたいという請願を出しました。今渡辺さんの三つの質問については、私が出したこの件とは全然違ってしますので、間違えたことを私がここで発表しても何ともなりませんので、後日関係の部署に質問をしていただきたいということをお願いして、私の答弁でいいでしょうか。

○14番（渡辺 強君） はい、わかりました。

○議長（西山津智男君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第3号 蓬来島とその周辺地域の良好な環境管理の継続を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（西山津智男君） 日程第10、発議案第4号 給食費未納の解消に関する決議を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（西山津智男君） 趣旨説明を関口雅敬君に求めます。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、給食費未納の解消に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

さきに文部科学省が公表した学校給食費の全国調査の結果によって、全国的に給食費の未納額が多いことが明らかにされました。我が町でも給食費未納問題は事あるごとに議会で取り上げられ、その解消につ

いて注視されてきた経緯があります。このたび調査結果の公表に当たって、町民の方たちもこの問題に対して大きな興味と関心を寄せているとともに、未納者に対する激しい憤りを感じたことは言うまでもありません。

戦後食糧事情が乏しい時期に広まった学校給食制度は、児童生徒に等しく栄養価にすぐれた食生活を提供し、身体の健全な発達を促す目的で整備された制度です。食糧事情が改善された今でも食に関する基礎知識と食を選ぶ力を身につける食育に寄与することから、学校給食制度はその存在意義は失うことはありません。

このように児童生徒の発育に欠くことのできない学校給食の食費を賄うのは、我が子の健やかな成長を心から望む保護者の務めであり、そのことは学校給食法にも明記されています。しかし、私が払わなくても我が子の給食がとめられることはないだろうとか、義務教育にかかわる費用は無償のはずだから払わないとか、そういった自分本位の考え方で共同社会の一員としての責務を放棄するようなことが、給食費の未納問題の根底にあることは事実です。こうした倫理観に失する行為は社会的な公平性を欠くことばかりか、親を模範とする子供の教育上、影響を及ぼしかねず、決して許すことのできないことです。ただし、経済的な問題を抱え、給食費を払いたくても払えない保護者がいることもまた事実であり、こうした人たちを支援するために生活保護や育英金といった制度の周知徹底と利活用を進めることもまた必要と考えます。

当町では未納額解消のために給食センター職員たちが個別訪問や電話催告を行うなど努力されているものの、なかなか成果が上がらない状況にあります。そこで、集金袋による給食費の集金制度を導入したり、裁判所への催告申し立てを行ったりして効果を上げている自治体もあることから、これらの先例を参考にして当町に合った実効性ある解決策を早期に講じる必要を感じます。

以上のことから、現在未納額の解消と新たな未納者を生まない体制づくりに向け、町民を初め当議会、それから町当局と連携し、ともに努力していくことをここに決議するものです。

なお、我々議員は本年の4月末日をもって任期満了となりますが、この決議が議決されれば、住民代表である議会の意思として、その後も有効性を失われることがないことをここに保証するものです。

以上、この決議に関する趣旨説明を終わります。

○議長（西山津智男君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） 1点だけお伺いいたします。

長瀬町議会が町民を初め町当局と連携しと書いてございますけれども、具体的に給食費徴収委員会ですとか、そういうものをつくられるというようなそういう考えで臨んでいらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） 給食費のその問題については、給食運営委員会に持っていくようにこれからこの決議がなされれば、町当局の方でもそのように、どういう方法がいいか考えていただけたと思います。

○議長（西山津智男君） 8番、大澤タキ江君。

○8番（大澤タキ江君） それでは、委員会の方で決めたのでしょうかけれども、とりあえずは案としては出してないということですね。

○議長（西山津智男君） 2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） これは委員会で決まったことでなく、私個人で発議を出しておりますので、委員会には説明していませんし、私もその立場を利用して発言はしておりません。ただ、ここにも書いてあるとおり議会で議決をされれば、後にもこれは有効に役立ってもらえるということで提出してあります。

○議長（西山津智男君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第4号 給食費未納の解消に関する決議を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（西山津智男君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎常任委員会所管事務調査の委員長報告の件

○議長（西山津智男君） 日程第11、常任委員会所管事務調査の委員長報告を行います。

民生教育常任委員会委員長、お願いいたします。

2番、関口雅敬君。

○2番（関口雅敬君） それでは、民生教育常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会は、染野委員、渡辺委員、大島委員、村田副委員長、委員長、関口の5名で行ってまいりました。所管事務調査を実施したので、その結果を長瀬町議会会議規則第76号の規定により、次のとおり報告いたします。

1、調査事項。教育・児童福祉施設の地震対策について。

2、調査の方法。資料による検討及び参考人から意見聴取、先進事例の視察。

3、調査の期日。

平成18年10月11日、参考人からの意見聴取を行いました。

10月19日、資料の検討。

11月20日、先進事例の視察。

平成19年3月7日、委員全員にて調査の取りまとめ、報告書の内容を協議いたしました。

4、調査の結果及び意見。

町内の小中学校及び保育所建物の地震対策について調査した結果と意見は次のとおりです。

（1）、小中学校について。

ア、建物の正確な耐震性を把握する必要があることから、全棟に対する2次診断を早期に完了させること。

イ、診断の結果は直ちにこれを公表し、保護者の理解を得ること。

ウ、建物の耐震化に当たっては、国・県の補助制度を適切に活用し、町の財政にかかる負担を最小限にとどめること。

エ、各校とも災害時の避難所として指定されていることから、建物の維持管理に不断の努力を怠らないこと。

(2)、保育所について。

町内にある保育所はいずれも民営であるが、町はこれらの保育所に児童保育を委託する関係にあることから、建物の耐震化の必要があると認められるときは、事業者と十分な協議を行い、適切な措置が講じられるよう支援すること。

以上、民生教育常任委員会所管事務調査報告を行いました。

○議長（西山津智男君） 以上で常任委員会所管事務調査の委員長報告を終了いたします。



◎町長あいさつ

○議長（西山津智男君） 以上で、今期定例会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長よりあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 閉会のごあいさつの前に、先ほど染野議員からのご指摘がありましたことについて、資料がありますので、ご報告だけ申し上げます。

平成11年の7月13日、町長決裁の文書でありまして、シンボルマークの意義とシンボルマークの設定、それから町章との違いがありまして、一番最後に、広く各種団体、町民の方に活用していただくものだという文書があります。これを後で印刷をして議員の皆様にお届けをいたします。

それから、シンボルマークの使用に当たってという一文がありまして、シンボルマークは原則としてどなたでも使用できますが、次の場合は使用することができません。1、町の信用や品位を損なうと認められるとき。2、使用者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合。3、その他。その使用が不適当と認められる場合の三つは排除するということになっております。

以上でございます。

それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。

今議会では、平成19年度当初予算を初め、当面する町政の重要案件議案を提案いたしましたが、大変慎重にご審議をいただき、議決等をいただき、まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきました意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

平成19年度は、長瀬町にとって今年度以上に厳しい年になることが予想されるわけですが、新しい組織体制の中でさらに気持ちを引き締め、住民サービスを低下させることのないよう、前向きに取り組んでまいり所存でございます。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会が任期最後の定例議会となったわけでございますが、長い間本当にご苦労さまでございました。この4年間は長瀬町にとってかつてない変動の時期であり、いろいろな諸問題を執行部とともに果敢に取り組んでいただき、感謝申し上げます。来月22日には町議会議員選

挙が予定されておりますが、明るく公正な選挙に心がけていただき、また悔いのない選挙戦を進めていただき、再びこの場でお会いしたいと存じます。

新年度も当面する事業、課題などに対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

重ねてになりますが、皆様のますますのご活躍とご健闘をお祈りいたしまして、閉会のごあいさついたします。長い間ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（西山津智男君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、平成19年度当初予算を初め、条例の改正等町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成19年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後2時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 6月14日

議 長 西 山 津 智 男

署 名 議 員 野 口 清

署 名 議 員 岩 田 義 和

署 名 議 員 染 野 光 谷